

みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東

江東区長期計画の展開

2018



スポーツと人情が熱いまち

江東区

「江東区長期計画の展開2018」策定にあたって

本区は、基本構想に定める区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」を具体化させるため、平成 22 年 3 月に長期計画を策定し、区民の皆さんとともに、全ての人が生き生きと暮らせるまちの実現に取り組んできました。

長期計画の折り返し地点を迎えた平成 27 年 3 月には、長期計画策定時には想定し得なかった社会経済情勢の変化や多様化する区民ニーズに的確に対応するため、長期計画（後期）を策定いたしました。

このたび策定した「江東区長期計画の展開 2018」は、この長期計画（後期）を着実に実施するため、行政評価及び社会状況の変化等に基づく新たな事業展開や既存事業の見直し等についてお示しするものであり、未来の江東区づくりに向けた区政の最新の方向性を明らかにするものです。

本区の区政運営やまちづくりに極めて大きな影響を及ぼす「築地市場の豊洲移転整備」や「中央防波堤埋立地の帰属」の重要課題では、区民・区議会のご理解ご協力のもと、本区の揺るぎない強い姿勢を示しております。また、開催が近づく東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備のほか、南部地域のまちづくりや緑化の推進、保育待機児童の解消、高齢者・障害者福祉の推進など、本区を取り巻く諸課題は多岐にわたっています。

このため、「江東区長期計画の展開 2018」では、長期計画（後期）で掲げた重点プロジェクトや主要事業を着実に推進するとともに、施策の目標を実現するための新たな取り組みについても意欲的に展開していくこととしています。一方で、外部評価を取り入れた行政評価システムの活用により、施策・事務事業の見直しを行うなど、効果的・効率的な行財政運営の実現にも努めてまいります。

また、今後も「SPORTS & SUPPORTS KOTO City in TOKYO スポーツと人情が熱いまち 江東区」のブランドコンセプトを踏まえ、本区の魅力を国内外に積極的・戦略的に発信してまいります。

まちの活力と言える人口は 51 万人を突破し、今なお増加を続けています。長期計画（後期）に掲げる各施策の目標を達成するため、「意欲」「スピード」「思いやり」の合言葉のもと、「チーム江東」一丸となって 50 万都市・江東の発展に邁進してまいりますので、区民の皆様におかれましても、未来の江東区のまちづくりに向け、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

江東区長
山崎孝明

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 財政計画	3
第3章 重要課題・重点プロジェクト	7
I 重要課題	8
1. 築地市場の豊洲移転整備	8
2. 中央防波堤埋立地の帰属	9
II 重点プロジェクト	11
1. オリンピック・パラリンピック開催への準備	11
2. 南部地域における公共施設の整備	12
3. 緑化・温暖化対策の推進	13
4. 子育て・教育環境の整備	14
5. 高齢者・障害者関連施設の整備	15
6. 南北交通の利便性の向上	16
7. 災害に強いまちづくりの推進	17
第4章 主要事業	19
第5章 新たな取り組み等（平成30年度当初予算）	77
第6章 平成29年度行政評価	85
1. 行政評価システムの概要	87
2. 施策評価	93
3. 事務事業評価	217
4. 事業の見直し（平成30年度当初予算）	241
5. 参考資料	245

第 1 章

は じ め に

本区は、平成 22 年 3 月に今後 10 年間の区のまちづくりと区政運営の具体的指針となる「江東区長期計画」を策定しました。

長期計画策定後、東日本大震災の発生や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催決定、南部地域を中心とする人口の増加など、区民生活や区政を取り巻く環境は大きく変化し、それにともない新たな課題も生まれていることから、長期計画策定時には想定し得なかった社会経済情勢の変化や多様化する区民ニーズに的確に対応するため、平成 27 年 3 月には、「江東区長期計画（後期）」を策定しました。

この長期計画を推進するにあたっては、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、特に重点的に取り組むべき事業として掲げている主要事業の見直しや新たな主要事業の選定、その他の事務事業の見直し等を毎年度行うこととしています。

「江東区長期計画の展開 2018」は、こうした見直しを踏まえた主要事業の平成 30 年度の事業量及び事業費を改めて示すとともに、主要事業以外の事務事業に関する新たな取り組み等についても公表し、今後の区政運営について、その具体的な取り組みを明らかにすることを目的として策定したものです。

また、併せて平成 29 年度における行政評価の結果を掲載することにより、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとして示し、長期計画を展開するにあたっての課題と、それを踏まえた今後の取り組みの方向性について、区民に分かりやすく説明することも目的としています。

区は、この「江東区長期計画の展開 2018」に基づき、長期計画の着実な実施を図っていきます。

なお、今後の公共施設等の維持管理・更新にあたっては、平成 29 年 3 月に策定した「江東区公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に実施していきます。

さらに、本区の地方版総合戦略である「地方創生における子育て支援策」については、引き続き関連施策に取り組んでいきます。

そして、今後の本区のまちづくりに極めて大きな影響を及ぼす「築地市場の豊洲移転整備」と「中央防波堤埋立地の帰属」の 2 つの重要課題についても、状況の変化を的確に捉え、区一丸となって適時適切な対応を行っていきます。

第2章

財 政 計 画

1. 財政計画の考え方

わが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。しかし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響に留意する必要があります。

本区の財政計画においては、特別区税は納税義務者数の増や所得環境の改善などから増収となるものの、ふるさと納税による減収の影響や、地方消費税交付金の税制改正の影響などから、楽観視できる状況ではありません。こうした中、長期計画の着実な推進、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を始めとした新たな行政需要に適切に対応するためには、その裏付けとなる財源を担保することが必要です。

このため、引き続き効率的かつ効果的な行財政運営に努めるとともに、後年度負担に十分配慮しながら、これまで培ってきた基金や起債などの財政力を活用し、2か年の財政計画を策定しました。

2. 財政収支推計の方法

平成30年度については当初予算計上額とし、平成31年度の財政計画については、現行の行財政制度によることを前提として、人口推計や主要経済指標等に基づき、次のように推計しました。

【歳 入】

① 特別区税

ふるさと納税の影響額を反映するとともに、納税義務者数及び経済成長率を考慮して推計しました。

② 特別区交付金

経済成長率等を考慮して交付額を推計しました。

③ 譲与税等

現行制度を前提に、主に経済成長率を考慮して推計しました。

④ 国・都支出金

現行制度を前提に、歳出の見込みに連動させて推計しました。

⑤ 繰入金

主要事業の計画に基づき、公共施設建設基金、学校施設改築等基金などを活用するとともに、年度間の財源調整として、財政調整基金を活用しました。

⑥ 特別区債

将来の財政負担を考慮し、活用を図りました。

⑦ その他の収入

人口増加や今後の事業計画、受益者負担等を踏まえて推計しました。

【歳 出】

① 人件費

行財政改革計画や今後の退職者の推移などを踏まえ推計しました。

② 扶助費

現行制度を前提に、人口増加や新たな福祉施設の運営費などにより、推計しました。

③ 公債費

特別区債について、既発行分及び発行見込額の元利償還金を推計しました。

④ 投資的経費

新規施設の整備及び既存施設の更新等、主要ハード事業に基づき推計しました。

⑤ その他の経費

人口増加や新規施設の整備等によるランニングコストなどを考慮して推計しました。

3. 長期計画財政内訳

① 一般会計財政収支見込

(単位：百万円、%)

区 分		平成30年度		平成30～31年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
歳 入	国・都支出金	47,452	24.6	96,242	24.6
	繰入金	14,147	7.3	31,478	8.1
	特別区債	508	0.3	1,302	0.3
	その他	10,410	5.4	21,001	5.4
	一般財源	120,435	62.4	240,603	61.6
	計	192,952	100.0	390,625	100.0
歳 出	義務的経費	97,185	50.4	196,236	50.2
	投資的経費	26,138	13.5	52,304	13.4
	その他の経費	69,630	36.1	142,085	36.4
	計	192,952	100.0	390,625	100.0

② 長期計画事業費内訳

(単位：百万円、%)

区 分		平成30年度		平成30～31年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
2 か年主要事業費		23,401	100.0	47,092	100.0
	主要ハード事業	17,954	76.7	35,996	76.4
	主要ソフト事業	5,447	23.3	11,096	23.6

※表示単位未満で四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合があります。

第3章

重要課題・重点プロジェクト

I 重要課題

江東区では、次に掲げる２つの課題について、まちづくりに大きな影響を与える重要課題として、状況の変化を的確に捉え、適時適切に対応します。

1. 築地市場の豊洲移転整備

平成 23 年 7 月、本区は、それまで東京都から協議を受けてきた築地市場の豊洲地区への移転整備について、新市場整備に伴う課題への対応を求めた上で、受入を了承しました。

都は、平成 28 年 8 月末、「安全性への懸念」等を理由として、豊洲市場への移転を延期しましたが、平成 29 年 6 月、都知事から「市場移転問題に関する基本方針」の中で、豊洲市場への移転等の方針が示され、平成 29 年 12 月には、開場日を平成 30 年 10 月 11 日とすることが決定されました。

豊洲市場の整備にあたり、特に重要な課題となる土壌汚染対策、交通対策、にぎわいの場の創出、そして環境まちづくりへの配慮についてはこれまでも都に対して強く求めてきました。今後も安全性を担保する万全の対策を求めることはもとより、これらの課題に対し、本区は全力を挙げて取り組んでいきます。

また、豊洲市場の開場にあたっては、本区との十分な協議・調整を経たうえで進めるよう、引き続き、都に求めてまいります。

(1) 土壌汚染対策の確実な実施

土壌汚染対策は、豊洲市場の整備にあたっての最重要課題です。

本区は、豊洲市場の主要施設下で盛り土がされていなかった問題により、「安全性への懸念」が明らかとなって以降、市場用地の安全性を確保するために、専門家会議における専門的見地からの検証を適切に行うとともに、速やかに対策工事を実施することを求めてきました。

引き続き、都に対して、追加対策工事の着実な実施や地上部の大気及び地下水の水質に関する正確な情報発信などの取組状況の報告とともに、豊洲地区の風評被害を払拭するためにも、知事による安全宣言の実現を求めていきます。

(2) 交通対策の実施

豊洲市場の整備に伴い、多くの人が豊洲を訪れることが想定されます。本区は、必要性を増す本区の南北を結ぶ交通網の整備について、国や都、鉄道事業者等と緊密に連携し、豊洲一住吉間における地下鉄 8 号線（有楽町線）延伸の一日も早い実現やバス路線の新設など、公共交通網の充実に向けて、区民・区議会とともに取り組んでいきます。

また、交通渋滞及び路上駐車防止、さらに交通事故の防止等を含めた総合的な交通対策についても、都に求めていきます。

（３）市場と一体となったにぎわいの場の整備

豊洲市場の整備にあたっては、築地における場外市場のような、多くの区民や都民、観光客等が訪れるにぎわいの場を一体として整備することがまちづくりの観点から不可欠です。

本区は都に対し、豊洲市場を魅力あふれる東京の新たな観光名所として整備するとともに、にぎわいの継続性を重視し、地域・各種団体と連携のうえ、地域のまちづくりや活性化に貢献する取り組みを行うよう求めてきました。

現在、「市場移転問題に関する基本方針」に基づく築地再開発の動向が不透明な中、千客万来施設の事業予定者の進退が懸念されている状況であるため、都に対して、速やかに、都の方針を明確化させるとともに、総力を挙げて千客万来施設の早期開業を確実に実現させることを強く求めています。

(4) 環境まちづくりへの配慮

豊洲市場を含む豊洲ふ頭では、本区が平成 23 年 6 月に「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、環境先端拠点の形成を目指しています。本区は、豊洲市場整備にあたり同構想に定める環境まちづくりの方針に最大限配慮することを、都に求めています。

2. 中央防波堤埋立地の帰属

本区から接続する中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の帰属については、平成 28 年 4 月から行った大田区との協議では解決が図れなかったことから、平成 29 年 7 月 18 日、都に対して調停申請を行いました。その結果、地先の尊重という観点から等距離線方式が採用されるとともに、以下に掲げる本区の主張が概



東京都自治紛争処理委員による調停案

ね認められ、本区に約 9 割の面積が帰属する調停案が示されました。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催前までの早期解決を図るという両区の合意を尊重するとともに、調停案は中立的・合理的なものであることから、本区は区議会での全会派一致の議決を得て受諾しましたが、大田区はこれを拒否し、現在、本区を相手に境界確定の訴えを提起しています。本区として

は、司法的手続きにおいても本件の解決に向け、全力で取り組んでまいります。

（１）歴史的沿革

本区の地先には、歴史的に次々のごみ埋立処分場が造成され、東京 23 区のごみの終末処理を全て負わされてきたことに伴い、長年に渡り区民には多大な負担が強いられてきました。中央防波堤埋立地についても区民の犠牲の上に造成されたという歴史的な事実が変わりはありません。また、中央防波堤の埋立にあたっては、区の将来像を見据え、都と協議を重ね、一体的に推進してきています。都の調停案でも示されたとおり、このような歴史的沿革が帰属を判断する上での重要なポイントであることは明らかであります。

（２）行政上の便益

本区と中央防波堤埋立地は、第二航路海底トンネルや東京ゲートブリッジによって密接に繋がっており、平成 32 年 4 月には東京港臨港道路南北線（仮称）が開通予定であることから、今後一層、地理的接続性が高まります。

また、臨海地域の開発についても、その魅力・機能の向上を目指して、都と連携しながら取り組んでいます。

こうしたことから、中央防波堤埋立地が本区に帰属することは、行政権の行使・継続にあたって、利便性が高く、最大限の効果を発揮できるものであり、最も自然なことだと言えます。

（３）区民・区議会・行政一丸となった取り組み

中央防波堤埋立地の帰属問題の解決に向けては、区民や区議会の理解と協力が何より重要です。区民・区議会・行政が一丸となり、毅然とした強い姿勢で、主張内容の実現に向け、取り組んでいきます。

Ⅱ 重点プロジェクト

江東区では、次に掲げる 7 つの事業を、長期計画（後期）において特に重点的に取り組むべき「重点プロジェクト」と位置づけ、着実な実施を図ります。

1. オリンピック・パラリンピック開催への準備

- 平成 32 年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、区内に数多くの競技会場が配置されることから、本区のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。
- 本大会を一極性・一過性に終わらせることなく、新たなレガシーを創出し、大会終了後も江東区が持続的に発展していくため、平成 27 年度に、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」を策定しました。
- オリンピック・パラリンピックに伴う事業の財源に充てるため、「東京オリンピック・パラリンピック基金」を設置し、会場周辺路線の無電柱化や道路の遮熱性舗装の整備を行うなど、開催に向けた環境整備を推進します。
- オリンピック・パラリンピック開催にあたっては、全庁体制で取り組んでいく必要があるため、平成 28 年 3 月に策定した「江東区オリンピック・パラリンピック開催準備プラン」の基本方針に基づき、計画的に事業を展開していきます。平成 30 年度は、東京都及び大会組織委員会において大会に関するボランティアの募集が開始されるなど、大会開催に向けた準備が本格化していくことから、気運醸成の取り組みを積極的に進めていきます。
- オリンピック・パラリンピック開催を契機として、江東区の魅力を国内外に発信していくために「江東区ブランディング戦略」に基づき、様々な取り組みを展開していきます。
- 今後とも、東京都や大会組織委員会等の動向を注視しつつ、オリンピック・パラリンピックの大会成功と江東区のさらなる発展に向け、必要な施策に取り組めます。



2. 南部地域における公共施設の整備

- 南部地域では、大規模開発の進展により人口増が続いており、今後も子育て世帯を中心に、行政需要の一層の拡大が予想されます。
- 区では、長期計画（前期）において、南部地域における急激な人口増に対応するため、豊洲シビックセンターの整備のほか、江東湾岸サテライト保育所を含む認可保育所や豊洲西小学校の整備等に取り組んできました。
- 現在の社会経済状況等のもとで、大規模開発やそれに基づく人口増の長期的な見通しを立てることは困難な状況にありますが、人口増や多様な区民ニーズに対応した公共施設の整備は必要であると考えています。
- 人口動向を注視しながら、認可保育所や子育て支援施設、小中学校、保健・福祉施設等、必要な公共施設の選定や整備時期、民間活力の活用も含めた効率的、効果的な整備手法、さらには必要な用地の確保等についても検討を進めていきます。
- 大規模開発の進展により、子育て世帯の増加が続く有明地区では、有明西学園を平成 30 年 4 月に開校するほか、地区内の大規模な住宅建設に併せ、事業計画地内に教育・保育需要に対応した幼保連携型認定こども園の整備を進めていきます（平成 32 年 4 月開設予定）。

3. 緑化・温暖化対策の推進

- 江東区みどり・温暖化対策基金を活用し、緑化と温暖化対策を積極的に推進します。
- 小学校の校庭の芝生化や、新築・改築等の区立施設における屋上・壁面緑化、道路の隙間緑化及び河川の護岸緑化を推進します。また、街路樹の本数を長期計画期間中に倍増させ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現を目指します。
- 屋上緑化や生垣緑化を行う区民・事業者に対し、工事費の一部を助成するとともに、みどりのコミュニティ講座を開催し、区民・事業者・区が一体となって緑化を推進します。
- 太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成するとともに、新築・改築等の区立施設に再生可能エネルギー設備や雨水を有効利用するための設備を可能な限り設置し、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減と地球温暖化の防止を図ります。
- 「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、積極的な木材利用の推進を通じて温暖化対策の一層の推進を図ります。なお、具体的な取り組みとして、有明西学園の整備にあたり、建物の木質化に加え、本区初の試みとして一部を木構造としています。



4. 子育て・教育環境の整備

- 認可保育所を積極的に整備し、定員の増を図ることにより待機児童の解消を目指します。また、認可外保育施設の認可保育施設への円滑な移行を推進します。
- 在宅で子育てをしている家庭に対しても、多様で柔軟かつきめ細かな在宅子育て支援サービスの充実を図ります。
- 「こうとう学びスタンダード」の確実な定着のために、小中学校に学びスタンダード強化講師を配置します。
- 本区初の小中一貫教育校として有明西学園を平成 30 年 4 月に開校し、9 年間の一貫した学びの充実を目指します。
- 既存の小中学校や幼稚園の改築・増築・大規模改修等を計画的に実施し、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができる教育環境の実現を図ります。
- 放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業「放課後子どもプラン」（愛称：江東きつずクラブ）を全小学校で実施し、こどもたちが放課後等に安全で安心して、楽しく過ごすことができる居場所・生活の場を提供します。
- 有明北地区における幼児教育及び保育需要に対応するため、幼保連携型認定こども園の整備を進めていきます。
- 児童会館の敷地を活用し、こどもの健やかな成長を総合的に支援するため、子ども家庭支援センターとこどもとしょかんを併設した児童向け複合施設の整備を計画化しました。

《事業計画》

		29 年度 (参考)	30 年度	31 年度
保育所定員増数 ※1	29 計画	1,070	1,089	1,060
	30 計画		1,094	1,279
有明西学園 ※2	29 計画	工事	開校	
	30 計画		開校	
放課後子どもプラン実施校	29 計画	45	46	46
	30 計画		46	46
認定こども園（新規整備数）	29 計画			1
	30 計画			1
児童向け複合施設 【新規】 ※3	29 計画			
	30 計画		設計	設計・工事

※1 認可保育所（小規模保育事業実施施設を含む）の定員増数

※2 有明西学園は小学校から中学校までの小中一貫教育を実施する義務教育学校です。

※3 児童向け複合施設は、33年度竣工予定。

○『長期計画の展開 2017』策定時に予定していたスケジュール・活動量等を「29 計画」、今回予定しているスケジュール・活動量等を「30 計画」と表記しています。

○別段記載する場合を除き、義務教育学校における前期課程（小学校段階に相当する6年間）は小学校に、後期課程（中学校段階に相当する3年間）は中学校に含んで記載をしています。

5. 高齢者・障害者関連施設の整備

- 高齢者が住みなれた地域で、必要な施設サービスを受けられる環境を整備するため、区内 16 か所目の特別養護老人ホームの整備を推進します。
- 比較的低額な料金で、すまいや食事、見守り等を提供する都市型軽費老人ホームの整備を推進します。
- 認知症高齢者グループホームの整備を推進し、東京都が定める整備目標をさらに上回る整備率を目指します。また、日常生活上の介護と機能訓練を行うとともに、希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護施設を整備し、在宅支援サービスの拡充を図ります。
- 障害者が、日常生活支援を受けながら、地域生活へ移行することを支援するため、日中活動の場も併設した障害者多機能型入所施設の整備を推進します。
- 児童会館の敷地を活用し、施設の老朽化への対応や定員増を図るため、特別養護老人ホームの整備を計画化しました。

《事業計画》

		29 年度 (参考)	30 年度	31 年度
特別養護老人ホーム (新規整備数)	29 計画			※
	30 計画			※
特別養護老人ホーム (改築)【新規】	29 計画			
	30 計画		※	
都市型軽費老人ホーム (新規整備数)	29 計画	1	1	1
	30 計画		1	1
認知症高齢者 グループホーム (新規整備数)	29 計画	3	1	1
	30 計画		2	1
小規模多機能型 居宅介護施設 (新規整備数)	29 計画	1	1	1
	30 計画		1	1
障害者多機能型 入所施設 (新規整備数)	29 計画			※
	30 計画			※

※ 特別養護老人ホーム(改築)は平成 30 年度に、特別養護老人ホーム(新規整備)及び障害者多機能型入所施設は平成 31 年度に設計に着手予定。

○特別養護老人ホーム(改築)は、児童会館敷地に移転整備します。

○『長期計画の展開 2017』策定時に予定していたスケジュール・活動量等を「29 計画」、今回予定しているスケジュール・活動量等を「30 計画」と表記しています。

6. 南北交通の利便性の向上

- 区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるために、地下鉄8号線（有楽町線）の延伸は必要不可欠です。
- 東京都が平成27年7月に発表した「広域交通ネットワーク計画について《交通政策審議会答申に向けた検討のまとめ》」においては、「東京8号線延伸（豊洲～住吉）」は「整備について優先的に検討すべき路線」とされています。
- 国土交通省の交通政策審議会が平成28年4月に発表した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）」においては、「東京8号線（有楽町線）の延伸（豊洲～住吉）」は「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置づけられています。
- 地下鉄8号線の延伸によって、東京都東部や千葉県北西部から臨海部への移動にかかる所要時間が短縮されるとともに、地下鉄東西線などにおける混雑の緩和が期待されています。また、本区には鉄道駅から比較的離れている地域が点在していますが、これらの鉄道不便地域が一部解消されます。
- 東京都が進めている豊洲市場の整備に伴い、多くの人々が豊洲を訪れることが想定されるため、交通対策が今後の大きな課題となります。この点からも、地下鉄8号線の延伸の必要性はますます高まっています。
- 区は、基金を設置して、地下鉄8号線の延伸に要する経費に充てるための積み立てを行うとともに、国や都、鉄道事業者等と緊密に連携し、豊洲～住吉間における地下鉄8号線延伸の一日も早い実現を目指します。



(出典：平成24年度 東京8号線(豊洲～住吉間)事業化検討委員会調査概要)

7. 災害に強いまちづくりの推進

- 区民の生命・安全を守る基礎自治体として、防災都市江東の推進を図るため、防災無線子局や小中学校へのへリサイン設置等、区内防災施設の整備を推進します。
- 震災時の火災による延焼が懸念される木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、不燃化推進特定整備地区（北砂三・四・五丁目地区）において、現地相談ステーションの運営や戸別訪問、老朽建築物除却助成、老朽建築物住替助成、不燃建替・不燃共同化建替（設計・監理）助成、小規模公園の整備、行き止まり道路の解消等に取り組むとともに、地区計画の策定等を進めていきます。
- 平成 32 年度までに、不燃化推進特定整備地区における不燃領域率 70%の実現を目指すとともに、不燃化特区推進事業で得た知見を活用し、不燃領域率の低いその他の地区においても、不燃化に向けた取り組みの進め方等を検討します。
- 大規模水害時における広域避難を具体化するため、墨田区、足立区、葛飾区、江戸川区とともに設置した「江東 5 区広域避難推進協議会」において、広域避難判断基準、広域避難対象者の絞り込み、移動困難者対策等の検討をさらに進め、5 区ハザードマップや広域避難行動計画等の策定に取り組んでいきます。

第4章

主 要 事 業

主 要 事 業 に つ い て

○ 主要事業とは

長期計画の分野別計画において施策ごとに定めた「施策が目指す江東区の姿」、「施策実現に関する指標」、「施策を実現するための取り組み」を実現・達成するために、特に重点的に取り組むべき事業を主要事業とします。

○ 主要事業の進行管理

「江東区長期計画の展開 2018」では、主要事業として 53 事業（主要ハード事業：34 事業、主要ソフト事業：19 事業）を選定・掲載しています。主要事業は、行政評価の結果や社会状況の変化等に伴う見直しを毎年行うこととし、事業量及び事業費の修正や、新たな主要事業を選定した結果については、毎年公表することとします。

【主要事業シートの見方】

※ 事業内容によって、シートの書式は異なります。

事業名			主要事業の名称			担当課名	
事業内容			実施する事業の内容を記載しています。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
		29計画					
		30計画	実施対象となる施設・事業について、年度ごとの活動量や内容を記載しています。				
		29計画					
		30計画					
事業費(千円)		29計画	30年度 30～31年度合計		長期計画の展開2017で 予定していた事業費		
		30計画	30年度 30～31年度合計		長期計画の展開2018で 予定している事業費		
備 考							

※ 「長期計画の展開 2017」策定時に予定していた活動量・事業費等を「29 計画」、今回予定している活動量・事業費等を「30 計画」と表記しています。

主要事業目次

- ：主要ハード事業
●：主要ソフト事業

施策1. 水辺と緑のネットワークづくり	ページ
○ 1. 区立公園の改修・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○ 2. 水辺・潮風の散歩道の整備・・・・・・・・	25
施策2. 身近な緑の育成	
○ 3. CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業・・・・・・・・	26
● 4. CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業・・・・・・・・	27
施策3. 地域からの環境保全	
● 5. 環境学習情報館運営事業・・・・・・・・	28
施策4. 循環型社会の形成	
● 6. 資源回収事業・・・・・・・・	29
施策5. 低炭素社会への転換	
● 7. 地球温暖化防止設備導入助成事業・・・・・・・・	30
● 8. 再生可能エネルギー等の活用・・・・・・・・	31
施策6. 保育サービスの充実	
○ 9. 保育園の整備・・・・・・・・	32
○ 10. 新制度移行化事業・・・・・・・・	33
施策7. 子育て家庭への支援	
○ 11. 児童向け複合施設の整備【新規】・・・・・・・・	34
○ 12. 子ども家庭支援センターの整備【新規】・・・・・・・・	34
施策8. 確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	
● 13. 確かな学力強化事業・・・・・・・・	35
施策9. 安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進	
○ 14. 校舎等の新增設・・・・・・・・	36
○ 15. 校舎等の改修・・・・・・・・	37
○ 16. 認定こども園の整備・・・・・・・・	39
● 17. 幼小中連携教育事業・・・・・・・・	39
施策12. 健全で安全な社会環境づくり	
○ 18. 児童館の改修・・・・・・・・	40
○ 19. 学童クラブの改修・・・・・・・・	41
○ 20. 江東きっずクラブの改修・・・・・・・・	42
● 21. 放課後子どもプラン事業・・・・・・・・	43
施策14. 区内中小企業の育成	
○ 22. 産業会館の改修・・・・・・・・	44

施策17. コミュニティの活性化	
○ 23. 地区集会所の改修・・・・・・・・・・・・・・・・	45
施策18. 地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	
○ 24. 文化学習施設の改修・・・・・・・・・・・・・・・・	46
○ 25. 屋外区民運動施設の改修・・・・・・・・・・・・・・・・	47
○ 26. 図書館の改修・・・・・・・・・・・・・・・・	48
施策21. 地域資源を活用した観光振興	
● 27. 観光活性化事業・・・・・・・・・・・・・・・・	49
施策25. 総合的な福祉の推進	
○ 28. 小規模多機能型居宅介護施設の整備・・・・・・・・	50
○ 29. 特別養護老人ホームの整備・・・・・・・・	50
○ 30. 認知症高齢者グループホームの整備・・・・・・・・	51
○ 31. 都市型軽費老人ホームの整備・・・・・・・・	51
○ 32. 障害者多機能型入所施設の整備・・・・・・・・	52
● 33. 福祉サービス第三者評価事業・・・・・・・・	53
施策26. 地域で支える福祉の充実	
● 34. 高齢者地域見守り支援事業・・・・・・・・	55
施策27. 自立と社会参加の促進	
● 35. 権利擁護推進事業・・・・・・・・	56
○ 36. 障害者福祉施設の改修・・・・・・・・	57
施策29. 住みよい住宅・住環境の形成	
○ 37. 区営住宅の改修・・・・・・・・	58
● 38. マンション計画修繕調査支援事業・・・・・・・・	59
施策30. ユニバーサルデザインのまちづくり	
○ 39. だれでもトイレの整備・・・・・・・・	60
● 40. ユニバーサルデザイン推進事業・・・・・・・・	60

施策31. 便利で快適な道路・交通網の整備

- 41. 都市計画道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 42. 道路の無電柱化・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 43. 主要生活道路の改修・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 44. 橋梁の改修・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 45. 街路灯の改修・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 46. 自転車駐車場の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

施策32. 災害に強い都市の形成

- 47. 細街路の拡幅整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 48. 民間建築物耐震促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 49. 不燃化特区推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 50. 防災施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

施策33. 地域防災力の強化

- 51. 民間防災組織育成事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

施策34. 事故や犯罪のないまちづくり

- 52. 生活安全対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

計画の実現に向けて

- 53. SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業・・・・・・・・ 73

【再掲】※主要事業におけるオリンピック・パラリンピック関連事業

- ◎ オリンピック・パラリンピック開催への準備・・・・・・・・ 74

施 策 1	水辺と緑のネットワークづくり
-------	----------------

事業名			区立公園の改修			河川公園課		
事業内容			老朽化した公園・児童遊園に新しい機能を盛り込み整備するほか、新たな公園整備を行います。					
活動量	施設名			29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	新設	(仮称)旧小名木川 保育園跡地公園	29計画		設計	工事	H31竣工	
			30計画		設計	工事	H31竣工	
	改修	仙台堀川公園	29計画	設計	工事	工事	H34竣工	
			30計画		設計・工事	工事	H34竣工	
		区立公園 (大規模改修)(園)	29計画	2	2	2		
			30計画		2	2		
		区立公園 (小規模改修)(園)	29計画	5	5	5		
			30計画		5	5		
		区立児童遊園 (大規模改修)(園)	29計画	2	2	2		
			30計画		2	2		
	区立児童遊園 (小規模改修)(園)	29計画	3	3	3			
		30計画		3	3			
事業費(千円)			29計画	30年度		409,894		
				30～31年度合計		1,164,021		
			30計画	30年度		415,494		
				30～31年度合計		1,169,621		
備考			・(仮称)旧小名木川保育園跡地公園の事業費は、「不燃化特区推進事業」の項に計上しています。 ・仙台堀川公園の設計は、平成25～29年度から25～30年度へ変更しました。					

事業名			水辺・潮風の散歩道の整備			河川公園課・施設保全課	
事業内容			河川の耐震護岸や運河の護岸を園路として整備し、連続性を確保します。 ・水辺の散歩道…河川の耐震護岸を緑化して河川並木を整備し、遊歩道として開放します。 ・潮風の散歩道…運河の護岸の上部を整備し、遊歩道として開放します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	水辺の散歩道 (m)	29計画	都の護岸整備に合わせ、整備				
		30計画		都の護岸整備に合わせ、整備			
	潮風の散歩道 (m)	29計画	80	520	250		
		30計画		340	250		
事業費(千円)		29計画	30年度		144,060		
			30～31年度合計		220,114		
		30計画	30年度		123,694		
			30～31年度合計		200,691		
備考		・平成31年度末の水辺の散歩道開放延長(都からの移管分含む)は20,500mとなります。 ・平成31年度末の潮風の散歩道開放延長は9,190mとなります。					

施 策 2	身近な緑の育成
-------	---------

事業名			CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業			管理課	
事業内容			「CITY IN THE GREEN」の実現を目指し、公共施設の緑化を推進します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	屋上・壁面緑化 (施設)	29計画	1	1	1		
		30計画		1	1		
	校庭芝生化 (校)	29計画	2	2	2		
		30計画		2	2		
	街路樹充実 (本)	29計画	900	900	900		
		30計画		900	900		
	道路隙間緑化 (m)	29計画	260	220	190		
		30計画		220	190		
	河川護岸緑化 (m)	29計画	160	180	410		
		30計画		180	410		
	事業費(千円)		29計画	30年度		16,739	
30～31年度合計				26,572			
30計画			30年度		19,087		
			30～31年度合計		30,257		
備考		・屋上・壁面緑化、校庭芝生化、街路樹充実の事業費は、各施設整備・改修事業の項に計上しています。 ・平成31年度末の屋上・壁面緑化施設数は56施設となります。 ・平成31年度末の校庭芝生化校数は32校となります。 ・平成31年度末の街路樹充実本数は19,582本となります。 ・平成31年度末の道路隙間緑化延長は2,734mとなります。 ・平成31年度末の河川護岸緑化延長は2,201mとなります。					

事業名			CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業			管理課	
事業内容			「CITY IN THE GREEN」の実現を目指し、区民・事業者・区が協働して身近な緑化を推進します。				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
みどりのコミュニティ 講座開催回数(回)	4	29計画	4	4	4		
		30計画		5	5		
事業費(千円)		29計画	30年度		25,916		
			30～31年度合計		37,889		
		30計画	30年度		31,902		
			30～31年度合計		47,610		
備 考							

施 策 3	地域からの環境保全
-------	-----------

事 業 名			環境学習情報館運営事業			温暖化対策課	
事 業 内 容			環境学習情報館(えこつくる江東)において環境保全の講習会や講座、展示等を実施し、区民が環境問題を理解し、環境に配慮した行動を積極的に行うことを支援します。 ・環境に関する情報の発信 ・環境保全に関する講演会や講座の開催 ・環境保全に関する体験学習プログラムの実施 ・環境保全活動を行う団体の育成				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
環境学習講座・ 啓発イベント 実施数(件)	236	29計画	230	235	240		
		30計画		235	240		
環境学習講座・ 啓発イベント・ 団体見学参加 者数(人)	31,967	29計画	28,900	29,000	29,100		
		30計画		29,000	29,100		
事業費(千円)		29計画	30年度		13,455		
			30～31年度合計		26,933		
		30計画	30年度		14,154		
			30～31年度合計		28,047		
備 考							

施 策 4	循環型社会の形成
-------	----------

事業名			資源回収事業			清掃リサイクル課・清掃事務所	
事業内容			区民が排出した資源物を分別収集し資源化するとともに、集団回収団体の活動を支援し、ごみの減量を図ります。 不燃ごみについては、全量を資源化します。 ・集積所回収・・・・・・集積所から、古紙、びん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック、発泡スチロール、乾電池、蛍光管を回収 ・拠点回収・・・・・・区関連施設等の回収拠点から、古着、小型家電を回収 ・ピックアップ回収・・・収集した粗大ごみから、小型家電を回収 ・集団回収・・・・・・実施団体等に対し、古紙・缶・古布などの回収量に見合った報奨金や補助金を支給				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
古紙 回収量(t)	5,370	29計画	5,859	6,174	6,519		
		30計画		5,704	5,818		
びん・缶・ペット ボトル回収量(t)	7,545	29計画	7,743	7,744	7,758		
		30計画		7,744	7,758		
容器包装プラス チック回収量(t)	2,114	29計画	2,129	2,129	2,133		
		30計画		2,129	2,133		
発泡スチロール 回収量(t)	195	29計画	192	192	192		
		30計画		192	192		
乾電池 回収量(t)	51	29計画	50	50	50		
		30計画		73	73		
蛍光管 回収量(t)	37	29計画	40	40	40		
		30計画		54	54		
古着 回収量(t)	84	29計画	99	100	102		
		30計画		97	97		
小型家電 (拠点回収) 回収量(t)	3	29計画	4	4	4		
		30計画		4	4		
小型家電 (ピックアップ回収) 回収量(t)【新規】		29計画					
		30計画		400	400		
集団回収 回収量(t)	14,486	29計画	15,371	15,774	16,184		
		30計画		15,695	15,950		
不燃ごみ(乾電池、 蛍光管等除く) 回収量(t)【新規】		29計画					
		30計画		2,790	2,790		
事業費(千円)		29計画	30年度			1,452,124	
			30～31年度合計			2,917,075	
		30計画	30年度			1,598,648	
			30～31年度合計			3,221,082	
備考							

施 策 5	低炭素社会への転換
-------	-----------

事 業 名			地球温暖化防止設備導入助成事業			温暖化対策課
事 業 内 容			太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成し、地球温暖化対策を推進します。			
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要
太陽光発電 システム 助成件数(件)	21	29計画	45	45	45	
		30計画		35	35	
太陽光発電 システム (集合住宅) 助成件数(件)	0	29計画	1	1	1	
		30計画		1	1	
CO ₂ 冷媒 ヒートポンプ 助成件数(件)	11	29計画	50	50	50	
		30計画		20	20	
家庭用燃料 電池装置 助成件数(件)	77	29計画	80	80	80	
		30計画		80	80	
エネルギー管理 システム機器 助成件数(件)	6	29計画	45	45	45	
		30計画		20	20	
エネルギー管理 システム機器 (集合住宅) 助成件数(件)	0	29計画	5	5	5	
		30計画		3	3	
高反射率塗装 助成件数(件)	19	29計画	30	30	30	
		30計画		30	30	
高反射率塗装 (集合住宅) 助成件数(件)	11	29計画	5	5	5	
		30計画		5	5	
次世代自動車 助成件数(件)		29計画	20	20	20	
		30計画		20	20	
蓄電池 助成件数(件)		29計画	10	10	10	
		30計画		10	10	
蓄電池 (集合住宅) 助成件数(件)		29計画	5	5	5	
		30計画		5	5	
高断熱サッシ 助成件数(件) 【新規】		29計画				
		30計画		30	30	
高断熱サッシ (集合住宅) 助成件数(件) 【新規】		29計画				
		30計画		1	1	

事業費(千円)	29計画	30年度	41,472	
		30～31年度合計	82,945	
	30計画	30年度	41,470	
		30～31年度合計	82,942	
備 考	次世代自動車及び蓄電池に対する助成は、平成29年度から実施しています。			

事業名			再生可能エネルギー等の活用			温暖化対策課	
事業内容			区立施設の新築・改築等の機会を捉え、再生可能エネルギーを利用した太陽光発電システムや、雨水を有効利用するための設備を可能な限り設置し、江東区におけるCO ₂ 排出削減と環境負荷の軽減を図ります。				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
太陽光発電 施設数 (施設・累計)	13	29計画	14	15	16		
		30計画		15	16		
雨水利用 施設数 (施設・累計)	53	29計画	54	55	56		
		30計画		55	56		
事業費(千円)		29計画	30年度			0	
			30～31年度合計			0	
		30計画	30年度			0	
			30～31年度合計			0	
備考		事業費は、各施設整備・改修事業の項に計上しています。					

施 策 6	保育サービスの充実
-------	-----------

事業名			保育園の整備			保育計画課		
事業内容			民設民営により保育園を整備するほか、既存保育園の改築に合わせて定員の増を図り、待機児童の解消を目指します。 【待機児童数】現状(平成29年4月1日):322人					
活動量増改築	施設名			29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	定員増数(人)		29計画	1,070	1,089	1,060		
			30計画		1,094	1,279		
	大島 保育園	29計画	工事	工事				
		30計画		工事				
	豊洲 保育園	29計画	工事	工事	工事	H32竣工		
		30計画		工事	工事	H32竣工		
	辰巳第二 保育園	29計画	工事	工事	工事	H31竣工		
		30計画		工事	工事	H32竣工		
	辰巳第三 保育園	29計画	都営住宅の建替計画に合わせ、都と協議の上決定				H34竣工	
		30計画						
	事業費(千円)			29計画	30年度		2,090,634	
30～31年度合計					4,123,214			
30計画				30年度		3,368,879		
				30～31年度合計		6,322,292		
備 考			・辰巳第二保育園の工事は、平成29～31年度から30～32年度へ変更しました。 ・「29計画」で対象施設となっていた辰巳第三保育園は、平成32年度以降の実施となりました。 ・平成31年度末の認可保育施設の定員数は14,977人となります。					

事業名			新制度移行化事業			保育計画課	
事業内容			認可外保育施設が円滑に認可保育施設へと移行できるよう、改修経費の一部を補助します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	認可保育所 (施設)	29計画	13	11	—		
		30計画		11	—		
	小規模保育事業 実施施設(施設)	29計画	1	2	—		
		30計画		2	—		
	事業費(千円)		29計画	30年度		254,805	
30～31年度合計				254,805			
30計画			30年度		254,805		
			30～31年度合計		254,805		
備 考							

施 策 7	子育て家庭への支援
-------	-----------

事業名			児童向け複合施設の整備【新規】			子育て支援課・江東図書館	
事業内容			児童会館敷地に子ども家庭支援センター・こどもとしょかんを併設した児童向け複合施設を整備します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	児童向け複合施設	29計画					
		30計画		設計	設計・工事	H33竣工	
事業費(千円)		29計画	30年度		0		
			30～31年度合計		0		
		30計画	30年度		35,056		
			30～31年度合計		297,269		
備考							

事業名			子ども家庭支援センターの整備【新規】			子育て支援課	
事業内容			子育て支援策の充実を図るため、子ども家庭支援センターを整備します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	子ども家庭支援センター	29計画					
		30計画		設計	設計・工事	H33竣工	
事業費(千円)		29計画	30年度		0		
			30～31年度合計		0		
		30計画	30年度		0		
			30～31年度合計		0		
備考		・子ども家庭支援センターは、児童会館敷地における児童向け複合施設に整備します。 ・子ども家庭支援センターの事業費は、「児童向け複合施設の整備」の項に計上しています。					

施 策 8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成
-------	-----------------------

事業名			確かな学力強化事業			学校支援課	
事業内容			「こうとう学びスタンダード」の確実な定着のため、小中学校に学びスタンダード強化講師を配置します。 小学校では、学級数に応じて講師を配置し、国語・算数・体育の授業において、各学校の計画に基づき効果的な活用を図ります。 中学校では、国語・数学・英語の3科目に講師を配置します。				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
学びスタンダード 強化講師 配置人数 (小学校)(人)	182	29計画	186	199	201		
		30計画		190	201		
学びスタンダード 強化講師 配置人数 (中学校)(人)	56	29計画	69	69	69		
		30計画		72	72		
事業費(千円)		29計画	30年度		494,025		
			30～31年度合計		992,415		
		30計画	30年度		477,826		
			30～31年度合計		978,074		
備 考							

施 策 9	安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進
-------	-----------------------

事業名			校舎等の新增設			庶務課・学校施設課・学務課			
事業内容			マンション等の急増地域における児童・生徒の良好な学習環境を確保するため、校舎等を新設・増設します。						
活動量	施設名			29年度 (参考)	30年度	31年度	摘要		
	新設	有明西学園	29計画	工事					
			30計画						
	増築	平久小学校	29計画	設計	暫定増設	暫定増設	H31竣工		
			30計画		暫定増設	暫定増設	H31竣工		
		扇橋小学校	29計画	設計	暫定増設	暫定増設	H31竣工		
			30計画		暫定増設	暫定増設	H31竣工		
		東川小学校 【新規】	29計画						
			30計画		設計	暫定増設	H32竣工		
		豊洲西小学校	29計画		設計		H33竣工		
			30計画		設計	暫定増設	H32竣工		
	事業費(千円)			29計画	30年度		1,246,190		
					30～31年度合計		1,759,528		
				30計画	30年度		1,492,346		
30～31年度合計					3,035,043				
備考			・豊洲西小学校の暫定増設は、平成32～33年度から31～32年度へ変更しました。 ・平成31年度末の小学校の施設数は45校となります。 ・平成31年度末の中学校の施設数は23校となります。 ・平成31年度末の義務教育学校の施設数は1校となります。						

事業名			校舎等の改修			学校施設課・学務課
事業内容			小学校、中学校及び幼稚園等について、各設備及び建物の改修を行います。			
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘要
	改築	第五大島小学校	29計画	工事		
			30計画	工事		
		香取小学校	29計画	設計	工事	H31竣工
			30計画	工事	工事	H31竣工
		第二大島中学校	29計画	設計	設計	H33竣工
			30計画	設計	設計	H34竣工
	改修	川南小学校 川南幼稚園	29計画	工事		
			30計画			
		東陽小学校	29計画	工事		
			30計画			
		辰巳小学校	29計画	工事		
			30計画			
		第二砂町小学校	29計画	工事		
			30計画	工事		
		砂町小学校	29計画	設計	工事	
			30計画	工事		
		枝川幼稚園	29計画	設計	工事	
			30計画	工事		
		なでしこ幼稚園	29計画	設計	工事	
			30計画	工事		
		辰巳中学校	29計画	改修対象施設の実施年次については、今後検討の上決定		
			30計画	設計	工事	H31竣工
		つばめ幼稚園	29計画	設計	工事	H31竣工
			30計画	設計	工事	H31竣工
		日光高原学園 【新規】	29計画			
			30計画	設計	工事	H31竣工
		深川第四中学校	29計画	設計	工事	H31竣工
			30計画		工事	H32竣工
		南砂中学校	29計画	改修対象施設の実施年次については、今後検討の上決定		
			30計画	設計		H33竣工
		数矢小学校	29計画	改修対象施設の実施年次については、今後検討の上決定		
			30計画		設計	H34竣工

活 動 量	小学校	29計画	改築・改修のほか、施設の状況に応じた小規模改修を 各校・園にて実施		
		30計画			
	中学校	29計画			
		30計画			
	幼稚園	29計画			
		30計画			
事業費(千円)		29計画	30年度	5,889,908	
			30～31年度合計	11,587,332	
		30計画	30年度	6,250,804	
			30～31年度合計	12,604,004	
備 考		・第二大島中学校の工事は、平成32～33年度から32～34年度へ変更しました。 ・辰巳中学校の設計・工事は、平成30～31年度となりました。 ・深川第四中学校の工事は、平成31年度から31～32年度へ変更しました。 ・南砂中学校は、平成30年度に設計、32～33年度に工事を行うこととなりました。 ・数矢小学校は、平成31年度に設計、33～34年度に工事を行うこととなりました。			

事業名			認定こども園の整備			学務課	
事業内容			認定こども園の整備により、地域の幼稚園需要を満たすとともに、保育園待機児の受け入れ機能も付加します。 【施設竣工年度】平成31年度：(仮称)武蔵野大学附属有明こども園				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	新規整備(園)	29計画			1		
		30計画			1		
事業費(千円)		29計画	30年度		0		
			30～31年度合計		0		
		30計画	30年度		0		
			30～31年度合計		0		
備 考							

事業名			幼小中連携教育事業			学校支援課	
事業内容			小学校1年生全学級に4～7月の間に「小1支援員」を配置し、「小1プロブレム」の防止等を目的とした生活指導・学習指導を行います。				
活動量	現状値 (29年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
小1支援員配置 学級数(学級)	139	29計画	146	163	162		
		30計画		145	162		
事業費(千円)		29計画	30年度		65,530		
			30～31年度合計		130,662		
		30計画	30年度		59,985		
			30～31年度合計		126,996		
備考							

施 策 12	健全で安全な社会環境づくり
--------	---------------

事 業 名			児童館の改修			放課後支援課	
事 業 内 容			児童館について、各設備及び建物の改修を行います。				
活 動 量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	平野児童館	29計画	工事				
		30計画					
	亀戸第三児童館	29計画	工事				
		30計画					
	小名木川児童館	29計画	工事				
		30計画					
	辰巳児童館	29計画			工事	H31竣工	
		30計画			工事	H31竣工	
	事業費(千円)		29計画	30年度		0	
30～31年度合計				18,399			
30計画			30年度		0		
			30～31年度合計		18,399		
備 考							

事業名			学童クラブの改修			放課後支援課		
事業内容			学童クラブについて、各設備及び建物の改修を行います。					
活動量	施設名			29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	平野 学童クラブ	29計画		工事				
		30計画						
	亀戸第三 学童クラブ	29計画		工事				
		30計画						
	塩浜 学童クラブ	29計画				工事	H31竣工	
		30計画				工事	H31竣工	
	豊洲四丁目 学童クラブ	29計画				工事	H31竣工	
		30計画				工事	H31竣工	
	辰巳 学童クラブ	29計画				工事	H31竣工	
		30計画				工事	H31竣工	
	東雲第三 学童クラブ	29計画			設計	工事	H31竣工	
		30計画				設計	H32竣工	
	南砂六丁目 学童クラブ	29計画				設計	H32竣工	
		30計画				設計	H32竣工	
	事業費(千円)		29計画	30年度			3,348	
30～31年度合計				142,519				
30計画			30年度			0		
			30～31年度合計			25,040		
備考		・辰巳学童クラブの事業費は、「辰巳児童館の改修」の項に計上しています。 ・東雲第三学童クラブの設計・工事は、平成30～31年度から31～32年度へ変更しました。						

事業名			江東きつずクラブの改修			放課後支援課			
事業内容			江東きつずクラブについて、各設備及び建物の改修を行います。						
活動量	施設名			29年度 (参考)	30年度	31年度	摘要		
	改	江東きつずクラブ 五大	29計画	工事	工事				
			30計画		工事				
	築	江東きつずクラブ 香取	29計画	設計	工事	工事	H31竣工		
			30計画		工事	工事	H31竣工		
	改修	江東きつずクラブ 川南	29計画	工事					
			30計画						
		江東きつずクラブ 東陽	29計画	工事					
			30計画						
		江東きつずクラブ 辰巳	29計画	工事					
			30計画						
		江東きつずクラブ 二砂	29計画		工事				
			30計画		工事				
		江東きつずクラブ 砂町	29計画	設計	工事				
			30計画		工事				
		江東きつずクラブ 数矢	29計画	改修対象施設の実施年次については、今後検討の上決定					
			30計画			設計	H34竣工		
	事業費(千円)			29計画	30年度		61,806		
					30～31年度合計		90,313		
				30計画	30年度		65,292		
					30～31年度合計		93,699		
備考			・江東きつずクラブ数矢は、平成31年度に設計、33～34年度に工事を行うこととなりました。 ・江東きつずクラブ五大、香取、二砂の工事費、江東きつずクラブ砂町、数矢の事業費は、「校舎等の改修」の項に計上しています。						

事業名			放課後子どもプラン事業			放課後支援課	
事業内容			小学校の施設を活用して、放課後子ども教室と学童クラブを連携・一体的に実施する「江東きつずクラブ」の整備・運営を推進し、全校での開設を目指します。 ・「遊び」「学び」「交流」の場の提供 ・学校教育、地域、家庭等との連携・協力 ・児童館等の各事業との連携 ・学童クラブ機能・スペースを確保するとともに育成時間を延長				
活動量	現状値 (29年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
放課後子ども プラン実施 小学校数(校)	45	29計画	45	46	46		
		30計画		46	46		
事業費(千円)		29計画	30年度			1,671,610	
			30～31年度合計			3,352,124	
		30計画	30年度			1,707,052	
			30～31年度合計			3,402,935	
備考							

施 策 14	区内中小企業の育成
--------	-----------

事 業 名			産業会館の改修			経済課	
事 業 内 容			産業会館について、各設備及び建物の改修を行います。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	産業会館	29計画		工事			
		30計画		工事			
事業費(千円)		29計画	30年度		17,820		
			30～31年度合計		17,820		
		30計画	30年度		66,852		
			30～31年度合計		66,852		
備 考							

施 策 17	コミュニティの活性化
--------	------------

事 業 名			地区集会所の改修			地域振興課		
事 業 内 容			地区集会所について、各設備及び建物の改修を行います。					
活 動 量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要		
	南砂北 地区集会所	29計画	工事					
		30計画						
	潮見 地区集会所	29計画		工事				
		30計画		工事				
	住吉 地区集会所	29計画		設計	工事	H31竣工		
		30計画		設計	工事	H31竣工		
	新大橋 地区集会所	29計画		設計		H32竣工		
		30計画		設計		H32竣工		
	事業費(千円)		29計画	30年度		37,781		
				30～31年度合計		73,894		
			30計画	30年度		49,658		
30～31年度合計				94,790				
備 考								

施 策 18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進
--------	-------------------------

事業名			文化学習施設の改修			文化観光課	
事業内容			文化センターについて、各設備及び建物の改修を行います。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	東大島 文化センター	29計画	工事	工事			
		30計画		工事			
事業費(千円)		29計画	30年度		745,944		
			30～31年度合計		745,944		
		30計画	30年度		632,086		
			30～31年度合計		632,086		
備考							

事業名			屋外区民運動施設の改修			スポーツ振興課		
事業内容			屋外区民運動施設について、各設備及び建物の改修を行います。					
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要		
	夢の島競技場	29計画	設計	工事	工事	H31竣工		
		30計画		工事	工事	H31竣工		
	新砂運動場	29計画	工事					
		30計画						
	夢の島野球場	29計画	工事		工事			
		30計画			工事			
	豊住庭球場	29計画	工事					
		30計画						
	荒川・砂町庭球場	29計画		工事				
		30計画		工事				
	深川庭球場	29計画			工事	H31竣工		
		30計画			工事	H31竣工		
	事業費(千円)		29計画	30年度		796,900		
				30～31年度合計		2,146,605		
			30計画	30年度		845,413		
30～31年度合計				2,440,937				
備考								

事業名			図書館の改修			江東図書館	
事業内容			図書館について、各設備及び建物の改修を行います。				
活動量	施設名			29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要
	改築	こどもとしょかん 【新規】	29計画				
			30計画		設計	設計・工事	H33竣工
	改修	亀戸図書館	29計画	工事			
			30計画				
	事業費(千円)			29計画	30年度		0
30～31年度合計					0		
30計画				30年度		0	
				30～31年度合計		0	
備考			・こどもとしょかんは、児童会館敷地における児童向け複合施設に移転整備します。 ・こどもとしょかんの事業費は、「児童向け複合施設の整備」の項に計上しています。				

施 策 21	地域資源を活用した観光振興
--------	---------------

事 業 名			観光活性化事業			文化観光課	
事 業 内 容			地域資源を活用した新たな観光施策を展開し、広く内外に観光情報をPRすることで江東区への来訪者を増やすとともに、おもてなしの心で迎える態勢を整え、観光客の満足度を高めます。 ・観光マップ・パンフレットの作成 ・外国語版観光マップ等の作成 ・日本政府観光局を活用した海外への誘客活動 ・周辺区と連携・協力した観光PR ・シャトルバスの運行				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
シャトルバス 運行日数(日)	119	29計画	118	118	118		
		30計画		118	118		
事業費(千円)		29計画	30年度		40,373		
			30～31年度合計		80,880		
		30計画	30年度		45,384		
			30～31年度合計		87,338		
備 考							

施 策 25	総合的な福祉の推進
--------	-----------

事業名			小規模多機能型居宅介護施設の整備			長寿応援課	
事業内容			通所利用者に対し、日常生活上の介護と機能訓練を行うとともに、希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供する小規模多機能型居宅介護施設の整備を推進します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	施設整備(施設)	29計画	1	1	1		
		30計画		1	1		
事業費(千円)		29計画	30年度		58,350		
			30～31年度合計		105,030		
		30計画	30年度		70,020		
			30～31年度合計		116,700		
備考		平成31年度末の施設数は7施設となります。					

事業名			特別養護老人ホームの整備			長寿応援課	
事業内容			日常全般の介護を行う特別養護老人ホームの整備を推進します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	新規整備 (場所未定)	29計画			設計		
		30計画			設計		
	改築 【新規】	29計画					
		30計画		設計		H33竣工	
	定員増数(人)	29計画					
30計画							
事業費(千円)		29計画	30年度		65,000		
			30～31年度合計		110,600		
		30計画	30年度		65,000		
			30～31年度合計		110,600		
備考		・改築は、児童会館敷地に移転整備します。 ・事業費には、既存施設への分割助成分を含みます。 ・平成31年度末の施設数は15施設となります。					

事業名			認知症高齢者グループホームの整備			長寿応援課	
事業内容			少人数での共同生活の中で、日常生活上の介護や機能訓練を提供する 認知症高齢者グループホームの整備を推進します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	新規整備(施設)	29計画	3	1	1		
		30計画		2	1		
	定員増数(人)	29計画	54	18	18		
		30計画		36	18		
事業費(千円)		29計画	30年度		112,000		
			30～31年度合計		224,000		
		30計画	30年度		220,650		
			30～31年度合計		318,250		
備考		平成31年度末の施設数は23施設となります。					

事業名			都市型軽費老人ホームの整備			長寿応援課	
事業内容			自立生活に不安のある低所得高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らせる都市型軽費老人ホームの整備を推進します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	新規整備(施設)	29計画	1	1	1		
		30計画		1	1		
	定員増数(人)	29計画	20	20	20		
		30計画		20	20		
	事業費(千円)		29計画	30年度		100,000	
30～31年度合計				200,000			
30計画			30年度		100,000		
			30～31年度合計		200,000		
備考		平成31年度末の施設数は7施設となります。					

事業名			障害者多機能型入所施設の整備			長寿応援課	
事業内容			障害者が、日常生活支援を受けながら、地域生活へ移行することを支援するため、日中活動の場も併設した障害者多機能型入所施設を整備します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	新規整備(1施設)	29計画			設計		
		30計画			設計		
事業費(千円)		29計画	30年度		0		
			30～31年度合計		0		
		30計画	30年度		0		
			30～31年度合計		0		
備 考							

事業名			福祉サービス第三者評価事業			福祉課・障害者支援課・塩浜福祉園・保育課
事業内容			民間事業者が運営する福祉施設に対し、東京都における福祉サービス第三者評価の受審費用を補助し、評価受審を推進するとともに、区立福祉施設においても同制度の受審を図ります。			
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘要
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護(施設)	0	29計画	3	0	0	
		30計画		0	0	
小規模多機能型 居宅介護施設 (施設)	0	29計画	3	2	1	
		30計画		1	1	
認知症高齢者 グループホーム (施設)	18	29計画	18	21	22	
		30計画		18	20	
特別養護老人ホーム (旧区立施設) (施設)	0	29計画	3	0	3	
		30計画		0	3	
介護老人保健 施設(施設)	2	29計画	1	4	1	
		30計画		4	1	
介護専用型 ケアハウス (施設)	0	29計画	2	0	0	
		30計画		1	0	
公設民営高齢者 通所介護施設 (施設)	1	29計画	0	0	1	
		30計画		0	1	
公設公営障害者 通所支援施設 (施設)	1	29計画	0	0	1	
		30計画		0	1	
公設民営障害者 通所支援施設等 (施設)	0	29計画	0	6	0	
		30計画		6	0	
民設民営障害者 通所支援施設 (施設)	9	29計画	16	8	9	
		30計画		10	9	
公設民営障害児 通所支援施設 (施設)	1	29計画	0	1	1	
		30計画		1	1	
民設民営障害児 通所支援施設 (施設)	2	29計画	5	5	2	
		30計画		13	12	
民設民営共同 生活援助事業所 (施設)		29計画	3	6	7	
		30計画		6	7	
公設公営 保育園(園)	11	29計画	9	10	10	
		30計画		10	10	
公設民営 保育園(園)	3	29計画	5	6	4	
		30計画		6	4	
民設民営 保育園(園)	7	29計画	13	18	23	
		30計画		23	17	

認定こども園(園)		29計画	3	0	0	
		30計画		1	1	
認証保育所 (施設)	19	29計画	14	20	21	
		30計画		20	18	
事業費(千円)		29計画	30年度		64,276	
			30～31年度合計		127,951	
		30計画	30年度		72,078	
			30～31年度合計		135,758	
備 考		民設民営共同生活援助事業所及び認定こども園は、平成29年度から実施しています。				

施 策 26	地域で支える福祉の充実
--------	-------------

事業名			高齢者地域見守り支援事業			長寿応援課	
事業内容			高齢者が社会的に孤立することなく暮らすことができるよう、地域の実情に応じた地域主体の見守り体制づくりを支援します。 ・セミナーの開催 ・支え合いマップの作成 ・活動実践発表会・交流会を通じた情報の共有化 ・見守り拠点開設への助成				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
サポート地域数 (地域)	6	29計画	8	8	8		
		30計画		8	8		
活動実践発表会・ 交流会開催回数 (回)	4	29計画	4	4	4		
		30計画		4	4		
見守り拠点 開設助成件数 (件)	3	29計画	8	8	8		
		30計画		8	8		
高齢者見守り 連絡会開催回数 (回)	1	29計画	1	1	1		
		30計画		1	1		
事業費(千円)		29計画	30年度		35,137		
			30～31年度合計		70,275		
		30計画	30年度		36,311		
			30～31年度合計		72,623		
備考							

施 策 27	自立と社会参加の促進
--------	------------

事 業 名			権利擁護推進事業			地域ケア推進課・障害者支援課・保健予防課	
事 業 内 容			判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する相談や助言、情報提供等の支援を行います。 判断能力を有する高齢者及び身体障害者のうち、日常生活を営むことが困難な人に対し、日常的な金銭管理の援助や通帳、書類等の預かりを行います。 利用者本人の財産や権利を本人に代わって保護する成年後見人等を選任する、成年後見制度の利用を支援します。				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
相談件数 (一般相談) (件)	9,112	29計画	9,060	9,286	9,519		
		30計画		9,286	9,519		
相談件数 (専門相談) (件)	136	29計画	140	140	140		
		30計画		140	140		
成年後見 区長申立件数 (件)	55	29計画	60	65	70		
		30計画		65	70		
事業費(千円)		29計画	30年度		37,054		
			30～31年度合計		74,580		
		30計画	30年度		43,494		
			30～31年度合計		82,565		
備 考							

事業名			障害者福祉施設の改修			長寿応援課・障害者支援課	
事業内容			障害者福祉施設について、各設備及び建物の改修を行います。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	東砂福祉園	29計画	工事				
		30計画					
	あすなろ作業所	29計画	工事				
		30計画					
	リバーハウス東砂	29計画	工事				
		30計画					
	ワークセンター つばさ	29計画		工事			
		30計画		工事			
	事業費(千円)		29計画	30年度		44,564	
30～31年度合計				44,564			
30計画			30年度		51,084		
			30～31年度合計		51,084		
備考							

施 策 29	住みよい住宅・住環境の形成
--------	---------------

事業名			区営住宅の改修			住宅課	
事業内容			区営住宅について、各設備及び建物の改修を行います。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘要	
	扇橋一丁目アパート	29計画	工事	工事	工事		
		30計画		工事	工事		
	塩浜住宅	29計画	工事	工事	工事		
		30計画		工事	工事		
	猿江一丁目アパート	29計画	工事	工事			
		30計画		工事			
	北砂二丁目アパート	29計画		工事			
		30計画		工事			
	大島五丁目住宅	29計画	工事	工事			
		30計画		工事			
	東砂八丁目住宅	29計画	工事	工事			
		30計画		工事			
	森下二丁目住宅	29計画		工事	工事		
		30計画		工事	工事		
	塩浜一丁目住宅	29計画	工事	工事	工事		
		30計画			工事		
	北砂七丁目住宅	29計画	工事		工事		
		30計画			工事		
	東陽一丁目住宅	29計画		工事			
		30計画		工事			
	東陽一丁目第二住宅	29計画			工事		
		30計画			工事		
事業費(千円)		29計画	30年度		99,439		
			30～31年度合計		238,204		
		30計画	30年度		77,968		
			30～31年度合計		219,303		
備考		塩浜一丁目住宅は、平成30年度に予定していた工事が不要となりました。					

事業名			マンション計画修繕調査支援事業			住宅課	
事業内容			大規模な修繕に取り組む目的で建物及び設備に関する修繕箇所や工事内容等の調査を実施する区内のマンションの管理組合等に対し、必要な調査費の補助を行います。				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
年間助成件数 (件)	24	29計画	35	35	35		
		30計画		35	35		
事業費(千円)		29計画	30年度		9,154		
			30～31年度合計		18,308		
		30計画	30年度		9,189		
			30～31年度合計		18,378		
備考							

施 策 30	ユニバーサルデザインのまちづくり
--------	------------------

事業名			だれでもトイレの整備			河川公園課	
事業内容			老朽化が進んだ公衆便所を障害者・高齢者・妊婦・乳幼児を連れている親等が利用しやすい「だれでもトイレ」として整備します。 平成31年度までにすべての公衆便所に洋式トイレを備え、外国人や高齢者等が利用しやすい公衆便所を整備します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	だれでもトイレ(か所)	29計画	5	5	5		
		30計画		5	5		
	洋式トイレ(か所)	29計画	15	15	15		
		30計画		15	15		
	事業費(千円)		29計画	30年度		66,089	
30～31年度合計				132,545			
30計画			30年度		79,529		
			30～31年度合計		145,985		
備考		・だれでもトイレの活動量には、「区立公園の改修」の項で実施する整備数を含みます。 ・平成31年度末のだれでもトイレ施設数は124か所となります。					

事業名			ユニバーサルデザイン推進事業			まちづくり推進課	
事業内容			ユニバーサルデザインに関する意識向上を図るため、ユニバーサルデザインのまちづくりワークショップ等を開催します。 ユニバーサルデザインのまちづくりハンドブックを区内の全小学校へ配付するとともに、小学校や金融機関等への出前講座を開催します。				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
ワークショップ 開催回数(回)	8	29計画	8	8	8		
		30計画		8	8		
小学校等での 出前講座 開催回数(回)	17	29計画	10	10	10		
		30計画		18	18		
事業費(千円)		29計画	30年度		6,526		
			30～31年度合計		13,135		
		30計画	30年度		7,774		
			30～31年度合計		15,548		
備考							

施 策 31	便利で快適な道路・交通網の整備
--------	-----------------

事業名			都市計画道路の整備			道路課	
事業内容			沿線の開発に合わせて、補助115号線を整備します。また、豊洲地区の再開発に合わせて、補助199号線（浜園橋・蛤橋）を整備します。 【施設竣工年度】平成31年度：大島地区（補助115号線） 平成39年度：豊洲地区（補助199号線）				
活動量	施設名		29年度 （参考）	30年度	31年度	摘 要	
	大島地区 （補助115号線）	29計画	工事	工事	工事	H31竣工	
		30計画		工事	工事	H31竣工	
	豊洲地区 （補助199号線）	29計画		設計	設計	H39竣工	
		30計画		設計	設計	H39竣工	
	事業費（千円）		29計画	30年度		99,551	
30～31年度合計				534,108			
30計画			30年度		268,078		
			30～31年度合計		549,635		
備考							

事業名			道路の無電柱化			道路課	
事業内容			区道における無電柱化を推進します。 【施設竣工年度】平成31年度：東京オリンピック・パラリンピック 会場周辺路線 平成36年度：仙台堀川公園周辺路線				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	東京オリンピック・ パラリンピック会場 周辺路線	29計画	工事	工事	工事	H31竣工	
		30計画		工事	工事	H31竣工	
	仙台堀川公園 周辺路線	29計画		設計	設計・移設	H36竣工	
		30計画		設計	設計・移設	H36竣工	
	事業費(千円)		29計画	30年度		652,805	
30～31年度合計				1,050,813			
30計画			30年度		710,068		
			30～31年度合計		1,175,716		
備考							

事業名			主要生活道路の改修			道路課	
事業内容			区道について、歩行者及び車両が安全に通行できるよう、破損の著しい路線を改修します。 平成31年度までに東京オリンピック・パラリンピック会場周辺の区道における遮熱性舗装の整備を推進します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	道路改修 (㎡)	29計画	30,000	30,000	30,000		
		30計画		30,000	30,000		
	東京オリンピック・パラリンピック会場 周辺路線遮熱性舗装 (m)	29計画	195	1,781	2,050		
		30計画		1,381	2,450		
事業費(千円)		29計画	30年度		999,179		
			30～31年度合計		2,111,017		
		30計画	30年度		941,715		
			30～31年度合計		2,113,088		
備考		平成31年度末の東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線遮熱性舗装延長は4,026mとなります。					

事業名			橋梁の改修				道路課		
事業内容			老朽化した橋梁を計画的に架替・改修・塗装することにより耐用年数を延ばすとともに、大地震に備えて耐震補強を行います。 橋梁形態が必要のないものについては計画的に撤去します。						
活動量	施設名			29年度 (参考)	30年度	31年度	摘要		
	架替	御船橋	29計画		工事	工事	H32竣工		
			30計画		工事	工事	H32竣工		
		清水橋	29計画			工事	H33竣工		
			30計画			工事	H33竣工		
		弁天橋	29計画	設計		工事	H33竣工		
			30計画			工事	H33竣工		
		巽橋	29計画			設計	H35竣工		
			30計画			設計	H35竣工		
		改修	雲雀橋	29計画	工事	工事			
				30計画		工事			
			新高橋	29計画	工事	工事			
				30計画		工事			
	東富橋		29計画		設計		H33竣工		
			30計画		設計		H33竣工		
	点検調査		29計画			調査			
			30計画			調査			
	撤去	豊島橋	29計画	工事					
			30計画						
	塗装(橋)	29計画	4	3	4				
		30計画		3	4				
	耐震調査	29計画	調査	調査					
		30計画		調査					
事業費(千円)			29計画	30年度		699,265			
				30～31年度合計		1,592,090			
			30計画	30年度		823,020			
				30～31年度合計		1,766,981			
備考									

事業名			街路灯の改修			施設保全課	
事業内容			区道等に設置している老朽化した街路灯を改修します。 改修にあたっては、省エネルギー化を図り、環境負荷を低減します。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	街路灯(基)	29計画	560	560	560		
		30計画		710	710		
	公園・児童遊園灯(基) 【新規】	29計画					
		30計画		150	150		
	水辺・潮風の散歩道灯 (基)【新規】	29計画					
		30計画		100	100		
	事業費(千円)		29計画	30年度		139,224	
30～31年度合計				279,434			
30計画			30年度		747,358		
			30～31年度合計		1,552,570		
備考							

事業名			自転車駐車場の整備			交通対策課	
事業内容			南部地域の開発に合わせ、駅周辺に自転車駐車場を整備します。 【施設竣工年度】平成31年度：有明駅・国際展示場駅 新豊洲駅 市場前駅				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	有明駅 国際展示場駅	29計画		工事			
		30計画			工事	H31竣工	
	新豊洲駅	29計画		工事			
		30計画			工事	H31竣工	
	市場前駅	29計画		工事			
		30計画			工事	H31竣工	
事業費(千円)		29計画	30年度		29,367		
			30～31年度合計		29,367		
		30計画	30年度		0		
			30～31年度合計		29,367		
備考		・有明駅・国際展示場駅の工事は、平成30年度から31年度へ変更しました。 ・新豊洲駅の工事は、平成30年度から31年度へ変更しました。 ・市場前駅の工事は、平成30年度から31年度へ変更しました。 ・平成31年度末の施設数は51施設となります。					

施 策 32	災害に強い都市の形成
--------	------------

事業名			細街路の拡幅整備			建築調整課	
事業内容			幅員4m未満の道路で、建築基準法第42条第2項または第42条第1項第5号の適用を受ける道路に面する敷地の所有者・借地権者からの申請を受けて、拡幅整備工事を行います。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	拡幅整備延長(m)	29計画	1,000	1,000	1,000		
		30計画		1,000	1,000		
事業費(千円)		29計画	30年度		118,655		
			30～31年度合計		239,149		
		30計画	30年度		143,997		
			30～31年度合計		300,502		
備考		平成31年度末の整備延長は19,617mとなります。					

事業名			民間建築物耐震促進事業			建築調整課
事業内容			江東区耐震改修促進計画の方針に従い、民間建築物の耐震化を促進するため、一定の要件を備える民間建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修経費等の一部を補助します。			
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要
木造戸建住宅 無料簡易診断 件数(件)	25	29計画	100	100	100	
		30計画		100	100	
木造戸建住宅 精密診断 助成件数(件)	1	29計画	10	10	10	
		30計画		10	10	
木造戸建住宅 耐震改修 助成件数(件)	0	29計画	7	7	7	
		30計画		7	7	
非木造住宅等 耐震診断 助成件数(件)	0	29計画	5	5	5	
		30計画		5	5	
非木造住宅等 耐震設計 助成件数(件)	0	29計画	2	2	2	
		30計画		2	2	
非木造住宅等 耐震改修 助成件数(件)	0	29計画	2	2	2	
		30計画		2	2	
耐震化 アドバイザー 派遣件数(件)	16	29計画	10	10	10	
		30計画		10	10	
マンション 耐震診断 助成件数(件)	2	29計画	20	20	20	
		30計画		20	20	
マンション 耐震設計 助成件数(件)	0	29計画	20	20	20	
		30計画		20	20	
マンション 耐震改修 助成件数(件)	5	29計画	10	10	10	
		30計画		10	10	
民間特定建築物 耐震診断 助成件数(件)	1	29計画	2	2	2	
		30計画		2	2	
民間特定建築物 耐震設計 助成件数(件)	1	29計画	2	2	2	
		30計画		2	2	
民間特定建築物 耐震改修 助成件数(件)	0	29計画	1	1	1	
		30計画		2	1	
緊急輸送道路沿道 建築物耐震診断 助成件数(件)	4	29計画	5	5	5	
		30計画		5	5	
緊急輸送道路沿道 建築物耐震設計 助成件数(件)	0	29計画	1	1	1	
		30計画		3	1	
緊急輸送道路沿道 建築物耐震改修 助成件数(件)	2	29計画	1	1	1	
		30計画		1	1	

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震設計助成件数(件)	0	29計画	8	8	8	
		30計画		8	8	
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成件数(件)	6	29計画	9	8	8	
		30計画		8	8	
特定緊急輸送道路沿道建築物建替・除却助成件数(件)	1	29計画	8	7	7	
		30計画		7	7	
老朽建築物除却助成件数(件)	75	29計画	100	100	100	
		30計画		110	110	
事業費(千円)		29計画	30年度		974,844	
			30～31年度合計		1,949,688	
		30計画	30年度		893,976	
			30～31年度合計		1,773,953	
備考						

事業名			不燃化特区推進事業			地域整備課	
事業内容			木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、不燃化推進特定整備地区において、平成32年度までに、不燃化推進特定整備地区における不燃領域率70%の実現を目指します。 ・現地相談ステーションの運営 ・戸別訪問 ・専門家の派遣 ・老朽建築物除却費用の助成 ・老朽建築物からの住替費用の助成 ・不燃建替設計・監理費用の助成 ・不燃共同化建替設計・監理費用の助成 ・小規模公園の整備 ・行き止まり道路の解消・道路の拡幅整備等 ・地区計画の策定等				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
老朽建築物 除却助成件数 (件)	37	29計画	45	45	45		
		30計画		45	45		
老朽建築物 住替助成件数 (件)【新規】		29計画					
		30計画		6	6		
不燃建替 設計助成件数 (件)	18	29計画	20	20	20		
		30計画		20	20		
不燃建替 監理助成件数 (件)	17	29計画	20	20	20		
		30計画		20	20		
不燃共同化 建替設計助成 件数(件)	2	29計画	3	3	3		
		30計画		3	3		
不燃共同化 建替監理助成 件数(件)	2	29計画	3	3	3		
		30計画		3	3		
事業費(千円)		29計画	30年度		319,098		
			30～31年度合計		708,691		
		30計画	30年度		213,365		
			30～31年度合計		648,978		
備考							

事業名			防災施設の整備			防災課・危機管理課	
事業内容			防災施設の整備を行います。				
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
	学校備蓄倉庫 (施設)	29計画	2				
		30計画					
	防災無線子局 (か所)	29計画	5	3	4		
		30計画		6	4		
	ヘリサイン (校)	29計画	2	1			
30計画			1				
事業費(千円)		29計画	30年度		40,860		
			30～31年度合計		91,720		
		30計画	30年度		36,060		
			30～31年度合計		60,600		
備考		・ヘリサインの事業費は、「校舎等の改修」の項に計上しています。 ・平成31年度末の学校備蓄倉庫施設数は72施設となります。 ・平成31年度末の防災無線子局設置箇所数は173か所となります。 ・平成31年度末のヘリサイン設置校数は57校となります。					

施 策 33	地域防災力の強化
--------	----------

事業名			民間防災組織育成事業			防災課	
事業内容			町会・自治会・マンション管理組合等を母体とする自主防災組織（災害協力隊）・消防少年団体・防火防災協会の活動を助成するため、資機材の提供等を行います。				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
災害協力隊数 (隊)	315	29計画	319	321	323		
		30計画		321	323		
消火隊数 (隊)	75	29計画	76	77	78		
		30計画		77	78		
事業費(千円)		29計画	30年度		54,159		
			30～31年度合計		108,960		
		30計画	30年度		56,460		
			30～31年度合計		111,311		
備考							

施 策 34	事故や犯罪のないまちづくり
--------	---------------

事 業 名			生活安全対策事業			危機管理課	
事 業 内 容			事故や犯罪のないまちづくりを実現するため、区に登録申請のあった安全安心パトロール団体への資機材支給等を行います。 ・江東区安全安心パトロール団体への資機材支給 ・江東区安全安心パトロールカーによるパトロールの実施 ・江東区生活安全対策協議会の開催 ・防犯パトロールリーダー研修会の開催 ・江東区地域安全のつどいを区内の警察署や防犯協会と共同開催 ・生活安全ガイドブックの作成・配布 ・地域安全マップ作成支援 ・こうとう安全安心メールの配信 ・町会・自治会・商店街への防犯カメラ設置費の補助				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
防犯パトロール 団体への資機材 の支給件数(件)	27	29計画	17	17	17		
		30計画		20	20		
こうとう 安全安心メール 登録者数(人)	19,384	29計画	21,000	22,000	23,000		
		30計画		22,000	23,000		
事業費(千円)		29計画	30年度			94,113	
			30～31年度合計			191,636	
		30計画	30年度			112,078	
			30～31年度合計			209,543	
備 考							

計画の実現に向けて

事業名			SPORTS & SUPPORTS ブランディング 推進事業			オリンピック・パラリンピック 開催準備課	
事業内容			東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、区内外及び海外に向けて、江東区を戦略的・効果的にPRします。				
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要	
ブランディング 推進	PR活動	29計画	PR活動	PR活動	PR活動		
		30計画		PR活動	PR活動		
事業費(千円)		29計画	30年度		22,908		
			30～31年度合計		45,816		
		30計画	30年度		25,979		
			30～31年度合計		51,958		
備考							

【 再 掲 】	オリンピック・パラリンピック開催への準備
---------	----------------------

主 要 事 業 名			観光活性化事業			
具体的な事業			国内外向け観光PR			文化観光課
事 業 内 容			外国語版観光マップの作成・配布や訪日外国人向けフリーマガジンへの観光情報の掲出など、国内だけでなく海外に対しても誘客活動を推進します。			
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要
国内外向け 観光PR	PR活動	29計画	PR活動	PR活動	PR活動	
		30計画		PR活動	PR活動	
事業費(千円)		29計画	30年度		1,580	
			30～31年度合計		3,180	
		30計画	30年度		4,124	
			30～31年度合計		5,724	
備 考						

主 要 事 業 名			だれでもトイレの整備			
具体的な事業			公衆便所の洋式化			河川公園課
事 業 内 容			平成31年度までにすべての公衆便所に洋式トイレを備え、外国人や高齢者等が利用しやすい公衆便所を整備します。			
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要
	洋式トイレ(か所)	29計画	15	15	15	
		30計画		15	15	
事業費(千円)		29計画	30年度		19,859	
			30～31年度合計		40,085	
		30計画	30年度		19,859	
			30～31年度合計		40,085	
備 考						

主 要 事 業 名			道路の無電柱化			
具体的な事業			東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線の無電柱化			道路課
事 業 内 容			東京オリンピック・パラリンピック会場周辺の区道における無電柱化を推進します。 【施設竣工年度】平成31年度：東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線			
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要
	東京オリンピック・パラリンピック会場 周辺路線無電柱化	29計画	工事	工事	工事	H31竣工
		30計画		工事	工事	H31竣工
事業費(千円)		29計画	30年度		641,060	
			30～31年度合計		1,003,008	
		30計画	30年度		685,473	
			30～31年度合計		1,096,421	
備 考						

主 要 事 業 名			主要生活道路の改修			
具体的な事業			東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線の遮熱性舗装の整備			道路課
事 業 内 容			平成31年度までに東京オリンピック・パラリンピック会場周辺の区道における遮熱性舗装の整備を推進します。			
活動量	施設名		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要
	東京オリンピック・パラリンピック会場 周辺路線遮熱性舗装 (m)	29計画	195	1,781	2,050	
		30計画		1,381	2,450	
事業費(千円)		29計画	30年度		279,743	
			30～31年度合計		672,145	
		30計画	30年度		179,934	
			30～31年度合計		596,347	
備 考		平成31年度末の東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線遮熱性舗装延長は4,026mとなります。				

主 要 事 業 名			SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業			
具体的な事業			ブランディングの推進			オリンピック・パラリンピック 開催準備課
事 業 内 容			東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、区内外及び海外に向けて、江東区を戦略的・効果的にPRします。			
活動量	現状値 (28年度)		29年度 (参考)	30年度	31年度	摘 要
ブランディング 推進	PR活動	29計画	PR活動	PR活動	PR活動	
		30計画		PR活動	PR活動	
事業費(千円)		29計画	30年度		22,908	
			30～31年度合計		45,816	
		30計画	30年度		25,979	
			30～31年度合計		51,958	
備 考						

第5章

新たな取り組み等 (平成30年度当初予算)

長期計画に定める各施策の目標を達成するため、平成30年度当初予算では、以下の事業において新たな取り組み等の経費を計上し、積極的に推進していきます。

1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

事業名	水辺・潮風の散歩道灯改修事業
事業内容	水辺・潮風の散歩道に設置している照明灯のLED化を実施。
事業費	27,370 千円

事業名	公園等管理運営官民連携事業
事業内容	若洲公園の再整備に向け、公募設置管理制度(Park-PFI)の活用を想定し、官民連携手法の導入調査等を実施。
事業費	22,502 千円

事業名	公園灯等改修事業
事業内容	公園・児童遊園等に設置している照明灯のLED化を実施。
事業費	154,569 千円

事業名	不燃ごみ資源化事業
事業内容	不燃ごみの全量資源化について、3年間の検証結果を踏まえ本格実施。
事業費	116,835 千円

2 未来を担うこどもを育むまち

事業名	地域型保育扶助事業
事業内容	30年度は、小規模保育所6園(定員計:111人)新設、家庭的保育事業(利用可能人数:15人)及び居宅訪問型保育事業(利用可能人数:29人 うち待機児童対策:18人)を実施。
事業費	1,134,040 千円 (うち新たな取り組みの経費: 705,280 千円)

事業名	地域型保育補助事業
事業内容	30年度は、小規模保育所6園(定員計:111人)新設、家庭的保育事業(利用可能人数:15人)及び居宅訪問型保育事業(利用可能人数:29人 うち待機児童対策:18人)を実施。
事業費	543,586 千円 (うち新たな取り組みの経費: 395,802 千円)

事業名	私立保育所整備事業
事業内容	私立認可保育所等の新規開設や既存施設の定員見直しなどにより、1,000人を超える定員増を実施。
事業費	2,840,881 千円

事業名	保育従事者確保支援事業
事業内容	潜在保育士を対象に私立保育所での実習を含む就職支援セミナーを開催。
事業費	387,226 千円 (うち新たな取り組みの経費: 872 千円)

事業名	定期利用保育事業
事業内容	区立及び私立保育所で空きスペース等を活用した定期利用保育(利用可能人数:45人)を実施。
事業費	71,658 千円

事業名	こども・子育て支援事業計画推進事業
事業内容	次期計画策定のための区民意向調査及び子育て世帯の生活実態調査を実施。
事業費	14,634 千円 (うち新たな取り組みの経費: 12,584 千円)

事業名	児童向け複合施設整備事業
事業内容	児童会館敷地に子ども家庭支援センター・こどもとしゃかんを併設した児童向け複合施設を整備。
事業費	35,056 千円

事業名	外国人講師派遣事業
事業内容	区立小学校等における外国語教育充実のため、外国人講師の派遣時間数を拡充。
事業費	206,383 千円 （うち新たな取り組みの経費： 24,701 千円）

事業名	オリンピック・パラリンピック教育推進事業
事業内容	全小・中学校等において、世界の国旗・国歌に関する講演会を行うとともに、「世界ともだちプロジェクト」等において、世界の国旗を学習に活用。
事業費	41,194 千円 （うち新たな取り組みの経費： 2,754 千円）

事業名	教科担任制講師配置事業
事業内容	有明西学園において、前期課程の5～6年生で教科担任制を実施するために、講師を配置。
事業費	1,489 千円

事業名	スクールソーシャルワーカー活用事業
事業内容	問題を抱える児童・生徒へのきめ細やかな支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを1名増員。
事業費	20,161 千円 （うち新たな取り組みの経費： 4,962 千円）

事業名	東川小学校増築事業
事業内容	児童数増加に伴う教室不足解消のため、校舎の増築に向けた実施設計を実施。
事業費	51,190 千円

3 区民の力で築く元気に輝くまち

事業名	江東ブランド推進事業
事業内容	江東ブランドの専用Webサイトを開設するほか、認定企業を対象にクリエイターの派遣を実施。
事業費	30,197 千円 （うち新たな取り組みの経費： 8,460 千円）

事業名	公共サイン維持管理事業
事業内容	29年度に策定した「江東区公共サインガイドライン・整備計画」に基づき、区内に設置済みの公共サインの撤去・再整備を実施。
事業費	148,369 千円 （うち新たな取り組みの経費： 147,734 千円）

事業名	区民スポーツ普及振興事業〔パラリンピック選手輩出事業の拡充〕
事業内容	東京2020パラリンピック競技大会の日本代表を目指す選手を対象とした「トップアスリートの部」の練習環境を充実するとともに、実施回数を拡充。
事業費	43,672 千円 （うち新たな取り組みの経費： 2,631 千円）

4 とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

事業名	がん対策推進事業
事業内容	NPO法人マギーズ東京と連携し、平日の日中に利用が難しい区民に対し、夜間相談窓口を設置するとともに、働き盛りのがん患者への理解促進等のための講演会を開催。
事業費	3,187 千円 （うち新たな取り組みの経費： 438 千円）

事業名	介護予防・生活支援サービス事業【介護保険会計】
事業内容	住民等が担い手となる通所型サービスBを介護予防・日常生活支援総合事業として実施。
事業費	1,016,967 千円 （うち新たな取り組みの経費： 6,738 千円）

事業名	パラリンピック促進事業
事業内容	東京2020パラリンピック競技大会の気運醸成のため、障害者(児)施設に、障害者スポーツの体験等に関する経費やパラリンピックを題材としたアート活動に関する経費を助成。
事業費	4,800 千円

事業名	地域活動支援センター事業
事業内容	地域での単身生活を希望する障害者が自立した生活ができるよう、入居支援員を配置し、民間賃貸住宅等への入居支援及び定着支援を実施。
事業費	91,902 千円 (うち新たな取り組みの経費: 9,488 千円)

5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

事業名	ユニバーサルデザイン推進事業
事業内容	金融機関等向けユニバーサルデザイン出前講座を計画化(年3回)するとともに、商店街向けの意識啓発を実施(年180店舗)。
事業費	7,774 千円 (うち新たな取り組みの経費: 705 千円)

事業名	街路灯改修事業
事業内容	区道等に設置している街路灯のLED化を実施。
事業費	565,419 千円

事業名	不燃化特区推進事業
事業内容	老朽建築物からの住替え助成を開始するほか、不燃化特区(北砂三・四・五丁目地区)におけるまちづくり方針を策定。
事業費	213,365 千円 (うち新たな取り組みの経費: 28,846 千円)

事業名	危機管理啓発事業
事業内容	スマートフォン対応防災アプリに水害ハザードマップ等の機能追加を行うとともに、防災マップのリニューアルを実施。
事業費	21,125 千円 （うち新たな取り組みの経費： 14,008 千円）

計画の実現に向けて

事業名	オリンピック・パラリンピック開催準備事業〔(仮称)競技体験キャラバンの実施〕
事業内容	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成として、競技体験イベントを区内各所で実施。
事業費	30,270 千円 （うち新たな取り組みの経費： 15,392 千円）

事業名	SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業
事業内容	区内を運行する公共交通機関において、都営バスのラッピング広告を実施するとともに、都営地下鉄につり革広告を掲載。
事業費	25,979 千円 （うち新たな取り組みの経費： 7,301 千円）

事業名	長期計画進行管理事業
事業内容	32年度からの10年を計画期間とする江東区新長期計画の策定に向けた基礎調査等を実施。
事業費	14,991 千円 （うち新たな取り組みの経費： 10,432 千円）

第6章

平成 29 年度行政評価

1. 行政評価システムの概要

江東区では、財源や人といった行政資源を有効活用するとともに、区民に分かりやすい行政運営を実現させるため、長期計画の各施策が掲げる目標の達成度を指標で示し、施策や事務事業の評価を行う行政評価システムを活用しています。

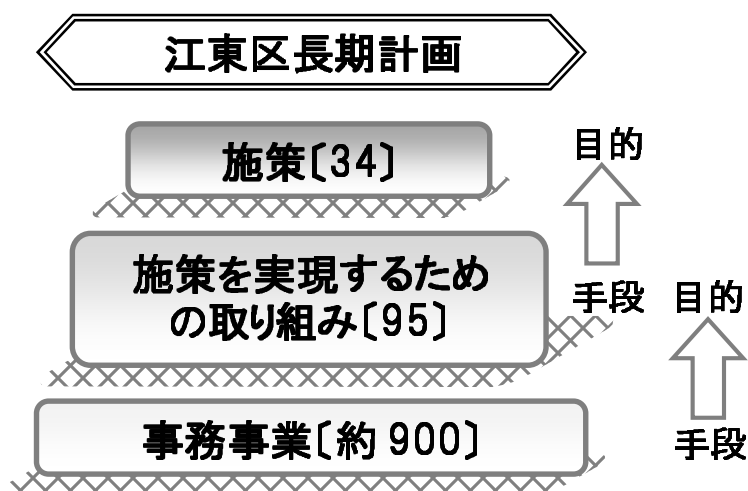
（１）長期計画の施策の構成と行政評価システム

長期計画では、施策ごとに江東区をこのような「まち」にしたいという「施策が目指す江東区の姿」が設定されており、これを実現するための具体的な取り組み（「施策を実現するための取り組み」）がそれぞれ定められています。さらに、「施策を実現す

るための取り組み」を達成するためのより具体的な手段として、事務事業が位置づけられています。

また、各施策には「施策実現に関する指標」が設定されています。これは、施策の取り組みの成果をできるだけわかりやすく単純化、数値化した形で表したものであり、各施策の成果や進捗状況を区民に分かりやすく示すことを目的としているものです。

区では、主に「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等を評価する施策評価と、施策を実現させるための有効性・効率性等の観点から事務事業の見直しや取捨選択を行う事務事業評価の２つの評価から成る行政評価システムを活用し、長期計画の着実な推進を図っていきます。施策評価と事務事業評価の詳細については、（２）と（３）で説明します。



(2) 施策評価

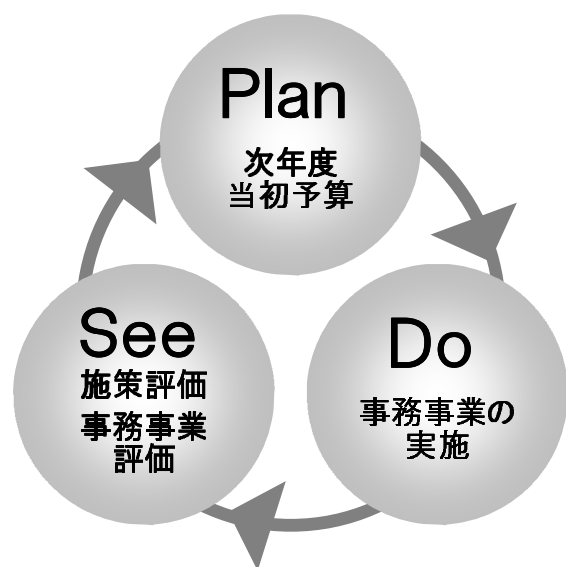
主として「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより、施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等について評価を行うものです。施策の主管部長による評価（一次評価）と、学識経験者等から成る外部評価委員会による評価（外部評価）を踏まえ、最終評価（二次評価）を行います。なお、外部評価に関しては3年で全施策の評価を行うこととしており、平成29年度の外部評価委員会では、13施策を対象としました。また、区民参画の一環として「外部評価モニター」を導入しました。

(3) 事務事業評価

全ての事務事業について、目的妥当性・有効性・効率性といった観点から評価を行うものです。「新規」、「レベルアップ」（成果を向上させるため内容の充実を図るもの）、「見直し」（コストの削減あるいは成果の減少を図るもの）、「維持」（金額の増減にかかわらず事業内容を維持するもの）及び「廃止」の改善方向を示します。

(4) 行政評価システムの活用

施策評価及び事務事業評価の結果は、可能な限り予算への反映を図ることとしており、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとすることで、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営を実現します。



【施策評価シートの見方】

施策	施策名が記載されています。	主管部長(課)	施策の主管部長(課)・関係部長(課)が記載されています。
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

長期計画(後期)の各施策に定める「施策が目指す江東区の姿」が記載されています。

2 施策を実現するための取り組み

長期計画(後期)の各施策に定める「施策を実現するための取り組み」が記載されています。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで

今後5年間の予測(このままだとどうなるか)

施策に影響を及ぼす環境変化・区民要望・ニーズの変化について記載されています。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

国や都などが定めた方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業のうち、主なものについて記載しています。該当がない場合は、空欄となっています。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
長期計画(後期)の各施策に定める「施策実現に関する指標(施策の成果や状況を測るためのモノサシ)」が記載されています。 現状値及び目標値は、長期計画(後期)に記載されているものです。									

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	施策のコストが記載されています。			
事業費				
人件費				

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
施策に関する指標の進展状況や、目標値の達成に向けた取り組み状況についての施策の主管部長による評価が記載されています。	
(2) 施策における現状と課題	
施策に関する現在の取り組み状況や、施策の目標を達成する上での課題等についての施策の主管部長による評価が記載されています。	
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
施策の現状と課題を踏まえた、今後5年間の施策の取り組みの方向性についての施策の主管部長による評価が記載されています。	

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計

8 二次評価《区の最終評価》		※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
一次評価及び外部評価を踏まえた、区の最終評価が記載されています。 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。		

「外部評価委員会による評価」の評価基準について

※「外部評価委員会による評価」の評価基準は、以下のとおりです。

《外部評価委員会による評価：評価基準》

①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
評価基準	S	目標を上回る成果をあげている
	A	概ね目標どおりの成果をあげている
	B	やや不十分である
	C	不十分であり、改善を要する
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
評価基準	S	特筆すべき状況にある
	A	概ね展開している
	B	やや不十分である
	C	不十分であり、改善を要する
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
評価基準	S	特筆すべき状況にある
	A	概ね適切である
	B	やや不十分である
	C	不十分であり、改善を要する
④施策の総合評価		
評価基準	S	優れていると高く評価できる
	A	良好である
	B	やや不十分である
	C	不十分であり、改善を要する

・なお、「外部評価委員会による評価」の委員欄は、委員6人を「ア～カ」で表記しています。

※《参考》「外部評価モニターによる評価」の評価基準は、以下のとおりです。

《外部評価モニターによる評価：評価基準》

施策に対する区の取り組みについて		
評価基準	S	優れていると高く評価できる
	A	良好である
	B	やや不十分である
	C	不十分であり、改善を要する

2. 施策評価

施策 1	水辺と緑のネットワークづくり	主管部長(課)	土木部長(河川公園課)
		関係部長(課)	土木部長(施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

2 施策を実現するための取り組み

①連続性のある水辺と緑の形成	水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿い等の緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。
②エコロジカルネットワークの形成	エコロジカルネットワークの方針を明確にし、生態系の保全を進めると共に、計画的な緑地整備や緑地管理を行います。
③みんなでつくる水辺と緑と自然	区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、ポケットエコスペースの整備など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくり出します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・豊洲地区をはじめとした臨海部の人口が増加している。 ・河川や運河は護岸整備が進み、散歩道などへの利用転換が進んでいる。 ・地球の温暖化や都市のヒートアイランド対策など環境問題への関心が高まり、緑を求める区民の割合が増えている。 ・レクリエーション活動が多様化し、公園利用に係わるニーズに変化が見られる。また、介護予防機能を備えた健康遊具の設置が求められるなど、高齢社会への対応が必要となっている。	・新たな公園・緑地の整備が進まなければ、人口増加によって区民一人当たりの公園面積が減少する。 ・散歩道などの整備が進み、ネットワーク化が進む。 ・緑化の普及事業や緑のネットワークの進展により区民が水辺と緑に触れ合う機会が増え、緑や生物多様性への意識が高まる。 ・「持続可能な社会」の実現に向けて、「自然との共生」を図るためのハード面・ソフト面の基盤整備が求められる。 ・まちとしての個性と魅力が求められる時代となり、エコロジカルネットワーク形成を含め、豊かで美しい水辺と緑の質が大切になる。 ・公園利用が多様化し、ニーズにあった公園改修が必要になる。 ・区民が水辺と緑にふれあう機会が多くなるため、緑の育成や公園管理に区民自ら参加できる仕組みが必要となり、ボランティアの育成やNPO等との協働が重要になる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
1 水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	%	82.3	81.1	82.5				85	河川公園課
2 区民1人当たり公園面積	m ²	8.60	8.43	8.36	8.32			10	河川公園課
3 水辺・潮風の散歩道整備状況	m	27,097 (25年度)	28,808	28,948				29,647	河川公園課
4 ポケットエコスペース設置数	か所	49 (25年度)	49	50				54	施設保全課
5 生物多様性という言葉を知っている区民の割合	%	62.9	64.6	64.5				75	施設保全課
6 水と緑に関するボランティア数	人	1,159 (25年度)	1,150	962				—	施設保全課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標3: 27,808 指標4: 49 指標6: 1,163

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	2,788,094千円	2,484,440千円	3,199,825千円	3,685,475千円	
事業費	2,299,831千円	2,042,825千円	2,744,783千円	3,222,195千円	
人件費	488,263千円	441,615千円	455,042千円	463,280千円	

6 一次評価＜主管部長による評価＞

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標1】水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合は、近年では80%台を維持しており、区民にとって緑が身近に感じられている。

【指標2】区民一人当たりの公園面積は、人口増加による減少が予想される。

【指標3】水辺の散歩道整備は都により小名木川が概成し、現在は北十間川及び横十間川の整備が進められている。潮風の散歩道整備は、計画的に整備を行っている。（平成26年度27,808m、平成27年度28,808m、平成28年度28,948m）

【指標4】ポケットエコスペース設置数については、学校施設の改修等による整備が進められ増加している。（平成26年度、平成27年度 49箇所、平成28年度 50箇所）

【指標5】「生物多様性」の認知度については、平成27年度から横ばいとなっている。

【指標6】水と緑に関するボランティア数は、減少となっているが、活動団体の一つである幼稚園の改修に伴う一時的なものである。平成29年4月には平成27年度数値に回復している。（平成26年度1,163人、平成27年度1,150人、平成28年度962人、平成29年4月1,151人）

(2) 施策における現状と課題

◆緑の豊かさを増やすためには、緑のネットワーク化を進めることで区民が緑に触れ合う機会を増やす必要がある。また、緑化推進による各施設の植栽後の樹木の生育や拡充により必要となるメンテナンスなど適正な維持管理を行う必要がある。◆区民一人当たりの公園面積は、本区の急激な人口増加により減少している。◆水辺・潮風の散歩道の整備状況については、計画的に進行しているが、分断している箇所がある。◆ポケットエコスペース設置数については、学校の新増築時や公園の新設・改修時に合わせて整備を進めている。◆生物多様性については、身近な生活環境における重要性を周知していくことが求められる。◆水と緑に関するボランティア数については、さらなる拡大を目指すことや継続的な活動を促す環境が必要となる。◆大規模改修が予定されている仙台堀川公園は、施設の老朽化などが進んでいるほか、園内の自転車通行が増え歩行者と錯綜している。さらに、隣接する両側の道路幅員が狭いなどの課題がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆豊かな緑の形成に向けて、公園や水辺・潮風の散歩道の整備を着実に進め、水辺のネットワーク化を推進するとともに、公園の運営・維持管理については、質の向上と支出の縮減を図るため、区民・事業者・区で連携するなど、様々な手法を検討していく。◆区の人口増加に伴い、より必要となる公園・緑地について、事業者との連携により新たな公園・緑地の創出を目指す。◆水辺・潮風の散歩道の整備にあたっては、ネットワークの形成を目的に、分断している箇所についても引き続き整備を進めていく。◆児童の自然保護に対する意識、環境問題への関心を高めるため、環境学習の場として、引き続きポケットエコスペースの整備を行っていく。◆エコロジカルネットワーク形成の推進に向けて、計画的な緑地整備や緑地管理を行う。また、自然観察会の支援や緑地保全活動の活性化を促進するなど、区が積極的に区民に働きかけ、みどりにふれあう機会や場を数多く用意する。◆高齢化が進んでいるボランティアが持続的に活動出来るよう、活動環境の改善に取り組んでいく。◆仙台堀川公園については、近隣に避難場所が少ないことから道路の無電柱化と合わせた一体整備を行い、緑豊かな憩い空間と歩行者の安全性を確保した公園の創出を図る。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価<<区の最終評価>>

・公園や水辺・潮風の散歩道について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、区民ニーズを十分に分析し、区民にとって利用し易い整備・改修を行う。

・施設の整備・改修にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組むとともに、区民へ施設の整備・改修状況等の情報を効果的に提供する手法を検討する。

・エコロジカルネットワーク形成の促進にあたっては、社会環境の変化や費用対効果を勘案しつつ、関係部署と連携し、効果的な取り組みを検討する。

・水と緑に関するボランティアの取り組みなど、さらに区民との協働を進め、区民が水辺や緑に親しむ機会づくりに取り組む。

施策 2	身近な緑の育成	主管部長(課)	土木部長(管理課)
		関係部長(課)	土木部長(道路課、河川公園課、施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿
区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①公共施設の緑化	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。 また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
②歩行者が快適さを感じる道路緑化	街路樹を増やすとともに、統一感のある街路樹整備を進めます。また、計画的な剪定等、街路樹の適切な維持管理を行います。
③区民・事業者・区による緑化推進	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上（壁面）緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・H22.7「江東区内における街路樹充実計画」策定 ・H24.4「江東区みどりのまちなみ緑化助成要綱」改正 ・H24.7「江東区CIG(※)ビジョン」策定 ・H27.1「江東区みどりの条例施行規則」改正(H27.9施行) ・H27.7「CIG区民サポーター会議」第1回の開催 ・生活に身近な緑や四季の花、公園、学校の緑の増加を望む声が多い。 ・道路にふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが広がる。 ・道路に木陰や緑花を求める声が増加している。 ・ライフスタイルが緑に親しむものへと変化している。	・公共施設における緑や、区民・事業者に対する緑化指導等による緑が増加し、街路樹や公園、学校の樹木が連携して緑の街並が形成される。 ・区民・事業者に対する緑化指導等により植栽水準がレベルアップする。 ・都と連携し都区道「みどりのネットワーク」が形成される。 ・道路沿いや公共施設などの緑が育ち、区民自らが身近な緑に主体的に関わり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。 ・街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。 ・緑を守り育てる心が育まれ、江東区CITY IN THE GREEN=CIG(緑の中の都市)に近づいていく。
※CIG：CITY IN THE GREENの略	

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
7 緑被率	%	19.93 (24年度)	—	—				22	管理課
8 区立施設における新たな緑化面積	m ²	4,086 (25年度)	7,332	0				—	管理課
9 街路樹本数	本	13,340 (25年度)	15,329	16,882				18,000	道路課
10 区民・事業者による新たな緑化面積	m ²	66,561 (25年度)	57,704	103,818				—	管理課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標8：1,628 指標9：14,425 指標10：102,435

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	399,620千円	374,837千円	454,376千円	448,736千円
事業費	326,831千円	304,092千円	370,412千円	362,746千円
人件費	72,789千円	70,745千円	83,964千円	85,990千円

6 一次評価＜主管部長による評価＞

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標7】公共施設の緑化や区民・事業者に対する緑化指導により、確実に緑化が進み、緑被率の向上に結び付いていると考えられる。（次回の緑被率調査は平成29年度実施予定）

【指標8】校舎の新増築・改修工事を実施する際には、CIGの実現を目指して、屋上・壁面緑化を実施してきた。また、芝生化についても、希望する学校のほか平成23年度からは、改修の際にも芝生化を進めてきた。（平成27年度の指標値の増は、有明西学園の建築に伴う緑化指導による。平成28年度は新築の区立施設がなかったため実績はなし）

【指標9】平成22年度に策定された街路樹充実計画に基づき、順次高木・中木の植栽を行っている。街路樹本数は平成28年度末には16,882本となり、平成31年度目標達成に向け着実に植栽を行っている。

【指標10】敷地面積250㎡以上の建築計画の際には、「江東区みどりの条例」に基づき緑化指導を実施している。平成15年度に屋上など建築物上緑化の基準を設け、平成21年度に壁面緑化を義務化するなど先進的かつ、着実に緑化を行ってきている。平成26年度に「江東区みどりの条例施行規則」を改正し、緑化指導による緑の質の向上と指導対象の拡充を進めている。（平成28年度の指標値の増は東京2020オリンピック・パラリンピックの競技場建築に伴う緑化指導による）

(2) 施策における現状と課題

◆平成23年度より順次施行している公共施設緑化事業（道路の隙間、河川護岸）では、植栽した植物の順調な生育が確認できるが、繁茂するまでには年数がかかるため維持管理レベルを保つ必要がある。◆平成23年度より開始したみどりのコミュニティづくり講座は平成28年度までで計23地区で開催した。平成24年度より開始したベランダ緑化運営委託と併せ、現地での成果を把握するとともに参加者間の連携を強化して、区民が主体的に緑化を進める仕組みへと誘導する必要がある。◆校庭の芝生化は、小学校25校、中学校1校で実施している。維持管理経費については、東京都の補助金が工事後5年間のため、区の支出増が懸念される。芝生を張る場所は、芝生の良好な状態が継続できる範囲を想定するため、児童の動線等を考慮し、設計時から検討していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区長期計画（後期）に基づき、民有地・公有地緑化に取り組む。◆CIG関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティの形成や区民が参画したみどりのまちづくりを進めていく。区民の緑化施策への参画を促すことを目的とした、「CIG区民サポーター会議」の提言を受け、区民・事業者・行政が一体となり「CITY IN THE GREEN」の実現を目指す。◆教育施設においては、引き続き校庭芝生化を推進していく。新築・増築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討し進めていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価＜区の最終評価＞

・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。

・CIGビジョンの実現に向けて、長期的視点に立った施策の構築に取り組む。

・民間による緑化をさらに進めるため、区民ニーズを十分に分析し、区民や事業者が主体となって取り組むことを促す有効な方策について検討する。

・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質についても、今後の目標水準や目指すべき姿について検討を行い、区民と目標の共有を図る。また、緑の維持管理について区民との連携・協力を推進する。

施策 3	地域からの環境保全	主管部長(課)	環境清掃部長(温暖化対策課)
		関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①環境意識の向上	区民に対し、環境問題に関する情報発信を行い、環境保全のための取り組みを促進します。
②計画的な環境保全の推進	環境基本計画に基づき、環境保全のための取り組みを、区民・事業者・区が連携して進めます。
③公害等環境汚染の防止	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・平成24年4月、政府は「第四次環境基本計画」を策定し、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保している「持続可能な社会」を目標としている。 ・平成24年度にて、京都議定書の第一約束期間が終了。我が国の温室効果ガス排出量は、森林吸収や排出量取引を加味し、基準年度比年平均8.2%減となり、目標値(6%減)を達成した。 ・平成25年5月、「省エネ法」改正により、電気の需要の平準化等が追加された(H26年4月施行)。 ・平成25年9月、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、第1作業部会による第5次評価報告書において、人間活動が温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い(可能性95%以上)こと、温暖化についてはその影響が「疑う余地がない」こと等を公表した。 ・平成27年3月、「江東区環境基本計画」改定。 ・土壌汚染や大気環境に関する法令が改正され、環境基準達成に向けた対策が強化された。 ・東日本大震災以後、放射線レベルや被災地の災害がれきの受け入れ、節電等、環境施策に対する区民意識が高まっており、また、本区の人口増加や個人の生活様式の多様化に伴い、快適な生活環境や環境保全を求める区民要望も増加している。 ・平成27年11月、政府は温暖化の影響・被害を最小限にとどめるための「気候変動の影響への適応計画」を策定。 ・平成27年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催「パリ協定」が採択。日本は「日本の約束草案」に基づき、平成32(2020)年度以降平成42(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比26%減とした。 ・平成28年3月、「東京都環境基本計画」改定。 ・平成28年5月、政府は「地球温暖化対策計画」を策定し、中期目標(平成42年度削減目標)の達成に向けた取り組み等をまとめた。	・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の科学的知見などによれば、CO₂の総累積排出量と世界平均地上気温の変化は比例関係にあり、今後、より多くの排出削減が必要になると予測している。平成42(2030)年まで追加的緩和が遅れると、工業化以前と比べて気温上昇2℃未満に抑制するための課題がかなり増えることになる。 ・東日本大震災の影響により、エネルギー需給構造を見直し、「長期エネルギー需給見通し」に基づいて平成42年の電源構成を提示した。これにより徹底した省エネ、再エネの最大限導入、火力発電の効率化、原発依存度の低減が基本方針として進められる。 ・都は「東京都環境基本計画」を改定し、エネルギー消費量を平成12年比で、平成42年までに38%削減、温室効果ガス排出量を平成12年比で平成42年までに30%削減するとしている。 ・政府は、平成32(2020)年度の温室効果ガス削減目標を平成17(2005)年度比3.8%とし、またCOP21において平成32年度以降平成42年までの温室効果ガスの排出量を平成25年比で26%削減するとしている。 ・平成32年に「東京オリンピック・パラリンピック」の開催が決定し、環境に配慮した開催が求められている。 ・人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が今後も見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。一方、世帯数あたりのエネルギー消費量や業務における延床面積あたりのエネルギー消費量は減少傾向にあり、節電に対する取り組みが定着してきていると考えられ、今後さらなる定着に向け取り組みを推進することが求められる。 ・安全で快適な生活環境を求める区民要望に応えるため、環境保全行政を行う区の役割が増大する。 ・環境保全対策や環境問題への対応を求める区民の声に応えるため、迅速かつ正確な情報発信が必要となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
11 環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	53.9	48.7	51.0				60	温暖化対策課
12 環境学習情報館「えこっくる江東」事業参加者数	人	28,811 (25年度)	30,836	31,967				29,100	温暖化対策課
13 大気常時測定項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄）の環境基準達成割合	%	71 (25年度)	100	100				100	環境保全課
14 区内河川及び海域の水質（BOD、DO、COD）の環境基準達成割合	%	78 (25年度)	91	82				100	環境保全課
15 道路交通騒音の環境基準達成割合	%	68 (25年度)	50	55				100	環境保全課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標12：28,448 指標13：71 指標14：74 指標15：60

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	218,426千円	192,754千円	214,231千円	217,666千円
事業費	60,845千円	50,687千円	65,490千円	65,718千円
人件費	157,581千円	142,067千円	148,741千円	151,948千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標11】現状値より低いものの、目標値に向かい推移している。区民の半数以上が、13項目中6項目の環境に配慮した取り組みを行っている。特に、ごみの分別、リサイクル、公共交通の利用、詰め替え製品の利用といった基本的な項目は7割以上の区民が実施しており、区民意識はかなり高いものがある。さらに伸ばすためには、引き続き環境問題に関する情報発信を行い、区民の環境保全の取り組みを促進する。

【指標12】目標値は超えている。引き続き受講者アンケートを実施し、事業評価を行いながら、企画内容・運営の更なる充実を目指していく。

【指標13】年間を通じ、東陽他計3か所の測定局で、二酸化窒素等を常時測定している。平成28年度は全ての測定項目で環境基準を達成した。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

【指標14】荒川他河川及び海域でBOD、DO、COD等を年4回測定している。平成28年度はDOが自然的原因により数値の低下があったが、BODとCODが環境基準を達成した。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

【指標15】京葉道路等の道路20地点において、年1回、24時間連続測定を行っている。平成28年度は環境基準を達成した地点が、昼間で13地点、夜間で9地点と前年度とほぼ同様の値を示した。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

(2) 施策における現状と課題

◆区民や事業者が、環境問題に関する情報の共有化を図るためには、区民各層を対象とした環境教育プログラムを実施していくことが必要である。◆区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民、事業者、区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。◆区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。◆環境への関心が高まる中で、環境に配慮した持続的な区民等の行動を担保するため、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。◆環境学習情報館の管理・運営にあたり、平成24年度に実施した事業の見直し及び評価方法等の検討に基づき、平成26年度より講座受講者アンケートを実施し、区民ニーズを把握することで、事業の評価を行っている。◆大気、水質、騒音等についてモニタリングを継続し、長期的な傾向を把握するとともに、環境基準の達成に向けて事業者や区民に働きかけていく必要がある。◆東日本大震災後、節電の取り組み及びその定着等によりエネルギー消費量は減少しているが、火力発電による供給依存度の高まりや業務床面積及び世帯数の増加により、CO₂排出量の大幅な増加が危惧されるため、区民・事業者のさらなる環境意識の向上や、区民・事業者・区が協力して環境保全の活動を進展させる必要がある。◆東日本大震災後の電力需給状況の変化を踏まえ、中長期的な温暖化対策を視野に入れた施策の検討が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民がより簡易に環境情報を入手できる仕組みをつくり、環境情報提供の充実を図ることで、区民・事業者の自発的な活動につなげられるようにする。◆多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。◆環境学習情報館「えこっくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点をおいて、一層の環境教育の拡充を進める。◆環境基本計画に基づき、定期的に「江東区環境審議会」による評価を受けて施策の継続的なレベルアップ・見直しを図る。また環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆再生可能エネルギー設備や高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用等、節電対策の促進や新たな交通手段の推進等、区民・事業者のライフスタイルの転換に向けた支援を検討する。◆環境学習情報館の管理・運営にあたっては、事業の目的・目標・評価指標を明確化し、より効率的で効果的な事業運営を実施する。◆大気、水質、騒音等のモニタリングの結果を関係所管と共有することにより、環境基準達成に向けた働きかけを行っていく。◆環境基本計画に基づき、計画や各施策は、環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・区民・事業者が、より簡易に環境情報を入手できる仕組みづくりに努め、自発的な行動や活動につながるよう取り組む。
- ・「江東エコライフ協議会」を活用し、環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区が一体となって行う取り組みを着実に実施する。
- ・各種アンケート調査の活用に加え、庁内関係部署との連携を図り、より広範に環境保全に関する区民ニーズを把握する方法を検討する。
- ・東日本大震災後の電力需給状況や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等、社会状況の変化を踏まえつつ、「江東区環境基本計画」に基づき、適切かつ計画的に環境保全に取り組む。

施策 4	循環型社会の形成	主管部長(課)	環境清掃部長(清掃リサイクル課)
		関係部長(課)	環境清掃部長(清掃事務所)、土木部長(施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①循環型社会への啓発	区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、区民への直接的な啓発活動、環境学習情報館「えこっくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。
②5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進	買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、資源回収の拡大等、区民・事業者の5Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・H24年度 東日本大震災に伴う電力逼迫等の影響により一般廃棄物の埋立量が増加。(埋立てる焼却灰の容量をさらに半減させるスラグ処理に多大の電力を消費するため、震災後はこれを中止) ・H24.3 「持続可能な資源循環型地域社会の形成」を目指し、江東区一般廃棄物処理基本計画を策定(第3次) ・H25.4 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行 ・H25.5 国が「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定 ・H25.10 水銀に関する水俣条約採択・署名 ・H26.4 家電リサイクル法に定める家電4品目のうちの冷蔵庫・冷凍庫に保冷库・冷温庫(冷却や制御に電気を使用するものに限る)が追加。 ・H25、26年度 国において容器包装リサイクル法の見直しを検討 ・H27 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」を策定 ・H28.3 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定 ・H29.3 新たな課題の対応や国・東京都の動向を踏まえ、「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定(第4次)	・人口の増加傾向に比べ、ごみ量は微減傾向で推移している。しかしながら、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が低下すれば、人口増加や景気の回復に伴いごみ量は増加に転じ、環境負荷が増大すると考えられ、循環型社会の構築が困難となる。 ・中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は、東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化への取り組みが必要である。 ・人口増に伴うごみ量の増加により、収集回数について検討する必要がある。 ・水俣条約の発効を見据え、水銀含有物の適正処理が求められる。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い、環境に配慮した会場設営ならびに開催期間中のごみ処理方法の検討が必要となる。 ・3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用))のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース・リユースの取り組みがより進む社会経済の構築が求められおり、今後、食品ロスをはじめとする資源ロスの削減に向けた取り組みが進んでいく。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
16 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	g	722 (25年度)	688					661	清掃リサイクル課
17 区民1人当たり1日のごみの発生量	g	542 (25年度)	498					469	清掃リサイクル課
18 資源化率	%	25.7 (25年度)	28.0					29.6	清掃リサイクル課
19 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	70.97 (25年度)	71.68					71.14	清掃事務所

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標16:698 指標17:524 指標18:25.7 指標19:71.21

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	6,820,749千円	6,508,558千円	6,820,849千円	6,792,626千円	
事業費	5,068,744千円	4,927,995千円	5,149,537千円	5,074,342千円	
人件費	1,752,005千円	1,580,563千円	1,671,312千円	1,718,284千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標16】区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量については、本区の5 Rの取り組みにより減少傾向で推移しており、目標値達成（平成31年度）に向けて進展している。

【指標17】区民1人当たり1日のごみの発生量については、正しい分別方法の周知等により減少傾向で推移しており、目標値達成（平成31年度）に向けて進展しているといえるが、更なる周知徹底が求められる。

【指標18】資源化率についてはここ数年横ばいで推移してきたが、平成27年度からの不燃ごみ資源化試行事業により前年度と比較して2.3%増加した。

【指標19】大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率については、大規模建築物への立入調査を適宜行い、事業系廃棄物の再利用の促進に関する指導及び助言を行うことにより、既に目標を達成した。

(2) 施策における現状と課題

◆平成21年3月からの分別基準の変更に伴い、ごみ・資源の分け方の周知徹底に努めてきた。◆3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の考えをさらに進めた「5 R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）」を基本とする、更なるごみ減量に向けた啓発を行っている。◆区民1人当たり1日の資源・ごみ量は減少傾向で推移しているが、更なる減量に向け、新たな施策を展開していく必要がある。◆行政単独の取り組みだけでなく、区民・事業者と協働し、自発的、積極的なごみ減量に向けた取り組みを行うことが重要である。◆区民・事業者の自主的な取り組みを進める具体的な方法についての情報を共有するために、適切な情報収集と情報発信が求められている。◆家庭系燃やすごみの組成調査における資源混入率は概ね20%程度に達しており、適切な分別について一層の周知徹底が必要である。◆家庭系燃やすごみに占める生ごみの割合が、40%程度に達し、大きな比重を占めている。◆本区の人口が50万人を超え、今後も人口増加が予測されることへの対応が求められる。また、増加傾向にある外国人住民や若年単身層への適正排出や排出マナーの強化が必要となる。◆リサイクルパークを平成27年度をもって廃止したことに伴い、平成28年度よりびん・缶・ペットボトルの中間処理を民間事業者に委託した。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆循環型社会形成のためには、生産・消費に関わるすべての人たちがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活を意識する必要がある。このため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、啓発活動やシステム作りに取り組むことが重要と考える。◆5 Rの推進のためには、区民が知りたい情報を適切に発信する工夫が必要であり、区報等の広報媒体の活用のほか、より利便性の高い媒体を利用した周知方法を検討する。◆ごみ減量意識の向上のため、学校教育における環境学習の充実を図る。◆生ごみのリサイクルについて、地域での取り組みなど、一層の拡大のための施策を検討する。◆目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図るため、事業の点検・評価・見直しを行う仕組み（PDCAサイクル）による事業の進捗管理を行う。◆不燃ごみの資源化について平成27年度より3年間の試行実施を開始した。平成30年度以降の事業のあり方について、費用対効果もふまえて検証する。◆粗大ごみの資源化に向けた検討を行う。◆水俣条約の発効を見据え、平成28年度途中より蛍光管等水銀含有廃棄物の適切な回収を実施した。水銀含有廃棄物は清掃工場へ与える影響も大きいことから今後も適正排出について周知が必要である。◆食品ロスの削減や使い捨て型ライフスタイルの見直しなど、ごみを発生させない取り組みを促進していく。◆東日本大震災のような大規模災害に伴う災害廃棄物に対し、今後、適正処理の準備等が必要となる。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	ごみの発生量抑制、資源化率、大規模施設整備時の事業者対応に関する各指標値ともに順調に推移しており、施策目標に対する成果は着実に上がっているといえる。
カ	A	区民1人当たりごみ発生量、資源化率等の施策実現に関する指標は、目標値に向けて順調に推移している。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	国、都の政策動向及び区の人口動態等に即応して、施策の展開方向が見定められている。
オ	A	区では特に、今後予想される人口増や2020年のオリンピック・パラリンピック開催等に伴うごみ等発生量の増加等、想定される社会状況のシナリオを見通して本施策が設計・展開されている。また、ごみ問題に対する江東区民の意識は高く、ごみ回収ルールの厳格化等はこれに基づいて適正かつ適切になされているなど、適切な取り組みとなっている。
カ	A	循環型社会についての区民の意識の高まりの中、5Rの推進や不燃化ごみの全量資源化等、他区に先駆けての積極的な取り組みが行われており評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	A	5Rあるいは4Rの実行は、区民の生活習慣と事業者の意識に依存するものであるが、清掃事務所等によるこれらの者に対する地道な習慣化の努力が日々倦むことなく続けられ、これが奏功していると感じる。
オ	A	広域行政によるごみ処理をはじめ、各種法令・上位計画との整合を図りながら、江東区としての独自性(4R推進や独自のごみ収集システム等)を発揮しようとしている点でバランスが取れており、区の役割分担は適切に認識され、展開されているといえる。
カ	A	循環型社会の形成のためには区民・事業者との連携が不可欠であるという認識のもと、特に区立学校との連携、「えこつくる江東」での活動等がなされている。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	施策実現に関する指標が良好な推移を示すだけでなく、他区比較においても上位の評価を得ているとのことである。水、緑と合わせて環境が区民の誇りとなるよう業務とその成果の効果的発信に邁進願いたい。
オ	S	区では、江東区が過去に経験した「ごみ戦争」の歴史を踏まえ、ごみ減量と再資源化に不断の努力を重ねており、その成果が十分に出ている。今後は、①区民と共にリサイクル先進都市としてのプライドをさらに共有すること、②この領域を含む次代を担うこどもたちへの環境教育のさらなる推進、③メリハリのあるコスト配分等、さらなるレベルアップのための課題として取り組まれることを大いに期待する。
カ	A	各種取り組みの結果、区民1人当たりごみ発生量の抑制等一定の効果が表れてきている。ただし、循環型社会の実現は、一定目標の達成で終わるものでなく、啓発活動等の区民意識の維持向上を図るための不断の取り組みが必要と考える。不燃ごみの全量資源化については、埋立処分費用の削減はなされるもののそれ以上に資源化コストを要することから、事業継続の判断実施時には、埋立処分場の延命に資する等の当該事業を実施する意義を整理し、検討結果を区民にわかりやすく開示することが必要と考える。
その他		
他施策のヒアリングにおいて、清掃車による収集作業が、収集場所にチリ一つ残さないよう丁寧に行われていることについて賞賛する発言が区民モニターよりあったことを付言する。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
0人	8人	4人	0人	0人	12人

・「5R」の推進のため、啓発活動に引き続き積極的に取り組む。

・区民が誇りを持てる循環型社会の形成に向けて、事業内容とその成果の効果的な発信を図る。

・循環型社会形成のため、区民・事業者・区が連携し、国や都の動向を踏まえつつ、自発的かつ持続可能な行動・活動に取り組めるような仕組みづくりに努める。

・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の検証を確実にを行い、効率化、コスト縮減に取り組む。

施策 5	低炭素社会への転換	主管部長(課)	環境清掃部長(温暖化対策課)
		関係部長(課)	土木部長(施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

省エネルギーのための取り組みや、再生可能エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない低炭素社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギー設備、高効率・省エネ機器について、助成事業等により区内全域に普及促進します。また、公共施設においては、改築・整備にあわせて導入を進めます。
②エネルギー使用の合理化の推進	スマートメーター※1の普及にあわせた家庭における省エネや、地域冷暖房等エネルギーの面的利用の導入を推進します。また、次世代自動車の普及や公共交通の利用を促進します。
③パートナーシップの形成	区民・事業者・区がパートナーシップを構築し、環境負荷の少ない社会の実現に向けた取り組みを展開します。

※1 スマートメーター…電力使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・東日本大震災に伴う原子力発電所停止の影響で、全国的に節電に取り組み、定着してきている(平成28年夏より政府の節電要請なし)。平成27年度より、政府は地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進している。 ・平成24年7月、「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)」が開始。家庭や事業者への太陽光発電設備や家庭用燃料電池装置(エネファーム)等の導入が急速に進んだ。 ・燃料費の上昇や再生可能エネルギー固定価格買取制度導入による賦課金の上乗せにより、継続的に電気料金が値上げとなるとともに電力メニューの選択制が導入された。本区においては、一部の小学校が新電力を導入している。 ・平成25年6月、日本再興戦略において、平成32年までに次世代自動車(EV、PHV、FCV等)の新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、効率的なインフラ整備等を進めるとしている。 ・平成26年3月、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定し、数値目標を定めた。 ・平成26年4月、政府により「エネルギー基本計画」策定。これに基づき「長期エネルギー需給見通し」を策定。再生可能エネルギーについては、各電源の個性に応じた最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するとした。 ・平成27年3月「江東区環境基本計画」改定。 ・平成27年3月、23区初となる「マイクロ水力発電施設」を設置。 ・平成27年4月 燃料電池自動車2台導入。 ・平成28年3月、潮見に水素ステーションが整備される。 ・平成28年4月、電力小売り全面自由化開始。 ・平成29年4月、ガス小売り全面自由化開始。 ・平成29年4月、改正FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律)が施行。計画のみにとどまる業者の売電権利失効や売電価格の見直し等が盛り込まれている。	・東日本大震災の影響により、再生可能エネルギーやゼロエネルギー建築物等の普及促進が進められ、スマートコミュニティの形成が推進されていく。 ・水素社会の実現に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年を目途に、水素供給システムの開発・普及等が進み水素エネルギーの多目的な活用が予定される。 ・平成32年度までに区域の全家庭にスマートメーターの設置が完了する見込み。普及に合わせ、有効な活用方法等の周知を事業者等と協力し、省エネルギー活動の支援を進める。 ・平成25年3月に策定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」において、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することとされており、地域の実情を鑑みた一層の省エネルギー施策を進めていくことが求められている。 ・温暖化対策における自治体や家庭での取り組みの重要性が増すとともに、区民・事業者・区が連携・協働して中長期的な節電対策に取り組む必要がある。 ・パリ協定を踏まえて策定された「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進することが求められている。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
20	江東区域のエネルギー消費量	TJ	31,958 (23年度)						31,958	温暖化 対策課
21	再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数（風力発電施設）	施設	2 (25年度)	2	2				2	温暖化 対策課
	再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数（太陽光発電施設）	施設	10 (25年度)	13	13				16	温暖化 対策課
	再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数（雨水利用施設）	施設	50 (25年度)	53	53				56	温暖化 対策課
22	地球温暖化防止設備導入助成事業を 知っている区民の割合	%	32.4 (25年度)	26.4	25.4				50	温暖化 対策課
23	カーボンマイナスこどもアクションCO ₂ 削減量の累計	トン	819 (H20-25 累計値)	1,127 (H20-27 累計値)	1,307 (H20-28 累計値)				1,700 (H20-31 累計値)	温暖化 対策課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標20：30,307 指標21（風力）：2、（太陽光）：11、（雨水）：51 指標22：32.4
指標23：989

5 施策コストの状況				
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	334,019千円	301,177千円	375,504千円	373,052千円
事業費	272,951千円	246,138千円	307,405千円	313,504千円
人件費	61,068千円	55,039千円	68,099千円	59,548千円

6 一次評価＜主管部長による評価＞
(1) 施策実現に関する指標の進展状況 【指標20】CO₂排出係数の変動に影響されない省エネルギーの継続的な取り組みを注視するための指標。節電の取り組みとその定着により平成25年度31,761TJ・平成26年度30,307TJと現状値を下回った。世帯数や事業所延べ床面積は今後も増加見込みのため、引き続き省エネを推進する。 【指標21】長期計画に沿って順調に導入が進んでいる。太陽光発電と雨水利用施設は、施設の新築・改修等に合わせ導入を進める。 【指標22】現状値から若干低下したが、新たにポスターを製作し、周知を図る。 【指標23】順調に推移している。
(2) 施策における現状と課題 ◆節電の取り組み及びその定着等により、エネルギー消費量は減少しているが、今後の人口増や事業所の延べ床面積の増により、目標年度にはエネルギー消費量の増加が見込まれるため、省エネルギーの継続により、目標年度には江東区域のエネルギー消費量を平成23年度程度に抑制する。◆江東区域のエネルギー消費量の現状値（平成23年度）は、震災後の区民・事業者の省エネルギー意識の向上により大幅削減が達成された年の数値であり、目標達成には、区民・事業者と同様の意識向上を求める必要がある。◆区施設への再生可能エネルギー設備の導入やカーボンマイナスこどもアクションなどを通じた啓発が重要である。◆再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入及び次世代自動車の購入への助成制度によりCO₂削減の取り組みを継続する必要がある。
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性 ◆施策3「地域からの環境保全（取り組み②計画的な環境保全の推進）」による、環境審議会及び江東エコライフ協議会との連携を深めながら、本施策を推進する。◆COP21を踏まえた国の動向や都におけるエネルギー政策の動向を注視しながら、低炭素社会への転換を目指す。◆再生可能エネルギーへの注目が集まる中、区が率先して導入に取り組むとともに、時勢や区民ニーズに合った新たな施策展開を図る必要がある。◆東日本大震災以降、太陽光発電や燃料電池等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入気運が高まり、補助制度に対する区民・事業者の期待は高まっており、再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器の導入・利用拡大を推進する。◆運輸部門対策強化のため、低公害車の導入推進や新たな交通手段の推進に向けた施策展開を図る必要がある。◆区民、事業者の主体性を重んじた環境学習により、効率的、効果的にパートナーシップの形成を推進していく必要がある。◆環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・再生可能エネルギー設備や、省エネルギー設備のさらなる普及に向けて、区民・事業者のニーズを的確に把握するとともに、導入による経済的メリットなど、効果について区民・事業者に分かりやすく情報提供を行う。
- ・広域的な視点を持ち、国と都との役割分担の中で、区が担うべき取り組みの対象や範囲を慎重に検討する。
- ・区民・事業者とのパートナーシップの形成について、その具体像を明らかにし関係者間で共有するなど、分かりやすい形で着実に推進していく。
- ・今後も集合住宅やオフィスビル等の増加が見込まれる本区において、可能な限り二酸化炭素の排出量を抑制するため、区民・事業者との連携を図りながら、費用対効果の観点も踏まえた効果的な取り組みを進める。
- ・小学生に限定されているカーボンマイナスアクション事業は、さらなるCO₂削減を実現するため、より多くの区民が参加できるよう、事業内容のあり方について検討する。

施策 6 保育サービスの充実		主管部長(課)	こども未来部長(保育計画課)
		関係部長(課)	こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿

保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。

2 施策を実現するための取り組み

①保育施設の整備	地域需要に応じて認可保育所の整備を進めます。また、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、認可外施設から認可施設への移行を進めます。同時に、保育の実施者として、保育施設の指導及び検査を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。 既存の保育施設については、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図ります。
②多様な保育サービスの提供	延長保育、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)						
・大規模なマンション開発が行われている豊洲地区を中心に、区内における0～5歳の乳幼児人口が毎年増加していることや共働き世帯の増加などにより、保育施設への入所希望児童数が毎年増加している（平成24年度：9,505人 平成29年度：13,080人 増加率37.6%）ことから、この需要に対応する保育施設の整備が求められている。 ・従前より通常保育のほか、延長保育や産休明け保育、一時保育、病児・病後児保育、リフレッシュひととき保育など多様な保育サービスの充実を図ってきたが、引き続き区民の生活環境やニーズに合わせた保育サービスの提供・拡充等が求められている。 ・保育施設の充実を図るため、国が安心こども基金を設置し東京都に交付。これに基づき、都は待機児童解消区市町村支援事業等、施設整備促進のための補助制度を創設した（平成21～28年度）。 ・都営住宅併設型の保育園を中心に老朽化が進み、耐震補強工事を含む改修時期を迎える保育園が増加している。 ・地域主権改革一括法にて改正された児童福祉法により、都は平成24年度から、保育所の居室面積基準等について独自基準を設け、緩和した。 ・子育て支援策の強化を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布された。 ・平成25年4月、都は小規模保育整備促進支援事業（東京スマート保育、平成25・26年度の2か年実施）補助制度を創設した。 ・平成27年4月、子ども・子育て支援新制度が本格施行された。 ・平成28年4月、子ども・子育て支援法の改正に伴い、企業主導型保育事業が創設された。	・引き続き、豊洲地区を中心とした乳幼児人口の増加や共働き世帯の増加、マンション新築に伴う子育て世代の流入等に伴う保育需要の増加が見込まれる。 ・就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、加えて在宅での子育てを支援するための一時保育など、多様な保育サービスの拡充が求められる。 ・保育園の老朽化が進行すれば通園する児童の安全性が損なわれる。また、改修工事が近隣地域で集中すると、代替施設の確保が難しくなる。						
	江東区人口推計	27年 (実績)	28年 (実績)	29年 (実績)	30年	31年	増減見込 (31年/27年)
	区全体	493,952	501,501	506,511	—	520,698	105.4%
	うち0-5歳	28,005	28,751	28,833	29,918	30,851	110.2%

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
24	保育所待機児童数	人	形式的※1: 315 実質的※2: 170	※3 167	277	※4 322			0	保育課
25	定員数	人	11,078	12,094	12,643	13,503			16,594	保育 計画課
26	延長保育を実施している保育園の数	園	72	87	97	114			122	保育課

※1 形式的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所等に入所した人数を除いた数

※2 実質的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所、幼稚園等に入所した人数、育児休業中の人数を除いた数

※3 平成27年4月から国の待機児童対象基準が変更（育児休業取得者を除くことができる）

※4 平成29年4月から国の待機児童対象基準が変更（育児休業取得者や求職者の控除要件の厳格化）されたが、経過措置により
本区は従前どおりの基準で算定

※ 指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	29,079,127千円	25,133,991千円	30,159,126千円	34,870,408千円
事業費	22,109,814千円	18,847,916千円	23,561,826千円	28,252,858千円
人件費	6,969,313千円	6,286,075千円	6,597,300千円	6,617,550千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標24】平成29年度に向けて1,053人の認可保育施設定員拡大を図ったものの、申込者数は5,238人で、前年度と比べ559人増となっており、平成28年4月に277名だった待機児童数が平成29年4月は322名となり、45名の増となった。

【指標25】定員数については、首都高速道路株式会社の協力による大規模園の新規整備等を図ったものの、用地・物件の確保が困難であることや既存認証保育所の廃止・定員減が起因し、昨年度の12,643名から13,503名となり、860名の増に留まっている。

【指標26】延長保育を実施している保育園の数は、平成28年度の97園から、区立保育園で3園、私立保育園で13園、公設民営保育園で1園の計17園増加し、平成29年度では114園となっている。

(2) 施策における現状と課題

◆待機児童は、平成29年4月現在322名と前年度より増加しており、待機児童解消に向け、対策を強化する必要がある。待機児童の分布を見ると、0歳～2歳が全体の95.7%を占めており、この需要に対応する必要がある。◆区では認可保育所等の新設や既存施設の定員増などにより、平成24年度から平成29年度の5年間に3,859人（9,644人→13,503人）の保育施設定員拡大を図り、待機児童対策として一定の効果をもたらしたが、待機児童解消には至っていない。◆その一方で、平成29年4月1日時点、入所児童数が定員に満たない認証保育所は69.2%あった。これは、職員配置に余裕がないため受け入れを制限している場合や、入所希望児童の年齢と定員との不一致、認可保育所内定による急なキャンセルといった理由などがあるものの、待機児童の解消に向けて、認可外保育施設へ待機児童を誘導していくことも必要である。◆認可保育所を整備すると、近隣の保育需要が急増することから、施設整備により、新たな需要を創出している面も見受けられる。◆新たに認可保育所が整備可能となる適地の確保が大変困難であることから、長期的な視点で検討していく必要がある。◆保育士不足により人材確保が困難なため、新規開設を手控える事業者も増えていることから保育士確保を促進するために、平成28年度より事業者に対し保育士の宿舍借り上げ補助等を実施している。◆子ども・子育て支援新制度では、江東区こども・子育て支援事業計画に則り多様な保育サービスを展開し、区民の保育ニーズにあったサービスを充実させ、提供していく必要がある。

待機児童の分布 (平成29年4月1日現在)

		0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
待機児童	人数	47	130	131	14	0	0	322
	割合	14.6%	40.4%	40.7%	4.3%	0.0%	0.0%	—

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆乳幼児人口の増加や、女性の一層の社会進出に伴い、今後も保育施設に対する需要は増加していくものと思われる。引き続き、待機児童の地域状況を勘案し、様々な手法で認可保育所を効果的に整備し、長期計画の後期期間中に待機児童の解消を目指す。◆区立保育所園舎の老朽化が進んでいるため、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図る。◆区民の生活環境やライフスタイルの変化に合わせ、延長保育等のきめ細かい保育サービスの提供を続けていく。◆江東区こども・子育て支援事業計画を基に、保育施設を適正に整備していくと同時に、区内全保育施設に年1回検査を実施し、保育の質の維持・向上を図る。◆地域の子育て支援拠点として、子育てひろば事業の一層の充実を図る。◆区立保育所で実施している在宅子育て世帯支援である「マイ保育園ひろば」を、平成27年度より私立保育所にも拡充しており、平成31年度までに全私立保育所での実施を目指す。また、区立保育所で教育等特色あるプログラムを実施する他、区立保育所保育スタンダードを作成し、就学前保育の充実を図る。◆認可外保育施設の認可移行については、施設からの移行希望を前提とし、認可基準及び区の認可移行基準を満たす場合に移行を進める。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・保育施設について、待機児童の解消に資するよう、公有地の活用や多様な整備手法等を検討し、今後の需要動向に対応した適正な整備を図る。
- ・保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、生活環境やライフスタイルの変化に合わせたきめ細かいサービスの充実と提供に努める。
- ・区民が公立・私立の区別なくサービスを享受できるよう、引き続き保育施設への適正な支援・指導を図り、サービスの質の向上に努める。

施策 7	子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
		関係部長(課)	総務部長(総務課)、こども未来部長(保育計画課、保育課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。

2 施策を実現するための取り組み	
①子育て支援機能の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。
②多様なメディアによる子育て情報の発信	「子育てハンドブック」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、子育て情報ポータルサイト等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせ発信していきます。
③子育て家庭への経済的支援	児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等にこどもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、地域のニーズに基づき計画を策定し、事業を主体的に実施することが自治体の責務となった。これにより、本区は、平成27年3月に「江東区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。また、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行により子育てに不安や孤立感を抱く家庭も多い中、子ども家庭支援センターを地域子育て支援の拠点施設とし、関係諸機関と連携を図りながらさまざまな事業を展開している。 子育て家庭への経済的支援では、平成22年4月より一旦、児童手当に替わって子ども手当の支給が開始されたが、平成24年4月より子ども手当と支給対象を変えずに児童手当の支給に戻った。 平成28年8月分から所得の低いひとり親家庭などに支給する児童扶養手当が、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに引き上げられた。 平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が改正され、就学支援金の支出について、所得制限を行う等の必要な見直しが行われた。 平成28年11月より、東京都の「待機児童解消に向けた緊急対策」において、東京都認可外保育施設利用支援事業補助金が創設され、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部について、東京都より補助が行われることとなった。	平成27年3月に策定された「江東区長期計画(後期)」では、平成31年の総人口は約52万人と推計している。このうち年少人口(0歳～14歳)は、平成31年には67,109人と増加傾向にあり、年少人口構成比は平成31年には12.9%と見込んでいる。 改正児童福祉法・改正児童虐待防止法が平成29年4月より完全施行され、「子ども家庭総合支援拠点」の設置が示された。これに伴い、国が策定した「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)において、縦割りの公的支援から「包括的な支援」への転換が求められ、誰もがそのニーズにあった支援を受けられる地域づくりを目指すべきとされた。そのため、関係機関との連携強化をはじめとし、児童相談所の区への移管を見据えた、区内5か所の子ども家庭支援センターの今後のあり方を検討していく必要がある。 核家族化の進展や転入者の増加などにより、周囲に子育てを支えてくれる人がいない人が増え、子育ての孤立化が進み、子育てに不安感を感じる人が増える恐れがある。 消費税率の引き上げ等子育て世帯を取り巻く経済状況に鑑み、低所得世帯を中心に認可外保育料負担軽減の必要性は続く。また、高等学校等への進学にあたり、授業料について負担が軽減されているものの、奨学資金を必要とする家庭も一定数見込まれる。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	
「児童手当支給事業」、「児童扶養手当支給事業」は法律(「児童手当法」、「児童扶養手当法」)に基づき実施するため、区の権限が限定的である。	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
27 子育てがしやすいと思う保護者の割合	%	56.3	53.7	58.7				60	子育て支援課
28 子育てひろば利用者数	人	279,503 (25年度)	275,697	281,176				283,360	子育て支援課
29 区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合	%	56.3	58.9	67.1				60	子育て支援課
30 子育て情報ポータルサイトの利用者数	件	51,406 (25年度)	65,208	63,992				58,100	子育て支援課
31 子ども医療費助成件数	件	1,088,781 (25年度)	1,178,782					—	子育て支援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標28：269,165 指標30：61,923 指標31：1,137,014

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	15,914,539千円	15,061,826千円	16,142,614千円	16,050,599千円
事業費	15,530,348千円	14,715,556千円	15,686,216千円	15,508,172千円
人件費	384,191千円	346,270千円	456,398千円	542,427千円

6 一次評価〈主管部長による評価〉

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標27】子育てがしやすいと思う保護者の割合は、前年度比5ポイント増となり、平成22年度の47.7%からは11ポイント増となっている。これは、中学生以下のこどもがいる回答者の結果を用いている。アンケート結果の中で「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した方を対象に、平成28年度より新たに理由について質問を実施した。子育てをしやすい環境の中で子育てに取り組めていないと思われる理由として、「待機児童が多い（保育園不足）」との回答が最も多く、続いて「安全な遊び場が少ない」、「社会的な理解や配慮の欠如」、「子育て、教育費がかかる」となっている。また、江東区こども・子育て支援事業計画作成時に実施したニーズ調査において、子育て中の保護者への無作為抽出アンケート（未就学児の保護者1,831件、小学生の保護者825件）を実施した結果では、保護者のうち「子育てしやすいと思う」又は「どちらかという子育てしやすいと思う」と答えた方の割合は、未就学児の保護者の76.0%（思う24.2%、どちらかと51.8%）小学生の保護者の78.2%（思う25.5%、どちらかと52.7%）であった。このことから、子育て中の区民からは一定の評価は得られていると認識できるが、目標値達成に向けて関係機関と協働・連携して更なる事業展開を図っていく。

【指標28】子育てひろば利用者数は、平成27年度は275,697人に対し、平成28年度は281,176人で、前年度比5,479人、2.0%増となっている。子育てひろばの需要は、人口増加に伴い今後も増える見込みである。子ども家庭支援センター5か所では、出張ひろばやプレーパーク等の実施により、センター利用可能圏外の親子をカバーしているが、人口急増の豊洲・有明地区については、需要に対する供給が追いつかない状況である。

【指標29・30】子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合については、平成27年度現状値は58.9%に対し、28年度は67.1%で、前年度比8.2ポイント増、平成22年度の52.3%からは14.8ポイント増となっている。子育て情報ポータルサイトの利用者数は、平成27年度は65,208人、28年度は63,992人、前年度比1,216人、1.9%減となっている。平成24年度に「子育て情報ポータルサイト」を開設し、平成26年度より「こんにちは赤ちゃんメール配信事業」を実施してきた。平成28年度は「江東区子育てハンドブック2016」を3年ぶりに発行し、妊娠届や転入時等に合計17,500部配布することで、子育て情報の入手が容易にできるように工夫した。ポータルサイトの利用者については、開設から初めて減少に転じており、パソコンやスマホ対応をしているものの新しい情報発信手段を模索する時期にきていると認識している。今後は発信手段の検討と区内子育て支援団体と連携し、より多くの情報量を発信できるよう工夫したい。

【指標31】子ども医療費助成件数は、平成27年度に1,178,782件であり、前年度比41,768件、3.7%増となっている。

(2) 施策における現状と課題

◆平成27年に江東区こども・子育て支援事業計画（5か年）を策定したが、保育認定人数など、計画と現状に乖離が生じていることから、中間見直しが必要になっている。◆核家族化や地域コミュニティ希薄化が進むことにより、子育てに不安感を持つ家庭や地域社会において孤立感を抱く家庭がさらに増える恐れがあるため、「KOTOハッピー子育てトレーニング事業」や子ども家庭支援センターで実施しているリフレッシュひととき保育の更なる充実を図るとともに、公的支援を望まない区民に対するアウトリーチ型の支援等を検討していく必要がある。◆地域住民との協働で子育てを見守り支えていくために、ファミリーサポート事業の協力会員やリフレッシュひととき保育の支援士（ボランティア）を増やし育成する必要がある。◆江東区長期計画（後期）の重点プロジェクトとして、南部地域における子育て支援施設を含む公共施設の整備について検討していく。◆改正児童福祉法に基づき、児童相談所の区への移管を見据えながら、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討する必要がある。また、包括的な子育て支援サービスを提供していくために、関係機関との連携強化の具体的な方法を検討する必要がある。また、景気動向を反映して、経済的不安を抱える子育て家庭も少なくない。子育て家庭の不安感・負担感増大の背景には、保護者の就業形態の問題も要因として存在している。◆政府の雇用・経済施策が浸透しつつあるが、経済的自立を図るための母子家庭自立支援事業における給付金利用の需要は依然として根強い。被保護世帯数のうち、母子家庭の割合は5%台で推移しており、DV・精神的問題・経済的不安等、問題が複合化していることが、依然として自立阻害要因となっている。区では、このような世帯を支援するため、母子緊急一時保護事業による迅速な支援や、母子生活支援施設の利用、関連施設との円滑な連携、就労自立の促進が一層求められている。◆平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、「貧困の連鎖」を防止する取り組みとして生活保護世帯及び生活に困窮した子育て世帯に対して学習支援や相談を行う「まなび塾」について、平成28年度から会場を城東地区に増設した。2ヶ所での開催とし、利便性の向上を図った。継続的な利用者も多くいるが、今後は新規利用者を増やすための工夫が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆直近の待機児対策や区民ニーズ調査等を踏まえた、江東区こども・子育て支援事業計画の改定を実施する。◆妊娠・出産期から切れ目のない支援を目指すため、江東区こども・子育て支援事業計画における各事業を着実に実行していく。◆子ども家庭総合支援拠点の設置にあたり、児童相談所の区への移管を見据えながら、今後の子ども家庭支援センターのあり方について検討していく。また、包括的な子育て支援サービスを提供していくために、関係機関との連携強化の具体的な方法を検討していく。◆江東区行財政改革計画での児童館とのあり方検討を踏まえ、子ども家庭支援センターの適正配置を含む、今後の児童福祉行政全体のあり方について検討していく。◆子育てメッセの活用など区内の子育て支援団体と協働として、子育ての情報を積極的に発信していく。◆子育て家庭への支援を充実するために、さまざまな観点から区民への啓発活動を行う。◆子育て情報ポータルサイトの利便性向上や内容の見直しを図るなど創意工夫を凝らし利用拡大を図る。◆児童手当など各種手当の支給、子ども医療費の助成のほか、育児費用負担軽減などの経済的支援を行っていく。◆平成26年1月、江東区役所内に開設された「江東就職サポートコーナー」（ハローワーク常設窓口）を活用するため、子育て支援課窓口チラシを配布し、児童扶養手当受給者等生活困窮者の就労自立を支援していく。◆生活困窮者支援ネットワーク会議を開催し、庁内及び関係機関との連携を図り、生活に困窮する世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。◆平成27年に開設した「まなび塾」について、利用者を更に増やすための取り組みを行う。◆母子世帯に対する指導援助にあたっては、児童相談所、職業安定所、民生・児童委員、母子自立支援員、婦人相談員等との連携に努める。また、母子生活支援施設の活用、母子世帯就労促進給付、母子自立支援プログラムを用いて、母子世帯の経済的自立を支援する。なお、DV相談等の増加に対しては、配偶者暴力支援センターと連携し、支援をより強化する。◆「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、平成26年10月に施行されたことに伴い、父子家庭を対象とした父子福祉資金が創設された。今後も父子家庭への支援の拡充に取り組む。◆高等学校の授業料については、国により就学支援金の支給が図られているものの、経済格差の拡大等により、支援を必要とする家庭は今後も増加することが見込まれる。そのため、引き続き奨学資金の貸付を行い、就学の機会を逸することのないよう支援する。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・子育て支援機能の充実について、引き続きNPOや子育てグループ等との協働の強化を図る。
- ・子育て支援の場の整備について、既存施設の活用も踏まえ費用対効果の観点から効率的な手法を検討するとともに、施設利用者アンケートでは把握できない潜在的な区民ニーズの把握に努める。
- ・区が実施している子育て支援の取り組み等の情報を、子育て情報ポータルサイト等の多様な媒体の活用により、効果的・効率的に発信していく。
- ・子育て家庭における生活困窮者の支援については、庁内はもとより関係機関との連携により、効果的な事業展開を図る。

施策 8	確かな学力・豊かな人間性 ・健やかな体の育成	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(指導室)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学校施設課、学務課、学校支援課、教育センター)

1 施策が目指す江東区の姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

2 施策を実現するための取り組み

①学習内容の充実	学びスタンダード強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピューター教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。
②思いやりの心の育成	児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育むなど、心の教育を充実させます。
③健康・体力の増進	「体力スタンダード」の取り組みにより、体育授業の充実や部活動の活性化を図り、継続的な運動習慣を身に付けることができるようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。
④教員の資質・能力の向上	効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・平成23年度からは小学校、平成24年度からは中学校で新しい学習指導要領が全面実施となった。こどもたちの生きる力を育てるとともに、思考力や判断力・表現力などを育てることが求められている。 ・平成24年度に「こうとう学びスタンダード」(学び方・体力・算数)を、平成25年度に「こうとう学びスタンダード」(国語・数学・英語)を策定し、平成26年度より全校で6つのスタンダードに取り組んでいる。 ・平成23年4月の法改正により、公立小学校第1学年の国の標準学級児童数が35人となった。 ・研修については、経験や職層に応じた内容や専門性を高める内容とし、研修体系の見直しを図った。 ・臨海部の開発に伴い、平成23年度には有明小・中学校、平成27年度には豊洲西小学校を開校した。 ・平成26年度に「学びスタンダード定着度調査」を開始し、平成27年度には調査内容の充実を図った。 ・平成28年3月に「教育推進プラン・江東(後期)」を策定した。 ・平成28年3月に、区長が「教育施策大綱」を策定した。	・新しい学習指導要領が平成29年3月に告示されたため、今後、その趣旨に沿った授業改善が求められる。 ・「こうとう学びスタンダード」の各学校における定着が図られる。 ・東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、各学校・幼稚園でオリンピック・パラリンピック教育が推進される。 ・一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を育てることが求められる。 ・学校現場のICT機器整備のさらなる充実が求められる。 ・団塊世代の大量退職等によって、若手教員の割合が増えることが見込まれる。多様化する教育課題に適切に対応し、効果的な指導を行えるよう、教員の資質・能力の向上が求められる。 ・臨海部の大規模開発のみならず、旧市街地でもマンション建設が相次いでおり、児童・生徒数が増加する。 ・平成30年4月に、本区初となる小中一貫教育の義務教育学校・有明西学園が開校予定である。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
32	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値(小学校)	106.9	107.3	106.8				109	指導室
	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値(中学校)	102.4	102.1	101.1				104	指導室
33	地域活動、ボランティア活動、キャリア体験学習に年2回以上参加した児童・生徒の割合	%	—	77.9	87.4			100	指導室
34	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値(小学校・ソフトボール投げ)		87.4	89.1	89.5			90	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値(小学校・20mシャトルラン)		93	89.3	93.6			95	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値(中学校・ハンドボール投げ)		97.4	94.8	97.1			99	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値(中学校・持久走)		96	96.7	97.0			98	指導室

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
35	国語の授業が分かる児童の割合 (小学生)	%	80.5	83.6	82.0				85	指導室
	算数の授業が分かる児童の割合 (小学生)	%	79.9	82.8	84.2				85	指導室
	国語の授業が分かる生徒の割合 (中学生)	%	75.1	73.3	75.9				80	指導室
	数学の授業が分かる生徒の割合 (中学生)	%	57.9	72.1	69.4				80	指導室

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	9,388,337千円	8,476,088千円	9,628,448千円	9,972,061千円
事業費	6,637,693千円	5,991,151千円	7,060,794千円	7,480,180千円
人件費	2,750,644千円	2,484,937千円	2,567,654千円	2,491,881千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標32】全国学力調査で全国平均を100とした区の値は小学校で106.8、中学校で101.1であり、小中学校ともに微減となっている。

【指標33】これまで年1回以上としていた指標を平成27年度より2回以上と変更した。今後もさらに地域活動等の充実を図り、思いやりの心の育成を図っていく。

【指標34】小中学校ともに全ての項目で昨年度を上回った。要因として投げ方教室や研修等の実施、長縄跳びや中1駅伝の実施をしてきたことが挙げられる。

【指標35】小学校では算数が1.4ポイント、中学校では国語が2.6ポイント上昇している。

(2) 施策における現状と課題

◆全国学力調査に関する指標は小中学校ともに微減とはなっているが、内容を見ると概ね良好であると言える。小学校では活用の問題の正答率が高く、授業改善の成果が表れている。◆「こうとう学びスタンダード」への取り組みが4年目となり、各学校における授業改善を中心とした取り組みが定着してきている。◆平成26年度から実施している「こうとう学びスタンダード定着度調査」は、平成27年度に内容を充実して実施した。全体としての結果は概ね良好であるが、一人一人のこどもたちの定着度に合わせた指導の工夫改善が課題である。◆オリンピック・パラリンピック教育の推進とともに、こどもたちのボランティアマインドの醸成を図っていくことが必要である。◆体力調査の結果をみると小・中学生ともに全国平均に届かず、課題がある。しかし、体力スタンダードへの取り組みの成果が結果に表れ始めている。幼児期の運動遊びの充実、中学校における運動機会の充実等が課題である。◆ICT教育環境の整備に向けて、平成26年9月から平成28年8月まで、小・中学校各1校でタブレット端末や無線LAN導入によるモデル事業を実施した。◆小・中学校に3台ずつ配備されている電子黒板を平成26年度当初に最新機種に更新した。平成28年度には各フロア1台ずつとなるよう増設した。◆若手教員の授業力の向上を目指し、「授業改善支援チーム」の派遣を実施している。また、学びスタンダード強化講師の指導力向上を目指し、学びスタンダード強化講師研修を実施している。◆改訂された学習指導要領の全面实施（小学校は平成32年度、中学校は平成33年度）に備え、授業力向上アドバイザーによる公開授業等を実施する。◆平成26年度、保護者や一般区民を対象に本区初となる「教育に関する意識調査」を実施した。◆日光・富士山の両高原学園ともに施設の老朽化が進んでおり、今後の移動教室等のあり方、高原学園の管理運営方法等について検討する必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆学習指導要領の改訂を踏まえた学びスタンダード強化講師の効果的な活用及び事業のさらなる充実について検討する。◆こどもたちの生きる力をバランスよく育てるために、様々な事業を効果的・効率的に実施する。◆教育を、幼稚園から中学校までの11年間で捉え、積み重ねを大切にしたい教育活動を展開する。◆平成22年度から始めた小中学校のすべてのこどもを対象とした体力調査の実施や平成25年度からの体力スタンダードへの取り組みなど、体力向上に関する施策を、さらに充実させていく。◆「こうとう学びスタンダード」の確実な取り組みを進めるとともに、定着度調査を実施し、その結果に基づく指導改善の充実を図る。◆平成28年度に策定した「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画」を基に全校でオリンピック・パラリンピック教育を推進し、こどもたちの資質を高めていくとともに、すべてのこどもたちが東京2020オリンピック・パラリンピックに関われるようにする。2020年以降も継続できるようなオリンピック・パラリンピック教育を江東区として検討する。◆モデル事業の検証の結果、学校におけるICTの導入は、児童・生徒の興味や意欲を引き出す授業、わかりやすい授業づくりを進めていくうえで有効であることが確認された。平成29年度に、全小中学校に無線LAN環境を整備し、1校あたり45台のタブレット端末を導入する。◆こども一人一人のニーズに対応するために、適切な研修を通して教員の資質・能力を向上させることを目標として取り組む。◆平成28年3月に策定された「教育推進プラン・江東（後期）」に基づき、施策を計画的に推進するとともに、毎年度、外部委員による進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じた見直し等を行っていく。◆江東区高原学園あり方検討委員会において、今後の高原学園のあり方について検討し、基本方針を定める。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価<<区の最終評価>>

- ・「こうとう学びスタンダード」の確実な取り組みをさらに進めるとともに、定着度調査の結果を活用して指導改善等に取り組む。
- ・「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画」に基づき、オリンピック・パラリンピック教育を効果的に推進する。
- ・児童・生徒の思いやりの心の育成や健康・体力の増進に向けて、有効な方策を検討するとともに、取り組みの成果を明らかにする方策についても引き続き検討する。
- ・校長・副校長を含めたすべての教員への研修について、研修の効果の把握・分析を十分に行い、現在の研修体系の整理・見直しを行った上で、より効果的な研修となるよう取り組む。

施策 9	安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(学校施設課、学務課、指導室、学校支援課、教育センター)

1 施策が目指す江東区の姿

児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校(園)が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①個に応じた教育支援の推進	学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。
②いじめ・不登校対策の充実	「江東区いじめ防止基本方針」に基づく、学校と関係機関の連携強化により、いじめの未然防止・早期発見・早期解決等に取り組みます。また、学校とブリッジスクールの連携強化などにより、不登校問題の解決に取り組み、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。
③教育施設の整備・充実	良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、施設内外及び近隣における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・障害者差別解消法が施行(平成28年4月)され、教育現場においても、障害者に対する合理的配慮が求められることとなった。 ・通常学級に在籍する発達障害のある児童等への学習支援や学校生活支援、特別支援教育の充実を求める要望等、よりきめ細かい学力向上支援策へのニーズが生じている。 ・発達障害のある児童・生徒の増加やいじめ、不登校等の対応のため、支援員やカウンセラーの配置等を行っている。 ・小中学校入学時における学習・生活習慣の定着のため、区民や学校現場からの保幼小中連携教育のニーズが高まっている。 ・平成25年施行の「いじめ防止対策推進法」の趣旨を受け、江東区いじめ防止基本方針を策定するとともに江東区いじめ問題対策連絡協議会を設置し、区としてのいじめ防止対策を推進してきた。また、各学校において学校いじめ防止基本方針を策定し、学校いじめ問題対策委員会を設置し、組織的ないじめ防止対策を実施してきた。 ・本区の不登校児童・生徒数は、長期的に見ると、大きく減少傾向にあるが、ここ数年は下げ止まりの現象が見られる。また、不登校原因の複雑化、深刻化が進行しつつあり、スクールカウンセラーの配置拡大やスクールソーシャルワーカーの配置など、解決困難なケースへの対応を図るための体制の構築が求められている。 ・ブリッジスクール事業運営要綱を改訂し、平成29年度より、対象者を拡大し、江東区立学校以外の区内在住の児童・生徒も対象とする。 ・通学路等における安全対策を強化するため、平成27年6月に東京都安全・安心まちづくり条例の改正があった。	・江東区立小学校特別支援教室ガイドラインに基づいて平成30年度までにすべての小学校で特別支援教室を開設し、巡回指導に移行していく。また、東京都発達障害教育推進計画において、中学校でも平成30年度から特別支援教室の導入が始まり、平成33年度までに全ての中学校に設置する必要があるため、中学校においても準備を進めていく。 ・発達障害のある児童・生徒の増加が続くとともに、学校不適応等が依然として課題となると予測される。これらの課題への対応として、支援員やカウンセラーの配置の充実が求められる。 ・小1プロブレムの未然防止策として、保幼小の連携の充実を図るとともに、小1支援員の配置を継続する必要がある。また、中1ギャップへの対策として、小中連携教育や一貫教育のニーズが高まる。 ・保護者等の意識変化に伴い、児童・生徒それぞれの教育ニーズに応じた支援の拡充が求められる。 ・いじめ防止基本方針に基づいた、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等のいじめ防止の取り組みの充実が、今後ますます求められる。また、重大事態が発生した場合における、迅速で適切な対応が求められる。 ・不登校対策として、学校と関係機関との更なる連携強化や、スクールソーシャルワーカーの増員、さらに不登校の未然防止や学校復帰に向けた新たな「不登校総合対策」の実施が求められる。 ・学校安全の継続した取り組みが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
36	一人一人を大切にしたい教育が行われていると思う保護者の割合	%	80 (24年度)	87.6	86.4				90	指導室
37	教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	%	63.8 (25年度)	50.2	45.1				70	指導室
38	不登校児童・生徒出現率（小学校）	%	0.34 (25年度)	0.45					0.20	指導室
	不登校児童・生徒出現率（中学校）	%	2.96 (25年度)	2.84					2.00	指導室
39	改修・改築を実施した学校数（小学校）	校	8	3	2				20	学校 施設課
	改修・改築を実施した学校数（中学校）	校	4	0	2				8	学校 施設課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標36：84.5 指標37：61.2 指標38（小学校）：0.38、（中学校）：2.94

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	10,357,777千円	14,027,068千円	21,851,099千円	13,656,720千円	
事業費	9,955,824千円	13,664,627千円	21,479,289千円	13,274,655千円	
人件費	401,953千円	362,441千円	371,810千円	382,065千円	

6 一次評価＜主管部長による評価＞	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
【指標36】一人一人を大切にしたい教育が行われていると思う保護者の割合は、平成28年度は86.4%であり、目標値まであと3.6ポイントである。 【指標37】平成27年度より、教育センターでの相談件数に加え、各学校のスクールカウンセラーに寄せられた保護者の相談件数も調査対象とした。教育センターでは、問題が解決しても相談を最終させずに、継続的に相談を続けるケースが増えており、そのことが数値にも反映されている。また、平成28年度の数値が5.1ポイント減少した主な要因は、継続的に相談を行っている件数が増加しているためである。 【指標38】不登校児童・生徒の出現率については、長期的に見ると不登校者数は大きく減少傾向にあったが、平成27年度は、小学校は0.45%となっており、平成26年度に比べ0.07ポイントの増加、中学校は2.84%となっており平成26年度に比べ0.10ポイントの減少となっている。平成28年度は、平成27年度に策定した不登校総合対策をさらに充実させ、スクールカウンセラーの配置の拡大や、ブリッジスクールの内容の充実、スクールソーシャルワーカーの増員等により、不登校児童・生徒への支援の推進を図った。 【指標39】校舎の老朽化や人口推計等を踏まえ、計画的に改修・改築を実施している。	
(2) 施策における現状と課題	
◆特別な支援が必要な児童・生徒、特に特別支援教室を利用する児童・生徒の増加がみられる。◆小1支援員の配置や保幼小連携教育の成果により、小1プロブレムは起きていない。今後は、小学校入学期のスタートカリキュラムの充実を図る。◆平成25年度より全小学校に都スクールカウンセラーが配置された。区費スクールカウンセラーについては、相談件数や相談内容の多い学校への追加配置や問題発生時の緊急派遣等、必要に応じて配置し、保護者・児童の相談活動を行っている。相談件数は年々増加し、相談内容も複雑多様化している。具体的な改善事例を分析するなど効果検証を充実させる必要がある。◆平成26年度よりスクールソーシャルワーカーを指導室に配置し、不登校や学校不適応等のこどもの環境に働きかけたり、関係機関につないだりし、問題の改善に努めているが、問題を抱えるこどもの増加、問題の複雑化が課題である。◆平成27年度より不登校総合対策に取り組み、「ふせぐ」「そだてる」「かかわる」という3つの観点から対策を推進している。特に中1で不登校生徒が増えていることから、新たに「不登校未然防止連絡会」を開催するとともに、教育に関する相談を受けたり、不登校児童・生徒への支援を行っているスクーリング・サポート・センター（以下、SSC）、指導室、学校関係者等による不登校関係者会も実施した。さらなる未然防止対策の充実が課題である。◆いじめ問題については、江東区いじめ問題連絡協議会を年間2回開催し、関係者で問題解決に向けて情報共有を行う等、連携を図っている。◆いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにすること等から、SNSの利用について学校ルールや家庭ルールの作成に取り組んでいる。平成28年度にはSNSの適切な活用等に関わる研究校を指定している。◆改築・改修期間中に仮校舎を使用するにあたり、期間中のスクールバスの運行や学区外での教育活動など、学校・保護者・地域住民の理解が得られるよう、計画や安全性について協議していかねばならない。◆事業費については、国や都の補助制度、基金等を有効に活用していく。◆労務単価や物価変動による事業費の見直しについて、国の動向を注視し対応していく。◆平成27年度より実施している通学路交通安全対策連絡会を踏まえ、通学路の安全対策の強化に努めている。	

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆特別支援教育検討会の開催等により、区内の特別支援教育の課題を整理するとともに改善策を構築していく。また、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、江東区立小学校特別支援教室ガイドラインに基づいて、小学校の特別支援教室の巡回指導を展開していく。特別支援教室のニーズが高まり、指導児童が増加していくことから、入級退級の判定について、特別支援教室入級退級委員会を設け、適正な入級退級判定や適切な指導について検討していく。また、東京都発達障害教育推進計画において予定される、平成33年度までの全中学校での特別支援教室の導入について、中学校版ガイドラインを作成し、それに基づき中学校の特別支援教室の巡回指導を展開していく。◆保幼小中の連携推進のため、「江東区保幼小連携教育プログラム」を全校園で活用するとともに年間2回の「江東区連携教育の日」を効果的に実施していく。また、小・中学校で実施している「こうとう学びスタンダード」を核とした連携も推進していく。◆指導室、SSC、学校等が連携をさらに強化し、不登校総合対策を充実させていく。学校が不登校の未然防止策を積極的に行うとともに、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、児童生徒を取り巻く問題の環境に働きかけ、不登校問題の解決に取り組んでいく。◆ブリッジスクール等に在籍している不登校児童・生徒が学校復帰等ができるように、学習支援やエンカレッジ体験活動（カヌー体験・セーリング体験・校外学習・職場体験等）を充実していく。◆不登校問題の改善に向けて関係機関による不登校関係者会を充実させ、不登校対策のさらなる充実を図る。◆ブリッジスクールについては、そのあり方について、南部地区への開設も含め検討を進める。◆スクールソーシャルワーカーの成果を検証しつつ、より効果的な活用を図る。◆学校施設の改築・改修事業については、平成24年11月に策定した「江東区立小中学校の改築・改修に関する考え方」に基づき進めていく。◆限られた財政状況の中でコスト縮減を図りつつ、校舎の老朽化や人口推計などを総合的に判断し、工事の優先順位を考慮しながら計画的改修を実施していく。また、急増する児童生徒数の動向を踏まえながら関係所管と連携し、新築・増築への取り組みを検討していく。◆「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」を策定し、学校安全に係る統一的な取り組みを推進することで学校安全の向上を図る。また、通学路の安全対策について関係機関と協力して取り組み、通学路防犯カメラについては、平成30年度までに全小学校に設置する。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価<<区の最終評価>>

・発達障害のある児童・生徒の対応や小1プロブレム、いじめ、不登校等については、人材を適切に配置することで一定の成果を上げている。さらなる施策の推進のため、区民のニーズを的確に把握・分析した上で、事業の目的・効果の精査、人材確保・育成や関係機関等の機能・役割分担の整理について継続して取り組むほか、人材の量的水準の妥当性について検証する。また、これらの内容を区民に分かりやすく示すとともに、効果的な連携のあり方について引き続き検討する。

・校舎等の新增設・改修については、その必要性について十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画を着実に実施する。

・教育センターのスクーリング・サポート・センターを中心とした取り組みを継続して実施するとともに、学校と実効的に連携できる仕組みづくりを推進する。

施策 10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(学校支援課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

1 施策が目指す江東区の姿

地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムの拡充を図るとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方の検討・PTA研修会の充実等、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組みます。
②開かれた学校(園)づくり	広報誌の発行やホームページによる情報の発信、学校公開の実施などにより開かれた学校(園)づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
③教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・国による学校支援地域本部事業や地域協働学校運営事業等の推進に伴い、学校、家庭、地域の連携や協働による学校運営が求められるようになり、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。 ・幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。 ・学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。 ・学校便りや広報誌の発行、ホームページによる情報の発信、学校公開週間の実施、道徳授業地区公開講座の実施などにより、積極的に開かれた学校(園)づくりを推進してきた。学校評価結果の公開など、透明性の高い学校運営を進めてきた。 ・平成25年度から教育委員会の各施策を積極的に公開していくために、広報紙「こうとうの教育」の全戸配布を行い、教育情報発信が充実した。 ・学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。	・地方教育行政法の改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い、各小・中学校にコミュニティ・スクールを導入していくことになる。今後はさらに国や都において地域学校協働本部の制度が整備されるため、これまでの学校支援地域本部の機能を生かし、保護者、地域、学校が協働して作る、新しい学校運営の体制を計画し導入していく必要がある。 ・保護者等のニーズに合った学校情報の積極的な発信や、保護者等を巻き込んだ学校教育の推進など、今後ますます保護者・地域等と連携した、開かれた学校づくりが求められる。 ・学校評価結果の公開とともに、今後の学校改善策の具体的な提示など、より保護者・地域等に理解しやすい学校運営の明示が求められる。 ・広報紙「こうとうの教育」の全戸配布により学校教育の現状や教育に関する取り組み等の教育情報発信が充実し、教育に関する関心が高まる。 ・地域社会全体で連携しながら教育の推進を図るため、教育に関する情報提供の更なる充実と共有化が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
40	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(小学校)	校	11	15	20			46	学校支援課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(中学校)	校	4	5	10			24	学校支援課
41	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(小学校)	%	—	89.8	90.2			90	指導室
	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(中学校)	%	—	82.8	85.2			85	指導室

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
42	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合（小学校）	%	—	88.3	89.4				75	指導室
	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合（中学校）	%	—	83.5	85.5				70	指導室
43	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（小学校）	件	464 (25年度)	474	561				828	学校 支援課
	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（中学校）	件	63 (25年度)	88	122				144	学校 支援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標43（小学校）：463、（中学校）：80

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	232,617千円	206,317千円	234,674千円	248,678千円	
事業費	194,810千円	172,155千円	201,090千円	215,390千円	
人件費	37,807千円	34,162千円	33,584千円	33,288千円	

6 一次評価＜主管部長による評価＞	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
【指標40】地域が学校を支援する新たなシステム（学校支援地域本部）の実施校数であり、前期は目標の合計15校を達成した。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校での展開を目標としており、平成28年度は新たに小学校5校、中学校5校で取り組みを開始した。また、平成28年度には未実施校に対し、導入年度の希望等について意向調査を実施し、平成31年度までの各年度における実施校を決定した。これに基づき、平成29年度は小学校8校、中学校5校での実施を予定している。 【指標41】平成28年度は目標値を超えており、学校の情報発信をする姿勢については、理解をいただいていると考えている。 【指標42】対話の機会についても保護者からは十分に設けられていると受け止められており、さらなる充実を図っていく。 【指標43】大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数であり、平成28年度は小学校561件、中学校122件とともに増加した。すでに実施している学校では大学・企業等との連携をより一層深める一方、未実施校にも取り組みを広げていくことが課題である。	
(2) 施策における現状と課題	
◆学校支援地域本部事業については、読み聞かせ活動や学校の環境整備、学校行事の活動支援、補習教室への支援など各学校の得意とする活動で着実に成果をあげ、小学校については前期の目標に到達することができた。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校での展開を目標とし、趣旨を踏まえた展開を図っていく必要がある。◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。◆地域学校協働本部の整備に向け、学校支援地域本部やPTA活動等のより一層の協働関係の強化が求められている。	
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
◆これまで以上に学校運営への地域住民の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するためには、既存の学校支援地域本部や土曜・放課後学習教室等の機能を生かし、地域学校協働本部として再構築していくと同時に、江東区独自のコミュニティ・スクールを導入していく必要がある。そのためには、まず学校を支える仕組みの核となる学校支援地域本部を年次計画に基づき全校に導入していくと同時に、既存の学校評議会から学校運営協議会への円滑な移行を図ることで、コミュニティ・スクールの体制を整えていく。そこで、平成29年度は本区における制度設計を行い、平成30年度にはモデル校において試行実施していく。そして、平成31年度以降、順次、学校と地域の実情に応じて導入していく。◆広報紙「こうとうの教育」を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細やかな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実にも努めていく。◆学校情報の積極的な発信を今後一層進めていき、学校・家庭・地域の連携協力を充実させる必要がある。保護者等が、開かれた学校づくりや情報発信等についてどのように感じているか、実態調査を行い改善を進めていく。◆大学、企業等との連携については、学校の教育活動の充実に向け、積極的に情報提供を行うなど、推進に努めていく。◆地域学校協働本部の整備を視野にPTAの活動を支援し、基礎研修会、広報紙コンクール等の充実により活性化を図る。	

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	学校の情報発信や保護者との対話の機会について、保護者の評価は総じて高い。一方で、地域が学校を支援する新たなシステム構築や大学・企業等と連携した教育活動については、その意義の明確化を含めて、さらなる検討・推進が必要である。
イ	A	指標について、概ね目標値を達成、あるいは達成見込みがあるところまで到達している点は評価できる。指標40については目標値には達していないが、学校等の意向確認をしながら進めるなど、現場への配慮がある点も今後の実現及び実効性を上げる上でも重要な視点であり、評価できる。ただ、今後は学校数だけでなく、活動内容の質的な部分を検証するための指標等の検討が必要である。
ウ	A	指標からは成果をあげていることはわかる。一方、外部評価モニターからは指標だけでなく、具体的内容により目標達成をわかりやすく示してほしいなどの意見もあった。まさしくそのとおりであり、指標の結果だけでなく、具体的な成果や内容を指標に補足するなどの工夫が必要であると感じた。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	国の教育政策を区で展開するという側面が強く、区民ニーズや社会状況を踏まえた上での展開という点で、改善の余地があるように思われる。この施策がいかなる意味を持つのか、保護者以外の一般区民にも理解しやすいロジックの構築と説明が必要である。
イ	A	学校支援等への地域基盤は出来ているが、一方でコミュニティスクールへの区民理解はまだ不十分である。その点を踏まえ、区民への情報提供、制度への理解を行いながら、区民ニーズや地域等の状況を踏まえた制度設計を期待したい。また、学校現場の負担感も考慮し、保護者、地域、教職員、そして児童・生徒にとって、よい効果をもたらす活動となるとともに持続性、継続性のある取り組みとなるような制度設計を期待する。
ウ	A	地域との連携による教育力の向上の取り組みを円滑に行うため、ホームページによる情報の発信、学校評価制度の公表などに取り組んでいることや、社会状況に対応した大学や企業等の連携による事業内容も実績をあげていることなどから、この取り組みは評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	A	今回の報告書やヒアリングだけでは、この点が十分に理解できなかった。より明確な説明が必要と思われる。
イ	A	学校支援地域本部事業等の活動は、地域の理解や協力が不可欠であるが、その点は充実していると判断できる。今後は制度を拡大するに当たり、保護者、地域住民、教職員、行政の役割分担を明確にしながら、連携協働していくことが重要である。今後の制度設計においては、よりその点に考慮することを期待したい。また、企業と連携した教育活動も着実に拡大しており、今後も区内の全学校が各学校の教育課程と関連させながら、自校教育活動の充実にも努めることが出来るような基盤整備(教員研修等も含む)及び支援を期待したい。
ウ	A	町会、自治会、PTAなど地域の支援により学校支援地域本部事業が実施されていることは評価できる。国や都において地域学校協働本部の制度が整備されることから、今後は「支援⇒協働」に向けた事業展開を区として取り組む意気込みを感じた。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	担当部課によるきめ細やかな取り組みは評価できるし、外部評価モニターにもそのことが伝わったと思う。地域に根ざした教育や開かれた学校は、反対の余地がない望ましい方向であるが、それだけにその意義と具体的な推進方策を一般区民にも分かりやすく説明できるように心がけておく必要がある。
イ	A	明確な根拠に基づく指標の設定とその指標の実現に向けて着実に施策が行われ、数的な拡大はほぼ達成できていると言える。今後は、より質的な部分での着実な施策の実現とその進捗状況を確認しながら進めていくことを期待したい。国の動向は「地域とともにある学校」であり、地域学校協働本部事業への転換を図るためには、より保護者、地域住民の参画意識の向上が重要であるので、区民のこの制度への理解を図るための情報提供及び啓発活動がより重要となる。この点はまだ不十分な点があるので、今後の充実を期待したい。
ウ	A	施策の取り組み内容は概ね妥当と思われるが、実際に教育力が向上した事例として、「こどもサイエンス教室」の実施により子どもたちの理科への興味が高まり、学力も向上したなどの具体的なデータを集めることができればよいと感じた。
その他		
この施策を推し進めることに関しては区民の理解も得られる内容であるが、他の施策(例えば児童虐待など)と比べての重要性が低いのではないかと感じた。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
1人	10人	2人	0人	0人	13人

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・国や都の動向を踏まえた上で、既存の学校支援地域本部が有効に機能するよう積極的な事業推進に取り組むとともに、**地域の特性を踏まえつつ、事業実施校の拡大を図る。**また、**事業の意義や具体的な推進方策を区民にわかりやすく説明していく等、地域の理解や協力を得ながら事業推進を図る。**

・開かれた学校づくりに向け、**地域住民・企業・大学との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、それぞれの役割分担や目指すべき全体像を整理した上で、実効性のある取り組みを検討する。**

・学校や他部署と連携しながら、**地域の実態を踏まえつつ、各地域の教育力を高める取り組みを推進する。**

施策 11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
		関係部長(課)	福祉推進担当部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み	
①児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
②地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、保育園・幼稚園・小学校・中学校のPTA・父母の会、社会教育関係団体等が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
児童虐待は、その多くが地域在宅支援ケースで、重症化や再発の防止に向け、区は要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関の連携を図りながら、必要な支援に努めている。 また、通告等の確認や対応については、平成21年9月に定められた都区間の基本ルールである「東京ルール」について、平成27年6月に「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」が作成され、それに沿って児童相談所と区との間で連絡・調整を行い、緊急を要する対応に齟齬が無いよう緊密な連携・協働を図っている。 平成26年、児童の虐待死を発見できずに数年間経過した重大事案が全国で複数件発生したことから、児童の居所・状況が確認できないハイリスク事例を、母子保健業務、児童手当等業務、就学業務等の対象者の中から洗い出し、確認を進めて報告するよう国から求められ、本区でも関係機関協同で対策を進めた。この調査は毎年行われている。 平成27年7月、国の方針により、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化が図られた。 全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため児童福祉法等が改正され、平成29年4月に施行された。これにより、こどもの最も身近な自治体である区市町村において、支援業務の強化が明確化され、支援拠点(子ども家庭支援総合拠点)の整備に努めることが示された。また今後、特別区においても児童相談所を設置できることとなった。 家庭教育支援施策については、教育基本法第10条第2項に「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる」よう努める旨、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に努める旨が規定され、教育振興基本計画の重点的取組事項に位置づけられた。 家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は、平成24年度2,270人、平成25年度2,135人、平成26年度2,280人、平成27年度2,725人、平成28年度2,294人となっている。	児童福祉法の改正により、身近な自治体である区の役割は増大し、より重要となってくる。児童虐待に対しては、状況を適切に判断して速やかに対応することが求められる。児童人口増加と、相談窓口や通告に関する啓発・普及により、相談対応件数は増加傾向が続くものと見込まれる。さらに、これまで、より専門的な支援が必要な事例に関しては児童相談所への送致の措置を行ってきたが、法改正により今後は児童相談所への通告事例でも、区への事案送致が行われるため、区が担当する事例は増加すると予測される。 このため、虐待への一義的対応を行っている区市町村への期待とともに、対応能力強化が求められていくものと考えられ、関係機関や児童相談所等との連携を強化するとともに、自らの対応力の強化充実が一層必要となる。 また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上とともに生活環境の改善に向けた支援が求められる。 こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続くことが懸念され、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭や、孤立し多様な困難を抱える家庭の増加が懸念される。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。 臨海部では、人口・対象世帯の急増により、子育て関連施設ニーズに供給が追い付かなくなる恐れがある。また、施策対象世帯の増加の反面、地域の中で支援者となりうる世代の不在・不足が加速する可能性がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
44	児童虐待相談対応件数(年間)	件	564 (25年度)	652	671				—	子育て 支援課
45	虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	%	42.8	47.4	42.8				60	子育て 支援課
46	地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数	人	2,135 (25年度)	2,725	2,294				2,220	庶務課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標44：715件 指標46：2,280人

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	101,310千円	91,100千円	106,312千円	121,226千円
事業費	34,859千円	30,786千円	44,769千円	48,420千円
人件費	66,451千円	60,314千円	61,543千円	72,806千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標44】児童虐待対応の件数は、平成27年度の652件に対し、平成28年度は671件と、前年度比19件、2.9%の増であった。児童虐待は重大事件の発生に繋がる危険性も高く、今後も体制の強化に努める必要がある。

【指標45】虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合は、区のホットラインや児童相談所の全国共通ダイヤルなどの窓口を知っている区民の割合であるが、平成27年度の47.4%に対し、平成28年度は42.8%と、前年と比べて減少している。児童相談所の通告・相談全国共通ダイヤルの3桁化とあわせて、区としても平成27年度から区民まつり、平成28年度はこどもまつりや子育てメッセなどでも啓発に取り組んでいるが、さらに啓発に努める必要がある。

【指標46】家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は平成26年度実績値は2,280人、平成27年度は2,725人、平成28年度は2,294人となっている。女性就業者や男性の参加が増加し、家庭教育についての学習ニーズの高まりを反映している。

(2) 施策における現状と課題

◆児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数は前年度比19件の増と増加傾向にあり、即時保護を要するケースが増加するなど、深刻な状況である。◆平成18年度より児童虐待への対応について子ども家庭支援センターと連携した体制を整備するとともに、平成19年度に虐待防止のための関係行政機関等連携マニュアルを作成し、平成26年度に改訂した。平成21年度には区医師会の提案、協力により他自治体に先駆けて虐待防止のための医師、医療機関向けの連携マニュアルを作成し、区医師会との協力体制づくりを行っている。また、平成21年度からこどもショートステイ事業を、平成22年度から養育支援訪問事業を開始した。◆平成23年度からは子育てスタート支援事業及び児童家庭支援士訪問事業を開始したところである。いずれも専門的な対応力の向上とネットワークの強化を目指した取り組みの強化が今後も必要である。◆増加する虐待事案への対応策の課題としては、①ショートステイの定員が不足しており、拡充が求められていること、②虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実等についてのすべてを区が対応することは困難であるため、NPOなど地域ネットワーク内の団体とも連携した対応が求められていること、③虐待相談窓口の認知度を更に上げるために、一層の啓発活動が必要なこと、④虐待に至る前の予防策にも力を入れることなどが挙げられる。◆放課後児童の見守りとして、学童クラブや江東きっずクラブ等が虐待の発見の場になるケースがあり、関係機関との連携を充実させる必要が生じている。◆都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。◆人口が急増する臨海部における保護者の、家庭教育学級事業に対する行政ニーズが高まっているが、実施会場と人材の確保が課題となっている。◆児童の居所・状況について、諸施策の連携の中で確認を進める国の方針は今後も続く見通しで、本区でも恒常的な事務として関係行政機関等と連携して常時確認していく姿勢が必要になると考えられ、対応する仕組みの確立が求められる。◆児童福祉法等の改正を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討や都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進める必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会により、より広く漏れのないよう関係者間の連携を図り、虐待予防の取り組みを強化する。◆要支援家庭に対し、関係機関が連携して家族関係の修復のための支援に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に一層努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。この際は、社会的養護の視点に基づく施策展開が求められていくものと考えられる。◆具体的な事業として、養育支援訪問事業では、こどもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、平成28年度より保健所が行う妊娠出産支援事業の産後ケア事業に統合した子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、児童家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある訪問型児童家庭支援士が、要支援家庭に定期的かつ継続的に訪問し、要保護児童に対する様々な生活支援を展開することで、地域社会の子育て、見守り機能の強化を図っていく。KOTOハッピー子育てトレーニング事業は、子育て世帯への具体的な虐待予防の取り組みであり、講習を受講した区職員が講師になり講座を柔軟に開催できるようにすることで、より多くの講座を行い、虐待予防を図っていく。こどもショートステイ事業に関しては、定員と対象年齢の拡大をめざし、施設型に加え協力家庭による家庭的な環境での一時預かり事業を整備していく。◆また、児童虐待や養育支援を必要とする家庭を早期に発見するために、児童虐待や通告に関する啓発活動を推進し、地域からの通告を促すようにしていく。◆児童に関する健康管理や家庭環境等、情報の一元管理を実施できる仕組みを開発・運用して、児童の情報管理の精度を高めるとともに、子育て支援の密度を上げる取り組みにつなげていくことが必要となると思われる。◆児童福祉法改正を踏まえ、速やかに都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進め、十分な体制を整えてから移管を行う。また、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討を行う。◆地域・家庭における教育力の向上のため、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことに加え、家庭教育支援の人的環境を形成する指導者養成や家庭教育支援チーム、家庭教育事業運営委員会などの家庭教育支援体制の整備を図っていく。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	S	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携できる仕組みを構築しており、子育て支援課がその事務局機能を適切に果たしている。何ができて何が課題かが主管部課において的確に認識されており、指標面は別にして、しっかり取り組めていると評価して良い。
イ	A	要保護児童対策地域協議会の設置や様々な子育て支援事業により、指標はほぼ着実に目標達成に向けて進んでいると判断できる。児童虐待等の背景にある課題は、複雑化、多様化していくことが予想されるため、実態や区民ニーズの把握を行い、的確な施策の実施と、その着実な検証が可能な指標による検証を期待したい。
ウ	A	施策の実現の取り組みが「児童虐待防止」と「教育力の向上」となっているが、重要性が異なるため、個々の成果を並列で比較することはできないと感じた。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	児童虐待や家庭教育活動支援は対象が限られることから、一般区民にその実情や具体的なニーズが理解されにくい性格を有している。そのことも意識しながら、公開できる定量情報を含めて、分かりやすく区民に説明することが一層求められる。
イ	A	家庭教育学級事業への参加者の満足度は高く、事業への期待も高いなど、活動自体の成果は上がっていると言える。今後は、区民の多様化するニーズに対応しつつも、行政が行うべき活動を明確にしなが、事業展開を図ることを期待したい。
ウ	A	児童虐待は社会問題となっていることもあり、子供の命がかかっているため慎重な取り組みが必要である。現在、一時的対応を行っている区が、強制力をもつ児童相談所の設置に向けて積極的に取り組んでいることは評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	A	都の児童相談所やNPOとの関係についても、適切に役割分担・連携しながら取り組んでいる様子がうかがえる。
イ	A	児童虐待等対策として、要保護児童対策地域協議会が対策の要となっており、関係機関が連携協力する体制が整備されていることは把握できた。また、事案の内容に応じて官民が連携しながら支援活動を行っている実態も確認できた。関係者が役割分担しながら活動する体制が整備されているという点では概ね適切であると判断できる。しかし、その体制が実効性ある形で活動し、事案の解決や予防につながるということが重要であるので、短期、長期的な視点での施策の評価ができる指標の設定が必要である。
ウ	B	区民との協働では、虐待に至る前の予防策として、江東きずクラブや地域からの通告、KOTOハッピー子育てトレーニング事業などの取り組みは評価できる。児童相談所の開設は、東京都が広域行政としての役割があるとの見解ももっともであり、東京都と適切な役割分担は難しいと感じた。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	児童虐待は罪のない子どもに被害を与える行為であり、あらゆる策を講じてそれを防いでいく必要がある。また、家庭の教育環境はその後の学習成果、進学、生涯に大きな影響を及ぼすことが知られている。こども未来部を有する区として、実効性ある取り組みをさらに一層展開していただきたい。
イ	A	江東区では、上記のような様々な施策を行っており、概ね成果を上げていると判断できる。しかし、その実態や施策について区民の理解は十分とは言えず、今後はさらなる区民への情報提供が必要である。また、事業の実施側である行政やNPO等の民間組織の連携協働体制は整備されていると判断できるが、受け手側からの一元化はまだ不透明な部分があるので、ワンストップ形式による窓口の一元化などの整備も期待したい。
ウ	A	児童虐待の事後処理でなく、事前の予防策や地域における教育力の向上、地域関係機関との連携促進など総合的に評価できる。
その他		
児童相談所の開設に当たっては、東京都との適切な役割分担はもとより、区民の意見を取り入れた地域支援を目指す必要がある。区としては人材の育成や施設建設等の多額なコストがかかることから、区民の合意のもとでの施策の展開を望む。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
2人	10人	2人	0人	0人	14人

8 二次評価＜区の最終評価＞

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・児童虐待防止に向けた取り組みについて、こども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図るとともに、地域や庁外の関係機関等とも連携を強化し効果的・効率的に各事業を実施する。また、その取り組みについて区民へわかりやすく情報提供を行う。

・要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけを明確にし、各家庭に応じた適切な支援策を展開することで児童虐待予防、再発防止等に努める。

・地域・家庭における教育力の向上について、地域の関係機関と連携・役割分担をしつつ、より区民ニーズに対応した事業展開を図る。

・児童相談所の区移管について、引き続き各関係機関と十分な協議を行い、区の体制整備等について適切に対応していく。

施策 12	健全で安全な社会環境づくり	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(放課後支援課)
		関係部長(課)	地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。

2 施策を実現するための取り組み

①こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室と学童クラブ機能を連携・一体化した江東きッズクラブをはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。
②こどもの安全を確保する地域環境の創出	こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
- 江東区の人口は、急激に増加し続けており、それに伴い年少人口も増えている。 - 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加している。 - 平成21年度に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、江東きッズクラブ(放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業)の全小学校展開を計画した。また、平成26年度には国が「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童の更なる居場所づくりを推進していくこととなった。 - 平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が成立し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなった。 - 東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控え、誰もが安全安心を実感できる社会の実現を目指して、東京都は平成27年1月に「安全安心TOKYO戦略」を策定した。 - 区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。 - 放課後、児童の育成の場として、より長い時間育成することへの要望が多くなった。 - 臨海部を中心に中・大型マンションの建設が相次ぎ、新しい住民が増加しているが、オートロックなどの構造上の問題もあり、こども110番の家の協力者の数は伸び悩んでいる。	- 江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 - こども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、こども・若者が抱える問題はさらに複雑化する可能性がある。 - マンションの建設はさらに続くと思われるが、こども110番の家の協力者の数が飛躍的に増えることは考えづらい。 - 今後一層、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きッズクラブ」B登録(学童クラブ機能)の未設置校、また定員超過のためB登録に入会できない保護者からの要望が増すと思われる。 - 新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加の促進が求められる。 - 下校時や放課後等において、こどもの安全の確保を求める声がより大きくなると予想される。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
47 放課後子どもプランを実施している小学校数	校	26	33	39	45			46 (30年度)	放課後支援課
48 行政・地域の活動がこどもにとって地域環境の安全に役立っていると思う区民の割合	%	53.8	56.7	59.6				60	青少年課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	4,096,584千円	3,740,855千円	4,166,112千円	3,973,617千円
事業費	2,596,791千円	2,385,155千円	2,802,193千円	2,805,733千円
人件費	1,499,793千円	1,355,700千円	1,363,919千円	1,167,884千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標47】「放課後子どもプランを実施している小学校数」については、平成29年度までに江東きっずクラブを区内45校の全ての小学校で実施している。（平成30年度開校予定の有明西学園での実施により、平成30年度に目標である46校を達成予定）

【指標48】「こども110番の家」事業や学校安全対策事業の取り組みが、こどもの安全対策について一定の効果を上げていると思われる。

(2) 施策における現状と課題

◆「江東きっずクラブ」は、平成29年度に区内45校の全ての小学校での実施となり、平成21年度に策定した「江東区版・放課後子どもプラン」における計画完了年次を前倒しして整備を行った。今後は、社会状況や区民ニーズに対応した事業のあり方について検討も必要となる。一方「学童クラブ」は19か所で実施しており、放課後等、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供している。◆学校内で実施し、学童クラブ機能も有する「江東きっずクラブ」は、安全で安心を求める保護者からのニーズが高い。◆「学童クラブ」については、地域状況の変化や、近隣に「江東きっずクラブ」が開設したことにより、登録児童数が減少しているクラブがみられ、その対応が今後の課題となっている。◆「江東きっずクラブ」について、小学校の収容対策が難しい小学校があるため、今後部屋の確保が難しい小学校については対応を検討する必要がある。◆「江東きっずクラブ」及び「放課後子ども教室」では、国・私立小学校等の在籍児童の受け皿である学童クラブの休・廃室の影響により、当該小学校以外の児童の受け入れが課題だったが、平成28年度から江東区立小学校以外に在籍し、住所地が実施校の学区域内にある児童を利用対象者として加え、受け入れ拡大を行った。◆区内の児童館、児童会館では、乳幼児から中学生までを対象とした様々な事業を展開し、児童健全育成の場としての大きな役割を担っている。平成25年2月に定めた「児童館に関する運営方針」に基づき、小学校高学年、乳幼児及び保護者、中高高校生を対象とした事業の一層の充実及び異世代交流の支援などに取り組んでいる◆児童館利用の小学生は「江東きっずクラブ」の展開により減少しているが、乳幼児、保護者及び中学生の利用者は増加している。◆「放課後子ども教室」「学童クラブ」「児童館」等、江東きっずクラブの展開に併せて、既存事業の見直しを行い、健全で安全な社会環境づくりを包括的に推進する必要がある。◆こども110番の家事業は、集合住宅が増加する中、建物の構造や管理上、協力者が得にくい状況になっている。それにより地域差が見られるが、できるだけ協力者を増やし区内全域に浸透させていくことが課題である。さらに、こどもたちにこの制度の理解を徹底させることと実際に危険な場面に遭遇した際のとるべき行動を体得させることも課題である。◆児童の登下校時には、児童通学案内等業務従事者の配置や学校及びPTAの協力により、安全対策の強化をすすめている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆こどもを取り巻く社会環境や住民ニーズの変化に的確に対応するために、平成21年度に策定した「江東区版・放課後子どもプラン」の改定に取り組んでいく。その際は、本プランを放課後におけるこども支援に関するランドデザインと位置づけ、「児童館に関する運営方針」等の事業計画や、他のこども等関連施設との関わり方などについて、有機的連携を図ることを検討する。◆「江東きっずクラブ」について、B登録の未設置校、定員超過クラブなど専用スペースが確保できるまでの間は、近隣学童クラブ等の既存施設を有効活用していく。◆「学童クラブ」については登録児童数の減少しているクラブについては、費用対効果や、区民ニーズを勘案し、一定の基準を定め、休室や廃室を行う。◆児童館、児童会館については、平成24年度に定めた「児童館に関する運営方針」の改定に取り組んでいく。その際は、効率的な運営手法の検討はもとより、利用者の年齢構成の変化を見越し、効果的な事業展開や、地域バランスを踏まえた配置等について具体的に検討する。◆「江東区版・放課後子どもプラン」や「児童館に関する運営方針」の改定に際しては、他の子育て等関連施設との連携等についても、併せて検討する。◆利用者が増加している乳幼児、保護者及び中学生を対象とした事業の充実を検討する。◆臨海部においては、乳幼児から中学生を対象とした事業のニーズを把握した上で、児童館の設置を検討する。◆こども110番の家の協力者が少ない地区においては、引き続ききめ細かいPRを地域の関係者の協力を得ながら進めるとともに、企業・団体等にも協力の呼びかけを続けていく。また、移動型のこども110番の家についても検討していく。こどもたちへの啓発については、学校、PTA、青少年委員等と連携しながらより実効性が高まるような取り組みを検討する。◆児童の登下校時等に配置している児童通学案内等業務従事者については、児童の交通安全確保のため学校・地域からの配置要望が強く、今後も各学校の通学路の状況に応じた適正な配置に努め、児童の交通安全確保を図っていく。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	S	江東きっずクラブは平成21年度策定の「江東区版・放課後子どもプラン」のコアとなる施策であり、平成29年度に、区内全ての小学校での実施を前倒しで実現できたことは、十分に評価されて良い。
イ	A	施策実現に関する指標はほぼ目標値に達しており、成果を上げていると判断できる。ただ、数的な目標を達成するだけでなく、特に放課後子どもプランについては、その活動内容の質的な部分でもさらなる充実を期待したい。今後はその点を考慮した指標の設定等も含めた検討が必要である。
ウ	A	この施策の目標は「健全で安全な社会環境づくり」となっている。その目標の取り組みの一つが「江東きっずクラブ」の充実であるようだが、制度内容がわかりづらいと感じた。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	放課後支援課を中心に、真摯に取り組んでいる様子は理解でき、評価したいが、受益者である区民のニーズにどの程度応えられているのか、またニーズを把握し、改善につなげる仕組みがどう構築されているのかなどについては、説明からだけでは十分に理解できなかった。一層の工夫を期待したい。
イ	B	共働き世帯の増加などによる江東きっずクラブB登録者数の拡大や、社会状況、住民意識の変化などによる子ども110番の家事業の協力者数の伸び悩みなど、まだ十分に対応できていない点が確認された。今後は、区民ニーズの多様化、複雑化に対応しつつも、行政コストとの関係も考慮し、費用対効果も踏まえながら、区民が満足できる施策の展開を期待したい。
ウ	B	江東きっずクラブは保護者からのニーズが高いとのことであるが、共働き家庭などのニーズとしては学童クラブの機能があればよいのではないだろうか。外部評価モニターにとっても、実際利用している区民以外にはわかりづらい内容である。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	B	必要性は十分に理解できる一方で、約40億円にのぼる予算が投入されており、区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担を含めて、現在の枠組みが適切なのか、受益者以外の一般区民にも分かりやすく説明する必要がある。その点で、今回のヒアリングは不十分であった。
イ	A	民間企業への委託等を積極的に取り入れながら、区民ニーズに対応した放課後子どもプランの実施や子ども110番の家事業を展開している点は評価できる。今後は、参入している民間事業者等の活動の質的な管理の徹底と共に、その成果の公表などにより区民の理解を得ながら、官民連携による行政サービスの質的な向上を図っていくことを期待したい。
ウ	B	江東きっずクラブの放課後子ども教室機能は学童クラブ機能よりも緊急性が低いと感じた。ただし、地域の人材を活用したり商店街での就労体験など、区民との協働などは評価できる。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	上記3点にまとめた通りだが、従来の学童保育との関係が分かりにくく、江東きっずクラブと小学校の関係など、誤解を招きかねない説明もあった。受益者が限られる一方で、多額の予算を投入する以上、一般区民に分かりやすく丁寧に説明できるよう、十分に心がけていただきたい。
イ	A	この領域は区民ニーズの更なる拡大と複雑、多様化が予想される。数的な部分では指標はほぼ達成されているが、今後は質的な部分での拡充整備が期待される。その際は、行政コストも踏まえ、行政、民間等がやるべき事をそれぞれ明確にした上で、連携、協働、委託等を行うと共に、これらの活動の質的な管理を行い、その結果を区民にわかりやすく説明する必要がある。また、区民は子育て世代だけではないため、「地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え」という、区が目指す姿への区民合意を作り上げ、どこまでの税金で負担するのかも含めた区民理解を作り上げることも必要である。
ウ	A	施策を実現するための取り組みの内容(放課後子ども教室・学童クラブ・こども110番の家・児童館・児童会館など)に重要性和コスト情報を併せて示すことでの総合評価が求められる。
その他		
重要性の高い江東きっずクラブの学童クラブ機能(B登録)については、わかりやすい説明があるとよいと感じた。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
0人	3人	10人	0人	0人	13人

8 二次評価《区の最終評価》

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・区民ニーズを把握し、江東きっずクラブの運営方法について改めて検討する。また、江東きっずクラブ等の事業内容等について、区民へわかりやすく情報提供を行う。

・江東きっずクラブ及び学校支援地域本部事業の展開を踏まえ、児童館や学童クラブのあり方及び既存事業の目的・効果や役割分担を精査し、整理・見直しを検討する。

・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、地区別の特性を踏まえた上で、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。

施策 13	地域の人材を活用した青少年の健全育成	主管部長(課)	地域振興部長(青少年課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

2 施策を実現するための取り組み

①青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
②青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
- 平成25年1月に中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」の答申が出され、変化が激しい社会において、青少年が多くの体験活動を行うことが重要であり、そのための環境整備等が行政等関係者の責務であるとされた。 - 平成25年9月に東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。 - 平成26年3月に「東京都子供・若者支援協議会」が設置され、平成27年8月には「東京都子供・若者計画」が策定された。 - 平成28年2月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が策定された。 - 地域や家庭の教育力が低下していると感じている人が8割を超えている。(「平成26年度インターネット都政モニターアンケート」より) - 携帯電話・スマートフォンの利用時間は学年が上がるにつれて長くなり、高校生になると1日2時間以上利用している割合が5割を超えている。(「家庭における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用等に関する調査(平成27年度都教育庁調査)」より) - ひきこもりをはじめとした社会生活に困難を抱える若者への支援の要望が顕在化している。	- インターネットで得た有害情報等により、トラブルや犯罪等に巻き込まれることも・若者が増加する可能性がある。 - 地域や家庭の教育力の低下により、コミュニケーション能力や規範意識、社会性などが欠如した青少年が増加し、問題行動が多発する恐れがある。 - 困難を有する若者やその保護者等が抱える課題の複合性・複雑性を踏まえ、部署等を超えた重層的な支援及び家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)を行うことが求められる。 - 東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて行われる江東区内の競技運営や観光案内等でグローバルに活躍できるボランティアを養成するための取り組みが求められる。 - 青少年の成長を支える地域社会を活性化させるため、ボランティア活動やジュニアリーダー活動等への参加児童数を増やし、地域で活躍できる人材を育成することが求められる。 - 青少年が家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
49 地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	174 (25年度)	186	198				180	青少年課
50 青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	640 (25年度)	684	637				760	青少年課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標49:173、指標50:704

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	954,825千円	740,453千円	214,476千円	323,685千円
事業費	752,730千円	557,952千円	161,480千円	171,252千円
人件費	202,095千円	182,501千円	52,996千円	152,433千円

6 一次評価〈主管部長による評価〉

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標49】地域との連携により実施した青少年健全育成事業数は着実に増加し、青少年へのより良い経験になるよう充実した内容になっている。

【指標50】ジュニアリーダー講習会への参加者数については微増したものの、他の事業の参加者数が減少したため、青少年育成指導者講習会事業全体の参加者数は減少した。背景として、こどもや保護者が地域活動に対して無関心な傾向にあること等が考えられる。目標値達成のためには講習会事業の魅力向上させ、参加したいと思える講習会にすると同時に保護者の理解を得ていくことが重要であるため、講習生獲得への取り組みとして、講習会の楽しさをジュニアリーダー等が直接小学校へ出向きPRする学校説明会の開催や、ジュニアリーダー講習会体験会などの取り組みを行っているところである。ジュニアリーダーの活動については、区が積極的な支援を行っており、活躍の場を確保するために関係機関・地域関係団体との連携を密にし、働きかけている。この効果については今後も検証を行っていく。

(2) 施策における現状と課題

◆青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっており、この状況を継続していく必要がある。◆薬物乱用防止や非行対策、社会的に困難を抱える若者への支援策において、実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組んでいる。◆ひきこもりや不登校、人間関係など青少年期における悩みへの支援策においては、ひきこもりに特化していた相談内容の幅を広げ、青少年期の幅広い悩みに対応すべく総合相談窓口を開設した。当事者やその家族を対象とした相談業務等を庁舎及び青少年交流プラザに専門ブースを設けて開始している。また、アウトリーチ（訪問相談）を新規に開始した。◆平成29年4月より江東区青少年交流プラザの管理運営に指定管理者制度を導入し、民間事業者の高い専門性を生かし、今まで以上に、中・高校生の居場所作り及び青少年団体の育成に取り組んでいく。◆次世代育成のため、特に指導者養成事業に対する保護者の理解をいかに得るかが課題である。平成25年度より、ジュニアリーダー講習会へのこどもたちの興味関心を喚起するため、地域主導による地域体験会の開催や、参加しやすさの観点から講習会回数の減少等の取り組みを行っている。◆青少年指導者の海外派遣を支援し、外国の自然、文化及び社会に触れさせるなどの直接体験を通して、国際理解及び国際感覚の基礎を培い、コミュニケーション能力を身に付けさせ、東京2020オリンピック・パラリンピックで活躍できるボランティアの育成及び地域活動等に活用できる人材の育成を図っている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆青少年課の体制を見直し、これまで分かれていた各関係団体への事務局的機能を一元化したことで、連携の強化や課題解決への効果的な支援体制を整えていく。◆これまで築き上げてきた信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・地域連携係）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。◆青少年の抱える課題ごとに実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組む、課題解決の実効性を図っていく。◆社会的に困難を抱える若者に対する支援として、専門知識と実績を有する民間事業者を中心に、関係各部署、地域関係団体の協力を得ながら、本年度より事業拡大した相談事業等の定着・充実に努める。◆青少年交流プラザは、指定管理者制度を導入して民間事業者の専門性を生かした施設運営及び事業展開を行い、効率性を追求するとともに利用者へのサービスアップを図る。◆施設ボランティアの導入等、ボランティア意識の高揚を促進するとともに、中・高校生の居場所作りや、中・高校生自身の参画を図ることで、挑戦する意欲の醸成や自立心・社会性を育む場を提供していく。◆青少年委員会との連携をより強固にし、青少年委員会主催の健全育成事業への協力や、委員個人の活動への支援を図っていく。◆青少年指導者（ジュニアリーダー）の育成は、対象となる児童や保護者の理解が得られるよう、講習のあり方やPRなどをより工夫するとともに、講習会修了後のレベルアップや活動の場の確保を地域連携のもとで取り組んでいく。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価〈区の最終評価〉

・非行問題や薬物問題等に的確に対応するため、国や都、その他関係機関との役割分担の明確化、さらなる連携の強化に取り組む。また、実効性のあるネットワークづくりを進めるとともに、取り組みの成果について検証を行う。

・青少年の健全育成に資するべく、効果的かつ効率的な事業展開及び、支援体制の強化を図る。

・現在実施している講習会や講座等について、区民ニーズを把握した上で、その目的や効果を改めて精査し、より参加しやすいよう内容やPR手法を検討する。

施策 14	区内中小企業の育成	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
区内中小企業が、後継者・技術者等の人材を確保し、また、技術力や競争力を培うことにより、区内の産業が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①経営力・競争力の強化	急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できるよう、制度融資や経営相談、産業情報の提供など経営基盤の強化を支援するとともに、技術の高度化や販路拡大など競争力の強化を支援し、産学公連携に引き続き取り組んでいきます。
②後継者・技術者の育成	次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち理解を深める機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるよう支援します。さらに、企業の技能が継続的に発展するよう技術者育成を支援します。
③創業への支援	セミナー・相談・制度融資など創業に対する支援を実施し、区内での創業を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・近年、世界経済は、世界経済危機、欧州債務危機という2度に及ぶ深刻な危機に陥った。国内でも、東日本大震災による経済への影響や、環境問題、エネルギーの制約、少子高齢化などにより経済は停滞し、更に、平成25年3月末の中小企業金融円滑法が終了したこと等により倒産企業が増加した。平成25年5月、かねてからの円高から円安への政府主導による転換に見られる経済対策の実施により、経済の低迷期を脱し、回復の軌道に乗りつつあるといえる。しかしながらその効果が十分に中小企業に達するに至っていない。 ・産業構造、流通構造の変化により経営状況が厳しくなる中で、取引先との連携強化や、人材育成などの施策の強化、IT化による経費削減や販路拡大、創業に対する支援等への取り組みが求められている。	・国内の景気は緩やかな回復傾向にあるが、中小企業においては新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加えて、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行中である。区内中小企業においても、製造業の減少によるものづくり産業の衰退、技能者の高齢化による技術力の低下、少子高齢化による経済規模縮小による事業所数の更なる減少などが予想される。 ・経営基盤が軟弱な中小企業においては、円高・円安や原油価格の変動といった経済情勢の変化に大きく影響を受けやすく、常に経営の安定化につながる取り組みが求められている。また、ものづくり産業の競争力の強化、事業継続のための人材育成、創業支援など現状施策のさらなる強化が必要となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
51 各種助成事業における助成件数	件	244 (25年度)	234	231				290	経済課
52 優秀技能者表彰の受賞者数	人	262 (25年度)	280	287				312	経済課
53 産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数	人	1,716 (25年度)	2,255	2,569				2,616	経済課
54 創業支援資金貸付件数	件	36 (25年度)	59	49				108	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標51:255、指標52:272、指標53:1,942、指標54:55

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	1,052,347千円	625,563千円	1,020,364千円	1,034,853千円	
事業費	939,446千円	523,665千円	901,441千円	919,440千円	
人件費	112,901千円	101,898千円	118,923千円	115,413千円	

6 一次評価＜主管部長による評価＞
(1) 施策実現に関する指標の進展状況 【指標51】各種助成事業における助成件数は横ばいで推移している。今後もPR活動や販路拡大、技術開発等の多様な助成事業により支援していく。 【指標52】技能の承継により優秀な技能者が増加しているため、優秀技能者表彰の受賞者数は目標値に向けて順調に推移している。 【指標53】産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数は、26年度に開始したものづくり体験事業（旅いく事業）の拡充により増加している。 【指標54】区内創業件数の目安となる「創業支援資金貸付件数」は、27年度までは増加傾向にあったが28年度は減少となった。貸付斡旋件数では前年度を上回っていたが、実行率が下がったため、結果的に貸付件数が減少した。なお、平成26年度に「江東区創業支援事業計画」を策定し国の認定を受け、金融機関や経済団体等の支援機関と連携して、創業予定者等の創業支援を開始している。また、平成28年5月には同計画の変更申請の認定を受け、創業支援事業の充実を図っている。 (2) 施策における現状と課題 ◆区内の事業所は、その多くが従業員20人未満の小規模企業であり、その数は昭和56年をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、地場産業の事業所も含まれている。これらの原因には、安価な外国製品の流通による価格競争の激化などの社会経済状況の変化や、経営者の高齢化、後継者の不足、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業等が考えられる。こうしたなか、区内産業の活力を高めるため、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援策が求められている。◆一方、産業実態調査によれば、区の恵まれた立地条件を活かして成長を続けている事業所も多く存在しており、こうした企業を更に伸ばす施策も求められている。 (3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性 ◆区内の優れた製品・技術を持つ企業を認定し広くPR・情報発信する「江東ブランド」事業を展開し、認定企業を軸とした企業間連携を促し、地域産業の活性化に繋がる仕組みを構築する。◆産学公連携は、事業内容の見直しを行い、大学・企業のニーズに即した新たな事業展開を図る。◆地場産業や特色ある技術・技能に興味を持ち理解を深める機会を整え、産業の魅力を次世代にPRできるよう支援する。◆創業支援では、セミナー・相談事業・創業者への家賃助成事業の充実のほか、「江東区創業支援事業計画」に基づき、区内民間機関と連携し、創業希望・予定者の支援に取り組む。◆制度融資は、経済情勢の変化に対応出来るよう、タイムリーにメニューの見直しを図るなど中小企業の資金調達支援を強化する。◆東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控え、企業活動のリーディングプロジェクトとなる事業を展開させる。

7 外部評価委員会による評価
平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価＜区の最終評価＞
・中小企業支援について、区の役割を明確にし、各種助成事業について、その目的を精査するとともに成果の検証を行い、より一層の整理・見直しを検討する。 ・区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、求められる人材の確保や後継者育成に積極的に取り組む。 ・産業実態調査の結果をもとに、企業や大学のニーズを踏まえた実効性のある産学公連携のあり方について検討する。

施策 15	環境変化に対応した商店街振興	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①利用しやすい商店街の拡充	今後開催されるオリンピック・パラリンピックを見据え、外国人を含む観光客への案内や、商店街の基礎を支える商店に対する支援を充実させ、区内外問わず来街者が楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。
②商店街イメージの改革	商店街の魅力や活気を伝えるための、商店街独自のイベントの実施や空き店舗の活用等に対して、積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・マンション建設による人口増加で市場は拡大傾向であるが、区内では商圏の広い大型店や専門店、利便性の高いコンビニやチェーン店など多様な店舗が増加するとともに、ネットショップも普及している。また、消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化により、商店や商店街の利用頻度は低迷が続き、多くの商店街では活気が失われつつある。 ・平成25年度の産業実態調査では、区内商店街の恵まれた立地環境が確認されており、同調査の区民アンケートでは、まちに活気をもたらす商店街に期待する声が7割を超えている。また、平成27年度に発行したプレミアム付き商品券の人気は高く、地域の商店での買い物への関心や期待がうかがえる。 ・これまでの地域の安全や安心、子育て世帯や高齢者への支援などの商店街に対する要望に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて、外国人を含む新たな旅行者等への魅力ある店舗の情報発信に関する要望もありニーズは多様化している。	・商店街では、店主の高齢化・後継者不足等による商店の減少や役員などの人材不足、商店街活動の資金不足等により、商店街機能を維持することが困難となる。 ・商店街では、商店の業種構成が不足し、身近な商品やサービスの提供が限定されることによって、商店街の魅力が損なわれるとともに、高齢者を中心とした近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。 ・商店街の組織力の低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取り組み等の機能を維持することが困難となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
55 1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	日	1.7	1.7	1.5				2.5	経済課
56 魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	36.7	37.5	40.7				45	経済課
57 商店会イベントへの来街者数	人	1,962 (25年度)	1,958	1,902				2,100	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標57:1,872

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	278,913千円	192,218千円	221,854千円	280,293千円
事業費	235,309千円	152,879千円	180,317千円	237,869千円
人件費	43,604千円	39,339千円	41,537千円	42,424千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標55】「1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数」は、横ばいで推移しているため、これまでの商店会への支援に加えて、平成26年度から開始した「江東お店の魅力発掘発信事業」での店舗に対する支援策及び商店街の空き店舗を活用した商店街活性化にも取り組んでいる。さらに、商店街の利用者増加のため、平成27年度から生鮮三品小売店の継続支援策やメニュー等への多言語表記促進に向けた取り組み、平成29年度からは広告宣伝活動費への補助を開始している。

【指標56】「魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合」はほぼ横ばいで推移しているため、平成26年度から商店会への新たな支援策として「魅力ある商店街創出事業」を開始し、この事業を活用して商店街独自の魅力を伝えるイベントが実施されている。また、店舗向けの支援策として「江東お店の魅力発掘発信事業」を開始し、店舗の魅力を積極的に発信していることなどにより指標の数値は少しずつではあるが伸びをみせている。

【指標57】商店街連合会でのイベント企画の検討に際して、アドバイザー派遣等の支援策を講じているものの、指標の数値はほぼ横ばいで推移しているため、これまでの商店街補助事業に加え、新たなイベントでの来街者数増加に向けた支援策として「魅力ある商店街創出事業」を開始している。

(2) 施策における現状と課題

◆消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、商店経営者の高齢化や後継者不足など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。商店街組織を維持していくためには、各商店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。◆その一方で、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの活気を創り出し、防犯・防災活動、子育て支援、高齢者対策等、地域コミュニティの核としての役割を担うことも期待されていることが、平成25年度に実施した産業実態調査の区民アンケートで明らかになっている。また、平成27年度に発行したプレミアム付き商品券の人気は高く、地域の商店での買い物への関心や期待がうかがえる。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる役割を商店街が担えるよう、様々な角度から商店会を支援していく。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆商店街の基盤である商店について、大型店舗にはない個性的な品揃えや付加価値の高い商品、消費者一人一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる個人商店ならではの独自の魅力を積極的に情報発信し、地域商業の活性化を図る。◆空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなしなど特徴ある商店街の実現を目指す。◆商店会が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。◆商店会が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。◆商店会が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。◆東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた商業振興施策として、商店街と地域団体（町会、企業等）や大学との連携を図り、外国人も含めたより多くの旅行者を、区内商店街へ誘導するため新たな施策を推進する。◆産業実態調査により得た商店街を取り巻く環境等の基礎資料や、繁盛している各商店街が取り組んでいる事業や商店の活性化策などを基に、区民及び商店街のニーズを踏まえたきめ細かな支援策等、魅力ある商店街の形成に向けた新たな施策を推進する。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

・魅力ある商店街の実現に向け、産業実態調査や区民ニーズを詳細に分析した上で、事業の目的や対象、効果を精査し、地域特性に応じた事業展開を図る。

・商店街の活性化に資するべく、各種関係機関や民間企業との連携強化に努め、効果的な方策の検討に取り組む。

・観光事業と連携した商店街の活性化方策及び効果的なPR方法について検討するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人にとっても利用しやすい商店街の実現を目指す。

施策 16	安心できる消費者生活の実現	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	高度化・複雑化した消費生活に関する被害から消費者を守ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・平成24年8月 特定商取引法改正(訪問購入の追加) ・平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布 ・平成24年8月 消費者基本法改正 ・平成24年8月 消費者安全法改正(消費者安全調査委員会の設置) ・平成24年10月 金融商品取引法改正 ・平成25年6月 食品表示法公布 ・平成25年12月 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律公布 ・消費者保護関連の法整備が進むなか、消費者教育の区民ニーズも高まっている。 ・平成28年4月 改正消費者安全法施行(消費者センターの設置・役割等について法定化) ・平成28年4月 江東区消費者センター条例を全部改正(消費者安全法改正に基づき規定) ・平成29年5月 改正個人情報保護法施行(対象企業拡大、罰則規定) ・平成29年6月 改正消費者契約法施行(契約取消・契約条項の無効を規定)	・悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化していくので、関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていない。 ・通信網の発達や情報通信機器の利便性向上及び小型化等により端末機器等の普及が拡大することに伴い、金融経済知識や社会的経験に乏しい学生や未成年等の若者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化し、消費者被害が増加していく。 ・高齢者の増加に伴い、高齢者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化して消費者被害が増加していく。 ・食については放射能の問題だけではなく、食品表示について消費者の関心が高まることに伴い、不安心理や不信感が継続する。 ・化粧品による消費者被害は、外見ばかりではなく心理面への影響も大きく、不安が増加して行く。 ・インターネットによる購入や取引の増加に伴い、国内だけでなく海外の悪質事業者による被害が増加して行く。 ・上記の状況が予想されることから、消費者教育への区民ニーズがますます高まっていく。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
58 消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	34.1	35.4	33.5				50	経済課
59 消費生活相談件数	件	2,529 (25年度)	2,975	2,926				—	経済課
60 消費生活相談の解決・助言の割合	%	70.26 (25年度)	66.18	62.30				72	経済課
61 消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数	人	610 (25年度)	332	236				650	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標59: 2,701、指標60: 69.9、指標61: 557

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	73,752千円	64,620千円	68,403千円	67,007千円	
事業費	33,583千円	28,285千円	29,724千円	29,553千円	
人件費	40,169千円	36,335千円	38,679千円	37,454千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標58】認知度は微減である。消費者展の開催や区民まつりへの出展、消費者センターだよりの発行などでPRを実施している。新たな広報活動やPRイベントとともに、未来の消費者である子ども達や若者を対象に消費者教育の取り組みを推進することもある必要である。

【指標59】人口増加や相談内容の多様化等により、消費生活相談件数は、前年比は微減だが近年増加傾向にある。

【指標60】解決・助言の割合は微減である。相談内容の複雑化や多様化等により的確に対応するため、弁護士とのアドバイザー契約や消費者相談員の研修参加を継続していく。

【指標61】区主催の当該セミナー等の開催は、区内の団体等から依頼を受け実施しているが、その依頼件数の減少にともない、参加者数も減少している。しかし、都や関係団体も同様のセミナーを実施しており、それら関係団体等と協力・連携しながら、消費者被害の予防に取り組んでいる。

(2) 施策における現状と課題

◆生活基盤の一つである食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、化粧品による深刻な健康被害を伴う事件、一向に減る気配の無い個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費者の関心が高まっている。◆その一方で、消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くくの区民に認知されていないという現状は否めない。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際に、消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースや、自責の念による諦めが悪質事業者の放置に繋がるケースが少なくない。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民に対する消費者情報の迅速で的確な提供の実現を図るために、ホームページを活用し、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。◆相談事例や相談方法等を明確で分かりやすく紹介した「消費者センターだよりの」を江東区報別冊として全戸配布し、消費者行政の浸透を図り、さらにタイムリーな話題を発信して行くために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。◆消費者センターの周知と相談窓口の利用促進のため、ホームページや広報紙での周知と併せて、出前講座事業のPRを行い、若年層や高齢層などの世代別に特化したタイムリーな情報を教育施設や高齢者施設等で発信する。◆産地偽装や不正表示の問題でさらに増大した、食の安全・安心に対する不安を解消するための取り組みや、日用品による健康被害が発生した際の被害回復、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にし、迅速で正確な情報提供に努める。◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け設置した消費者教育推進委員会において、消費者問題の課題と対応を協議し、各世代を対象とした消費者教育や金融教育に積極的に取り組んでいく。消費者相談員が各施設等へ出向き、各世代に特化した消費者被害実例を説明し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。◆複雑化・多様化する消費者相談に対し、迅速かつ適切な解決方法を提示するために、必要な専門知識・技能の取得を向上させるとともに、他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流ができる研修に参加することにより、消費者相談員の資質向上に繋げていく。◆施設改修を機に、改めて消費者センターをPRすることにより、認知度を高め、消費者被害防止につながるイベントや講座等を東京都など関係機関と連携し、実施する。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	B	法改正等に則り、適切に体制整備を図っているが、外部評価モニターの意見シートに見られるように、区の実情があまり区民に認知されておらず、その点に関する区民の評価も厳しい。
イ	B	施策実現に関する指標が下降傾向にあるという点では、目標達成に向けてはまだ課題があると言える。なぜ下降傾向になっているのかの要因分析をし、目標達成のための戦略を考えた施策の推進を期待したい。
ウ	B	消費者情報の発信、特に消費者相談窓口の認知度が減少している。どんなにより情報発信や窓口体制を整備しても、認知度は減少しており、区民に区の実情を知ってもらうことに力を入れていくべきである。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	B	外部評価モニターの意見シートの内容だけで評価することは避けなければならないが、国の動きや要請を受ける形で体制整備を進める中、区民がいかなるニーズを抱えているかの把握がやや不十分のように感じる。
イ	A	広報活動の実態を考慮し、今後の方向性として、地域という視点を取り入れた新しい広報活動の方向性を明確に持っているなど、区民ニーズや社会状況に対応した取り組みをしようとしている点では評価できる。年代や地域によるニーズの違いなどを踏まえた今後の事業展開を期待したい。
ウ	A	高齢者を狙った悪質商法、化粧品による消費者被害、インターネット上の購入被害など巧妙化・悪質化している社会状況の中で、このような社会状況に対して区が相談窓口の充実や広報活動、出前講座の実施などに努めている現状は評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	A	区民との協働はこれからの課題と思われるが、国・都・民間団体等との適切な役割分担について心を砕いている様子がうかがえる。
イ	A	事業の的確性や質を高めるため、専門機関と連携し、事業展開が図られている点は評価できる。しかし、要である相談体制の充実という点では、もっと民間のノウハウを活用するなどの工夫が必要である。また、広報活動も同様に、民間施設や団体との連携をより密にし、アウトリーチ(※1)的な取り組みの一層の拡充が必要である。同時に、区がやるべき事と民間やNPOなどに委託する事などの明確化、役割分担も重要である。
ウ	A	区と消費者団体連絡協議会の共催事業、東京都との共催による落語で学ぶ出前寄席、区の消費者相談員が国や都の研修を受講、弁護士とのアドバイザー契約などに取り組んでおり、国・都や行政機関等との役割分担は適切であると感じた。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	主管部課は本施策の推進に真摯に取り組んでおり、全体として見れば良好と評価したいが、本施策に関して区が果たす役割、国・都・民間団体等との役割分担、区民ニーズの把握と施策への反映などについて、簡潔かつ明瞭な説明が不十分であり、それらの点について一層の努力と工夫を期待したい。
イ	B	様々な取り組みを行いながらも、指標の数値が下降傾向にあるという点では、やや不十分な点がある。今後、課題が複雑化・多様化することを考えると、より施策の質を高めていくことが求められ、専門性のある民間機関との連携協力が不可欠となる。区の役割の明確化、活動の質を管理する仕組みの整備、より質の高い専門性のある事業展開を行い、区民にその活動内容や成果をわかりやすく伝えることが重要である。また区の役割として、人材育成も重要であるので、学校教育における消費者教育などに注力することも重要である。
ウ	B	施策の取り組みや都や民間団体との役割分担は適切に展開をしていると感じるが、相談業務がこの施策の柱であるのに、消費者センターの認知度が低い為、センターの開設時間の延長や電話相談の充実などが望まれる。外部評価モニターの評価が低いことは重く受け止める必要がある。
その他		
初期相談はいつでも相談できる体制が望ましいので、消費者相談員の人員確保が難しい場合は民間委託の電話相談なども検討するべきである。		

(※1)アウトリーチ: 援助を必要としているが自分から申し出ない人々に対し、公的機関等が積極的に支援を働きかける事。

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
1人	1人	7人	3人	0人	12人

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・相談体制の充実及び消費者相談窓口の認知度向上に引き続き取り組み、区民へ迅速かつ適切な解決策を提示できるよう努める。

・消費者情報の提供及び消費者教育については、地域や年代ごとの区民ニーズを把握し、関係機関や民間企業等との密接な連携のもと、効果的に実施する。

施策 17	コミュニティの活性化	主管部長(課)	地域振興部長(地域振興課)
		関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課)、地域振興部長(文化コミュニティ財団)、区民部長(区民課)、福祉推進担当部長(障害者支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

世代や国籍を越えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①コミュニティ活動への参加の促進	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
②コミュニティ活動の情報発信	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
③コミュニティ活動の環境整備	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
④世代、国籍を超えた交流の促進	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・人口の推移(外国人登録、外国人住民含む) 476,523人(H24.1.1)→506,511人(H29.1.1) ・町会・自治会加入率推移 63.7%(H24.4)→59.8%(H29.4) ・外国人登録、外国人住民数の推移 21,157人(H24.1.1)→26,077人(H29.1.1) ・NPO法人数 163団体(H24.3)→199団体(H29.3) ・ボランティア数(登録) (団体)93団体(個人)4,928人(H24.1) →(団体)97団体(個人)5,136人(H29.1) ・東日本大震災等を契機に、地域でのコミュニティの必要性が再認識され、防災、防犯、高齢者福祉等の分野で町会をはじめとする地域コミュニティに求められる役割が重要になってきた。 ・新住民が地域を知る機会や従来からの住民との交流機会の場が必要とされている。 ・外国人住民数の急激な増加や在留状況の長期化・多様化等から、情報の多言語化、日常生活上での問題などを相談できる体制の整備、日本語や生活習慣を学ぶ機会が求められるようになった。	・大規模マンションの増加による居住形態や生活様式の変化に伴い、町会・自治会離れが更に進み、加入率の低下による住民同士のコミュニティの希薄化と活動の停滞が懸念される。その結果、地域活動の一層の低迷と共助力の弱体化により、災害時の地域における救護活動等は一層難しくなる。このため、通常のコミュニティ活動活性化への支援に加え、災害時の共助活動を組織化するための支援や活動情報の提供、場の確保、人材の発掘と養成・支援等が求められる。 ・区内のNPO法人数が増加する。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民のボランティアの気運が高まる。 ・今後も外国人住民の増加が予測されるなか、地域住民との間の生活習慣や文化の相互理解を深める機会の創出、生活情報の多言語対応、相談機能の充実、災害時における地域・行政機関・団体等の連携体制の整備が必要になる。 ・外国人住民を含む地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
62 町会・自治会・NPO・ボランティアなどコミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.9	19.8	21.3				26	地域振興課

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
63	区が提供するコミュニティ活動情報を使ったことがある区民の割合	%	20.6	19.8	19.9				24	地域振興課
64	区民館・地区集会所・文化センターの利用率（区民館）	%	55.6 (25年度)	55.0	57.4				60	区民課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率（地区集会所）	%	20.6 (25年度)	21.8	22.5				25	地域振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率（文化センター）	%	60.7 (25年度)	64.0	63.4				65	文化観光課
65	地域に根ざしたイベントへの参加者数	千人	770 (25年度)	902	922				1,000	地域振興課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標64：（区民館）：55.4、（地区集会所）：21.7、（文化センター）：59.9 指標65：904

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	710,319千円	638,922千円	655,228千円	788,433千円
事業費	472,903千円	424,515千円	439,839千円	571,690千円
人件費	237,416千円	214,407千円	215,389千円	216,743千円

6 一次評価＜主管部長による評価＞

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標62】コミュニティ活動の参加率は、南部地域を中心とした新住民の増加に参加者数が追いつかないため伸び悩んでいる。しかし、最近では住民の定着により、大規模マンションでの自治会設立や地域住民主体のイベント開催の動きが顕著になってきており、今後増加が期待できる。

【指標63】コミュニティ活動情報を利用したことがある区民の割合は横ばいである。一方、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」へのアクセス数は、平成26年度に大幅に増加し、その後も増加していたが、平成28年度は若干減少に転じた。引き続きリーフレットやチラシの配布、区報へのPR記事の掲載などにより、本サイトの認知度向上に努めていく。

【指標64】施設の利用率は、改修工事等の影響で年度や施設により増減がある。地区集会所では、地域で介護予防に取り組む場や見守り支援の場として利用されるなど、新たな利用形態も見られるようになった。

【指標65】毎年、各イベント毎に、時代背景を反映した様々な工夫を凝らすことにより、多世代住民の積極的な参加はもたらされ、区外住民の参加者数も増加している。また、国際交流ボランティア団体の今まで以上に積極的な活動により、国際交流の場の認知度が高まっており、参加者数も増加の傾向にある。

(2) 施策における現状と課題

◆急増する大型・高層マンションを中心とした住民のライフスタイルの多様化と若年層の地域への関心の低さは、旧住民との地域コミュニティへの意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していく上で新旧住民及び新住民同士の融合は必須の課題であり、新住民が地域を知る機会や住民相互の交流の機会となる情報と場の提供が必要であり、つながりをつくる取り組みが強く求められる。◆新旧住民の地域コミュニティに対する意識の差は町会・自治会加入率の低下という形で現れている。その一方で防災意識等の高まりから、改めて町会・自治会活動による地域力の回復と向上が注目されている。◆町会自治会では役員の高齢化と新たな担い手不足から世代交代が行われにくく、活動が固定化しており、幅広い参加につながっていない。◆コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められており、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地縁団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。◆急増する外国人と地域住民との言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが増加する可能性があるため、区内外国人のニーズを十分把握した上での相互理解を深める機会の創出と、外国人がコミュニティ活動に参加しやすい環境を整備していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、①マンション建設事業者との事前協議の強化、②マンションを対象とした自治会設立等支援事業、③区、町会自治会及び不動産業関係2団体との4者連携による加入促進事業、④町会電子マップや活動紹介ページによる地域の見える化事業等を主軸に推進することにより、加入又は設立への働きかけと支援を強化していく。◆自治会未結成マンションへの設立支援や既存団体の活動支援のためのマニュアル整備、町会等活性化セミナーの開催等による支援を進める。◆区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組みづくりと環境整備を図るため、「協働事業提案制度」を引き続き実施していく。また、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」により地域で活動する市民活動団体等の積極的な情報発信を支援し、これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。◆協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、開設へ向け検討を進める。◆今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。◆区民まつりをはじめとした地域イベントを継続的に開催することで、様々な世代、地域を超えた交流の場を提供する。◆外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう国際交流・ボランティア団体等と連携した国際理解教育や交流イベントを推進する。また、交流イベントの開催時にアンケートによる実態調査を実施するなどして、外国人の生活実態とニーズの把握に努める他、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に多くの外国人が江東区を訪れることが予測されることから、地域において異なる言語・文化を持つ人たちを受け入れる環境づくりに取り組む。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価＜区の最終評価＞

- ・若年世代のコミュニティニーズの分析・内容把握に努める。
- ・コミュニティの意義や必要性について分かりやすく区民に周知するとともに、地縁コミュニティの強化に取り組む。
- ・協働事業を積極的に推進し、団体活動を活性化させるとともに、協働体制を支援する中間支援組織が有効に機能するよう、その目的や役割を明確化し、設立に向けて運営手法の検討を進める。
- ・区内に居住する外国人のニーズを把握・分析し、コミュニティ活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。
- ・「ことこみゅネット」の認知度向上及び有効な活用について推進を図り、引き続きコミュニティの活性化を積極的に支援する。

施策 18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	総務部長(総務課、人権推進課)、地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉推進担当部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、区内スポーツ施設を活用した教室事業などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。
②継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック開催に向けた一層のスポーツ振興を図ります。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
- 文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比べてトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部においてニーズが高まり、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。 - 退職を迎える世代は生涯学習を通じた地域社会との関わりを求めている。 2020オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定した。 - 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本方針となる「東京文化ビジョン」を平成27年3月に策定した。 - 平成23年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関しての基本理念等が規定された。これに基づき、区では今後のスポーツ振興の道すじを示す「江東区スポーツ推進計画」を平成27年3月に策定した。 - 図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、IT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。 - 国の「子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、平成28年3月に「第二次江東区子ども読書活動推進計画」を策定し、こどもの読書活動の充実に努めている。 - 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指し、「東京都人権施策推進指針」を平成27年8月に新たに策定した。	- 生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設の更なる効率的な活用が求められる。臨海部の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められる。 - 行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。 - 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、ボランティアの育成や江東区の文化を発信していく取り組みが求められる。 - 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定に伴い、障害者スポーツを含むスポーツ全般に関する区民の興味・関心が高まる。 - 東京2020オリンピック・パラリンピックによる有形・無形のレガシー(遺産)に期待が高まる。 - こども・高齢者人口の増加に伴い、健康維持や体力向上など、スポーツに求められるニーズが高まる。 - 図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日数・時間の拡大やITサービスの拡充により、一層の利便性向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。 - こどもの読書活動推進のための場の拡大や機会の充実を図るために、図書館ボランティア等との連携が強く求められる。 - 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が契機となり、図書館ではオリンピック関係の資料の提供が求められる。 - 今まで以上に、誰もがお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
66	生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	%	16.6	16.8	15.6				25	文化観光課
67	図書館の利用者数（年間）	千人	2,905	3,191	3,282				3,150	江東図書館
68	図書館資料貸出数（年間）	千冊	4,322 (25年度)	5,051	5,103				5,250	江東図書館
69	生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合	%	11.7	11.5	12.9				20	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標68：4,638

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	8,695,126千円	8,024,088千円	7,234,031千円	6,598,638千円	
事業費	8,022,876千円	7,416,931千円	6,580,209千円	5,930,284千円	
人件費	672,250千円	607,157千円	653,822千円	668,354千円	

6 一次評価＜主管部長による評価＞	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
【指標66】 こどもから高齢者まで幅広い世代を対象とした講座を実施するとともに、民間カルチャーセンターにはない、地元商店街等と連携した地域理解講座などを実施する一方、生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合はほぼ横ばいとなっている。引き続き、各年代ごとに幅広く魅力ある講座等を実施するとともに、施設休館の際には、利用者に他の施設を紹介するなど、きめ細かな対応を図っていく。 【指標67】 図書館の利用者数は、平成26年度から把握することが可能になったため指標として採用しているが、豊洲図書館のリニューアルオープン効果や自動貸出機、自動返却機、自動予約受け取りコーナーの設置等、利用者の利便性が向上したことにより、目標値を達成することができた。 【指標68】 平成27年度に蔵書数を増やしてリニューアルオープンした豊洲図書館には江東図書館、砂町図書館でも導入した自動貸出機、自動返却機、自動予約受取コーナーを設置した。平成28年度にはインターネット予約をスマートフォン対応とする等利用者の利便性向上とサービスアップを図ったことによって、図書館資料の貸出数は平成26年度以降増加している。 【指標69】 学習した成果など、区民の知識・経験を活かすため、区民自らが講師となる区民企画講座や区民協働講座などを実施しており、生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合は若干増加した。東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、語学講座や地域理解講座を修了した受講生がボランティアとして活躍できるよう事業展開していく。引き続き講座等の内容を充実させるとともに、成果を発表できる場を確保していく。	
(2) 施策における現状と課題	
◆長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総体的な文化振興に係る基本方針の策定について、今後検討する必要がある。また、民間カルチャーセンターの進出により、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。◆区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が懸念される。また、退職を迎える世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。◆江東区スポーツ推進計画に掲げるスポーツ実施率（目標値概ね65%）向上の取り組みが必要である。◆スポーツ推進計画では『「元気な未来へ」Sports Garden 江東!』をキャッチフレーズとし、区のスポーツ振興を図っていく。具体的な展開としては、東京2020オリンピック・パラリンピックの中心地としてのムーブメントの推進、水辺を活かしたスポーツ振興に取り組むほか、ライフステージに応じたスポーツ環境の創出、関係各主体との連携による地域活力の向上、場の確保等を通じて、江東区スポーツ推進計画の実現を図る必要がある。◆図書館の利用者は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適応した一層のサービス向上が必要である。◆対面朗読サービスや音訳資料の作成といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、参加者の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、多くの外国人等来訪者を受け入れる開催地として、生活習慣・文化・価値観などの多様性を尊重する社会を築いていくことが求められる。	

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆文化振興に関する基本方針のあり方について検討する。◆平成29年3月に策定した「江東区文化プログラム基本指針」に基づき、積極的に各種事業に取り組んでいく。◆民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設確保に加えて、利用団体をサポートしていく（グループサポート事業など）支援策を実施する。◆東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、区民の参加機運が高まっていることから、先駆的な取り組みとして進めている「英語ボランティアガイド養成講座」や「おもてなし英会話」など、ボランティアの育成、語学講座の拡充を図る。◆学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにもつなげていく仕組みとして、リバーガイドや観光ガイド養成講座などを実施しているが、今後、退職後の世代の知識・経験を活かすことができるよう、区民が企画し、自らが講師となる区民企画講座を拡充するなど、退職者が地域と関わるきっかけとなる事業を推進していく。◆スポーツ実施率向上では、こどもや高齢者、子育て世代等幅広い層に対する事業展開を実施するほか、パラカヌー（障害者カヌー）振興や普及啓発事業の実施により障害者スポーツの振興に取り組む。◆スポーツ推進計画の実現に向け「江東区スポーツ推進連絡会」の開催等を通じて、スポーツ施設指定管理者や体育協会、スポーツ推進委員など様々な主体の役割分担のもと、効率的な事業展開を行う。◆豊かな水辺など本区の特徴を生かしたスポーツ振興を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに取り組める環境整備を行っていく。◆「こども読書活動推進計画」の実施をはじめとした読書活動の推進にあたっては、ボランティアの活用を図りながら、各種関係施設との連携を図り、地域との協働による事業を推進する。◆地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館を目指す。図書館ボランティア等との協働や関係施設との連携を進め、地域に根ざした読書活動を推進する。施設計画、窓口サービス、ITシステムを有機的に連携したサービス強化を図る。◆多様化する利用者ニーズに向けて、効率的な図書館運営を図るため、施設的环境整備や様々な情報提供に対応できる体制づくりに取り組む。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関連し、国際理解だけでなく、障害者スポーツや各種競技種目、オリンピックやパラリンピアン等、広い視点で資料を収集していくとともに、大会終了後も資料の収集や公開に取り組む。◆平成31年度、32年度の2カ年で江東、深川を除く図書館に指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上を図る。◆平成29年10月から江東図書館で月2回の月曜開館を試行実施し、利用者の利便性向上を図る。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民の知識と理解を深めるために、人権学習講座において、外国人等の人権課題を取り上げる。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価<<区の最終評価>>

- ・生涯学習やスポーツ振興について、利用実態や利用者ニーズの分析を行うとともに、生涯学習やスポーツ活動に参加していない区民ニーズの内容把握にも努める。
- ・生涯学習やスポーツ活動への参加を促す方策・PR手法について検討し、幅広いニーズに対応した事業を推進する。
- ・スポーツ推進計画に基づき、スポーツを支える各主体との役割を明確にしたうえで、庁内はじめ各関係機関とのより一層の連携強化に取り組み、有機的・効果的な事業展開に努める。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、区民が様々なスポーツに親しむ機会を提供し、スポーツ実施率の向上に努める。一方、こうとうこどもスポーツデーなど、単発のスポーツイベントについては、費用対効果を含め、今後のあり方を検討する。

施策 19	男女共同参画社会の実現	主管部長(課)	総務部長(男女共同参画推進センター)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①男女平等意識の向上	広く地域社会、区民に向けて、幼少期からの性別による固定的役割分担意識を見直す啓発活動を進めます。
②性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関わらず社会で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していけるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
③仕事と生活の調和の推進	仕事と生活のあり方を考え直すワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業に対し積極的な取り組みの働きかけと個人の意識啓発などを行います。
④異性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を行います。また、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ストーカーなど、異性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<法改正・規制緩和> ・平成24年6月 「『女性の活躍による経済活性化行動計画』～働く『なでしこ』大作戦～」策定 ・平成25年4月 江東区配偶者暴力相談支援センターの機能整備 ・平成26年4月 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 ・平成26年10月 男女雇用機会均等法にかかる最高裁判決:妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合は原則違法の判決が出た。 ・平成27年4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 ・平成27年12月 国が「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・平成28年3月 「男女共同参画KOTOプラン（第6次江東区男女共同参画行動計画）」策定 ・平成28年4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）全面施行 ・平成29年1月 改正「育児・介護休業法」施行 <「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」（平成26年度）より> ・男女の地位の平等感について前回調査（平成21年）と比較すると、学校教育を除く多くの面で「男性が優遇されている」との意識が高まり、全体では約7割の方が「男性優遇」と考えている。そのうち、女性が「男性優遇」と感じている割合は75.2%と、男性自身が「男性優遇」と感じている割合の67.2%よりも高くなっている。 ・例えば「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な性別役割分担意識について、否定的な意見は女性55.1%、男性47.4%で、男女間の意識に差があるが、全体として否定的意見が増加している。 ・さらに、仕事と仕事以外の生活の時間的バランスについて、希望は「すべてのバランスをとりたい」方が約4割だが、現実には「仕事優先」が約3割となっている。 <社会状況等> ・性的少数者（LGBT）の人権が社会的な関心事となってきた。	・少子高齢化の進行に伴う労働力不足から、女性や高齢者の労働力需要が増す。 ・子育て・介護を支える家庭の力の衰退が進むことで、児童・高齢者虐待の増加が懸念され、虐待防止施策の充実が求められてくる。 ・就業・社会生活力の低下で中堅就労者の退職事例が増え、企業の力も低下する。 ・女性活躍推進法により「事業主行動計画」の策定・公表が義務づけられたことで、事業主は女性社員の活躍推進に積極的に取り組むこととされた。企業はその存続と発展のために、他社と比較した「働きやすさ」をPRして女性を含めた労働力・人材の確保を図る必要がある。 ・就労女性の増加で保育需要も増え、家族が協力して子育て・介護に取り組むことが必要となるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっていく。事業者が過度な長時間労働の見直しを含め、柔軟で多様な勤務形態を導入できるような環境整備が必要である。 ・区民・事業者がワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、環境整備やサポート体制の構築が求められる。家庭や地域活動に、男性も積極的に参画できる環境を整備することが必要である。 ・子育て世代を対象に、潜在的な固定的性別役割分担意識への気付きと見直しを通じて、意識改革を促す機会を積極的に提供していくことが求められる。 ・女性に対する暴力防止に関して、一定の法整備や都・区における暴力防止対策施策により相談支援体制の強化が図られてきた。しかし、未だに多数存在すると想定される潜在的被害者の掘り起こしも含め、一層の被害者支援が求められる。 ・男性に対する暴力事例が顕在化しており、相談等の支援体制の整備が求められる。 ・法務省の定める人権課題、東京都人権施策推進指針(平成27年度改定)で謳われる性的少数者の人権課題について、区としての具体的な取組が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
70 男女が平等だと思う区民の割合	%	13.6	15.7	16.1				40	男女共同 参画推進 センター
71 区の審議会等への女性の参画率	%	33.6 (25年度)	34.6	34.5				40	男女共同 参画推進 センター
72 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合	%	27.4	28.3	29.0				38	男女共同 参画推進 センター
73 DV相談件数	件	4,234 (25年度)	5,299	5,732				—	男女共同 参画推進 センター
74 DV相談窓口を知っている区民の割合	%	41.2	42.5	43.5				70	男女共同 参画推進 センター

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標71：33.3 指標73：3.667

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	728,141千円	703,770千円	222,675千円	246,752千円
事業費	656,316千円	638,783千円	147,280千円	161,817千円
人件費	71,825千円	64,987千円	75,395千円	84,935千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標70】男女が平等だと思う区民の割合は、国・都の施策や社会全体の動向も影響する指標であるが、微増傾向ながら依然として低い状態にある。区として施策の一層の充実（区民・事業者への意識啓発など）を図っていく必要がある。また、区（行政）が率先して男女平等・共同参画のモデル事業所として行動することで、区民・事業者へ働きかけていくことも重要である。

【指標71】区の審議会等への女性参画率は昨年度と比べほぼ横ばいで、目標値未達成であるが、女性の人数は増えている。毎年の各課調査や行政会議を通じて所管部署への働きかけを行っている。委員就任の条件に関係機関・団体の職務指定（あて職）や専門職が求められている場合は、これらの職の女性人材が少ないという事実がある。会長職に限定しないなどの、委員就任条件の緩和働きかけの他、それらの職への女性の参入を進めていくことも必要である。

【指標72】仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合は、未だ3割に満たない状況にあるが少しずつ上昇している。ワーク・ライフ・バランス実現のためには、区内企業（事業所）への直接的な働きかけが必要である。

【指標73】DV相談件数は、最終的には0件になることが理想ではある。しかし現状では、相談先を知らないまま悩みを抱え込んでいる方々も潜在的に多いと思われる。そのような方々の掘り起こし（相談窓口の周知）も必要のため、相談件数の増には肯定的側面もあり、現在は過渡期であると認識している。

【指標74】現状は4割の認知度に留まる。加害者の追跡を防ぐため、相談場所は公表していない。啓発カードや広報紙などでホットライン（電話相談）の周知に努めているが、インターネットで調べて相談電話をかけてくる方が多く、被害当事者や関心のある方でない、普段の広報は気にしていただけないのかと思われる。DVを他人事とせず、「地域で暴力を根絶していく」との意識が更に高まるよう、周知の仕方に工夫が必要である。

(2) 施策における現状と課題

◆男女共同参画意識を広く浸透させるため、広報紙「パルカート」（「こうとうの女性」改題）を発行し全戸配布を行っているが、その認知度は5%弱である（26年度「意識実態調査」）。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動の担い手を育成するため、基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを開講しているが、修了生が必ずしも実際の地域活動に結びついていないとは言えず、実践への橋渡しをサポートしていくことが必要である。◆DVを主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を実施し、この窓口を中心に、保護第一課・保護第二課の婦人相談部門との連携により、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により、相談内容は多岐に亘り増加しており、現状では子育て支援課や保健相談所など関係各課や警察署等との緊密な連携により対応してきている。性暴力被害者支援、男性相談についても、将来的に支援体制の整備を検討する必要がある。◆ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙で積極的に取り組んでいる企業を紹介するなど広く啓発を図っているが、実際に取り組んでいる企業は少ない。企業内部の理解・意識改革の他、「保育園等、社会環境の整備」も求められている（26年度「意識実態調査」）。◆「性的少数者」の人権課題については、第6次男女共同参画行動計画において課題の1つとして取り上げており、区民対象の学習講座などで更なる意識啓発を進めていく。◆男性のDV被害等の相談窓口がないため、今後検討が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆広報紙について、センター利用者やパルカレッジ修了生等の意見聴取など、区民の視点に立った紙面づくりなど内容の充実を図る。◆パルカレッジ修了生が男女共同参画フォーラムの運営及び企画団体として参画できるよう、フォローアップを行うとともに、既存NPOの活動や行政分野での人材ニーズにつなげていく仕組みづくりを進める。◆配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させるため、専門相談員のスキルアップや各関係所管・警察署等との連携強化を図っていく。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、区内事業所への直接的な働きかけの実施や支援施策について、幅広く検討する。◆第6次男女共同参画行動計画（平成28～32年度）とDV防止法及び女性活躍推進法に基づく基本計画に基づき、関係各課と連携して効果的な施策展開を推進する。◆相談業務を委託し、夜間や昼休みにも対応できるよう相談者が利用しやすい事業にしてい。将来的には男性相談やLGBT相談などへの対応も検討していく。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	施策自体が多岐にわたる要素を含んでいるため、メリハリをつけるのが難しいが、全般的な目配りはできていると評価できる。
イ	B	指標は概ね上昇傾向にあるものの、大きな進展が見られない点は課題と言える。その要因を分析しながら施策の実現に取り組むことを期待したい。成果を上げていくためには、区民の認知度を上げていくことが重要であると言える。今後は成果を上げるための施策を区民ニーズ等を踏まえた確に設定して欲しい。
ウ	B	指標の指数は増加しているものの、目標値に達していないことから十分な成果があがっているとは言えない。施策の目標自体が国の施策によるものがあるとのことだが、緊急性の高いDVに関しては、指標74「DV相談窓口を知っている区民の割合」の目標値の達成を期待する。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	B	外部評価モニターの意見シートを見る限り、区の取り組みに対する認知度は低く、国の政策を踏まえて、それに倣いながら展開しているという印象が強い。区民ニーズを出発点にした区独自の施策展開という点で課題が残る。
イ	A	区民アンケート等を活用し、かつ専門家によって構成された男女共同参画検討委員会等の意見も踏まえながら施策の立案をしている点は評価できる。今後は施策の成果を検証しながら、事業の重点化や内容の精選などを行うと共に、そのことを区民にわかりやすく説明しながら施策に取り組むことを期待したい。
ウ	A	男女共同参画の施策の枠組みの中でLGBT(性的少数者)、男性に対する暴力など多様化する人権問題への支援の取り組みがなされていることは評価できる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	B	国や都のレベルでも運動が展開されており、経済団体などでも傘下企業に対する意識啓発は行われていると考えられる。区が取り組む意義や狙いをより明確にし、適切な役割分担や協働の在り方をさらに追求すべきである。
イ	A	警察や専門機関、NPOなどの関係機関と積極的に連携協力しながら多様な施策を実施している点は評価できる。しかし今後は、より課題が複雑化し多様化することが予想されている。限られた財源の中で、区民ニーズや社会情勢に対応するためにも、行政がやるべき事、また行政でなければ出来ないことなどを明確にし、関係機関が役割分担しながら進めることが重要である。そしてそのことを区民にわかりやすく説明しながら、施策が着実にかつ的確に実施されることを期待したい。
ウ	B	国の法改正や規制緩和の中で江東区として、「男女共同参画KOTOプラン」を策定し、区民や国や都の役割分担に関しても適切な計画であることは認められるが、区民への周知については、外部評価モニターの意見などからもやや不十分であると感じた。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	多岐にわたる要素を含む施策であり、どのような状況になれば目的が実現できたと言えるかも難しいテーマである。それだけに、何を目的とし、当面どのレベルを狙うのか、そのための区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担をどうするかなど、計画段階から十分に練り上げておく必要がある。
イ	B	施策自体の重要性はある。しかし現状としては、取り組み内容に関する区民の認知状況は芳しくない。必要な人に必要な情報が的確に届くような広報活動等の推進を期待したい。男女共同参画社会に関する取り組み内容は国・都・NPOなども関与しているものである。住民に最も近い基礎的な自治体である区として何を行うことが区民にとって最も必要なことなのか、また税金の有効活用になるのかという観点から施策を実施し、検証していくことを期待したい。そして、その状況を区民にわかりやすく伝え、認知度を上げていくことが必要である。
ウ	A	男女共同参画社会の実現に関しては、指標71の「区の審議会等への女性の参画率」などよりも、DVの悩みや不利益を受けている男女に対してのサポートや相談業務の充実が望まれる。そのうえで、ワーク・ライフ・バランスなどの推進に取り組むべきであると感じた。
その他		
こどもの人権教育など学校教育との連携は地道な取り組みであるが、継続事業とすることを望む。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
2人	5人	4人	0人	0人	11人

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画意識の向上について、関係機関との役割分担を明確にした上で、効果的に推進していく。

・講座事業については、他部署や外部機関との連携を図り、効率的・効果的に実施する。

・子どもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。

・DVへの対応は、警察等関係機関と緊密な連携を図るとともに、その相談支援体制について幅広く検討する。また、DV相談窓口の認知度向上に引き続き努める。

・今後複雑化・多様化する人権課題について、区民ニーズを踏まえた適切な支援等を実施するとともに、その取り組みを区民に周知する。

施策 20	文化の彩り豊かな地域づくり	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	地域振興部長(文化コミュニティ財団)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財保護推進協力員との協働及び伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
②芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
③新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・地域のつながりや世代間の交流が薄れてきたことにより、区民が地域の歴史や伝統文化を知る機会が減少し、自分が住む地域の歴史・文化を知りたい欲求が高まっている。また、転入者も、自分が暮らし始めた江東区の歴史などについてもっと知りたいという方が増えている。 ・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や芸術文化活動などに参加したいという要望が高まっている。 ・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に起きている。	・本区の歴史文化資産は区民の貴重な財産であり、後世にわたり守られていかねばならない。加えて、こうした歴史文化資産の公開の場を増やすなど、観光や地域の活性化に結びつく活用が求められていく。 ・区民の誰もが身近に地域の文化や伝統に触れることができる機会の一層の充実が求められる。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、江東区を訪れる国内外からの観光客等に、江東区の歴史や文化を発信していくことが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
75 文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	39.3	42.0	42.0				50	文化観光課
76 この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	53.9	54.1	55.3				65	文化観光課
77 芸術文化活動団体の施設利用件数	件	59,680 (25年度)	63,044	65,508				66,000	文化観光課
78 街かどアーティストの登録団体数	組	69	69	75				80	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標77: 62,296

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	1,226,006千円	1,098,635千円	712,986千円	717,469千円
事業費	1,185,838千円	1,062,300千円	670,381千円	690,044千円
人件費	40,168千円	36,335千円	42,605千円	27,425千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標75】本区の文化財や伝統文化の保存と活用について、区民の関心度はほぼ横ばいで推移している。今後も「文化財保護推進協力員」や民間ボランティアなどと連携し、文化財保護の普及・啓発等に努めるとともに、民族芸能・伝統工芸の継承や伝承者の育成を図るため、保存会と連携し新たな公開の場の確保に努めていく。また、歴史や伝統文化に関する情報発信拠点でもある歴史三館については、地域ニーズ等に合致した弾力的な施設運営、効果的なPR活動などにより、来館者数を伸ばしてきたが、さらなる効率性・採算性の向上を目指す。

【指標76】一般区民を対象に、こどもから高齢者まで楽しめる多様なジャンルの公演の提供を行っており、この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合は若干増加している。今後は、SNS等のインターネットツールを活用したPRを展開するなど、情報発信を強化していく。

【指標77】成果発表会など、区内アマチュア芸術活動団体の成果を発表する場の提供や、共催・協力事業などを実施し、芸術文化活動団体の施設利用件数は増加している。共催・協力事業を引き続き実施していくとともに、新たな成果発表の場など、団体の活動意欲を向上させるための施策を検討していく。

【指標78】区内各所のイベントに、認定したアーティストを派遣し、身近に芸術に親しむ機会と地域の活性化を図っている。アーティストの認定は2年ごとに行っており、平成28年度に認定を受けたアーティストの登録団体数は増加している。

(2) 施策における現状と課題

◆昭和55年の文化財保護条例制定以来、平成28年度末現在の江東区登録文化財の件数は1,058件であり、これらのうち無形文化財である民俗芸能や伝統工芸分野では、後継（継承）者の育成が喫緊の課題となっている。そのため、まず民俗芸能・伝統工芸の技術を広く区民に披露する機会を設けることが必要である。また、文化財の保護活動は行政のみで行うには限界があり、6名の文化財専門員を中心に、文化財保護推進協力員や民間ボランティアなどと協同し取り組んでいるが、適切に文化財を継承していくためには、文化財保護に必要な人材をさらに確保・育成し、区民との協働体制をより強化していくことが必要である。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。新たな地域文化の創造については、「江東のくるみ」と称される「くるみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い文化芸術を芸術提携団体に限らず、区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆地域文化施設及び歴史文化施設については、観光拠点である深川東京モダン館や亀戸梅屋敷、地域と連携し、対外的に認知度を高めていく取り組みを行う必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆文化財を次世代に継承するために、関係する各団体と連携し、技術披露の新たな機会を創出し、多くの区民に本区の歴史や伝統文化に対する理解を深め、区民の文化財保護の意識の醸成を図る。◆地域の文化財保護活動のリーダーである「文化財保護推進協力員」を養成する講習会を充実させ、地域に根ざした文化財保護活動のより一層の推進を図る。◆歴史三館においては採算性・効率性はもとより、地域団体等との連携を強化し、地域に愛される施設運営を目指す。また、「奥の細道」サミットや「俳句」ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会の加盟自治体等との活動を通して「俳句」や「芭蕉庵」をはじめ歴史文化資産の魅力を全国に発信していく。◆区内アーティスト及び東京シティ・バレエ団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団芸術提携2団体等との連携を強化し、次世代の芸術の担い手を育てるため、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団の合同公演を実施する。区内小学校を芸術提携2団体のアーティストが出張訪問し実演するアウトリーチコンサートなどジュニア事業を拡充する。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、バレエとオーケストラという他にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化「江東真夏のレクイエム」などをアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。◆平成27年度に新たにオープンした豊洲文化センターのホールを活かし、区民参加型ミュージカルの公演を実施するなど、新しい地域文化を創造していく。◆東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、地域文化施設、併設記念館及び歴史文化施設のほか、深川東京モダン館、亀戸梅屋敷及び旧中川・川の駅と連携し、日本の伝統文化を発信する事業を展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	伝統文化の保存と継承、芸術文化活動への支援と啓発、新しい地域文化の創造と参加促進、という3本柱は説得力があり、この考え方が具体的な施策に貫かれている。
イ	A	施策実現に関する指標の進捗は、着実に上がっている点では評価できるが、その数値の上昇により、どのような効果や利益が区民にもたらされるのかという本施策の意義や意味等を区民にわかりやすく説明する必要がある。
ウ	A	施策目標に対する指標は緩やかであるが目標値に近づいている。施策の目標を達成するためのコストに対して区民の合意を得るとともに、観光事業やスポーツ(オリンピック・パラリンピック)事業などと相乗効果がでるような仕組みにより、なお一層の成果をあげられる取り組みを期待する。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	B	「施策に影響を及ぼす環境変化」の欄の「5年前から現在まで」に記載されている内容は、具体的な根拠がなく、区側の感覚で書かれている。上記に記した3つの理念(3本柱)と区民の具体的なニーズをどう結びつけるか、どのようにすればニーズが把握できるかなどについて、さらなる検討・工夫が必要である。
イ	B	成果の検証が利用者数や、利用者アンケート中心である点は課題と言える。今後は、区民がどのようなニーズを持っているのか、区民がどのような成果を感じているのかなどを把握しながら、施策の方向性や施策の拡大を検討することが必要である。
ウ	A	区にとってオリンピック・パラリンピックは区民や社会的な関心が高いため、その中での取り組みを視野に入れる必要がある。外部評価モニターからも文化財保護に対する地道な取り組みなど本施策全般にわたり概ね評価を得られていることから、引き続き施策の取り組みの実施を望む。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	A	概ね適切と思われる。
イ	B	伝統文化や区内の文化財を保存、継承していくことや、文化振興を図っていくことは重要なことである。しかし、それを区がどこまで税金を投入して行うのかということの意味合いを明確にし、区民にわかりやすく説明すると共に、区や民間との役割分担を明確にして施策を実施することが重要である。
ウ	A	「文化の彩り豊かな地域づくり」は区民との協働なくしては実現ができないものであり、そのための区民意識の高まりが必要である。それは指標76の「この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合」が高くなることが望まれるが、この施策は施設の建設などを除くと区の単独の役割が大きいと感じる。伝統文化の保存や芸術文化活動の支援は概ね適正な状態であり、外部評価モニターからも「歴史ある区に誇り」、「文化財の維持管理は後世に残すために是非続けてください」との意見がある。これは、いままでの区の取り組みが評価されていることである。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	文化の振興に取り組むこと自体、誰も反対はできないが、施策を実施するためには一定規模のコストが発生する。その適正水準をどう考えるか、コストを適正化するためにいかなる工夫を行ったかなど、より分かりやすく説明できるように、さらなる努力を重ねてほしい。
イ	B	全体として施策ありきの感が否めない。なぜ区が行うのか、区民にどのような成果や利益がもたらされるのか、また、その成果の検証を、区民に分かりやすく説明し、区民理解を得た上で、施策の推進を図っていくことが重要である。しかし現状としてはその点はやや不十分である。また目指す姿が「さまざまな文化に触れ」としていながら、伝統文化に重点を置いている傾向が見られる。オリンピック・パラリンピックを視野に入れた場合は、その点も重要であるが、多様な文化に接する機会なども視野に入れて施策を推進していくことも重要である。
ウ	A	文化振興や文化財保護の施策の必要性は、区の全体事業費や区民の意識により対応が求められるものである。区民の意識は高いのでこのままの方向性でよいと感じる。特に街かどアーティストの登録団体数の増加により、様々なイベントを区と協働することなどは特筆すべきものである。
その他		
本施策の実施にあたり施設の改修工事や新たな施設の建設などは多額な費用がかかることから、そのコストを含めて区民の合意を得ながらの事業展開を求める。施設コストの状況は発生主義会計によるコスト計算(改修工事の金額を支出時の年度に計上するのではなく、減価償却費として耐用年数により計上)や貸借対照表による資産(施設)の状況を参考資料とすることが望まれる。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
1人	7人	4人	0人	0人	12人

8 二次評価《区の最終評価》

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・施策を実現するための3つの取り組みに対する区民ニーズの把握方法について、さらなる検討を行う。
- ・各取り組みの意義や、区民メリットの一層のPRに努める。
- ・観光事業やスポーツ事業など、他分野の施策と連携を図り、効果的な取り組みに努める。
- ・個々の歴史文化関連施設について、効果的なPR活動を展開するとともに、利用実態を分析し、更なる効率性・採算性の向上策を検討する。

施策 21	地域資源を活用した観光振興	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み

①観光資源の開発と発信	地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。
②観光客の受け入れ態勢の整備	観光拠点施設等の整備や交通利便性の向上及び観光バリアフリー化の推進に取り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、人材の育成に取り組みます。
③他団体との連携による観光推進	他自治体・観光関連団体などとの連携により、新たな観光メニューづくりやシティプロモーションなど観光施策を幅広く推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年6月)では、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人を目指すこととしていたが、平成27年中の訪日外国人旅行者数が1,974万人に達し、平成28年3月には「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において2020年の訪日外国人旅行者数の目標を年間4,000万人とすることを決定した。都の策定している「観光産業振興プラン」(平成25年5月)や「東京都長期ビジョン」(平成26年12月)においても観光振興に対する取り組みの強化が謳われている。 ・区においても、平成23年3月に策定した「江東区観光推進プラン」を見直し、観光を取り巻く社会情勢の変化等を反映させた「江東区観光推進プラン(後期)」を平成28年3月に策定した。 ・臨海部においては、集客力の高い商業・アミューズメント施設や東京ゲートブリッジなどランドマーク性の高い建物が建設され、本区への観光客の増加が見込まれる。 ・「東京スカイツリー」が平成24年5月に、「亀戸梅屋敷」が平成25年3月に開業した。また、全区的な観光推進組織としての役割を担う一般社団法人江東区観光協会を平成25年2月に設立した。 ・2020オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定した。 ・観光による地域経済活性化の期待が高まっており、本区観光資源の有効活用が求められている。また、内外に向けた効果的な観光情報の発信とPRが求められている。	・観光客誘致による地域経済の更なる活性化が求められる。 ・観光資源の効果的な活用と、国内外に対する積極的なPRが求められる。 ・新たな観光スポットを活かし本区観光行政の充実を図る必要性が高まる。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、海外からの観光客の増加が見込まれ、その対応が求められる。 ・臨海部開発の進捗により、今まで以上に臨海部と内陸部との観光資源を結んだ周遊性と東京スカイツリー等からの観光客の区内への誘客が強く求められる。 ・区内外に向けた情報発信として、区の魅力を分かりやすく紹介する観光案内マップ、観光ホームページ等PRツールの充実、整備が必要とされる。 ・都や中央区などの東京湾隣接区では、観光資源としてだけでなく交通戦略の一環として水辺空間の活用、舟運の活性化、新規航路の設定の検討が進み、運航が開始されていく。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

区内のオリンピック競技施設等に関する情報は、観光情報として、内外の観光事業者やメディア関係者から区の発信が求められていくことが予想されるが、エンブレム・デザイン同様、IOC及びJOCの情報管理により、区独自の観光情報の一部として発信することには厳格な規制がかかることが懸念される。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
79	魅力的な観光資源があると思う区民の割合	%	71.6	73.8	71.5				75	文化観光課
80	江東区内の主要な観光・文化施設への来場者数	千人	1,442 (25年度)	1,988	1,592				2,000	文化観光課
81	観光情報ホームページへのアクセス件数	件	96,472 (25年度)	242,519	295,409				300,000	文化観光課
82	観光ガイドの案内者数	人	3,686 (25年度)	5,268	4,681				6,000	文化観光課
83	地域や他の観光関係団体等と連携して展開した事業数	件	34 (25年度)	42	51				50	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標80：2,161 指標81：252,808 指標82：3,547 指標83：43

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	201,677千円	184,070千円	217,037千円	230,199千円
事業費	153,224千円	140,303千円	166,467千円	168,546千円
人件費	48,453千円	43,767千円	50,570千円	61,653千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標79】平成27年度から平成28年度は微減したものの、今後も、神社・仏閣等の史跡や、臨海部を中心とした大規模娯楽施設など、多様で魅力のある観光資源を、区内外に向け情報発信していく。

【指標80】平成28年度来場者数が減少しているが、東京都現代美術館が大規模改修工事のため、平成28年5月から休館していることが主な原因である。来場者の増に向けては、新規の来館者と同様にリピーターの確保も重要であり、各施設とも、常設展示のほかイベントや企画展などにより来場者の確保に取り組んでいる。

【指標81】ホームページへのアクセス件数は、平成25年度に江東区観光協会のホームページが開設されたことにより大幅に増加した。平成28年度は、平成27年度に対し、5万件以上伸びており、今後も江東区観光協会ならではの魅力的な情報発信を行い、目標値の達成に向けて取り組んでいく。

【指標82】観光ガイドの案内者数は、平成27年度より若干減少している。今後、より一層マスメディア等も活用して、情報発信を強化することで、ガイドツアーの周知を図り、集客に結び付けていく。観光ガイドについては、区民団体との協働事業であり、観光ガイドの養成は区及び文化コミュニティ財団が行っており、それぞれの役割のもと観光ガイド事業の充実に取り組んでいる。

【指標83】平成28年度は目標値を上回っており、今後も、区と江東区観光協会はそれぞれの役割のもと、各関連団体と連携して事業に取り組んでいく。

(2) 施策における現状と課題

◆区は、神社・仏閣等の史跡や、臨海部を中心とした大規模娯楽施設など、多様な観光資源に恵まれ、観光地としての魅力を十分に備えており、その資源を十分に活かす体制を構築する必要がある。今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が求められている。◆東京スカイツリーなど、全国からの観光客に対し本区の魅力を伝え、区内へ誘客することにより地域経済の活性化を図るとともに、区民の区への愛着を高め、持続的な地域振興につながる観光事業の推進が求められている。◆観光振興による地域経済の活性化には、新たに整備された観光拠点の活用とともに、既存の観光施設などの物的資源や文化観光ガイドなどの人的資源を有効に活用した施策の展開が求められる。そのためには、観光施策全体の中で、各事業の役割・位置付けを明確にし、目的の達成に向けて総合的かつ計画的に事業を実施する必要がある。◆平成25年に設立した江東区観光協会については、観光振興について区との役割分担・連携を明確にし、更なる観光推進の充実が求められている。◆観光キャラクターを利用したマスメディアへの露出や観光PRブースの出展の機会も増えているが、観光PR及び区の知名度・イメージ向上に資する取り組みとなっているか、その効果測定が求められる。◆東京都主導による東京湾岸における舟運事業の活性化がすすめられており、都内随一の水辺空間を誇る本区として、水辺の活用、舟運航路の事業化可能性について主体的に具体的なビジョンを描き、発信していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆観光推進プランに基づき、区が持つ多様な物的・人的資源や水辺などの地域特性を活かした総合的かつ計画的な観光施策の展開を図る。◆水辺の活用、舟運航路の事業化可能性の検討については、河川管理等行政の関係機関、舟運事業者、水辺利用関係NPOなど多様な関係者間の協働により、実現性継続性のあるビジョンを策定する。◆観光振興には地域活力が重要であるため、観光協会・NPOなどの観光関係団体の支援・育成の充実を図るとともに、これらの団体や企業との連携・協働による観光推進体制の強化に取り組む。◆観光振興には、経済活性化に加え、区民の地域に対する愛着と誇りを醸成することに大きな意義があると考えるので、区民が地域の魅力、資源を再評価し、地域の文化をより理解できるよう施策に取り組む。◆区内には全国的にも有名な観光地域が点在するが、区としての知名度はあまり高いとは言いがたい。戦略的・総合的な観光事業の推進により、区の知名度向上を図り、各地域のイメージやブランド力を高めていく必要がある。これらの地域イメージ・ブランド力の向上は、リピーターによる継続的な来訪が期待されるばかりでなく、本区への転入の志向が高まることも期待される。◆豊洲市場や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、臨海部に多く来訪する観光客に対し、東京都及び関係部署、江東区観光協会との連携のもと、インバウンド（外国人観光客）への対応、区内を周遊させる観光メニュー作りと、交通手段の確保・充実に取り組む。◆東京スカイツリーなど東京の東部地区への関心の高まりに対し、近隣区と連携した観光客の誘客に取り組む。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・江東区観光推進プランに基づき、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えた観光推進の展開を図る。
- ・区と江東区観光協会の役割分担を明確にし、さらなる観光振興に資するべく、区民や多様な関係機関も含めた連携強化を図り機能的に事業を実施する。
- ・区民ニーズを捉え、区民の地元への愛着心を醸成することで、観光事業をより盛り上げていく方法を検討する。

施策 22 健康づくりの推進		主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
		関係部長(課)	健康部長(保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康教育、健康相談等の充実	健康増進計画及びがん対策推進計画に基づいて、「食と健康」、「がん対策」、「歯と口の健康」、「親子で健康づくり」を進めます。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
②疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、精密検査を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、各種検(健)診データを活用し、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。
③食育の推進	食育推進計画(第二次)に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・国は24年7月に健康日本21(第2次)を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21(第2次)を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。 ・区政モニターアンケート調査(24年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は97%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は98%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがうかがわれる。 ・がん対策推進基本計画(24年6月)が閣議決定され、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が加えられた。また、都のがん対策推進計画(25年3月)では、がんの予防として、「がんを遠ざけるための生活習慣の普及」、「がん教育の推進」、「早期発見と早期治療の推進」が示された。 ・がん対策基本法が改正され(28年12月)企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることや、国や地方公共団体へがん教育の推進を新たに求めることが追加された。 ・国の第2次食育推進計画(24年3月)を踏まえ、26年3月に江東区食育推進計画(第2次)を策定し、生活習慣病予防につながる食育を目指している。なお、国は28年3月に第3次食育推進計画を策定し、食体験や共食の機会を充実させることが重要とし、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指すとしている。 ・受動喫煙による健康被害への関心が継続して高い傾向にある。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、原則建物内を禁煙とする健康増進法の改正が議論されている。 ・自殺対策基本法(19年6月)制定後、国・都・区が総合的に自殺対策を進めたことや、社会経済情勢における好転の兆しなどから、自殺率は低下傾向にある。 ・精神疾患の患者の増加により、精神保健相談の内容が多岐にわたってきている。	・生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 ・生涯にわたり健康に暮らしていくため、検(健)診による意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 ・健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族・家庭単位での支援とともに、学校・職場等の生活の場や、地域コミュニティにおける健康増進活動への支援が必要となる。 ・健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、その結果、健康格差の縮小が期待される。 ・国の「がん対策推進基本計画」に掲げられたがん検診の目標受診率50%(胃・肺・大腸は40%)を達成するため、引き続き本区においてもさらなる受診率の向上を図る必要がある。 ・食に関する情報がますます氾濫する中、知識と理解を深めるためには、幅広い情報を多様な手段で提供するとともに受け手側においては正しい判断と選択力と共に実践力の向上が必要となる。 ・受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。 ・区民の自殺率が減少傾向を示しているが、今後も取り組みの継続が必要である。 ・うつ等精神疾患の増加に対し、本人のみでなく周囲の気づきやストレス対処法などによるこころの健康づくりが重要になってくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
84	自分は健康だと思う区民の割合	%	69.4	71.1	73.0				75	保健予防課
85	運動習慣のある区民の割合	%	49.1	48.9	52.0				55	健康推進課
86	ストレス解消法を持たない区民の割合	%	20.8	22.8	23.7				15	保健予防課
87	この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	80.5	81.0	83.2				85	健康推進課
88	8020（ハチマルニイマル）を目指している区民の割合	%	45.3 (25年度)	62.7	78.1				80	健康推進課
89	バランスの良い食生活を実践している区民の割合	%	62.0	61.4	60.2				78	健康推進課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標88：60.7%

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	3,509,172千円	3,062,337千円	3,561,420千円	3,490,369千円	
事業費	3,019,326千円	2,620,614千円	3,107,508千円	2,984,629千円	
人件費	489,846千円	441,723千円	453,912千円	505,740千円	

6 一次評価＜主管部長による評価＞	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
◆本区では、「健康増進計画」「がん対策推進計画」の策定及び「食育推進計画」に基づく積極的な施策の展開を図りながら健康づくりの推進に努めている。 【指標84】自分は健康だと思う区民の割合は、健診や講演会等を通じ、健康の維持増進に関する普及・啓発を行い、徐々に増加している。今後も積極的な取り組みが必要である。 【指標85】運動習慣のある区民の割合は、総合的な健康づくり・体力づくり事業を健康センター等で実施しているところで、28年度は増加が見られた。今後も運動効果及び施設の周知等に取り組んでいく必要がある。 【指標86】ストレスの解消法を持たない区民の割合は、うつ予防、心の健康の重要性の普及・啓発に取り組んでいるところであるが、この2カ年微増しており、今後も積極的な取り組みが必要である。 【指標87】この1年間に健康診断を受けた区民の割合は、健康づくりへの意識を高めることに努めるとともに、国保加入の未受診者へ個別の受診勧奨を行う取り組みにより、増加傾向となっている。引続き受診割合の向上に取り組んでいく。 【指標88】8020を目指している区民の割合は、歯と口の健康週間事業や8020表彰などに取り組んできた結果、増加傾向にあり、引続き積極的な取り組みを行っていく。 【指標89】バランスの良い食生活を実施している区民の割合は、食と健康展や食と健康づくり事業などを実施してきたが、この2カ年は微減傾向にある。今後も積極的な取り組みが必要である。	
(2) 施策における現状と課題	
◆区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応し、各種検（健）診データを活用した課題の分析と施策への反映、自助・共助・公助による健康づくりの推進等、積極的な施策の展開を図る必要がある。◆全がんの75歳未満年齢調整死亡率（*）が23区内で男性3位、女性2位（平成27年）と高く、健康寿命が23区平均より低いなどの区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。◆国民の二人に一人が、一生の間に一度はがんにかかる時代、区民一人ひとりががんを身近に感じ、がん向き合っていけるよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、個別通知、期間の延長と統一化及び通知の統合等具体的取り組みを実施してきているが、更なる検診体制の整備等一層の充実が求められている。◆8020達成者が増えるとともに、70歳以上の高齢者の歯周病の問題が顕在化している。◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食生活の乱れなどから、生活習慣病の増加が予想される。特に、中高年の男性に肥満の傾向が見られる一方、思春期女性を中心とした若年層にやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。◆食と健康に対する関心は高いが、実践面での改善行動につながっていない。◆区民の自殺率は低下しているが、こころの健康の重要性の普及・啓発に積極的に取り組む等、総合的な精神保健対策の更なる継続が求められている。 * 75歳以上の死亡を除くことで壮年期死亡の減少を高い精度で評価できるよう年齢構成を調整して算出した死亡率	

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆健康増進計画（26年3月策定）に基づき、「食と健康」「がん対策」「歯と口の健康」及び「親子で健康づくり」に向けた施策を展開する。計画の推進に際しては、各種検（健）診データの活用や、健康づくりをサポートする人材の発掘・育成など新たな取り組みを進める。◆今後も8020表彰など8020運動の普及・啓発に積極的に取り組んでいくとともに、高齢者の口腔機能の維持・向上に対応すべく、歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策への再構築を検討する。◆健康づくり事業に関連し、健康維持や生活習慣病予防などに効果的である運動の実践・啓発を、健康センターの指定管理者である健康スポーツ公社とさらに連携を図っていく。◆がん対策推進計画（26年3月策定）に基づき、がんに関する施策を総合的に推進していく。◆国の子宮頸がん・乳がん検診推進事業を引き続き行う。◆検（健）診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、利便性の向上をめざし、更に検（健）診の充実を図っていく。◆実践中心の行動変容につながる講習会を積極的に実施するなど、全ライフステージにおいて自ら取り組める「食育の実践」に向けた施策を展開する。◆食品表示法（27年）施行による加工食品の栄養成分表示の義務化（32年）に伴い、健康づくりに役立つ商品選択の消費者教育や事業者への相談を行う。◆こころの健康に関する講演会などの啓発活動及び相談支援体制の充実を図る。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・区民が「自ら健康づくりに取り組む」意識を高めるために、関係機関と連携し、様々な場面で効果的な啓発活動に取り組む。
- ・区民の健康意識、ニーズ等を把握・分析し、施策の実施を図るとともに、取り組みの成果を明らかにする。
- ・「自助・共助」の観点から、区民や民間団体との役割分担を明確にした上で、協働を活かした健康づくりの取り組みを検討する。

施策 23	感染症対策と生活環境衛生の確保	主管部長(課)	健康部長(保健予防課)
		関係部長(課)	健康部長(健康推進課、生活衛生課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に確実に対応するため、都と連携して医療体制を整備するとともに、関係機関と連携し訓練を実施する等、発生時の対応に万全を期します。また、日頃より区民及び医療機関に対し最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
②感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者を対象とする定期予防接種の確実な実施により、感染症のまん延を予防します。また、関係部署との連携により学校や高齢者施設などを通じ、感染症予防に関する普及・啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策に引き続き着実に取り組みます。
③生活環境衛生の確保	食品関係営業施設及び薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設への監視指導に加え、豊洲新市場など臨海部における新たな大規模複合施設等に対する事前指導、監視指導を徹底します。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した(平成26年11月)。 ・ 西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行、70年ぶりのデング熱国内感染、ジカ熱等、新たな感染症への対応が必要となっている。 ・ 社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、企業での風しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。 ・ 結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 ・ 平成27年3月、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本は麻しんの排除状態にあることが認定された。その後、海外からの帰国者等を発端とした麻しん発生の際は、適切に対応している。 ・ 平成28年10月より乳幼児を対象とするB型肝炎ワクチンが法定化される等、近年、法定化される乳幼児対象のワクチンの種類が増え、接種スケジュールが過密化している。 ・ 感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。 ・ 犬の登録件数が増加しており、登録及び狂犬病予防接種の着実な実施が求められる。 ・ 薬事関係施設に関し、都から事務移管が行われている。 ・ 最近5年間で、外国人観光客数は、2倍以上に増加している。 ・ 食品関係・環境衛生営業施設が、南部地域を中心に増加している。 ・ 食品を取り扱う大規模イベントが増加している。 ・ 食肉の生食による食中毒が社会問題化し規制が強化された。 ・ 食品の異物混入事件が数多く報道された。	・ 鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、国際的な人の移動の活発化に伴い、新たな感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 ・ 保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生リスクが高まる。 ・ 平成31年に青海に客船ターミナルが開業し、外国からの多数の大型客船の入港や平成32年のオリンピック・パラリンピック開催などにより、海外からの感染症の流入の危険性の増大が想定され、感染症対策の強化充実が必要となる。 ・ 非正規労働者や社会的弱者の増加により結核発症及び再発のリスクが高まる。 ・ 今後も定期化される予防接種の種類が増加が想定される。 ・ 蚊など衛生害虫等によって、感染症が新たに起きる可能性がある。 ・ 近年、狂犬病の発生がないことから、予防注射の必要性が理解されず接種率が低下する恐れがある。 ・ 制度の見直しにより、医薬品の販売方法や施設運営への対応が求められる。 ・ 簡易宿所等、外国人観光客が利用する宿泊施設の相談・申請が増える。法令の改正による新たな施設も増える。 ・ 南部地域の発展に伴い、食品関係・環境衛生営業施設がさらに増加する。 ・ 短期間に営業するイベントへの食品衛生対策強化の必要性が増す。 ・ カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒の発生及び異物混入等の苦情・相談の増加が引き続き懸念される。 ・ HACCPによる食品管理の義務化等規制が強化されるので、各営業者へ衛生管理手法等について啓発する必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
90 手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	64.9	63.7	60.7				80	保健予防課
91 予防接種率（麻しん・風しん1期）	%	95.8 (25年度)	96.7					98	保健予防課
92 結核罹患率（人口10万人当たり）	人	20.5 (24年度)	18.2					15	保健予防課
93 環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率	%	4.4 (25年度)	2.3	2.6				4	生活衛生課
94 食品検査における指導基準等不適合率	%	3.5 (25年度)	2.8	2.4				3.5	生活衛生課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標91：100 指標92：16.6 指標93：3.1 指標94：3.6

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	2,415,401千円	2,242,996千円	2,507,032千円	2,523,207千円
事業費	1,824,000千円	1,709,293千円	1,998,935千円	1,992,016千円
人件費	591,401千円	533,703千円	508,097千円	531,191千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標90】手洗い・うがい・咳エチケットの励行という感染症予防のために有効な行為は、その時点の感染症発生・流行状況に大きく左右されるため、平成21年の新型インフルエンザの大流行以降増加してきた区民割合が、平成23・24年度をピークに減少傾向となった。

【指標91】予防接種率は、ここ数年95%以上を保ち、平成26年度には数値上は100%となったが、予防接種率の算出は、対象者と接種完了者が必ずしも一致しないため、未だ未接種者が存在する。平成26年度に一人ひとりの子どもに合わせた予防接種スケジュールを配信する予防接種情報提供サービス「予防接種ナビ」を開始する等、引き続き未接種者への積極的な接種勧奨をはかっていく。

【指標92】結核罹患率については、徐々に減る傾向を見せているものの、未だ目標に届いていない。

【指標93】環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率は、検査の時期等により不適合件数に変動があるが、改善に向かっている。

【指標94】食品検査における指導基準等不適合率は、講習会及び立ち入り検査指導により、不適合率は確実に低下している。

(2) 施策における現状と課題

◆西アフリカにおけるエボラ出血熱やデング熱・ジカ熱の国内感染等新たな感染症の発生、ノロウイルス等の集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染症予防に関する知識、及び各々の疾患に関する正しい知識の普及啓発が常に必要である。◆法定予防接種の未接種者への接種勧奨等、引き続き予防接種率向上へ向け、着実に対応していくことが必要である。◆結核は過去の疾患である、との間違った認識から症状があっても受診しない患者、咳や痰等の症状があっても結核を疑わず診断に至らない医療機関が問題となっている。そのため、有症状受診の徹底や、医療機関での確実な結核診断についての、普及・啓発が必要である。◆臨海部では、数多くのイベントが催され大勢の来場者がある中で、食中毒の発生が危惧されている。◆食品への異物混入等により区民の「食の安全・安心」への関心が高く、飲食店の適正な対応が求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆新型インフルエンザ対策については、平成26年11月に作成した江東区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生時は速やかな対応ができるよう常に万全な体制を整えておく。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努め、今後も引き続き、保育園や高齢者施設など集団施設での感染予防策の普及啓発活動を中心に、感染予防の重要性を区民に周知していく。◆新たに法定化が検討されている予防接種もあり、今後も国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆結核の罹患率低下のため、早期発見による確実な治療の実施、発生時の接触者健診の充実等を引き続き確実に実施していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。
- ・感染症等の区内における発生等の情報を的確に把握し高齢者や障害者、外国人を含む全ての区民に速やかに情報提供できる基準と仕組みづくりを検討するとともに、感染症予防策に関する知識の普及啓発に引き続き取り組む。
- ・豊洲新市場やオリンピック・パラリンピック競技施設等の整備に対し、的確な対応を図り、引き続き安全な生活環境衛生の確保に取り組む。

施策 24 保健・医療施策の充実		主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
		関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)、こども未来部長(子育て支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	高まる在宅医療に対するニーズにこたえるため、医師会等関係団体と協力し、在宅医療体制の充実を図るとともに、医療機関及び介護事業者等による連携を推進します。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、人口増加の著しい南部地域における保健施策の充実のため、保健相談所の拡充を図ります。
②母子保健の充実	乳幼児の発育発達状況の確認、疾病や障害の早期発見、早期支援等、母子保健の根幹となる施策を医療機関や療育機関等、関係機関との更なる連携強化により確実に実施します。また、孤立した子育て等により育児支援を必要とする親が多いことから、虐待予防の観点からも新生児産婦訪問の確実な実施、乳幼児健診や発達相談等における専門相談の充実を図り、妊娠から一貫した母子保健施策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制づくりが求められている中、平成30年4月までに、すべての区市町村が、医療と介護の連携事業を実施することとなった。 ・平成26年医療法が改正され、地域にふさわしい病床の機能分化・連携を推進していくため地域医療構想を策定することとなり、東京都では平成28年7月に策定された。 ・区民は受けた医療や治療の内容について、気軽に相談できる窓口を求めている。 ・東日本大震災以後、災害医療への関心が高まり、平成26年に東京都の災害医療体制の見直しが図られた。 ・平成26年3月、南部地域の人口急増に伴い高まる周産期医療や小児医療のニーズに対応するため、女性とこどもにやさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備した。これにより、二次救急医療の提供や災害拠点病院としての機能が確保された。 ・南部地域の急速な開発等に伴い、出生数が増加するとともに、初産年齢の高齢化に伴い、低出生体重児等のハイリスク出産が増えている。 ・核家族化等により孤立した子育て世帯に対し、妊娠期からの継続した支援が必要である。 ・平成28年度から、妊婦健診にHIV抗体検査及び子宮頸がん検診を追加した。 ・発達障害者支援法により、発達障害の早期発見、適切な発達支援、生活支援が求められている。	・今後高齢者等の増加に伴い、病院と地域の医療機関の役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高まる。そのため、医師会等関係団体と協力した在宅医療体制の充実が求められている。 ・医療相談窓口寄せられる相談の内容は、今後一層多様化する。 ・昭和大学江東豊洲病院のNICU(新生児集中治療室)及びGCU(新生児回復治療室)において、高度な新生児・周産期医療が提供され、ハイリスク妊婦への対応やNICU及びGCUからの円滑な退院支援に向けた地域医療連携などのニーズが高まる。 ・江東区の乳幼児数は南部地域を中心に増加傾向のまま推移する。 ・孤立して子育てをしている世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、切れ目ない母子保健施策が望まれる。 ・発達障害児への発達支援や生活支援がより重要となってくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
95 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	70.2	69.6	72.8				75	健康推進課
96 乳児（4か月児）健診受診率	%	94.2 (25年度)	94.9	95.4				98	保健予防課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標96：95.4

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	1,598,473千円	1,353,106千円	1,544,491千円	1,595,160千円
事業費	1,059,060千円	866,708千円	1,014,729千円	1,026,081千円
人件費	539,413千円	486,398千円	529,762千円	569,079千円

6 一次評価＜主管部長による評価＞

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標95】安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合は、横ばいで推移している。平成26年に開院した昭和大学江東豊洲病院は26年11月東京都災害拠点病院、27年9月東京都指定二次救急医療機関、27年12月周産期連携病院に指定されており、災害、救急、周産期に対応できる病院が区内にあることも区民の安心感につながっていると考えられる。

【指標96】乳児（4か月児）健診受診率はほぼ横ばいであるが、これは外国籍や転入者の影響により、期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっているためである。未受診者に対し訪問等を通じ、個別受診勧奨を更に積極的に行い目標値へ近づけていく。

(2) 施策における現状と課題

◆地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、多職種の連携等、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進める必要がある。◆在宅医療に関する理解を促進するため、手引きの作成や区民学習会を開催している。◆区民からの医療相談には、医療機関からの説明が理解できず悩んでいる相談や苦情がある。◆昭和大学江東豊洲病院では質の高い周産期医療及び小児医療の提供、救急医療の提供や防災拠点病院としての機能が確保され、地域医療機関との連携も図られている。◆平成28年度から、区内4保健相談所において専門職による妊婦への全数面接及び医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠期からの支援を充実させた。◆新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義が大きくなっている。◆乳児健診は、疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割も大きくなってきている。◆発達障害の問題が明らかになりやすいとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定により、必要な支援を早期に開始できるようになった。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆在宅医療の推進については、三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び庁内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策を展開していく。◆区民の理解促進については、区民学習会やシンポジウム等を通じて在宅医療について広く啓発していく。◆医療的ケア児の支援に関しては、医師会と連携を図り小児の在宅医療を推進していく。◆医療相談窓口へ寄せられた相談や苦情を、医療機関を対象とした医療安全講習会で実例として挙げ、患者対応のさらなる向上を促している。今後も継続して患者と医療機関との信頼関係の構築に努めて行く。◆昭和大学江東豊洲病院が地域医療の拠点病院として区民の安全安心を確保できるように、病院運営協議会等で必要な意見を述べていく。◆全妊婦への面接及び、産後の支援を通じ、出産・育児への不安を軽減し、安心して子育て出来る環境を整備していく。◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦面接、新生児訪問、乳幼児健診等の結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。◆発達障害児対策については、医療機関関係者や保育士、幼稚園教諭等を対象に実施してきた「発達障害児対応研修会」を今後は保護者も対象に実施する。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	指標値は概ね順調に推移しているといえるが、目標値の設定根拠については、2つの指標(95、96)ともに必ずしも十分に合理的な説明になっていないので、区民が十分に理解できるように改めて設定根拠について整理していただきたい。
カ	B	施策実現に関する指標は、ほぼ横ばいの状況となっている。平成26年に開院の昭和大学江東豊洲病院が災害、救急、周産期に対応できるものであることから区民の安心感につながっていると思われるが、安心して受診できる医療機関が身近にあると感じる区民の割合は横ばいのままである。高い目標値を掲げており、その達成のため一次医療機関と大病院とのネットワーク作りを、区民に実感できるような形でより一層推進することが望まれる。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	S	病院誘致に示されるような区域全体を俯瞰した中長期の需要動態、医療相談内容の変化状況、在宅医療への注目、退院後の新生児の在宅ケアニーズ等、適切な状況認識のもとに、事業内容のきめ細かい改善を含めた積極的な取り組みを進めており、評価できる。
オ	A	保健医療施設整備、母子保健のいずれについても、区の人口構成や地域特性に応じた施策展開がなされているといえる。在宅医療については、他区と比べて高齢化が長期化することを区は既に問題認識していることから、それを具体的な事業展開や仕組みづくりに落とし込んでもらいたい。
カ	A	在宅医療ニーズの高まりに対応し、在宅医療推進会議による課題検討、在宅医療相談窓口の設置等により対応を行っている点は評価できる。ただし、相談窓口の存在の区民への周知が十分とは言えないとの意見があり、窓口の周知に関する検討を行う必要がある。母子保健施策についても、妊娠・出産・育児と一貫したサポートを行うための取り組みがなされている。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	A	各種の体制づくりが事業分野ごとに求められるが、協働・連携の対象範囲が的確に把握され、かつ、実務上の課題認識が生じた場合には、それに応じて必要な拡充が図られている。
オ	A	医師会、各医療機関、保健所等との連携のつなぎ役を区が担っており、概ね適切といえる。
カ	A	病院、医師会、歯科医師会等の関連団体との連携や、母子保健関連で助産師、民生委員、子育て関連部署との連携、意見交換がなされている。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	モニターの発言にもあったが、広大な地域の多数の住民が、必要が生じた場合にベストの医療・保健サービスを受けられるように、多種多様の懸命な努力と工夫が行われているとの印象である。事業や接触先の住民への周知はおそらく永遠の課題であるが、地域包括ケアシステムなどの各種連携の結果として地域に発現するであろうネットワークに少しでも多くの住民が拾い上げられるという形がむしろ現実的かもしれない。
オ	A	区民が必要とする医療・保健サービスを適時に提供できるようにするために、医療・保健機関とのネットワークづくりを多層的に取り組んでいる。ヒアリングより、在宅医療、妊婦対象の相談受付については改善の余地があると考えられるため、一層の工夫に取り組まれない。区民からPR不足の指摘もなされていることから、健康部としての広報の在り方については一考の余地があるだろう。
カ	A	地域の医療機関がその特長を活かし連携し、地域全体で最適な医療サービスが提供できるよう、一次医療機関・保健所等と大病院とのネットワーク作りへの取り組みが行われている。また、母子保健施策についても、関係機関・部署との連携により、孤立化防止や虐待等への対応も視野に入れた取り組みが行われており評価できる。ただし、区民モニターの意見にもあったように、相談窓口の存在の周知等、取り組みについての周知方法についても検討を行うことは必要と考える。
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
0人	3人	4人	2人	0人	9人

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等とが十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。

・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や母子の孤立化防止、児童虐待予防等、妊娠から出産、育児と一貫した施策の推進に引き続き取り組む。

・在宅医療や母子保健に関する取り組みと、その窓口相談等について、区民への効果的な周知方法を検討する。

施策 25	総合的な福祉の推進	主管部長(課)	福祉部長(福祉課)
		関係部長(課)	福祉部長(長寿応援課、地域ケア推進課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿
総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み	
①相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
②在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護状態にならないよう防止策を講じます。
③入所・居住型施設の整備・充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
④質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として介護保険及び医療制度が改正された。 ・平成27年度からの介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスの充実強化)や、新しい総合事業の円滑な運営及びサービス提供者の拡充などきめ細かい対応が必要となっている。また、特別養護老人ホームの新規入所者が平成27年4月より原則要介護3以上に限定されたことなどから、在宅生活の継続に向けた体制づくりが求められている。 ・平成29年2月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、高額所得者の利用者負担割合の見直し等につき、現在、審議されている。 ・介護保険の認定者数、施設及び居宅サービス利用者数を平成24年3月末と29年3月末で比べると、1.3倍、1.2倍、1.3倍となっており、介護サービスに対するニーズが高くなっている。 ・平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正施行され、制度の谷間のない支援の提供等を内容とし、対象が難病患者等にも拡大された。 ・平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行された。平成26年1月には障害者権利条約が批准された。 ・保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。 ・区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。 ・平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を開始した。	・区の高齢者人口は約11万人に迫り、増加傾向は今後も続く。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者の加齢に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。 ・制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指し、2020年代初頭の全国展開を目指す国の改革工程に沿って地域づくりが進められていく。 ・地域包括ケアシステム強化法案が可決されれば、平成30年8月より、高額所得者については、介護保険の利用者負担が3割に引き上げられることとなる。 ・障害者総合支援法施行後3年を目処とした見直しに伴う、事業や組織の対応が求められる。 ・障害者差別解消法が施行され、相談・紛争解決の体制整備や関係機関の連携に向けたさらなる取り組みが必要となるとともに、障害者の権利擁護促進が求められる。 ・障害者本人とその家族の高齢化により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと、通所施設、入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。 ・福祉サービス第三者評価受審施設の増加により、福祉サービスの質の改善・向上が図られる。また、インターネット等から得られる評価結果を活用して自分に合ったサービス利用の検討ができる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
97 保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合	%	46	46.1	46.6				60	地域ケア推進課
98 要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	84.4 (25年度)	83.9	83.5				—	介護保険課
99 要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合	%	65.5 (25年度)	68.1	68.0				—	介護保険課
100 入所・居住型の介護施設の定員数	人	2,575 (25年度)	2,588	2,716				2,811	長寿応援課
101 福祉サービス第三者評価受審施設数の割合	%	95.8 (25年度)	85.3	74.0				100	福祉課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標98：84.2、指標99：67.3、指標100：2,588、指標101：78.3

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	45,607,241千円	44,321,799千円	47,101,130千円	50,989,841千円
事業費	44,662,313千円	43,468,802千円	46,176,254千円	50,013,624千円
人件費	944,928千円	852,997千円	924,876千円	976,217千円

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計である。

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標97】保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合は、ほぼ横ばいである。ふれあいセンター等公共施設への移転や地域活動により、長寿サポートセンターに対する認知度の向上を図っている。

【指標98】高齢者人口の増加に伴い、加齢による要支援・要介護状態になる割合も増加傾向にあるため、指標値は微減状況が続いている。

【指標99】要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合は7割に満たない値で推移している。地域包括ケアシステムの構築・介護サービスの多様化により、今後も在宅サービス利用者の割合は増加していくものと予想される。

【指標100】28年度は、特別養護老人ホーム故郷の家・東京の開設により、98名の定員増となり、入所・居住型の介護施設の定員数は2,716名となった。

【指標101】27年度は、当初計画段階では対象外としていた民設民営保育園が、年度に入って受審対象となったことで、計画数に対する実績数の関係から受審率は前年度比7.0ポイント増となったが、28年度は当初計画から対象となったことで、全体の受審率は前年度比11.3ポイント減少した。

(2) 施策における現状と課題

◆特別養護老人ホームは、平成28年11月に1施設開設し、区内に15か所整備が完了しているが、平成29年3月末現在で入所待機者が1,302人となっている。このうち要介護3以上の人数は1,046人である。◆建築費用の上昇、用地の確保が特別養護老人ホーム等整備の課題となっている。◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成26年度に1か所竣工し、18か所となっている。◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設は、区内に4か所あるが、深川南圏域が未整備である。◆平成29年4月から長寿サポートセンターを区内21ヶ所に拡充し、体制変更に伴う積極的なPRをおこなったが、引き続き認知度の向上に取り組んでいく必要がある。◆平成25年度から地域ケア会議を実施しているが、抽出した地域課題を具体的な取り組みへ結びつけていくことが課題となっている。また、平成28年度からは区民・医療・介護・福祉等の関係者による「地域包括ケア全体会議」を開催し、「江東区版地域包括ケアシステム」の実現に向けて、多職種での連携体制の構築に取り組んでいる。◆介護予防事業については、認定者を除く高齢者全員を対象に生活機能を判定して介護予防事業への参加を促す「基本チェックリスト」の全数郵送を廃止し、制度改正に伴い、平成28年度以降は効果的な対象者把握が課題となっている。◆障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象が難病患者等にも拡大されたため、適切に対応していく必要がある。◆福祉サービスについては、パンフレットや区報、ホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、その結果を公表してきたが、法的義務のない事業者の受審率が低い傾向にあることから、引き続き受審を勧奨し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆高齢者が住みなれた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。◆区内15か所目となる特別養護老人ホームが平成28年11月に開設したが、引き続き、新規の施設整備計画の具体化に努めていく。◆認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設については、引き続き事業者参入を促す。◆介護保険制度の改正で、長寿サポートセンターに期待される役割がさらに大きくなるため、長寿サポートセンターの強化を図っていく。◆地域ケア会議については、引き続き地域課題の把握に努め、地域包括ケア全体会議を通じた具体的な施策提言をおこなっていく。◆新しい総合事業の円滑な実施のため、対象者把握・勧奨方法の検討と、魅力的なプログラムの考案、参加しやすい場所の提供、参加手続きの簡略化に取り組むとともに、事業内容を検証していく。◆障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者サービスの改善・向上を図る。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部署で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。

・各種福祉サービスについて、区民ニーズの把握に努め、区民や民間団体との役割分担を明確にした上で、共助の仕組み、仕掛けづくりに取り組む。

・各種施設整備について、公有地の活用等を踏まえ、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図る。

・福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む。

・民生・児童委員制度の適切な運用を図りつつ、区民ニーズ及び地域特性に応じた相談支援体制の充実を推進する。

・各種法改正等の動向を踏まえ、必要な体制整備を図るとともに、実効性のある地域包括ケアシステムの構築を推進する。

施策 26	地域で支える福祉の充実	主管部長(課)	福祉部長(長寿応援課)
		関係部長(課)	福祉部長(福祉課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

①高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、異世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
②福祉人材の育成	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、シニア世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
③地域ネットワークの整備	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。 ・すべての自治体が、平成29年度までに「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を開始する。 ・事業の実施にあたり、事業者だけでなく、ボランティアやNPO等を含めた多様な主体による、交流サロンや安否確認、家事援助等の生活支援サービスの提供が求められている。 ・高齢者、現役世代、地域のそれぞれのニーズを把握し、地域資源の活用に結びつける役割をもつコーディネーターを配置し、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりを支援するための、協議体の設置が求められている。 ・障害者自立支援法が、平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正された。 ・将来介護が必要になった際にどこで生活したいかを尋ねた調査では、一般高齢者で44.1%、二次予防対象者で42.1%、軽度要介護認定者で49.2%が「在宅」と回答し、要介護認定者に同様の質問をした結果、51.0%が「在宅」と回答しており、生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多い。 ・力を入れるべき高齢者施策を尋ねた調査では、「家族介護者の負担軽減」40.2%、「ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくり」が39.4%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」が38.4%と上位となっている。	・区の高齢者人口は11万人に迫り、増加傾向は今後も続く。こうした中、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「互助」「共助」「公助」の推進と連携がより一層重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「互助」機能の低下が懸念される。 ・今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていかなければ、介護従事者不足のためサービス供給が不安定になる可能性がある。更に、平成27年度の介護保険制度改正により「新しい総合事業」が創設されたことから、それを担う介護人材、ボランティア等の確保がより一層重要になってくる。 ・生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「互助」に積極的に取り組み活躍していくための仕組みづくり、コーディネーターによる調整が必要となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
102	生きがいを感じている高齢者の割合	%	69.5	68.2	69.4				75	長寿応援課
103	福祉ボランティアの登録者数	人	6,877 (25年度)	6,873	6,259				8,134	長寿応援課
104	地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合	%	29.8	27.8	27.4				40	長寿応援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標103：6,978

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	1,375,907千円	1,262,480千円	1,976,066千円	1,427,520千円	
事業費	1,156,549千円	1,063,669千円	1,759,986千円	1,216,649千円	
人件費	219,358千円	198,811千円	216,080千円	210,871千円	

6 一次評価＜主管部長による評価＞	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
【指標102】生きがいを感じている高齢者の割合が微減となっているが、この理由の一つとして、地域行事等外に出て活動しようという意欲の低下、機会の減少が考えられる。そのため、より多くの高齢者が社会参加・社会貢献活動等に参加できるよう、事業を展開していく。 【指標103】ボランティアの登録者数は減少しているが、ボランティア活動を推進するため、入門講座、養成講座、ボランティア相談、ボランティア団体への助成、及び児童・生徒のボランティア福祉体験学習等様々な事業を行い、ボランティア登録数の増加に繋げていく。 【指標104】地域とのつながりが希薄化している社会背景もあり数値が減少しているが、地域主体の高齢者見守り事業等を支援することにより、高齢者の社会的孤立を防ぐ。	
(2) 施策における現状と課題	
◆高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、老朽化した福祉会館等の改築・改修工事を順次行ってきたが、今後は、退職後のシニア層の志向に沿って、健康の維持増進活動のほか、社会性のあるボランティア活動・NPO活動への参加を支援するサービスや地域拠点が求められる。◆福祉人材の確保・育成のうち、人材確保については、「福祉のしごと 相談・面接会」の実施で就労に結びついた方が延230名おり、一定の効果が出ている。人材育成については、地域包括支援センターで介護支援専門員向け研修を実施している。さらに、平成24年度からは区内介護事業所の介護職員等を対象とした研修事業を開始し、平成28年度は15講座延598名が受講した。◆退職後のシニア層が趣味や生きがいづくり活動だけでなく、高齢者支援施策や「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手として活躍できる場をつくる必要がある。◆ひとり暮らし等の高齢者が、住みなれた地域で生活をするためには、高齢者見守りサポート地域活動の区内全域への拡大と、民間事業者との連携による見守り体制の構築が重要だが、個人情報への取扱いに対する過剰反応が阻害要因となっている。	
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
◆福祉会館のあり方を検討し、平成26年度から指定管理者制度を導入した。その評価を検証のうえ、平成30年度より福祉会館に新たに指定管理者制度を導入する。◆福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと 相談・面接会」は、地域密着型の面接会として、関係団体（東京都福祉人材センター、江東区社会福祉協議会、ハローワーク木場）と連携して実施していく。また、介護職員向け研修の実施と就労希望者向けの就労支援を実施することにより、福祉人材の育成及び確保を図り、介護サービスの質の向上を目指していく。◆シニア層が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築し、社会的役割を担うことにより、生きがい創出や介護予防につなげる。◆地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの一環として、平成25年度より「高齢者見守り協力事業者登録制度」を開始した。また、見守り協定を締結するなど、行政機関と住民組織による見守りだけでなく、民間事業者との連携強化を推進する。	

7 外部評価委員会による評価
平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・法改正等による動向を踏まえながら、福祉人材の確保、人材の定着を推進し、福祉サービスの質の向上に努める。
- ・地域における福祉ネットワークについて、区民ニーズの把握に努め、関係機関との適切な役割分担のもと、引き続き整備を進める。
- ・シニア層が地域福祉の担い手として活躍できる体制構築を図り、その機会の提供に努めるとともに、機能的な事業展開を図るため、取り組みの成果について検証を行う。

施策 27	自立と社会参加の促進	主管部長(課)	福祉部長(地域ケア推進課)
		関係部長(課)	総務部長(総務課)、区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課、長寿応援課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、生活支援部(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

1 施策が目指す江東区の姿

高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
- 江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、成年後見制度推進機関として同制度の利用を促進するための普及啓発及び相談業務、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者・知的障害者等の日常生活自立支援事業を実施している。また、法人後見、法人後見監督人の受任をしている。平成24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成、活用推進が市区町村の努力義務となった。 - 平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市区町村は成年後見制度の利用促進のため、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとなり、そのための基本的な計画を作成することが努力義務となった。 - 日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談の需要が増加している。また弁護士・司法書士による専門相談を実施しているが、区民ニーズは複雑化、多様化しており、福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続のほか、虐待に関連する相談も増加している。さらに身寄りのない高齢者の緊急入院による後見相談、セルフネグレクトによるゴミ問題の相談も寄せられている。 - 雇用情勢は依然として厳しいが、ハローワークを通じた障害者の就職件数は伸びている。平成27年度には全国ベースで6.6%増となり、7年連続で過去最高を更新している。 - 居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害を持つ者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。 - 高齢者の金銭管理について、当事者のみならず、サービス事業者や各種関係機関からも、適切な支援を求める声が強まってきている。	- 高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。 - 家族関係が疎遠となり、身寄りがいても関わりを拒否するケースが増加し、行政以外の支援者がいない高齢者等が増えることにより、区の行政負担が増大する。 - 今後精神障害者が法定雇用率の算定基礎の算定対象となることで法定雇用率が引き上げられる予定であり、より多くの障害者就労ニーズに対応できる組織運営が求められる。 - 福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。 - 生活保護受給者や生活困窮者に対して、早期に就労支援等に結びつけ、自立に向けたきめ細かな支援が求められている。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

臨時福祉給付金事業は、国の方針に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
105	権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	28.1	28.8	30.7				35	地域ケア推進課
106	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	304 (25年度)	390	470				460	障害者支援課
107	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	%	58 (25年度)	55	61				60	障害者支援課
108	生活保護受給者等の就職決定率	%	36.1 (25年度)	52.3	40.8				38	保護第一課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標106：343、指標107：57、指標108：44.7

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	111,189,925千円	104,941,571千円	112,949,855千円	100,724,563千円
事業費	108,859,422千円	102,840,204千円	110,617,890千円	98,327,535千円
人件費	2,330,503千円	2,101,367千円	2,331,965千円	2,397,028千円

※本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計の合計である。

6 一次評価＜主管部長による評価＞

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標105】目標値の35%には届かなかったが、平成27年度の28.8%から1.9ポイント上昇している。今後も目標達成のため、他の事業周知の機会を捉えて実施する等、事業周知の機会をさらに増やす。

【指標106】平成25年4月1日の障害者法定雇用率引き上げで、民間企業が障害者雇用に積極的に取り組んでおり、当センターを通じて就職した障害者数についても、目標値を達成し、順調に推移している。

【指標107】就職した障害者については、定期的な企業訪問等定着支援を実施した結果、前年度より上昇し目標値の60%に達した。今後とも就労移行支援事業所や特別支援学校等関係機関との連携を強化する等の取り組みにより、目標値達成の維持に努める。

【指標108】生活保護受給者等の就職決定率は、前年度と比較して低下した。これは就労準備支援事業における就職決定率の低下が主な要因である。同事業は、就職が著しく困難な生活困窮者等に対し、期間限定で就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を行うものであり、一部の意欲的な方を除き、短期的には就職決定に結びつきにくい。一方、就労支援事業における就職決定率は、前年度と同程度に推移している。また、庁舎内に就職サポートコーナーを設置し、早期就職の利便性を図るとともに、江東就職サポート事業運営協議会を開催し、ハローワークとの連携強化に努めている。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。また、福祉サービスの総合相談件数が軒並み上昇し、日常生活自立支援事業の需要が増加している。高齢者等が地域で安心して暮らせるための相談支援体制が求められる。◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害者福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。◆生活保護受給者等に対する就労支援員による支援や就労準備支援事業、就職サポートコーナーの開設などにより、多角的な観点からの就労支援態勢は整ってきている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また市民後見人をはじめ成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。◆障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実を図る。◆優先調達推進法の施行に伴い、行政各部署における福祉施設等への業務発注機会の拡大に取り組み、利用者工賃のアップを図る。◆生活保護の必要な人には、確実に生活保護を実施するとともに、受給者の状況に応じた就労施策による自立を促進するなど、社会復帰への取り組みを進める。◆平成27年度より生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を開始したが、今後も関係各課及び関係機関とのネットワーク会議を定期的に開催し、連携を図ることにより、生活困窮世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
工	A	指標数値の示すところを総合評価したものである。
オ	A	指標値は概ね順調に推移しているといえる。ただし指標105については、①目標値の設定根拠については、必ずしも十分に合理的な説明になっていないので、区民が十分に理解できるように改めて設定根拠について整理していただきたい。②サービス対象者を明確化し、この対象の認知度100%を目標値とする考え方を取り入れるべきではないか。
カ	A	施策実現に関する指標については、目標値に向け概ね順調に推移している。権利擁護センター、成年後見制度の認知度については、目標値との乖離が比較的大きい状況であり、制度を必要とする者に認知が進み、利用促進がなされるよう周知手段の多様化についての検討を行うことも有用であると考ええる。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
工	S	施策環境の変化の認識は的を射たものであり、これに応じた新しい工夫を積極的に講じている。
オ	A	社会的立場を超えた共生の社会づくりは、人類社会に対する普遍的要請である。その意味で、区による権利擁護、障害者の社会参加、経済的困窮層に対する自立支援の取り組みは、社会的に適切な内容である。特に障害者の就労支援については、事業者との連携などの手法に特筆すべきものがあり、優れた取り組みである。
カ	A	高齢者人口の増加する中、認知高齢者、支援家族のいない高齢者等の福祉サービス利用を支援する取り組みを実施している。また、障害者の就労機会の確保に関しては、就労・生活支援センターと各種関連機関との連携による就職者増加、その後のフォローによる職場への定着率向上等地道な活動が見られる。生活保護受給者、生活困窮者等については、国の制度の影響を受ける面もあるが、受給者の状況に応じた就労支援施策により自立に向けた支援が行われている。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
工	S	各事業の最前線における必要な連携及びその拡充への骨惜しみのない努力が看取される。
オ	A	障害者の就労支援における事業者とのきめ細かい連携、経済困窮者に対する自立支援における月2回の関係者が会する「ネットワーク会議」など、各施策を実現するための取り組みにおいて、関係主体との連携構築が具体的に進められており、区の役割は適切に果たされている。
カ	A	就労機会の確保に関連し、社会福祉協議会、ハローワーク、特別支援学校その他関連機関との連携がなされている。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
工	S	さまざまな境遇にある者の自立支援という最も困難な行政分野において、対象者との密着を基本とし、新しい試みの導入とその地道な実施を通じて、指標数値に反映される成果を上げている。
オ	A	地域社会全体で、弱い立場にある区民の権利や生活を支えていこうという理念のもと、個別の取り組み状況は良好と評価できる。権利擁護をはじめ、本施策で重要なことは、施策対象者（サービス利用者）が、自分たちが困っていることについてメリットを実感できるかどうかにか尽きる。その意味で、権利擁護事業における障害者へのアプローチ強化等、現時点で残された課題について必要な改善を早急に進めていただきたい。
カ	A	障害者の社会参加推進に関しては、企業への定期訪問等による就業者数の増加、その後のフォローを通じての職場への定着等がなされており、成果が上がってきている。生活保護受給者、生活困窮者等については、国の制度改正を踏まえ、個々の置かれている状況に応じた支援が行われるようになったとのことであるが、就労意欲をいかに喚起するかについては、難しい問題であり、今後その手法についての担当者間での情報共有、ノウハウの蓄積が必要と考える。権利擁護の推進に関しては、周知が十分といえない部分もあるため、障害者（保護者）、高齢者等の特性を踏まえての周知方法を検討することも有用であると考ええる。
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
0人	7人	0人	1人	1人	9人

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・権利擁護の推進について、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度利用を促進するため、必要とする区民への効果的な周知を図る。

・障害者の社会参加促進及び就労機会の確保について、民間企業、関係機関等との連携強化を図り、積極的に推進する。

・国の制度改正の動向を踏まえ、自立支援に向けて必要な体制整備を図るとともに、引き続き効率的な事業執行に努める。

施策 28	計画的なまちづくりの推進	主管部長(課)	都市整備部長(都市計画課)
		関係部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課、地域整備課)、土木部長(管理課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①計画的な土地利用の誘導	区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を構築します。また、都市としての健全な発展を促すため、用途地域等の見直しをはじめ、地区の課題や特性を踏まえた地区計画の策定など、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来像の実現を目指します。
②区民とともに行うまちづくり	区民等が提案するまちづくりの調整や、土地利用転換時に必要な公共公益施設の整備を関係者とともに行うなど、地域と協働のまちづくりを進めます。また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、区民・事業者・地権者等による主体的活動（エリアマネジメント）に対して支援を行います。
③魅力ある良好な景観形成	景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などとの調和を図り、より良好なまち並みの創出を誘導します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・南部地域を中心とした大規模開発による超高層住宅建設等による人口増 ・江東区都市計画マスタープラン(改定版)策定(H23年) ・豊洲グリーン・エコアイランド構想策定(H23年) ・亀戸景観重点地区及び深川門前仲町景観重点地区の指定(H25年) ・寺社等の歴史的な景観から臨海部を中心とした現代的な景観も含めて、都市景観への関心が増大している。 ・地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み(エリアマネジメント)の必要性が高まっている。 ・江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画策定(H27年) ・環境への関心が高まり、身近な緑へのニーズが増大している。	・住工混在の土地利用地域が多い中で、無秩序な開発が進むと、まち並みの調和や公共施設等の配置などのバランスが崩れるとともに、まちの良さの実感やまちへの愛着が薄れて地域コミュニティの形成に支障が生じる。 ・臨海部開発の進展に伴い、他地域からのアクセス向上のため、地下鉄8号線をはじめとする南北交通等、公共交通機関の整備・充実を求める声が多くなる。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い競技場周辺の開発は進むものの、南北都市軸の強化や、オリンピック・パラリンピックを契機とした深川・城東地区での取り組みなど、レガシーを区内全域で展開し、持続的に発展していくまちづくりを進めなければ、オリンピック・パラリンピックの効果は、一極性・一過性に限られたものとなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
建築基準法における建築確認・検査について、延べ床10,000㎡を超える建築物は、東京都の権限であり、区の権限は10,000㎡以下に限定されている。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
109 地区計画区域内の建築物等の届出件数	件	657 (25年度末)	736	760				—	都市 計画課
110 地区計画区域内の建築物等敷地面積の割合	%	42.1 (25年度末)	43.9	44.6				—	都市 計画課
111 水辺を活用したまちづくり団体主催のイベントへの参加者数	名	1,883 (25年度)	2,500	870				—	まちづ くり推進課
112 江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	51.0	50.6	52.6				60	都市 計画課
113 景観届出敷地面積の割合	%	68.7 (25年度)	75.4	82.4				—	都市 計画課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標109: 696 指標110: 43.1 指標111: 1,940 指標113: 72.1

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	210,056千円	188,227千円	255,028千円	219,044千円	
事業費	18,159千円	14,913千円	70,119千円	19,089千円	
人件費	191,897千円	173,314千円	184,909千円	199,955千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標109】平成28年度は24件の届出があり、毎年20～40件程度の届出で増加傾向である。
 【指標110】平成28年度は約51,000㎡の届出があり、敷地面積の割合が上昇している。
 【指標111】指標111はイベント参加者数が平成25年度から年々増加していたが、平成28年度は雨天により減となっている。区は、区報によるイベント周知の他、エリアマネジメントなどに対する支援を行っている。
 【指標112】指標112は前期計画期間中に、計画策定時より10ポイント以上上昇し、51.0%となり前期目標値を達成した。平成27年度は50.6%と微減したが、28年度には52.6%に上昇している。なお、区内には、計13地区の地区計画区域があり、各地域特性にふさわしい整備及び開発に関する方針を策定しており、地域差はあるが、建築物等の建築、更新等が予想され指標の数値の増加が見込まれる。また、景観重点地区を指定しきめ細かく指導ができるようになったことにより、重点地区内の景観届出件数が増加するなど景観に対する意識が醸成されている。さらに、2020年の東京2020オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、臨海部を中心とした区内の建築件数の増加が見込まれるため、指標113は今後も順調に増えるとともに、指標112にも影響を与えることになる。
 【指標113】臨海部を中心とした建築件数及び届出面積の増加が見込まれるため、今後も順調に増える。

(2) 施策における現状と課題

◆まちづくりの将来像の実現に向け、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを誘導しており、プランに沿った開発状況の進行管理の手法が課題となる。◆本区は準工業地域が50%を占め、その特性である住工混在の土地利用が多い中で、地権者が望むまちの姿が多様多様であり、個々の地域における目標が定めにくい。◆景観法に基づく景観計画届出等の手続きが開始された平成21年度以降、届出件数は年々増加傾向にある。また、景観重点地区の指定については、従前の深川萬年橋（H19指定）に加え、平成25年4月より「亀戸」及び「深川門前仲町」を新たに景観重点地区に指定し、建築の規模によることなく景観届出を要する区域が拡大した。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、臨海部を中心とした区内の建築件数の増加が予想される。このため、今後も景観に係る届出やそれに伴う協議・指導等の増加が見込まれており、区民・事業者への届出制度のわかりやすい周知・意識啓発とともに、実務面できめ細かく効果的な景観指導が課題となる。◆豊洲地区においては、環境先端拠点の形成を目指すため「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、その具体的な施策の検討の場として環境まちづくり協議会を設立した。平成24年度より構想の実現に向けた取り組みとしてコミュニティサイクルの実証実験を開始している。◆平成26年5月に江東湾岸エリアにおけるオリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画アウトラインを策定し、オリンピック・パラリンピック施設の基本設計に先立ち、東京都へ要望を提案した。平成27年6月に策定した江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づき、今後、国、東京都、民間事業者と連携してまちづくりを進めていく必要がある。◆西大島地域では、一部で再開発事業の検討が開始されるなど、地域住民のまちづくりに対する関心が高まっており、地域の実情に適したまちづくりが求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆市街地の再開発や土地利用の転換に併せて、都市計画マスタープランに示されたあるべき将来像や各地域の土地利用方針等の実現に向けて、区民、事業者、他の行政機関に対して協力を求めるとともに開発状況の数値化に努める。◆地域の特性に応じた都市計画手法を発信し、良好なまちづくりにつなげる。◆景観重点地区における景観形成の状況を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討するとともに、景観とそれに関連する緑化・屋外広告物等の制度につき、関係所管と連携しながら、事業者にも効果的な情報発信や指導を行い、良好な景観形成への誘導に努める。◆道路・公園・オープンスペース等の必要な公共空間の整備を関係者と推進する。◆住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共空間の管理や地域の活性化に向けた取り組みを行う新たな民間組織を把握し、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。◆豊洲地区において、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けた区民・事業者・地権者等による主体的活動を支援するために、環境まちづくり協議会を運営していく。◆江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づくまちづくりを推進し、オリンピック・パラリンピックによるまちづくりの効果を湾岸エリアにとどめることなく、区内全域に波及させていく。◆西大島地域において、まちづくり協議会を設置し、その活動を支援することで、地域住民の意見が十分に反映されたまちづくり方針を策定し、都市計画マスタープランにおける西大島地域核の目標実現を図る。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・土地利用の実態や開発動向、区民ニーズ等を的確に把握し、都市計画マスタープラン実現に向けて、民間等の土地利用を誘導する。
- ・都市計画マスタープランの着実な実施のため、その進行管理を明確にするための仕組みづくりに取り組む。
- ・都市計画提案制度の活用や民間組織による景観、緑地等の維持管理手法の拡大など、地域住民等が主体となったまちづくりを推進するための支援策を検討する。
- ・景観重点地区について、事業の効果を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討する。
- ・臨海部の新たなまちづくりにあたっては、区民・事業者とともに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、環境・防災という視点に立脚した取り組みを推進する。また、オリンピック・パラリンピック開催後を見据えたまちづくりについて、関係部署と連携し検討を行う。

施策 29	住みよい住宅・住環境の形成	主管部長(課)	都市整備部長(住宅課)
		関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課、清掃事務所)

1 施策が目指す江東区の姿

多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発や公的住宅の建替え・改修時の誘導を図るとともに、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
②良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、啓発・相談事業や支援事業を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
③良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・平成25年4月「江東区営住宅条例」「江東区高齢者住宅条例」改正施行 ・平成26年12月「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」改正施行 ・平成28年8月「高齢者の居住の安定確保に関する法律」改正 ・平成28年10月「マンション等の建設に関する条例」改正施行 ・平成28年3月に今後10年間の住宅政策の指針となる新たな住生活基本計画(全国計画)が策定された。また、都民の良質なマンションストックの形成を目指すことを目的として良質なマンションストックの形成促進計画が策定された。 ・マンション等建設指導について、条例、要綱の運用により、公共公益施設整備との整合、良好な住環境の形成に努めている。 ・区内には築30年を超えるマンション(分譲・賃貸)が約400棟ある。(平成26年マンション実態調査) ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年7月)に基づき、「江東区居住支援協議会」を設立した(平成23年9月)。 ・高齢者の増加に伴い、エレベータのない共同住宅や段差等バリアのある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増えているため、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給不一致による供給不足が生じている。 ・歩行喫煙等の防止に関する条例の施行後も、依然としてタバコのポイ捨てや歩行喫煙等についての苦情は寄せられている。	・既存公的住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められるなか、東京都は都営住宅の耐震化率を、平成32年度に100%とする目標を設定している。 ・今後もマンション建設の継続が見込まれ、マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。 ・マンション建設により、小学校等の公共公益施設の受入が厳しくなる地域が出てくる。 ・集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面において都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになる。 ・民間マンションの老朽化が進行する。老朽化マンションの建替え等が円滑に進むよう法改正が行われたため、建替え手続きを進めるマンションが出てくる可能性がある。 ・民間マンション居住者の高齢化が進行し、管理組合の役員のなり手不足等のマンション管理に関する問題が顕在化し、行政の関与がより一層求められる。 ・介護、医療と連携して高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅の整備が求められるなか、東京都はサービス付き高齢者向け住宅を平成37年度までに28,000戸整備する目標を設定している。(平成28年度末現在、18,700戸) ・居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。また、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まる。 ・タバコのポイ捨てや歩行喫煙等について、一層の取り組みを進めなければ、清潔かつ安全な生活環境の保全に対する区民や企業の意識が保てなくなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
114	住宅に満足している区民の割合	%	69.8	69.3	72.2				75	住宅課
115	集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	85.5 (20年度)	—	—				90	住宅課
116	マンション計画修繕調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数	件	25 (25年度)	21	24				35	住宅課
117	住環境に満足している区民の割合	%	70.2	70.2	72.7				75	住宅課
118	歩道状空地の整備（延長）	m	2,504.10 (25年度)	879.95	1,329.42				—	住宅課
	歩道状空地の整備（面積）	m ²	5,493.77 (25年度)	2,229.56	3,216.54				—	住宅課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

（指標115について、マンション実態調査における調査票の配布数に対する「集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等」の割合を指標としていたが、調査票の回収数に対する割合に変更し、新たに目標値を設定。）

【参考】26年度の指標値 指標115：87.5 指標116：22 指標118（延長）：1,859.59、（面積）：6,067.66

5 施策コストの状況				
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	659,445千円	634,817千円	604,666千円	547,410千円
事業費	473,667千円	467,015千円	430,150千円	372,566千円
人件費	185,778千円	167,802千円	174,516千円	174,844千円

6 一次評価＜主管部長による評価＞
(1) 施策実現に関する指標の進展状況
【指標114】【指標117】住宅及び住環境に満足している区民の割合について、着実に目標値に近づいている。マンション等の建設に関する条例により、良質な住宅の供給、良好な住宅ストックの維持管理等、住環境の整備を図っているほか、タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、みんなでまちをきれいにする条例推進委員との駅頭キャンペーンの実施、「歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止」と記載された路面標示シートの設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による駅周辺の巡回などにより、区民の意識啓発に取り組んでいる。 【指標115】集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合は、平成20年度調査が85.5%に対し平成26年度調査では87.5%と増加傾向がみられるため、引き続き適切な支援等を実施していく。 【指標116】平成26年度 22件、平成27年度 21件、平成28年度 24件のマンション管理組合の利用件数があり、進展状況としては概ね20件を超える件数で推移しており、住環境の維持管理を図る上では有効な施策である。 【指標118】歩道状空地の整備について、平成26年度 延長1,851.59m、面積6,067.66㎡、平成27年度 延長879.95m、面積2,229.56㎡、平成28年度 延長1,329.42m、面積3,216.54㎡となった。マンション等の建設に関する条例に基づき、敷地面積が500㎡以上のマンション建設計画に対して、引き続き歩道状空地の適切な整備を指導していく。
(2) 施策における現状と課題
◆高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要である。また、民間賃貸住宅貸主の不安を軽減するため、既存の「見守り事業」等の入居支援策の活用促進を図る必要がある。◆高齢者以外の住宅確保要配慮者に対する居住支援を検討する必要がある。◆平成26年度に実施したマンション実態調査の結果に基づく課題整理を踏まえ、今後のマンション等建設指導やマンション管理支援施策について検討を行う必要がある。◆民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、マンション管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。◆マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。◆歩行喫煙等の防止に関する条例を、より多くの区民に知ってもらう必要がある。
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
◆江東区居住支援協議会を含め、福祉部門や住宅関連事業者との連携を更に強化し、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。また、公的賃貸住宅の建替え等に際し、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求める。◆良質なマンションストックを形成するための、マンション管理に関する取組を推進する。◆住宅ストックの長寿命化への取り組みを支援・誘導する。また、既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に係る計画策定を支援する。◆マンション建設指導による緑化・公開空地・歩道状空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。◆タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、既存事業の見直し・改善に取り組むとともに、新たな啓発手段を検討する。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
工	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	各指標値の推移をみる限り、成果は順調に出ているといえる。ただし、指標114「住宅の満足度」及び指標117「住環境の満足度」については、居住地域別、年代別など属性別の傾向をさらに分析し、満足度に偏りがいないか等について、顕在化していない課題等が残存していないかさらなる検討を期待したい。
カ	A	住宅及び住環境に満足している区民の割合は、区の行政指導等の浸透や各種取り組みの結果、増加してきている。ただし、アンケート結果には地区ごとに温度差があるため、要因分析を行い、課題の再検討をすることは有用である。また、集合住宅において、定期的な改修を実施していると回答したマンション管理組合等の割合は増加はしているが、回答をしていない管理組合には定期的な改修を実施していない集合住宅も多いと推測されるため、支援事業により定期的な改修を誘導していく働きかけが必要である。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
工	A	環境変化の展望と現状認識は的確であり、行政手法の改善にも積極的であると認められる。
オ	A	住宅確保に困難を抱える弱者への重点的な対応や、江東区の特徴である集合住宅における良好な住居環境の確保など、この施策の目標は、ニーズや社会状況に対して明確である。一方、本施策の展開方法の性格上致し方ない部分もあるが、いわゆる住宅確保要配慮者の捕捉方法については、できるだけ受け身にならないよう、さらに工夫できる点がないか、今一度検討を期待したい。
カ	B	住みよい住宅・住環境という方向性での取り組みは行われているが、事業レベルで見ると、区営住宅の維持管理・改修に割かれるコストが多く、特定の区民に向けたものが多い印象を受ける。また、民間マンションの老朽化が進むと考えられるが、維持管理・修繕支援を実施したマンション管理組合は、区内の老朽マンションの棟数から考えると必ずしも十分な数値とはなっていないため、取組方法（制度周知等の問題点がないか等）に関して検討する必要がある。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
工	A	連携と巻き込みは指導・誘導行政の生命線と考えられるが、そのことへの的確な認識が部内で共有されていると感じられ、また、すきのない取り組みが進んでいることが看取される。
オ	A	法定事項対応上の国・都との連携、事業者との協議会や折衝など、区の立場を明確にした上で関係機関等と関係形成が進められている。アダプトプログラムなどを通じた区民との協働にも着手しているが、限定的な取り組みに終わることなく、ここでの成果を施策全体に展開していくことが不可欠である。誘導行政が中心となるこの施策において、より区の役割の主体性を明確化する方策については検討を続けていただきたい。
カ	A	住宅困窮者対策として、江東区居住支援協議会が設置され、不動産団体、UR等の賃貸事業者、社会福祉協議会等と連携が行われている点は評価できる。市民協働についても、アダプトプログラム等の取組が実施されているが、参加のハードルの低さの観点からは、例えば「ちば市民協働レポート」での取組も参考になるのではないかと考える。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
工	A	指標数値のほかに、江東区の住みよさは他の調査においても上位にランクされており、競争力の上において、今後も重視されるべき施策目標と考えられる。間接行政であり、地道な努力によるしか成果を上げる道はなく、また、体制も限られているようであるが、現行の取り組み姿勢をたゆまず継続してもらいたい。
オ	A	区は「良好な住宅ストックの形成」という理念的目標に向けて、単に法定上の要求水準をクリアすることにとどまらず、区内の住宅ニーズ、特に住宅確保や環境整備について適切な支援や誘導が必要な対象に多面的な方法でアプローチし、区全体としての住宅供給の適正化に真摯に取り組んでいるといえる。今後は、交通施策など施策横断的な視点を積極的に取り入れるとともに、区民とさらに協働する形で住環境整備を進めていただきたい。
カ	A	住みよい住宅・地域と調和のとれた住環境を実現するための取組は行われている。ただし、マンション改修関連の支援事業等、より制度を活用してもらうための方策についての検討は必要である。また、マンション建設に関して直接的な影響のみならず、間接的に影響を受ける交通機関等の関連問題についても関連部署との横連携を一層密にし、必要に応じ対応状況の周辺住民への区としての対応状況のアナウンスを行うことも有用ではないかと考える。
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
0人	6人	3人	3人	0人	12人

8 二次評価《区の最終評価》

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・高齢者等住宅困窮者対策として、住宅ストックの有効活用を図る観点から、福祉部との連携はもとより、江東区居住支援協議会を通じた公的・民間住宅団体との連携を強化し、実効性のある仕組みづくりを進める。

・既存住宅の適正な維持管理支援について、区民ニーズやマンション実態調査結果を分析し、効果的な方策及び周知方法を検討する。

・関係部署との連携をさらに強化し、区民や事業者とともに良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。

施策 30	ユニバーサルデザインのまちづくり	主管部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課)
		関係部長(課)	土木部長(河川公園課)

1 施策が目指す江東区の姿
年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。

2 施策を実現するための取り組み	
①ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	ユニバーサルデザインに関する情報を積極的に発信するとともに、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を通して区民にユニバーサルデザインの考え方の理解が深まるよう努めます。また、小学校などで出前講座を実施し、手助けの行動につながる意識の定着を図ります。
②誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	民間の建築物等の建設・改築のときに、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり条例による助言・指導を的確に行うとともに、改修への支援を行います。また、整備後の施設へボランティア等の協力を得てユニバーサルデザインの検証を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・急速な高齢化と人口増加に伴い、高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等、支えを必要とする区民が増加している。 ・平成26年3月に東京都福祉のまちづくり推進計画(平成26～30年度)が策定され、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりが推進されている。 ・区民への更なるユニバーサルデザインのまちづくり概念の浸透が求められている。 ・誰もが安全で安心して利用できる総合的または連続的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの整備が求められている。	・民間の建築物や公共施設の整備に伴い、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化が更に進む。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、江東区の湾岸エリアにユニバーサルデザインの視点に立った競技施設が多数新設される。また、国内外から多くの観光客が訪れることになるため、公共交通機関、競技施設、公園、道路などにおいて、ユニバーサルデザイン化された面的な整備が行われる。 ・外国人観光客の急増とICT技術の進展により、分かりやすい情報発信の仕組みが求められている。 ・今後一層、誰もが使いやすく安心で安全な環境をつくるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが求められるため、ハード・ソフト両面からの整備を進める必要がある。 ・平成28年4月障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の提供が求められるため、適切に対応する必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
119 ユニバーサルデザインの理念を理解している区民の割合	%	34.1	32.5	34.9				60	まちづくり推進課
120 この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	%	60.0	56.0	56.4				40	まちづくり推進課
121 福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数	件	33 (25年度)	43	41				40	まちづくり推進課
122 だれでもトイレの整備率	%	49 (25年度)	53.9	56.5				64	河川公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標121: 42 指標122: 51.8

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	121,786千円	110,792千円	117,736千円	157,007千円	
事業費	89,150千円	81,394千円	81,424千円	95,833千円	
人件費	32,636千円	29,398千円	36,312千円	61,174千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標119】ユニバーサルデザインまちづくりワークショップや小学校への出前講座を展開し、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を設け努めてきた結果、昨年度から2.4%増となったが、目標値とは乖離しているため、意識啓発の対象拡大など、目標達成に向けた取組みが急務である。

【指標120】1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた区民の割合の目標値は40%で、過去5年間は60～70%間の増減を繰り返していたが、平成27年度は初めて60%を切り、平成28年度も同様の結果となった。東京都福祉のまちづくり条例及び江東区やさしいまちづくり施設整備助成による民間建築物のユニバーサルデザイン化の指導・誘導など、引き続き目標達成に向けて強化していく。

【指標121】東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績は、平成26年度以降目標値を上回る結果となっており、新築・増改築による建築物のユニバーサルデザイン化は進展している。

【指標122】毎年4～5箇所の公衆便所を計画的に改修し、成果は、順調に増加している。

(2) 施策における現状と課題

◆平成28年度は、障害当事者を含む区民32人と区職員20人の協働で、ユニバーサルデザインまちづくりワークショップを8回開催した。ワークショップでは、「商店街」「金融機関」「民間企業」向けの意識啓発プログラムを検討・実施するため、深川江戸資料館通り商店街のまちあるきや、金融機関窓口職員を対象とした研修企画・実施、さらに、民間企業との連携方法の検討を行った。その成果物となる冊子を作成し、これを活用することで成人に向けた意識啓発を拡大させていく。◆やさしいまちづくり相談員（障害当事者も含めた区民）主体による出前講座は、近年の実施要望増加に応えるため、平成29年度から長期計画（後期）の実施目標を8校から10校に増加した。平成28年度は、実施目標8校を大きく上回る区内小学校17校で実施し、事業の定着と拡大が進んでいる。また、今後は新たな相談員の育成など、体制の維持継続が課題である。◆東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改修される公衆便所を「だれでもトイレ」として、区内193箇所の公衆便所のうち平成28年度で109箇所整備、進捗率は56.5%と着実に整備が進んでいる。◆平成31年度までに、すべての公衆便所に洋式便器を備える。平成28年度は15箇所の公衆便所に洋式便器を整備した。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績から新築・増改築による建築物のユニバーサルデザイン化は進んでいる。◆江東区やさしいまちづくり施設整備助成の平成28年度実績は1件にとどまった。事業の更なる広報強化に努める必要がある。◆鉄道駅におけるバリアフリーの推進を図るため、エレベータ等の整備助成を実施してきた。さらなるバリアフリー化に向け、助成対象の拡大について検討していく。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆ユニバーサルデザインまちづくりワークショップについては、ユニバーサルデザインに対する意識の啓発を主な目的とし、これまでの活動内容をスパイラルアップさせていく。平成29年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を見据え、ユニバーサルデザインの視点を入れたボランティア意識の向上について検討し、コミュニケーション支援ボードやボランティアマニュアルの作成を行う。来年度以降も、多様な人々への必要な手助け（ボランティアなどによる人的サポート）等の検討、オリンピック・パラリンピック施設周辺のUD観光マップ作成とUD観光マップの事後評価等を予定している。また、これまでの取組み実績について、分かりやすい情報提供を行うことで、まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味と必要性について、ワークショップ参加者のみでなく、より多くの区民の理解を深めていく。◆出前講座については、今後もやさしいまちづくり相談員が主体の実施体制を継続し、10校以上の小学校で実施する。実施校以外においても、活用ガイドと共にハンドブックとDVDを配布し、多くの児童にユニバーサルデザインを伝え、困っている人がいれば自然に声かけができ、手助けができる「心のUD」を育んでいく。◆商店街のUD意識向上のための取組み、また、金融機関並びに区役所窓口職員へのUD研修の企画・実施により、成人への意識啓発を行う。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出については、新築・増改築による建築物の適正なユニバーサルデザイン化を推進するために、引き続き指導・誘導を実施していく。◆既存の建築物のバリアフリー整備を助成する江東区やさしいまちづくり施設整備助成事業については、引き続き区報掲載やチラシ配布などで広報を実施するほか、福祉のまちづくり条例指導時の同時案内により広報強化し、助成実績拡大につなげ、着実に既存建築物のバリアフリー化を促進していく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味とその必要性に関し、年齢に応じた区民へのより効果的な啓発手法を検討するとともに、取り組みの実績等について区民にわかりやすく情報提供を行う。
- ・多様化する障害への対応等、ユニバーサルデザインの事業展開について、区民ニーズを把握・検討した上で推進する。
- ・民間建築物にユニバーサルデザインを普及させるために効果的なPR方法や支援方法を検討する。

施策 31	便利で快適な道路・交通網の整備	主管部長(課)	土木部長(交通対策課)
		関係部長(課)	地域振興部長(地域振興課)、都市整備部長(都市計画課、まちづくり推進課)、土木部長(管理課、道路課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の長寿命化及び無電柱化を推進するとともに、都市計画道路を整備することにより、安全で快適な道路環境の創出を図ります。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、歩道の透水性、遮熱性に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
②通行の安全性と快適性の確保	自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去、自転車走行空間の整備検討や道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
③公共交通網の充実	区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるため、地下鉄8号線(豊洲一住吉間)の早期事業化に向け、関係機関との協議・調整を図っていきます。また、区民の移動実態やニーズを把握した上で、バス網や新交通システムについても検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定 ・オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業において、辰巳・東雲地区で事業を実施中 ・都内の無電柱化を推進するため、無電柱化推進条例(案)を含めた「都民ファーストでつくる『新しい東京』」(平成28年12月)を東京都が策定 ・未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワーク化の充実要望 ・都市計画道路補助115号線の用地取得が完了し、道路築造工事を実施中 ・東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定、改正(平成25年7月・平成29年2月施行)及び東京都自転車走行空間整備推進計画の策定に伴う優先整備区間の決定(永代通り・晴海通り・清澄通り一部) ・自転車利用の増加 ・江東区自転車利用環境推進方針の策定(平成28年3月) ・自転車活用推進法の施行(平成29年5月) ・豊洲市場の開場延期 ・環状第2号線の工事車両に限定した一部開通 ・城東地区の南北交通の充実要望 ・既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部を結ぶ交通手段の充実要望 ・交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の公表(平成28年4月) ・コミュニティサイクルの実証実験期間の延長(平成30年3月まで) ・千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区との相互乗り入れ実験を実施するとともに、区内全域展開に向け新規事業化	・管理橋梁のうち、建設後50年以上の橋梁が38%を占め、道路ネットワークの安全性と信頼性が確保されない。 ・豊洲市場開場やオリンピック・パラリンピック競技会場整備により通行車両が増加し、さらなる交通安全対策が求められる。 ・平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、多くの自治体で推進計画を策定し路線展開していくことが想定される。 ・南部地域の発展に伴う人口増加等により、交通量が増加するとともに、駅周辺放置自転車が発生する。 ・自転車に係る、より充実した施策展開(走行空間・放置自転車対策・安全利用啓発・コミュニティサイクル)が求められる。 ・環状第2号線開通延期により、区内における工事車両等が増加する。 ・高齢者や障害者の移動範囲が限定される。 ・既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部間の交通手段が充実せず、区内交通網の一体感が失われる。 ・放射鉄道路線の混雑状況が解消されない。 ・南北交通の利便性が向上しない。 ・コミュニティサイクルのエリア拡大が進まなければまちの回遊性及び区内の移動利便性が向上しない。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
123 無電柱化道路延長(区道)	m	16,948 (25年度末)	17,139	17,749				23,210	道路課
124 都市計画道路の整備率	%	92.3 (25年度末)	92.3	92.6				—	都市 計画課
125 交通事故発生件数	件	1,260 (25年)	1,281 (27年)	1,170 (28年)				—	交通 対策課

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
126	自転車事故発生件数（第1・第2当事者合計）	件	473 (25年)	466 (27年)	385 (28年)				—	交通 対策課
127	駅周辺の放置自転車数	台	1,874 (25年度)	1,405	1,120				1,510	交通 対策課
128	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290 (25年度末)	22,427	21,322				22,910	交通 対策課
129	電車やバスで便利に移動できると思う区民の割合	%	59.0	62.2	63.7				66	交通 対策課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標123：16,948 指標124：92.3 指標125：1,131（26年） 指標126：379（26年） 指標127：1,627 指標128：20,370

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	6,247,577千円	5,918,070千円	6,215,582千円	6,899,573千円
事業費	5,552,940千円	5,291,316千円	5,532,793千円	6,255,347千円
人件費	694,637千円	626,754千円	682,789千円	644,226千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標123】平成26年度に東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業の予備設計を完了しており、平成29年度より本体工事に着手している。また、仙台堀川公園周辺道路においては平成30年度より設計を実施する予定である。亀戸地区は平成27年度に完了し、無電柱化が着実に進んでいる。

【指標124】都市計画道路は、極めて重要な基盤施設であることから、「第四次事業化計画」を定めて事業を進めており、今後もその方針に基づき整備が行われる。

【指標125】交通安全啓発事業の推進により、交通事故件数は平成27年は1,281件であったが、平成28年は1,170件と大幅に減少した。

【指標126】自転車の第1当事者（加害者）数が平成27年は88件であったが、平成28年は65件と減少した。自転車事故件数は平成28年は前年に比べ減少したが、都内市区町村別の比較では本区の発生件数が多いことから、自転車利用者へのルール・マナー普及啓発の強化や自転車通行空間の早期整備が重要といえる。

【指標127】駅周辺を自転車放置禁止区域とし、重点的に放置自転車の撤去を行っている。駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあり、指標の目標値達成に向け、効果を上げているといえる。

【指標128】平成27年度に江東区豊洲駅地下自転車駐車場を開設し、南部地域の自転車駐車場の駐車可能台数の確保が進んだ。平成28年度から老朽化した亀戸駅東口自転車駐車場の建替え工事を行っている。そのため一時的には平成28年度の駐車可能台数は減っている。改修後はオートスロープを設置し、支払いに交通系電子マネーに対応することで利用者の利便性の向上を図る。また、自転車駐車場の管理運営に従前から引き続き指定管理者制度を活用して、効率的、かつ効果的な機器やスペースの有効利用を行うことで、駐車可能台数の増えた自転車駐車場もあり、目標値の達成に向け、着実に進展しているといえる。

【指標129】平成28年度は臨海部を中心にバス路線の増便等充実が図られ、調査結果は前年度よりやや上昇した。本区の公共交通機関のうち最も分担率の高い鉄軌道について、平成28年度中の新設や大幅なサービスレベル向上は行われず、今後は概ね横ばいで推移すると考えられる。

(2) 施策における現状と課題

◆区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるとともに、無電柱化や都市計画道路の早期整備が求められている。いずれの場合にも、バリアフリー化や耐震化、また遮熱舗装や緑化、ライフサイクルコスト縮減等、環境負荷低減を視野に入れた計画的実施が重要となってくる。◆平成24・25年度は公共土木施設災害復旧国庫負担金を活用した東日本大震災による液状化被害の本復旧工事を行ったが、道路復旧は平成28年度に完了した。◆交通事故件数は減少傾向にあるが、近年、死亡事故を含む重大事故が多発している。◆豊洲市場の開場やオリンピック・パラリンピック競技会場の建設等に伴う通行車両の増加が予測されることから、交通安全対策の一層の強化が必要である。◆自転車が公共交通とともに身近な交通手段として重要視されるようになってきている。一方で放置や自転車事故防止などの課題がある。◆地下鉄8号線（豊洲－住吉間）については、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において「国際競争力の強化に資するプロジェクト」に位置付けられ、関係者と費用負担のあり方や事業主体の選定等について合意形成を進めるべきとされた。また、平成28年度より、区の早期整備に向けた積極姿勢を示し、国や東京都等との合意形成を一層促進させるため、江東区地下鉄8号線建設基金の積立額を5億円から10億円に増額した。事業化に向けては、関係者間での合意形成が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。◆コミュニティサイクルについては平成28年2月より千代田区、中央区、港区との相互乗り入れ実験を開始したことに加え、平成28年度に新宿区・文京区も参入した。今後は更なる広域化に向けた具体的な検討及び課題点の整理が必要である。また、今後、区内における計画的なエリア拡大を図るため、ポート用地の確保を確実に進めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを縮減した修繕を行う。◆無電柱化を推進し、災害に強い快適な歩行空間の確保を図る。◆老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の充実により環境対策を図っていく。◆未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。◆交通管理者である警察署及び交通安全協会、学校等と連携して交通安全啓発事業を実施し、引き続き交通事故の減少を目指していく。◆江東区自転車利用環境推進方針に則り、「まもる（ルール・マナーの普及啓発）」「はしる（通行環境）」「とめる（駐車環境）」を軸としたハード・ソフト両面における自転車利用環境整備を推進し、引き続き自転車事故の減少を目指していく。◆効果的・効率的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。◆南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車を整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、自転車駐車場の整備にあたっては、多様な整備運営手法を検討・導入していく。◆路線バスなど他の交通の状況をふまえながら、コミュニティバス事業の今後のあり方を検討する。◆鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に地下鉄8号線（豊洲―住吉間）については、早期事業化を目指し、東京都や営業主と想定される東京メトロなどの関係機関との合意形成を図っていく。◆コミュニティサイクルの運営方法や事業収支状況の検証を行うとともに、区内全域展開に向けたポート設置等の取組を推進していく。また、今後の更なる広域化に向けた具体的な検討及び課題点の整理を行っていく。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	道路整備、交通・自転車事故発生件数の低下、放置自転車数の減少等、各指標値は順調に推移しており、施策目標に対する成果が上がっているといえる。その性格上目標値を定めていないと思われる指標124～126については、前年度比増減といった基準等、目標設定について工夫の余地がないかどうか再検討をお願いしたい。
カ	A	施策実現に関する指標は概ね順調に推移しており、一定の成果が上がっていると判断した。ただし、区民が感じる移動の利便性に関しては、回答に地域的な差もあり、否定的な回答の多い地域に対する要因分析・対応策の検討は必要である。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	S	道路整備、無電柱化、自転車レーン、駐輪場、都バス増便等、認知した需要に対する躊躇ない着手が行われていることが感じられる。
オ	A	特に南北移動の公共交通整備は、多くの区民が望んでいることであるが、これについて区は粘り強く、都や民間事業者との折衝・調整を重ねてきている。また、交通環境整備については、快適性のみならず、災害時の移動路確保を含めた安全性に対する関心が高いと考えられるが、区ではこれについても橋梁の維持管理、電柱の地中化等を通じた対応を計画的かつ適切に進めている。
カ	A	橋梁の老朽化に関連して、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防保全の観点からの修繕が行われている点は評価できる。自転車利用増加に関連しては、事故防止・マナー向上のための安全利用啓発、駐輪場の確保等にも取り組まれている。自転車ナビラインの整備が進んできているが、ナビラインへの路上駐車が自転車通行の妨げとなっている問題等もあり、関係機関との連携により利用が適切になされるように配慮する必要がある。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	A	コミュニティサイクルにおける広域連携への積極的取り組み、自転車安全教室における都立高校との連携など評価すべき点が多い。
オ	A	特に道路整備（自転車道整備含む）、公共交通整備については、国・都等の行政連携を、自転車駐車場については民間事業者との連携を意欲的に進めており、区がとるべき役割が適切に果たされているといえる。
カ	A	地下鉄8号線延伸に関しては主体が区以外の部分が多いが、関係団体への働きかけや連携は適切に行われている。また、駐輪場運営・改修における指定管理者の活用、自転車ルールマナーの普及啓発活動においての教育関係機関・警察等の連携等が図られている。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	S	区民に対して、施策課題の解決が「進展している」と説明ができるだけの業務実績がヒアリング及び資料において示された。
オ	A	道路・橋、自転車利用環境、公共交通整備を多元的に取り組まれており、総じて良好な展開といえる。今後は、「区民のモビリティを高める」という視点をより強く意識して、それぞれの施策実現の取り組みどうしの関連性をより高める視点と工夫を期待したい。例えば南部地域で始まったコミュニティサイクルの仕組みが、北部の地区に順次拡充して展開されていることは望ましいことであるが、これによるモビリティ向上効果についても検証し、積極的に区民に対して公表するといった視点が今後は重要となる。
カ	A	橋梁の修繕、駐輪場の整備等の取り組みにおいて、限られた期間・予算を意識しライフサイクルコストを抑えるという観点を取り入れた取り組みが見られた点は評価できる。無電柱化に関しては、時間と予算が限られるため都市防災機能強化等を考慮し優先順位を明確化したうえでの促進の必要があるが、その際、区の方針（優先順位の理由等）については、HP等において区民に明示することが望まれる。
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
0人	9人	3人	0人	0人	12人

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・各種施設の整備・改修について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、ライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。

・無電柱化事業については、整備対象、優先順位等の方針を明確化し、区民との共有を図りつつ、効率的・効果的な整備を進める。

・引き続き地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを把握し、利便性の向上に向けた関係機関との協議・連携を強化させる。

・国や都と連携し、自転車を利用しやすい環境の整備を進めるとともに、引き続き自転車利用者の事故防止やマナー向上に取り組む。

・コミュニティサイクルについて、運営方法や事業収支、利用状況等の検証を行い、今後の展開についての検討を進める。

施策 32	災害に強い都市の形成	主管部長(課)	都市整備部長(建築調整課)
		関係部長(課)	総務部長(営繕課、防災課)、都市整備部長(地域整備課)、土木部長(管理課、道路課、河川公園課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、江東区耐震促進計画の見直しに合わせ、緊急輸送道路沿道建築物や住宅、民間建築物の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅整備を進め、災害時における延焼防止並びに避難路の確保に努めます。不燃化の推進に関しては、都が進める不燃化10年プロジェクトの目標年次までに、区内すべての町丁目において、不燃領域率70%以上の達成を図ります。
②水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
③災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルートの確保に努めます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・東日本大震災及び首都直下地震の被害想定の見直し等により、区民の耐震化・不燃化に対する関心はかつてない高まりを見せている。 ・東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について、平成27年度末までに100%を目標としていたが、助成措置年度の延長を含め、「東京都耐震改修促進計画」の見直しを行い、平成31年度末までの目標値を90%とし、耐震化の年次計画を平成37年度末まで延期することとした。 ・細街路拡幅整備事業の申請件数は住宅等建築確認件数に左右され、整備延長の実績は一定していない。 ・地球温暖化等による局所的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めている。 ・平成27年度に江東区洪水ハザードマップを改定した。 ・平成28年3月に国土交通省では荒川水系河川整備計画が策定され、洪水対策、高潮対策が進められている。 ・臨海部を中心に人口が急増している。 ・平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震を受け、家庭での備蓄の重要性が改めて認識されるとともに、区の備蓄物資に対するニーズが増加及び多様化している。 ・平成27年度に単独施設である江東区中央防災倉庫と施設併設である豊洲シビックセンター防災倉庫及び新木場防災倉庫が完成した。 ・平成28年度に大島防災倉庫が入っていた都営住宅の建て替え工事に伴い、隣接の都営住宅敷地内に単独施設として大島防災倉庫を移設した。 ・木密地域は、全般的に借地・借家人が多く、土地・建物の権利関係が輻輳していることに加え、地域の高齢化が進んでおり、臨海部に比べ、市街地更新が進んでいない状況にある。このことから、区民からは、建て替え等を円滑に行うための制度設計や、地域の魅力を向上させ、市街地更新が円滑に進むような施策が望まれている。 ・北砂三・四・五丁目(不燃化特区推進事業地区)において、今後、道路・公園等のハード整備を見据え、UR都市機構とまちづくりの基本協定を締結した。 ・不燃化特区事業以外の木密地区においても、不燃化等事業が区民から望まれていることから、当該地区に対する実態調査を、平成28年度に行っている。 ・平成27年7月に水防法が改正され、浸水想定区域が想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充された。また、内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度が創設された。	・江東区の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は、平成28年度末85.7%である。なお、平成28年3月に一部改定した「江東区耐震改修促進計画」において、平成31年度末の目標値を90%、平成37年度末の目標値を100%としている。 ・江東区耐震改修促進計画の見直しに伴う民間建築物（戸建木造住宅・マンション等）の耐震助成制度の充実や、耐震改修済みの建物が増加することにより、区民の耐震化への関心が更に高まり、耐震改修の促進が見込まれる。 ・細街路拡幅整備の平成28年度末の整備延長は16,617.48mとなっている。地域防災計画においても、避難路確保や消防・救助活動等の円滑化対策として掲げられており、事業を進めていく必要がある。 ・防災上重要な区立施設は、平成27年度までに目標の耐震化率100%を達成した。 ・台風の大規模化やヒートアイランド現象が原因と考えられる局所的集中豪雨や土地の高度利用による地下空間の増加などにより浸水被害が増加する。 ・臨海部を中心に人口の増加傾向が続き、地区バランスを調整するために備蓄計画の見直しが必要となる。 ・備蓄物資の種類と量について、新たな災害の教訓や区民の多様なニーズに即した対応が必要となる。 ・木密地域においては、従来の道路や公園事業といった基盤整備事業の他に、地区計画を伴わない建蔽率の緩和や、建築基準法の緩和等の、個別の建て替え更新施策を適用する自治体が増えてきている。江東区においても、現状の施策のみでは不燃領域率の向上を大きく見込めないため、上記施策の適用を検討する必要がある。 ・北砂三・四・五丁目(不燃化特区推進事業地区)においては、道路・公園等のハード面の整備を含めた防災まちづくりを、住民と共に進めていく必要がある。 ・不燃化特区推進事業区域外の木密地区については、平成28年度の実態調査を基に、平成29年度より、防災まちづくりの機運醸成を図る必要がある。 ・水防法の改正に伴いハザードマップ（洪水・大雨（内水））の改定や新たにハザードマップ（高潮）を策定する必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
130 民間特定建築物耐震化率 (大規模建築物)	%	82 (24年度)	—	86 (25年度)				93	建築 調整課
131 民間特定建築物耐震化率 (特定緊急輸送道路沿道建築物)	%	81.9	84.1	85.7				100	建築 調整課
132 細街路拡幅整備延長	m	13,705.29 (25年度)	15,779.54	16,617.48				19,055	建築 調整課
133 不燃領域率70%以下の町丁目数		16 (23年度)	—	—				0	地域 整備課
134 浸水被害件数	件	21 (25年度)	0	0				0	河川 公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標132：14,878.51 指標134：22

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	2,232,667千円	1,249,281千円	1,748,310千円	1,653,188千円
事業費	2,026,361千円	1,063,325千円	1,564,268千円	1,496,744千円
人件費	206,306千円	185,956千円	184,042千円	156,444千円

6 一次評価＜主管部長による評価＞

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標130】民間建築物の耐震化については、江東区耐震改修促進計画の見直しを踏まえ、進捗状況の把握に努めつつ、緩やかではあるが着実に耐震化率の目標達成に向かっており、更なる施策の充実により耐震化を促進する。

【指標131】特定緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断はすでに96%以上の物件で完了しており、引き続き東京都と協力して、目標達成に向け、耐震改修工事実施について所有者等への普及啓発を進めていく。

【指標132】建築確認件数が増加傾向にあることから、細街路拡幅整備延長については増加することが想定される。

【指標133】北砂三・四・五丁目地区(不燃化特区推進事業)においては、不燃領域率70%の達成を実現すべく、これまでの戸別訪問や老朽除却助成等の施策に加え、道路・公園等のハード面の整備を見据え、平成28年1月にUR都市機構とまちづくりの基本協定を締結した。また、その他の木密地域においては、平成29年度からの取組みに向け、実態調査を行った。

【指標134】現時点では、時間50mm以上の局所的集中豪雨の場合、下水道の許容能力を超えるため、浸水被害は避けられない。なお、区内の下水道再構築事業等は進められ平成27年度、28年度においては、浸水被害件数は0件となっているが、今般の記録的豪雨が全国的に報告されているように、浸水被害件数は今後増えることが想定される。

(2) 施策における現状と課題

◆民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数はあるが、耐震改修工事は、資金不足や分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。◆建物の建替え時等に合わせた細街路拡幅整備への働きかけ等を行っており、細街路拡幅整備の整備延長は増加傾向で推移している。◆時間50mmを超える局所的な集中豪雨が多発する中、下水道整備については江東幹線整備等の再構築事業が進行中であるが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。◆臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズや東京都の被害想定を考慮し、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。また、人口増加による区民の要望も多種多様化しており、備蓄物資や資機材等の種類の検討及び保管場所の確保は今後も必要である。◆北砂三・四・五丁目地区においては、目標である不燃領域率70%を達成するため、平成26・27年度においては、新防火地域・防災再開発促進地区の指定、老朽建築物の適正管理条例の施行、老朽建築物の除却や戸建て建て替え促進助成、約2,200件の戸別訪問、現地相談ステーションの運営を行い、助成対象となる建築物の確認件数は着実に伸びている状況である。また、今後の道路・公園等のハード整備を見据えた地区計画を策定するため、平成28年1月にUR都市機構とまちづくりの基本協定を締結した。加えて、住民主体のまちづくり協議会を設立し、防災まちづくりに関する協議を行っている。今後は、現状の施策に加え、UR都市機構を積極的に活用し区民の要望に応えるための総合的な施策を進めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆最新の被害想定を踏まえ、耐震改修の重要性を啓発していく。◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事について、耐震性の低い建築物（ I_s 値0.3未満）への助成制度の拡充を図り、東京都とともに普及啓発を強める。また、江東区耐震改修促進計画を踏まえた住宅や民間特定建築物の耐震助成制度の拡充を検討し、普及啓発に努める。◆細街路拡幅整備事業の促進により、狭あい道路の拡幅を進め、防災性の向上を図る。◆下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。◆人口増加による地区バランスの変動や最新の被害想定を考慮しながら、備蓄物資や資機材等の種類と量の見直しと、それに伴う防災倉庫の配備計画を進める。◆北砂三・四・五丁目地区(不燃化特区推進事業)においては、現状の施策に加え、基本協定を締結したUR都市機構を積極的に活用しながら、道路・公園等のハード面の整備等、総合的な施策を進めていく。今後は、まちづくり協議会の提案を受け、まちづくり方針及び地区計画を策定していく。また、その他の木密地域においては、平成28年度の実態調査を基に、現在行っている不燃化特区推進事業における有効な施策をパイロットにしながら、平成29年度から防災まちづくりの機運醸成を図っていく。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	指標数値の示すところによる。
オ	A	指標133以外の各指標(130、131、132、134)値ともに概ね順調に推移している。また指標133についても、指標値に表れていない実績が既に出ていることから、耐震化、不燃化を中心に施策目標の実現に順調に向かっていくといえる。
カ	A	施策実現に関する指標である民間特定建築物耐震化率は、助成制度の拡充により着実に上がってきている。浸水被害件数は平成28年度は0となっているが、時間50mm以上の局所的集中豪雨の場合、下水道の許容能力を超えたとのことであり、雨水流出抑制対策の検討が必要である。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	施策環境変化の展望と認識は的確である。
オ	A	区民ニーズへの対応はもちろんであるが、区ではいかなる災害からも区民の生命と財産を守るという覚悟にもとづいて、耐震化・不燃化について長期計画で定めたハード・ソフトの施策と事業を適切に推進しているといえる。
カ	A	区施設の耐震化、民間施設への耐震化の推進助成、不燃化特区推進事業が行われ、区民の耐震化・不燃化に対する関心の高まりに対応した事業が実施されている。近年多発している集中豪雨に関しては、現状の認識のもと対応策の検討を行うことが必要である。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	S	協働と連携は本施策の根幹と認められるところ、不燃化特区推進事業における戸別訪問をはじめ、地道な努力が行われており、評価できる。
オ	A	特に不燃化対策推進について、北砂3～5丁目における特区制度の活用、不燃化ステーションの設置、まちづくり協議会の立ち上げに至る区民との協働については、行政が効果的な役割を果たしながら住民主体の態勢を構築できたという点で、他地区への不燃化対策推進はもとより、防災ハード施策全般を進める上で横展開可能なモデル的な好事例といえる。
カ	A	不燃化相談ステーションを活用した積極的な働きかけにより、地域住民の意識が高まり「まちづくり協議会」の設置に至る等、地域住民との連携が図られている。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	施策目標の達成が住民・企業、地域の意思に依存する困難な行政分野であるが、当事者との接触機会をとらえての情報提供・理解増進、助成措置の機敏な拡充等、可能な限りの手立てがとられていると見受けられる点が評価できる。
オ	A	本施策は、耐震化・不燃化を中心とする主に防災関連のハード整備施策をその内容とする。この限りにおいて本施策の成果は十分に評価できる。一方、防災減災はソフト・ハードの戦略的な組み合わせにより効果を発揮する。今後は総務部と都市整備部の連携はもとより、常に地域において防災・減災のテーマ別の共助の仕組みあるいは行政・区民の連携の仕組みづくりを強力に進めていただきたい。
カ	A	区民の防災への関心は高まっており、それに対応しての取組が行われている。本施策は災害に強い都市の形成という物理面での予防対策に重点が置かれた施策であるが、被害が生じた場合の情報の一元管理・普及・二次災害防止という観点から施策33(地域防災力の強化)との連携も重要となる。
その他		
本施策に限らず、外部評価は外部評価委員や区民モニターとのコミュニケーションの場という認識を持っていただき、説明については施策責任者自身の言葉で、施策のポイントを誰もが理解できるよう説明する姿勢を期待したい。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
0人	8人	3人	1人	0人	12人

8 二次評価《区の最終評価》

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・既存事業の着実な実施に加えて、区民への的確な情報提供及び各種災害への対応を進める。
- ・民間建築物耐震促進事業について、耐震改修工事につながる効果的な方策を検討する。
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、都と連携をしながら、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。
- ・木造住宅密集地区における不燃領域率70%の実現に向け、不燃化特区における事業の進捗状況や区民ニーズ等の分析を行い、効果的な方策を検討した上で取り組みを推進する。

施策 33 地域防災力の強化	主管部長(課)	総務部長(防災課)
	関係部長(課)	総務部長(危機管理課)、福祉部長(福祉課)

1 施策が目指す江東区の姿
区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①防災意識の醸成	「防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布及び総合防災訓練の実施による啓発活動を推進し、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
②災害時における地域救助・救護体制の整備	継続的に防災訓練を行い、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化するとともに、災害協力隊の活動や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時対応の習熟を図ります。臨海部においては、大規模集合住宅に重点を置いて災害協力隊の新規結成に向けた啓発活動を促進します。また、避難行動支援プランに基づき、避難行動要支援者の避難体制の整備を図ります。
③災害時の避難所等における環境整備	高齢者、乳幼児等の要配慮者の幅広いニーズに応えるために、質を考慮した食料品や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。また、避難所の充足を図るとともに、災害時の緊急情報を迅速に伝達するために、南部地域を含めて防災行政無線を効率的・効果的に整備します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・平成24年4月に東京都から「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表された。 ・南部地域を中心として大型マンションの建設が増え、人口が急増している。 ・町会・自治会活動者及び災害協力隊員の高齢化が進んでいる。 ・平成25年度に災害対策基本法が改正され、自助・共助の重要性が改めて示された。また、共助の理念に基づく取り組みの一つとして、避難行動要支援者名簿の作成が区市町村に義務付けられた。加えて、個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の避難行動要支援者調査票（個別計画）の作成・更新を行うことで、同名簿の実効性が求められてきている。 ・近年の災害の教訓や法改正等を踏まえ、中央防災会議において防災基本計画の修正が、また、東京都防災会議においては東京都地域防災計画の修正が随時行われている。 ・世界各地における大規模災害の発生に加えて、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクも年々高まっているため、行政機関が講じる防災対策（公助）の強化を求める区民の要望が多くなっている。 ・平成28年の熊本地震をはじめ、近年の自然災害をマスコミ等が報道していることを受け、区民も改めて自助・共助の重要性を認識し、防災意識が向上している。	・新しい集合住宅住民の町会・自治会加入率の低下や町会・自治会活動者の高齢化、夫婦共働きなどライフスタイルの多様化などにより、災害協力隊員の担い手が不足し、災害協力隊が弱体化する。 ・地域コミュニティの結びつきが希薄化し、自助・共助の活動が損なわれる。 ・高齢化に伴い避難行動要支援者名簿への登録者数増加が見込まれる。 ・避難行動要支援者調査票の作成・更新を行うにあたり、個人情報の取扱い、管理、保管方法などが災害協力隊等の負担となっているため、作成・更新活動の一部に支障を来している。 ・大地震の発生リスクが更に高まり、区民の要望がより多岐にわたることが見込まれる。 ・防災意識が高い区民がいる一方で、地震などの自然災害発生から時間が経過するとともに防災意識の低下により二極化が進行するおそれがあるため、対応を検討していく必要がある。 ・防災行政無線拡声子局の設置予定地区の一つである豊洲市場周辺については、市場開場時期や整備工事等の変更により、今後の無線設置時期等に影響する可能性がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
災害対策基本法(第42条)において、市町村は国の防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成し、毎年検討を加えることが定められているが、その場合に都道府県の地域防災計画に抵触してはならず、地域防災計画を作成し、又は修正するときは、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
135	家庭内で防災対策を実施している区民の割合	%	52.9	51.3	49.3				70	防災課
136	避難場所・避難所を理解している区民の割合	%	78.4	79.2	76.5				90	防災課
137	自主防災訓練の参加者数	人	38,184 (25年度)	38,948	40,195				40,000	防災課
138	災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	%	44.5	44.7	50.0				55	防災課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標137：39,602

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	514,059千円	451,626千円	764,371千円	786,731千円
事業費	352,917千円	306,472千円	605,383千円	614,241千円
人件費	161,142千円	145,154千円	158,988千円	172,490千円

6 一次評価＜主管部長による評価＞

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標135】家庭内で防災対策を実施している区民の割合は、東日本大震災の発生等を受け平成22年度の39.6%から平成23年度は57.7%に急伸している。その後は、平成24年度の58.1%をピークとして近年は下落傾向である。目標値までギャップがある一方、東日本大震災発生からの時間的な経過等の要因はあるが、平成28年熊本地震を受け、自助・共助を中心とした防災対策への意識が横ばいである。家庭内での防災対策の実施に関して、本区では防災用品のあつせん、防災マップを始めとする各種パンフレット類の配布、ホームページにおける啓発等の取り組みを行っている。

【指標136】避難場所・避難所を理解している区民の割合は、平成22年度の74.6%から通増し、ここ数年は若干の増減はあるものの横ばいの状態であったが、平成28年度は76.5%とほぼ横ばいとなっている。区民に対する避難場所・避難所の啓発に関して、本区では防災マップを外国語版（英・中・韓）を含み配布しているほか、近年のスマートフォンの普及を踏まえ、平成25年度よりスマートフォン用アプリケーション「江東区防災マップ」の配信等の取り組みを行っている。

【指標137】自主防災訓練の参加者数は、平成22年度の24,829人から平成23年度は32,207人に急伸している。これは東日本大震災の発生が大きく影響しているものと推察される。以降も数値は進展を続け、平成28年度は熊本地震の影響もあり、40,195人と初めて4万人を超えた。災害協力隊等による自主防災訓練の実施に関して、本区では参加記念品の支給等の支援を行っている。また、災害協力隊の活動に関しては、新規設立の啓発、被服・資機材等の貸与、活動助成金の支給、活動マニュアルの配布などの支援を行っており、災害協力隊数の増加が訓練参加者数の増加に繋がっている側面もあるといえる。

【指標138】災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合は、東日本大震災を受け平成23年度に前年度比4.6ポイント減の27.7%と一旦下落したものの、防災行政無線拡声子局（スピーカー）の増設、こうとう安全安心メールでの災害情報の配信（平成23年度）、防災関連ツイッターの運用（平成24年度）など災害情報伝達手法の多様化に取り組んだ結果、以降は上昇に転じ、平成28年度は50.0%と前年度に続き過去最高となった。

(2) 施策における現状と課題

◆東日本大震災の発生以降、国・都などの各主体においては、その教訓等を踏まえる形で各種計画・マニュアル類の策定・修正を繰り返し実施しており、本区においてもこれらの動向を踏まえながら江東区地域防災計画の修正、震災復興関連条例の制定、各種マニュアル類の策定や修正等を随時行っている。◆平成24年度・25年度の2度にわたる災害対策基本法の改正に伴い、自治体を始め各防災関係機関では、新たな計画下での体制整備を推進している。特に、法改正によって明文化された避難行動要支援者名簿について、本区では平成26年度に作成し、当名簿に基づく避難支援体制の強化に向け、災害協力隊等の地域団体による要支援者に対する訪問調査の実施を推進している。避難行動要支援者名簿の交付隊数及び避難行動要支援者調査票（個別計画）の作成・更新件数も年々増加しているが、今後も区内全域における取り組みの定着を図っていくこと必要である。◆自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が高齢化やライフスタイルの多様化などの要因により担い手が不足し、停滞傾向にある反面、東日本大震災の教訓及び熊本地震で新たに明らかになった教訓・課題から、自助・共助の果たす役割の重要性が改めてクローズアップされており、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっている。平成25年度から、区立小中学校（拠点避難所）を中心とした地域連携体制の強化を目的として、学校・区・災害協力隊等で構成する「学校避難所運営協力本部連絡会」も4年目となり、災害時の体制を平常時から検討し、取り組むことで、マニュアルの内容を検証し、より実践的で、地域の実情に即したものとなってきた。今後も引き続き、近年の自然災害等で浮き彫りとなった教訓・課題を反映できる訓練を企画・立案し、実行・検証することで災害時の円滑な活動に結びつけていくことが重要である。◆国内外で地震等の災害が多数発生しており、その都度、区民の防災意識は高まりを見せ、防災・減災に向けた行政の取り組みに対し絶えず改善が求められている。本区においても、災害に脆弱な地勢や人口が50万人を超えるなど環境変化も踏まえながら、対策の一層の充実を図っていかねばならない。◆平成28年度は、地元企業等の協力を得て、広範囲の防災行政無線拡声子局を3局新設するとともに、1局を従来型の子局から付け替え、聴取範囲を広げた。◆災害時の新たな情報伝達方法として、平成28年度よりケーブルテレビのデータ放送との自動連携を開始し、各種気象警報や防災行政無線の放送内容を配信している「こうとう安全安心メール」が、テレビ画面で確認可能となった。同様にデータ放送を使用し、防災行政無線の放送中に、テレビスピーカーで無線放送が聴取可能となるなど、情報伝達の多様化を進めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区地域防災計画（平成28年度修正）に沿って、現行対策の充実を基本に、東日本大震災の教訓や災害対策基本法を始めとする諸法令・計画を踏まえた一層の防災・減災対策の充実を図る。◆多岐にわたる取り組みの中でも「地域防災力向上」に引き続き取り組んで行くことで地域連携体制の構築、避難行動要支援者対策、避難所運営体制の強化、備蓄物資の整備、災害時協定の締結、防災に関する啓発活動等を着実に進めていく。◆災害協力隊に対し、地区別防災カルテの更新を定期的に行うよう働きかけていくことで、情報の最新化及びその時々に適した救助・救援をはじめとする防災体制を確立していく。◆計画的な備蓄物資の供給を図るための防災倉庫や格納庫等の整備、災害情報伝達手段の整備・充実など、長期計画上の主要な計画にも位置付け、ソフト・ハード両面から様々な取り組みを積極的に推進していく。◆区内居住者だけでなく在勤・在学者や来街者にも災害時の緊急情報を伝達するため、臨海地区を含む南部地域を中心に防災行政無線拡声子局を設置していくが、設置予定地区の一つである豊洲市場周辺については、市場開場時期や整備工事等の変更により、今後の無線設置時期等に影響する可能性がある。その他、多言語対応など災害情報伝達手法の研究、検証を引き続き行っていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価<<区の最終評価>>

- ・新規集合住宅への啓発活動・防災対策の整備について、引き続き地域特性を踏まえた有効な方策を検討するとともに、区民の防災意識の向上について取り組みを推進する。
- ・江東区地域防災計画に基づき、災害時における地域救助、救護体制の確保や高齢者等災害弱者に対する具体的対応策、民間との役割分担や協働体制の検討など、区として取り組むべき課題について、着実に実施する。
- ・多言語情報伝達のための仕組みづくり等、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて増加する外国人観光客にも安全なまちづくりを進める。
- ・地域防災における区民・災害協力隊・区の役割分担を明確にした上で、それぞれが果たすべき役割や取り組み内容を区民にわかりやすく周知する。

施策 34	事故や犯罪のないまちづくり	主管部長(課)	総務部長(危機管理課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①防犯意識の醸成	生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。
②地域防犯力の強化と防犯環境の整備	防犯パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラ設置を推進します。さらに、こうとう安全安心メールの活用などにより、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。

3－1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・ 区内の刑法犯認知件数は、平成23年の5,953件から平成28年の4,792件と、5年間で1,161件減少している。 ・ 区内の刑法犯認知件数が減少する中で、「自転車盗」は、平成28年の1,677件（前年比1件の減少）で全体の約35%を占め、被害件数が前年と横ばいの状態である。 ・ 高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」など平成28年の区内で発生した特殊詐欺被害は、被害件数89件（前年比24件の増加）、被害金額は約2億1千2百万円（前年比約2千万円の減少）と現在も多数多額の被害が発生している状況から、予断を許さない状況である。 ・ 新しい住民の町会・自治会への加入率低下と町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。	・ 区内の刑法犯認知件数が増加に転ずる。 ・ 高齢者人口の増加により、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「利殖商法」「悪質商法」「ひったくり」等の被害が増加する。 ・ 新しい住民の町会・自治会への加入率の低下や町会自治会活動者の高齢化により、自主防犯パトロール活動が停滞する。 ・ インターネットやスマートフォン、タブレット端末等の通信機器の普及に伴った新たな手口の詐欺被害等が増加する。
3－2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
139 治安が悪いと思う区民の割合	%	13.5	11.7	9.4				—	危機管理課
140 区内刑法犯認知件数	件	5,350 (25年度)	4,959	4,792				—	危機管理課
141 こうとう安全安心メール登録者数	人	13,395 (25年度)	18,558	19,384				19,400	危機管理課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標140: 5,710 指標141: 15,292

5 施策コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	157,196千円	121,990千円	134,534千円	126,118千円	
事業費	141,898千円	108,210千円	119,813千円	112,078千円	
人件費	15,298千円	13,780千円	14,721千円	14,040千円	

6 一次評価＜主管部長による評価＞

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標139】区民アンケートによる体感治安の調査では、22～26年度の平均で15.2%、26年度は13.5%であるので、治安が悪いと思う区民の割合は減少してきている。

【指標140】区内刑法犯認知件数（警視庁が被害の届出等によりその犯罪発生を確認した区内の件数）は、16年の8,280件から25年の5,350件まで低下傾向にあったが、平成26年は5,710件で360件増加し、平成27年以降再度低下傾向となっている。平成28年は主にオートバイ盗90件（前年比42件の減少）と占有離脱物横領186件（前年比67件の減少）などから、区内刑法犯認知件数が4,792件（前年比167件の減少）と減少傾向となっている。

【指標141】区民の防犯意識醸成に対する関心度が高く、登録勧奨を推進した結果、平成27年度の18,558件から平成28年度の19,384件と826件の増加であった。

(2) 施策における現状と課題

◆区内刑法犯認知件数は減少傾向にあり、江東区の治安はおおむね良好と言える。◆区民の防犯に対する意識の向上から、防犯パトロール団体の登録も順調に増加しており、多くの町会・自治会・PTAが登録している。新規団体設立の働きかけだけでなく、活動しているパトロール団体に対しても、区から迅速・具体的な情報発信などを行い、活動の活性化への支援が求められる。◆東京都の補助事業を活用した、町会・自治会・商店街への防犯カメラ設置費補助金による区内の防犯カメラの稼働台数は、24年3月末の5地区85台から、29年3月末で50地区535台に大きく増加した。◆高齢者人口の増加などにより、「特殊詐欺（振り込め詐欺等）」による高齢者を狙った犯罪被害防止対策が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆年2回開催の「生活安全対策協議会」を通じ、関係機関・部署との一層の連携を図り、安全安心なまちづくりに向けた取り組みの方向性を決定し、実施していく。◆「江東区生活安全行動計画」に対応した進捗管理を行い、取り組みの方向性や具体的な進捗状況を年度毎に把握する。◆防犯パトロール団体の活動の活性化を図るため、パトロール資機材の貸与などのほか、「防犯パトロールリーダー研修会」を開催し、防犯や犯罪被害防止についての情報発信や啓発などソフト面での支援を行う。◆町会・自治会・商店街などの街頭防犯カメラ設置を補助し、「自転車盗」「車上ねらい」「ひったくり」などの屋外での犯罪が起こりにくい環境を整備する。◆高齢者世帯を中心に、「振り込め詐欺」など電話を使った特殊詐欺の被害を防ぐための啓発を強化する。◆こどもの安全安心に関わる不審者情報や犯罪発生情報を知らせる「こうとう安全安心メール」は防犯意識醸成に資する事業であるので、関係機関に登録勧奨の協力を求めるなど引き続き登録者の拡大に努める。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価＜区の最終評価＞

・高齢化の進展や新規集合住宅の増加に伴い、町会・自治会の加入率が低下する中、地域コミュニティによる地域防犯力の向上に対し、区及び区民、都や警察等関係機関の役割分担を明確にした上で、効果的かつ具体的な事業展開を図る。

・地域における防犯環境の整備について、区民ニーズの分析や内容把握に努める。

・庁内はもとより教育機関やその他関係機関との連携をさらに強化し、共助の仕組みづくりに取り組むとともに、本施策に関する様々な取り組みを体系的に明らかにし周知を図る。

計画の実現に向けて	1	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課)、総務部長(総務課、経理課)、地域振興部長(地域振興課)

1 目指すべき江東区の姿

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

①区民参画と協働できる環境の充実	区民同士が交流する機会や場を創出するため、協働推進へ向けた環境整備を図り、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
②積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	公文書館における保存及び利用を含む、公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
- 番号法の施行を受けて、平成27年度に個人情報保護条例を改正するとともに、番号利用条例を制定し、番号制度に対応した。 - 区に寄せられる意見・要望の件数は、東日本大震災発生の影響で平成22・23年度は非常に多かったが、現在は震災発生前と同程度となっている。 - 新聞購読率の低下から、平成22年度より区報等の配布方法を新聞折込から戸別配布に変更した。 - 情報通信技術の急速な普及・発展に伴い、SNSをはじめとして、多様な情報媒体による情報発信が可能となっている。 - 平成22年度より、市民活動団体等から区と取り組む協働事業の提案を受ける「江東区協働事業提案制度」を導入し、現在も本制度を活用している。 - 平成23年9月、「江東区コミュニティ活動支援サイトことこみゅネット」を開設し、現在も本サイトを運用している。	- 行財政改革の推進により、指定管理者制度等民間事業者による区民サービス提供の機会が増える。そのため、これまで以上に適切な個人情報保護に向けた体制構築が必要となる。 - 区民のニーズは多様化しており、今後も引き続き、区には様々な意見・要望が寄せられると予測される。 - 行政事務(番号法等)の増加に伴い、その情報に含まれる個人情報について、より一層の適切な管理が求められる。 - 情報伝達手段が一層多様化する中、各媒体の特性を活かしながら、効果的・効率的に区政情報を発信していく必要がある。 - 町会・自治会、NPO・ボランティア等市民活動団体や事業者の地域における公益的活動がさらに活発化する。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
142 江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	%	16.2	12.6	13.9				0	企画課
143 区の協働事業の数		134 (25年度)	144	164				—	地域振興課
144 公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合	%	28.6 (25年度)	22.1	22.1				33	企画課
145 1日当たりの区ホームページアクセス件数	件	45,334 (25年度)	56,473	48,800				54,000	広報広聴課
146 区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合	%	88.2	85.5	86.0				100	広報広聴課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標143:149 指標144:25.0 指標145:51.927

5 コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	577,105千円	510,925千円	560,725千円	523,506千円	
事業費	396,428千円	347,716千円	387,767千円	337,938千円	
人件費	180,677千円	163,209千円	172,958千円	185,568千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標142】江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合は、各種情報提供や区民協働の推進等により、平成23年度の14.0%から25年度は12.6%にまで改善したが、26年度は前年度に比べ3.6ポイント悪化した。26年度は「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」と題し、区民からアイデアを直接聞くイベント（参加者821人）を行うなど、様々な方法で開かれた区政の実現に取り組んでおり、27年度には改善が見られたが、28年度は1.3ポイント悪化した。

【指標143】区の協働事業数は、平成22年度から23年度に大きく増加し、それ以降はほぼ横ばいの状況にあったが、平成28年度は164件となり、前年度から13.9%増加した。近年では、市民活動団体数が増加傾向にあるように、市民活動団体の活動領域は拡大しているが、自主的に地域課題に取り組む団体が増えていることや、協働に適する区の事業数の状況などから、必ずしも協働事業数の増加にはつながらない側面もある。このような状況において、協働事業提案制度の実施や職員、区民、市民活動団体など、それぞれの対象に合わせた研修、啓発セミナー等を適宜開催し、継続的な協働の理解・推進に取り組んでいる。

【指標144】公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合は、平成22年度の25.9%から少しずつ増加し、25年度で28.6%となったが、公募委員の参加していた会の廃止や休止などにより、26年度は25.0%、27年度以降は22.1%に減少した。

【指標145】平成28年度の1日当たりの区ホームページアクセス件数は48,800件で、前年度より13.5%の減となった。平成29年2月の全面リニューアル実施により、サイト構成の見直しや魅力コンテンツの設置を行ったが、引き続き利用者にとって見やすく・分かりやすい、魅力あるホームページとなるよう取り組んでいく。

【指標146】平成28年度の区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合は86.0%で、前年度より0.5%増加した。各広報媒体の特性を一層活かした情報発信を行うとともに、平成29年1月以降本格運用を始めた公式SNS(ツイッター・フェイスブック)でも、積極的に区政情報を提供していく。

(2) 現状と課題

◆「江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合」は、平成21年度以降14%前後で横ばいに推移している。目標値の達成のため、各事業における情報提供方法・情報公開範囲・区民との協働の余地等を検証し、一層の協働推進施策の推進と区政の透明性の確保を図ることが必要である。◆情報提供については、東日本大震災を契機に、災害時に迅速かつ信頼できる情報提供が行える体制の構築が強く求められている。これを受け、これまでに災害時における区報の配布協力体制の構築やホームページの更新方法の変更等を行い、災害時対応の強化を図った。◆協働の推進は、多様化・複雑化する区民ニーズに対応し、更なる区民満足度の向上を図るという観点からも強く求められている。◆町会・自治会、NPOやボランティア等、地域で活発に活動している市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れる仕組みの浸透を図り、公共サービスの新たな担い手を育成する必要がある。市民活動団体等と区が地域の課題解決や発展に取り組む協働を推進するために、必要な環境の整備が求められている。◆行政事務（番号法等）の増加に伴い、流通する情報量も増えるため、その情報に含まれる個人情報について、漏えいを防止する等、行政に対する区民の信頼を損なうことがないように、より一層の適切な管理が求められる。◆契約制度のうち総合評価方式については、3年間の試行実施において不良不適格業者の排除と区内業者の支援・育成に一定の成果が見られたことから、平成24年度より本格実施している。◆公文書等については適切な管理に努めているところであるが、公文書管理法の趣旨の通り、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に向けた取り組み等が必要である。◆情報伝達手段が多様化する中、全戸配布を行っている区報を基幹的な広報媒体としつつも、近年急速に普及したSNSなど、新たな広報媒体による区政情報の発信が必要となっている。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆請求によらない積極的な情報提供、外部監査等、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを着実に進める。◆情報提供については、引き続き、年齢・ライフスタイル・情報機器の有無にかかわらず、区民に必要な情報が伝わる仕組みづくりを検討する。◆「協働」に対する区の姿勢を明確にするため、平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」を職員の共通認識とし、全庁的な協働推進への取り組みを継続する。◆「協働事業提案制度」や江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の運用により、団体の活動の場の拡大、職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成を図っていく。◆平成26年3月、協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、開設へ向けスケジュール化を図っていく。◆「江東区区民協働推進会議」において、専門家、区民等の視点を取り入れながら区の協働推進施策の検討を行っていく。◆審議会・協議会について、公募委員の参画が可能か精査し、積極的に公募委員を増やす取り組みを実施する。◆特定個人情報の管理等については、全庁的な研修を行うなど、より一層の適切な管理を行っていく。◆契約制度については、社会経済情勢の変化や市況の動向等を注視し、引き続き時代に応じた適正な運用・改善に努める。◆区政を適正かつ効率的に運営し、現在及び将来の区民に対する説明責務を果たすため、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用を含めた公文書等のより一層の適切な管理を図っていく。

7 外部評価委員会による評価

平成27年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・庁内における協働の取り組みを拡大していくため、協働の目的を明確化した上で、職員に対し具体性を持った協働意識の定着を図る。
- ・主体的かつ積極的な情報提供を進め、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを進める。
- ・リニューアルしたホームページを通じ効果的に情報提供を行うとともに、新たな広報媒体を活用した情報発信について検討をする。

計画の実現 に向けて	2	スリムで区民ニーズに的確に 対応した行財政運営	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課、情報システム課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、職員課、経理課、営繕課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課、豊洲特別出張所)、都市整備部長(住宅課、建築課、建築調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局長(監査事務局)

1 目指すべき江東区の姿

江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

①施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	アウトソーシングの進捗状況について、定期的な検証を行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、行政評価システムの活用や、指定管理者制度の検証と活用、PFI等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、各施設の適切な改修等を行います。
②状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
③政策形成能力を備えた職員の育成	職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・長期計画及びアウトソーシング基本方針にもとづく定員管理・民間委託の推進等についての取り組みを進めてきた。 ・平成22年10月に策定した「江東区人材育成基本方針」に基づき、「自己啓発」「OJT」の支援、「集合研修」の3つの柱を中心に職員の資質向上を図ってきた。 ・平成27年3月に定員適正化計画を含む「江東区行財政改革計画(後期)」を策定した。 ・平成18年度より導入した指定管理者制度によって管理されている施設は、平成29年4月現在122施設となった。	・南部地域を中心とする人口の流入傾向は継続すると予測され、多様化する区民ニーズに適切に応えるため、効率的な行政運営や更なる職員の資質向上が求められる。 ・人口増加や東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備によって行政需要の高まる中、定員適正化や民間活力の活用等によって、より一層スリムで効率的な行財政運営が求められる。 ・指定管理者制度導入施設の更新にあたり、優良な指定管理者を選定するため、所管課や第三者機関の的確な評価が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

・職員公務災害補償事業は、地方公務員災害補償法、地方公務員災害補償基金等に基づき実施するため区の権限が限定的である。

・基幹統計調査事業は、統計法に基づき各種統計調査を実施するものであるため、区の権限が限定的である。

・公共建設統計調査事業は、統計法・建設工事統計調査規則等に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

・建築確認・指導等実施事業は、建築基準法・都建築安全条例等に基づき建築確認事務等を実施するものであるため、区の権限が限定的である。

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
147	外部評価によって改善に取り組んだ事業数 (累計)		84 (25年度)	112	138				—	企画課
148	指定管理者制度導入施設数	施設	120	120	120	122			—	企画課
149	職員数	人	2,755	2,773	2,756	2,751			—	企画課
150	自主企画調査実施人数	人	133 (25年度)	101	115				—	企画課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標147：103 指標150：137

5 コストの状況

	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	12,186,155千円	11,206,717千円	10,499,666千円	11,184,197千円
事業費	8,214,524千円	7,624,093千円	6,690,356千円	7,189,872千円
人件費	3,971,631千円	3,582,624千円	3,809,310千円	3,994,325千円

6 一次評価＜主管部長による評価＞

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標147】平成28年度に改めて開催された外部評価委員会によって改善に取り組んだ事業数は138件となっており、着実に増加している。

【指標148】平成29年度において指定管理者制度導入施設は前年比2施設増となった。

【指標149】職員数は、平成21年度2,952人から平成26年度2,755人と、197人の減となった。平成27年度は、人口増加やオリンピック開催準備など行政需要の増加により、18人増の2,773人となったものの、技能系職種の退職不補充等により、平成28年度は2,756人、平成29年度は2,751人と減少をしており、平成26年度2,755人を下回っている。

【指標150】自主企画実施人数は平成26年度137人、平成27年度101人、平成28年度115人であったが、平成28年度の調査件数は平成25年度と同程度である。

(2) 現状と課題

◆平成22年度に導入した外部評価を取り入れた行政評価により、25年度までに全ての施策が2回ずつ外部評価を受けた。◆平成26年度は外部評価委員会を休止し、外部評価を含む行政評価システムについて検証し、平成27年度より専門的な見地から区の取り組みを評価・検討するため、学識経験者等で構成する外部評価委員会による新たな外部評価を実施している。また、希望する区民に「外部評価モニター」として、外部評価委員会を傍聴してもらい、意見を聴取するなど、区政の透明性確保に努めている。これらの新たな行政評価システムに基づき、引き続き既存事業の改善・見直しを図る。◆人口増加や東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備など行政需要の高まる中であっても、よりスリムで効率的な行政運営を推進することで、職員数の抑制を図る。指定管理者制度は導入から10年が経過し、制度の安定運用が行われている。◆区民ニーズに的確に応える、実行力のある区政運営を目指し、平成27年3月に「江東区行財政改革計画（後期）」を策定し、平成29年3月に一部改定を行った。◆文化センター、図書館等の施設を備えた南部地域の公共・文化施設の拠点となる複合施設、豊洲シビックセンターを整備した（平成27年9月24日開設）。同施設内に設置した出張所を「豊洲特別出張所」とし、従前の出張所より、取扱業務や開所時間の拡大を実施しサービス向上を図っている。◆人材育成基本方針に基づき、職場における人材育成の活発化を図るためOJTを推進している。また、自己の能力開発に積極的に取り組めるよう自己啓発の機会の提供を行っている。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆職員の定員数について、今後も新たな行政需要に対応しつつ、定数の適正化に努める。◆指定管理者制度について、引き続き制度の円滑な運用に努める。◆「江東区行財政改革計画（後期）」に基づき、民間委託の推進、定員の適正化や歳入の確保のほか、業務改善によるサービス向上の着実な推進に取り組み、計画の着実な実行に努める。◆平成30年度以降新たな施設で、指定管理者制度を導入予定である。◆豊洲シビックセンターは、南部地域の人口増に対応し、住民サービスの向上を図る。◆平成23年度に再構築が完了した基幹系システムの安定運用を推進する。◆今後も人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上のため、「自己啓発」「OJT」「集合研修」の3つの柱を中心に内容の充実を図っていく。◆江東区オリンピック・パラリンピック開催準備プランを軸として、本区の大会開催準備を本格化させていく。◆平成27年度に策定した「江東区ブランディング戦略」に基づき、国内外に区の魅力を積極的に発信していく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度外部評価実施済施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・アウトソーシング等を進めることで、定員適正化を着実に推進するとともに、オリンピック・パラリンピックの開催準備や南部地域を中心とする人口増加による行政需要の高まりに留意した、柔軟で機能的な組織体制を構築する。
- ・指定管理者制度の活用や民間委託を引き続き推進するとともに、的確な監視体制と外部への透明性を確保する。
- ・外部評価において区民モニター制度を導入したことが一定の評価を得られている。開かれた区政を実現するため、より効果的な方法を検討する。
- ・区民ニーズの多様化、複雑化に対応できるように、職員の資質能力を伸ばす取り組みを推進していく。

計画の実現に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

1 目指すべき江東区の姿

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

2 計画を実現するための取り組み

①自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
②安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納率の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・いわゆるリーマンショック後の景気低迷の影響により、税収・収納率とも減少傾向にあったが、近年は景気回復の兆しが見え始める中で、税収・収納率ともに回復傾向が見られる。 ・平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられ、歳入歳出両面で影響を及ぼしている。 ・平成27年1月、地方公会計制度改革の方針により、発生主義・複式簿記の導入など国の統一的な基準に基づく財務書類の作成・公表(平成29年度まで)が要請された。 ・平成28年2月、日銀が史上初めてマイナス金利を導入した。 ・特別区交付金の原資となる法人住民税法人税割の一部が国税化され、平成31年度以降に更なる国税化が予定されている。	・消費税率の引き上げ等、今後の景気の動向は依然として不透明であり、安定的に税収を確保するためにも収納率の向上に向けたより効果的な取り組みが求められる。 ・特別区税や特別区交付金は、景気動向に大きく左右されるため、歳入環境に見合った財政運営が求められる。 ・いかなる区財政の現状にあっても、安定的、継続的に区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。 ・人口増加に対する公共施設整備の財源として基金と起債を活用していくが、そのバランスや、負担の世代間公平を考慮しつつ、財政運営を行っていく必要がある。 ・区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営の推進とともに、新たな財源確保策に積極的に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
151 経常収支比率	%	81.1 (25年度)	75.9	76.0				80.0	財政課
152 公債費負担比率	%	2.5 (25年度)	2.1	1.8				5.0	財政課
153 基金残高と起債残高との差し引き額	百万円	46,801 (25年度)	61,775	71,652				—	財政課
154 特別区民税の収納率(現年分)	%	98.65 (25年度)	99.10	99.24				98.85	納税課
特別区民税の収納率(滞納繰越分)	%	39.18 (25年度)	41.67	46.08				45.00	納税課
155 特別区民税の収入未済率	%	4.31 (25年度)	2.71	2.60				2.24	納税課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

(指標152について、平成26年度決算より特別区全体で通常使用する指標が「公債費負担比率」となったことに伴い変更)

【参考】26年度の指標値 指標151: 78.0 指標152: 2.3 指標153: 52,496 指標154(現年分): 98.95、(滞納繰越分): 41.26 指標155: 2.77

5 コストの状況					
	28年度予算	28年度決算	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	6,623,400千円	16,844,953千円	8,038,164千円	6,908,373千円	
事業費	5,183,955千円	15,547,349千円	6,657,793千円	5,485,902千円	
人件費	1,439,445千円	1,297,604千円	1,380,371千円	1,422,471千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標151】平成28年度決算において、経常収支比率は76.0%となり、3年連続で適正水準（70～80%）の範囲内となった。しかしながら、扶助費が右肩上がり増加を続けていることなどから、今後の推移には十分注意する必要がある。

【指標152】平成28年度決算では公債費負担比率は1.8%と減少したものの、施設整備等にあたっては世代間の負担公平を図っていくため、適債事業には起債を活用していく必要がある。

【指標153】平成28年度決算では、基金と起債残高の差が700億円を超えた（約717億円）。これまで培ってきた財政力として、長期計画（後期）ハード事業の着実な実施や、南部地域の公共施設整備等を見据え、基金を有効に活用する必要がある。

【指標154】適正な滞納処分の徹底などの「基本方針」を基に、特別区民税の収納率（現年分）は平成27年度は99.10%、平成28年度は99.24%、特別区民税の収納率（滞納繰越分）は平成27年度は41.67%、平成28年度は46.08%となっており、ともに高水準を維持している。

【指標155】特別区民税の収入未済率は平成27年度は2.71%、平成28年度は2.60%と現状値と比べ大幅に改善している。

(2) 現状と課題

◆新たなステージに入った地方分権改革による基礎自治体への権限移譲や規制緩和に対応した区の体制づくりが必要である。◆区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に大きく左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。◆公共施設の整備に対し、基金・起債の計画的かつ有効な活用が必要である。◆平成32年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピックに伴う事業に要する財源に充てるため、平成27年度より基金を設置した。平成29年度は、「会場周辺道路の遮熱性舗装整備事業」や「オリンピック・パラリンピック教育推進事業」等の関連事業に基金を活用していく。◆人口増による多様化した区民ニーズの増加や扶助費等の伸びが著しいが、指標にある経常収支比率の目標値達成に向けた取り組みが必要である。◆地方公会計制度について、国からの要請では、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保が求められており、これらを踏まえた財務書類（統一的基準モデル）を平成29年度までに作成する必要がある。◆総務省より公共施設等総合管理計画の策定要請があったことを受け、平成28年度、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえたうえで、インフラ資産を含めた公共施設等の計画的な維持管理・更新を推進するための基本方針として「江東区公共施設等総合管理計画」を策定した。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、区に対応策を検討し、都区間での協議を進める。◆中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てとともに行財政改革計画の着実な実施により、財政の健全化を図っていく。◆区税の収納率向上のため、適正な滞納処分の強化及び徴収事務の効率化を引き続き実施していく。◆多様なニーズに応えるため導入した、クレジットカード収納やペイジー収納等の収納方法の利用率向上に取り組む。◆統一的基準モデルに基づく財務書類の今後の活用方法について検討していく。◆地方分権の推進や確固たる財政基盤の確立等により、自律した区政運営の実現に取り組む。◆公共施設等総合管理計画に基づく、公共施設等の計画的な維持管理・更新等を推進する。◆長期計画（後期）の着実な推進を図っていく。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	S	人口増加に伴い増大する行政需要の中、財政規律が維持されており、その結果として、各種指標面でも良好な値を示している。高く評価されて良い。
イ	A	新しい公会計システムの運用や、特別区民税の収納率を上げるための新しい納税方法の実施などの施策により、計画実現に関する指標は概ね達成できていると判断できる。
ウ	A	財政状況がよい今の時期だからこそ、自律的な財政基盤の確立をする必要がある。計画実現に関する指標からは十分な成果が上がっていると感じる。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	施策全般にいえることだが、国や都の政策に基づき、多くの自治体で展開されている施策が、総花的に推進されているという印象も拭えない。区民ニーズが出発点であることを基本に、施策自体の意義を絶えず問い直す姿勢も持ち続けてほしい。
イ	A	コンビニでの納税方法を導入するなど、区民ニーズや社会状況に対応した取り組みを実施している点は評価できる。その結果として、収納率も向上している。オリンピック・パラリンピックへの対応も江東区としては重要な施策となっており、都等との協議を重ね、着実な実施に向けた取り組みを行っていると言えるが、その内容等を区民にもわかりやすく伝え、区民の理解を得られるような形で展開を期待したい。
ウ	B	公会計改革への取り組みや公共施設等総合管理計画などについて、標準以上の取り組みであると思うが、財政基盤がよいのであるから、先進区として23区をリードする取り組みが望まれる。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	B	区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担については、個別施策ごとの評価だけでなく、「自律的な区政基盤の確立」の視点から横断的(横串的)に評価する必要もあるのではないかと考えている。その点で、一次評価はやや不十分であり、今後に期待したい。
イ	A	民間委託等を積極的に行い、行政コストの削減に努めている点は評価できる。ただし、民間委託等の財政的なコストの効果や、活動等の質的な管理についてもさらに徹底した検証と、その結果の区民への公表を的確に行い、行政の説明責任を果たすことを期待したい。
ウ	B	区民と協働の取り組みによる事業展開やオリンピック・パラリンピック関連の事業については、国や都との適切な役割分担を行い、将来的なトータルコストを示すことにより区民合意を得る必要がある。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	担当部課による説明は分かりやすく、外部評価モニターの理解も進んだのではないかなと思う。
イ	A	区民ニーズや社会状況に的確に対応するため、新たな施策にも積極的に取り組んでいる点や、オリンピック・パラリンピックについて、関係機関や組織と積極的に協議しながら施策を進めている点は評価できる。ただ、その内容が区民にはわかりづらい点もあるようなので、区民にわかりやすく、的確に説明がされ、区民の理解に基づいた計画の実施がなされることを期待したい。そして、収納率を上げた税金が必要なところの的確に支出されていることを検証、評価し、区民にわかりやすく説明していくことを期待したい。
ウ	A	特別区民税の収入未済率が目標値に近づいていることや、区のすべての債権についても取り組んでいることは評価できる。長期計画の推進による自律的な財政基盤の確立を、区民の合意を得ながら着実に推進する必要がある。
その他		
新公会計制度により整備された固定資産台帳や財務書類などを予算へ活用することや、議会や区民合意を得ながら活用していくことが望まれる。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
3人	8人	3人	0人	0人	14人

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・国の地方分権改革の動向等を注視しつつ、必要に応じて区としての対応策を検討する。
- ・江東区公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新・長寿命化・統廃合等を計画的に実施する。
- ・国による地方公会計制度改革に適切に対応するとともに、正確な情報を区民に分かりやすく公表することで、透明性のある財政運営を行う。
- ・オリンピック・パラリンピックへの対応については、都等との役割分担を明確化し、またその取り組みを区民に分かりやすく情報提供するなど、区民の理解を得ながら実施する。
- ・新たな収納方法の利用促進を図るなど、引き続き収納率向上に向けた取り組みを積極的に推進する。

3. 事務事業評価

施策別事務事業評価結果一覧の見方

全ての事務事業について、コスト(予算額)と行政評価結果(改善方向、改善の視点)を記載しています。行政評価システムの概要は、88、89ページをご覧ください。

(例)

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	実施の取り組みの現状	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				01水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	9,038,505	8,637,627	4.6%				
				01水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成	3,584,941	3,115,195	15.1%				
				01水辺と緑のネットワークづくり	3,222,195	2,744,783	17.4%				
				0101連続性のある水辺と緑の形成	3,175,128	2,695,652	17.8%				
				1 河川公園占用許可事業	43	43	0.0%	維持	—	—	—
				2 公園等監察指導事業	72	72	0.0%	維持	—	—	—
				3 水辺と緑の事務所管理運営事業	56,058	57,104	△ 1.8%	維持	—	—	—
				4 公衆便所維持管理事業	133,372	131,705	1.3%	維持	—	—	—
				5 河川維持管理事業	594,940	565,140	5.3%	レベルアップ	○	—	—
				◆ 6 水辺・潮風の散歩道整備事業	123,694	57,990	113.3%	維持	—	—	—
				7 旧中川照明灯整備事業	34,824	19,116	82.2%	維持	—	—	—
				◆ 8 水辺・潮風の散歩道灯改修事業	27,370	0	皆増	新規	—	—	—
				9 公共溝渠維持管理事業	4,044	4,353	△ 7.1%	維持	—	—	—
				10 児童遊園維持管理事業	42,457	42,001	1.1%	維持	—	—	—
				11 遊び場維持管理事業	10,490	9,648	8.7%	維持	—	—	—
				12 公園維持管理事業	1,500,868	1,376,085	9.1%	レベルアップ	○	—	—
				13 魚釣場維持管理事業	20,305	21,889	△ 7.2%	維持	—	—	—
				14 公園等管理運営官民連携事業	22,502	0	皆増	レベルアップ	—	—	—
				15 区立公園監視カメラ設置事業	34,026	33,035	3.0%	維持	—	—	○
				◆ 16 公園灯等改修事業	154,569	0	皆増	新規	—	—	—
				◆ 17 仙台堀川公園整備事業	195,723	165,449	18.3%	維持	—	—	—
				◆ 18 公園改修事業	179,441	180,764	△ 0.7%	維持	—	—	—
				◆ 19 児童遊園改修事業	40,330	31,258	29.0%	維持	—	—	—

主要事業を構成する事務事業を示しています。
◆は主要ハード事業(施設事業)、♥は主要ソフト事業(非施設事業)を表します。

事業のコストを記載しています。
長期計画の施策の大綱、基本施策、施策、施策を実現するための取り組みごとに合計額を示しています。

改善方向を記載しています。
維持:金額の増減にかかわらず事業内容を維持する事業
新規:平成30年度からの新規事業
レベルアップ:成果を向上させるために内容の充実を図る事業
見直し:コストの削減あるいは成果の減少を図る事業
廃止:平成29年度で廃止する事業
廃止(事業終了):あらかじめ設定された事業期間が終了するため廃止する事業
廃止(事務事業統合):他の事務事業に統合し廃止する事業
廃止(単年度):平成29年度の単年度事業
廃止(隔年実施):隔年実施事業のため、平成30年度は実施をしない事業

レベルアップ、見直し、廃止と評価された事業は、どのような視点で改善したかを○で示しています。
目的妥当性:事務事業の目的・成果が施策を実現するための取り組みの達成度向上に結びついているかという視点
有効性:事務事業の活動量に対してそれに見合う成果が出ているかという視点
効率性:事務事業の活動量に対してコストは適切だったか、あるいは成果を落とさずにコストを下げる方法はないかという視点

平成30年度 施策別改善方向総括表

施 策 名		事務事業数計	維持	新規	レベルアップ	見直し	廃止	廃止（＊）
1	水辺と緑のネットワークづくり	24（100％）	18（75％）	2（8％）	4（17％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
2	身近な緑の育成	5（100％）	3（60％）	1（20％）	1（20％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
3	地域からの環境保全	13（100％）	13（100％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
4	循環型社会の形成	21（100％）	18（86％）	0（0％）	1（5％）	1（5％）	0（0％）	1（5％）
5	低炭素社会への転換	8（100％）	7（88％）	0（0％）	1（13％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
6	保育サービスの充実	28（100％）	16（57％）	1（4％）	8（29％）	1（4％）	0（0％）	2（7％）
7	子育て家庭への支援	29（100％）	21（72％）	1（3％）	5（17％）	0（0％）	0（0％）	2（7％）
8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	41（100％）	37（90％）	1（2％）	2（5％）	0（0％）	0（0％）	1（2％）
9	安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進	43（100％）	29（67％）	3（7％）	3（7％）	2（5％）	0（0％）	6（14％）
10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	6（100％）	5（83％）	0（0％）	1（17％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	6（100％）	6（100％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
12	健全で安全な社会環境づくり	16（100％）	8（50％）	2（13％）	3（19％）	0（0％）	0（0％）	3（19％）
13	地域の人材を活用した青少年の健全育成	11（100％）	10（91％）	0（0％）	1（9％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
14	区内中小企業の育成	22（100％）	15（68％）	1（5％）	5（23％）	0（0％）	0（0％）	1（5％）
15	環境変化に対応した商店街振興	7（100％）	4（57％）	1（14％）	2（29％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
16	安心できる消費者生活の実現	7（100％）	7（100％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
17	コミュニティの活性化	16（100％）	14（88％）	0（0％）	1（6％）	1（6％）	0（0％）	0（0％）
18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	22（100％）	15（68％）	1（5％）	2（9％）	0（0％）	0（0％）	4（18％）
19	男女共同参画社会の実現	10（100％）	9（90％）	0（0％）	1（10％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
20	文化の彩り豊かな地域づくり	7（100％）	6（86％）	0（0％）	1（14％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
21	地域資源を活用した観光振興	7（100％）	6（86％）	0（0％）	1（14％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
22	健康づくりの推進	30（100％）	25（83％）	0（0％）	3（10％）	1（3％）	0（0％）	1（3％）
23	感染症対策と生活環境衛生の確保	19（100％）	19（100％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
24	保健・医療施策の充実	21（100％）	20（95％）	0（0％）	0（0％）	1（5％）	0（0％）	0（0％）
25	総合的な福祉の推進	121（100％）	111（92％）	1（1％）	4（3％）	2（2％）	0（0％）	3（2％）
26	地域で支える福祉の充実	23（100％）	20（87％）	0（0％）	2（9％）	0（0％）	0（0％）	1（4％）
27	自立と社会参加の促進	125（100％）	92（74％）	12（10％）	7（6％）	0（0％）	5（4％）	9（7％）
28	計画的なまちづくりの推進	10（100％）	9（90％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	1（10％）
29	住みよい住宅・住環境の形成	16（100％）	15（94％）	0（0％）	1（6％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
30	ユニバーサルデザインのまちづくり	5（100％）	3（60％）	1（20％）	1（20％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
31	便利で快適な道路・交通網の整備	48（100％）	40（83％）	3（6％）	2（4％）	0（0％）	1（2％）	2（4％）
32	災害に強い都市の形成	11（100％）	9（82％）	0（0％）	2（18％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
33	地域防災力の強化	21（100％）	18（86％）	1（5％）	2（10％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
34	事故や犯罪のないまちづくり	1（100％）	1（100％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
計画の実現に向けて	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	13（100％）	12（92％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）	1（8％）
	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	69（100％）	64（93％）	0（0％）	5（7％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
	自律的な区政基盤の確立	31（100％）	28（90％）	0（0％）	3（10％）	0（0％）	0（0％）	0（0％）
合 計		913（100％）	753（82％）	32（4％）	75（8％）	9（1％）	6（1％）	38（4％）

※廃止（＊）は、あらかじめ定めた事業期間が終了したことによる事業廃止等（事業終了、事務事業統合、単年度実施、隔年実施）
 ※維持の中には隔年実施事業を含みます。
 ※端数処理の関係上、各割合の合計が100％にならないことがあります。

平成30年度 施策別事務事業評価結果一覧

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組める施策の実現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
01	水と緑豊かな地球環境にやさしいまち				9,038,505	8,637,627	4.6%				
01	水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成				3,584,941	3,115,195	15.1%				
01	水辺と緑のネットワークづくり				3,222,195	2,744,783	17.4%				
0101	連続性のある水辺と緑の形成				3,175,128	2,695,652	17.8%				
	1	河川公園占用許可事業			43	43	0.0%	維持	—	—	—
	2	公園等監察指導事業			72	72	0.0%	維持	—	—	—
	3	水辺と緑の事務所管理運営事業			56,058	57,104	△ 1.8%	維持	—	—	—
	4	公衆便所維持管理事業			133,372	131,705	1.3%	維持	—	—	—
	5	河川維持管理事業			594,940	565,140	5.3%	レベルアップ	○	—	—
◆	6	水辺・潮風の散歩道整備事業			123,694	57,990	113.3%	維持	—	—	—
	7	旧中川照明灯整備事業			34,824	19,116	82.2%	維持	—	—	—
◆	8	水辺・潮風の散歩道灯改修事業			27,370	0	皆増	新規	—	—	—
	9	公共溝渠維持管理事業			4,044	4,353	△ 7.1%	維持	—	—	—
	10	児童遊園維持管理事業			42,457	42,001	1.1%	維持	—	—	—
	11	遊び場維持管理事業			10,490	9,648	8.7%	維持	—	—	—
	12	公園維持管理事業			1,500,868	1,376,085	9.1%	レベルアップ	○	—	—
	13	魚釣場維持管理事業			20,305	21,889	△ 7.2%	維持	—	—	—
	14	公園等管理運営官民連携事業			22,502	0	皆増	レベルアップ	—	—	○
	15	区立公園監視カメラ設置事業			34,026	33,035	3.0%	維持	—	—	—
◆	16	公園灯等改修事業			154,569	0	皆増	新規	—	—	—
◆	17	仙台堀川公園整備事業			195,723	165,449	18.3%	維持	—	—	—
◆	18	公園改修事業			179,441	180,764	△ 0.7%	維持	—	—	—
◆	19	児童遊園改修事業			40,330	31,258	29.0%	維持	—	—	—
0103	みんなでつくる水辺と緑と自然				47,067	49,131	△ 4.2%				
	1	荒川クリーンエイド事業			51	51	0.0%	維持	—	—	—
	2	苗圃及び区民農園維持管理事業			25,521	29,811	△ 14.4%	維持	—	—	—
	3	自然とのつきあい事業			10,745	9,850	9.1%	維持	—	—	—
	4	和船運行事業			2,918	2,672	9.2%	維持	—	—	—
	5	みどりのボランティア活動支援事業			7,832	6,747	16.1%	レベルアップ	—	○	—
02	身近な緑の育成				362,746	370,412	△ 2.1%				
0201	公共施設の緑化				19,087	17,483	9.2%				
◆	1	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業			19,087	17,483	9.2%	維持	—	—	—
0202	歩行者が快適さを感じる道路緑化				298,926	320,126	△ 6.6%				
	1	街路樹等維持管理事業			298,926	320,126	△ 6.6%	維持	—	—	—
0203	区民・事業者・区による緑化推進				44,733	32,803	36.4%				
♥	1	CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業			31,902	26,855	18.8%	レベルアップ	○	○	—
	2	みどりのまちなみづくり事業			5,280	5,948	△ 11.2%	維持	—	—	—
	3	緑の基本計画改定事業			7,551	0	皆増	新規	—	—	—
02	環境負荷の少ない地域づくり				5,453,564	5,522,432	△ 1.2%				
03	地域からの環境保全				65,718	65,490	0.3%				
0301	環境意識の向上				39,889	41,611	△ 4.1%				
♥	1	環境学習情報館運営事業			14,154	13,455	5.2%	維持	—	—	—
	2	環境学習情報館維持管理事業			18,756	18,285	2.6%	維持	—	—	—
	3	環境フェア事業			6,183	7,183	△ 13.9%	維持	—	—	—
	4	ハニープロジェクト事業			796	2,688	△ 70.4%	維持	—	—	—
0302	計画的な環境保全の推進				2,933	2,843	3.2%				
	1	環境審議会運営事業			1,977	2,032	△ 2.7%	維持	—	—	—
	2	江東エコライフ協議会運営事業			956	811	17.9%	維持	—	—	—
0303	公害等環境汚染の防止				22,896	21,036	8.8%				
	1	大気監視指導事業			13,431	11,908	12.8%	維持	—	—	—
	2	水質監視指導事業			1,192	966	23.4%	維持	—	—	—
	3	騒音振動調査指導事業			2,579	2,429	6.2%	維持	—	—	—
	4	有害化学物質調査事業			1,569	1,608	△ 2.4%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組を 実施する 組織の 名称	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			5	焼却残灰検査事業	3,106	3,106	0.0%	維持	—	—	—
			6	アスベスト分析調査助成事業	301	301	0.0%	維持	—	—	—
			7	環境測定事業	718	718	0.0%	維持	—	—	—
				04循環型社会の形成	5,074,342	5,149,537	△ 1.5%				
				0401循環型社会への啓発	9,441	15,033	△ 37.2%				
			1	使わなくなった机・イス等を利用した海外支援事業	267	229	16.6%	維持	—	—	—
			2	一般廃棄物処理基本計画推進管理事業	1,394	1,948	△ 28.4%	維持	—	—	—
			3	ごみ減量推進事業	7,780	12,856	△ 39.5%	維持	—	—	—
				04025R(リファース・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進	5,064,901	5,134,504	△ 1.4%				
			1	清掃事務所管理運営事業	66,352	67,334	△ 1.5%	維持	—	—	—
			2	清掃一部事務組合分担金	1,390,140	1,445,494	△ 3.8%	維持	—	—	—
			3	大規模事業用建築物排出指導事業	1,324	1,410	△ 6.1%	維持	—	—	—
			4	粗大ごみ再利用事業	75	75	0.0%	維持	—	—	—
			5	ごみ収集運搬事業	1,661,017	1,608,123	3.3%	見直し	—	—	○
			6	動物死体処理事業	7,535	7,789	△ 3.3%	維持	—	—	—
			7	有料ごみ処理券管理事業	30,497	31,057	△ 1.8%	維持	—	—	—
			8	ごみ出しサポート事業	10	10	0.0%	維持	—	—	—
			9	清掃車両管理事業	54,115	35,347	53.1%	レベルアップ	—	○	—
			10	一般廃棄物処理業者等指導事業	244	252	△ 3.2%	維持	—	—	—
		♥	11	資源回収事業	1,367,583	1,339,538	2.1%	維持	—	—	—
		♥	12	集団回収団体支援事業	110,267	108,263	1.9%	維持	—	—	—
		♥	13	集団回収システム維持事業	3,963	4,050	△ 2.1%	維持	—	—	—
			14	本庁舎外施設資源回収事業	14,479	14,203	1.9%	維持	—	—	—
			15	エコ・リサイクル基金積立金	197,532	180,565	9.4%	維持	—	—	—
		♥	16	不燃ごみ資源化事業	116,835	118,520	△ 1.4%	維持	—	—	—
			17	リサイクルパーク管理運営事業	0	113,762	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			18	緑のリサイクル事業	42,933	58,712	△ 26.9%	維持	—	—	—
				05低炭素社会への転換	313,504	307,405	2.0%				
				0501再生可能エネルギー等の利用促進	300,752	294,818	2.0%				
		♥	1	地球温暖化防止設備導入助成事業	41,470	41,472	△ 0.0%	レベルアップ	○	○	—
			2	マイクロ水力発電設備維持管理事業	2,720	2,770	△ 1.8%	維持	—	—	—
			3	みどり・温暖化対策基金積立金	217,123	211,317	2.7%	維持	—	—	—
			4	風力発電施設等維持管理事業	39,439	39,259	0.5%	維持	—	—	—
				0502エネルギー使用の合理化の推進	607	575	5.6%				
			1	急速充電器整備事業	607	575	5.6%	維持	—	—	—
				0503パートナーシップの形成	12,145	12,012	1.1%				
			1	江東エコキッズ事業	3,798	3,798	0.0%	維持	—	—	—
			2	カーボンマイナスアクション事業	7,749	7,624	1.6%	維持	—	—	—
			3	エコ・リーダー養成事業	598	590	1.4%	維持	—	—	—
				02未来を担うこどもを育むまち	67,756,660	70,997,657	△ 4.6%				
				03安心してこどもを産み、育てられる環境の充実	43,761,030	39,248,042	11.5%				
				06保育サービスの充実	28,252,858	23,561,826	19.9%				
				0601保育施設の整備	28,072,489	23,389,329	20.0%				
			1	保育所管理運営事業	4,680,007	4,192,911	11.6%	見直し	—	—	○
			2	保育所公設民営化移行事業	24,428	30,979	△ 21.1%	維持	—	—	—
			3	私立保育所扶助事業	8,993,769	8,063,642	11.5%	レベルアップ	○	○	—
			4	私立保育所補助事業	5,149,922	4,591,698	12.2%	レベルアップ	○	○	—
			5	認定こども園扶助事業	256,526	231,730	10.7%	維持	—	—	—
			6	認定こども園補助事業	226,339	208,820	8.4%	維持	—	—	—
			7	地域型保育扶助事業	1,134,040	283,195	300.4%	レベルアップ	○	○	—
			8	地域型保育補助事業	543,586	115,319	371.4%	レベルアップ	○	○	—
			9	私立保育所等施設整備資金融資事業	5,289	5,897	△ 10.3%	維持	—	—	—
		◆	10	私立保育所整備事業	2,840,881	1,852,222	53.4%	レベルアップ	○	○	—
		◆	11	新制度移行化事業	254,805	284,845	△ 10.5%	維持	—	—	—
			12	保育室運営費補助事業	27,347	43,843	△ 37.6%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実施する	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
					13 家庭福祉員補助事業	11,587	13,965	△ 17.0%	維持	—	—	—
					14 グループ保育室運営費補助事業	16,739	16,238	3.1%	維持	—	—	—
					15 認証保育所運営費等補助事業	2,823,629	2,777,263	1.7%	維持	—	—	—
					16 江東区保育ルーム運営事業	74,049	72,093	2.7%	維持	—	—	—
					17 保育施設特別支援事業	6,297	6,281	0.3%	維持	—	—	—
					18 保育の質の向上事業	3,804	1,738	118.9%	レベルアップ	○	—	—
					19 地域子育て支援事業	12,563	12,606	△ 0.3%	維持	—	—	—
					20 保育従事者確保支援事業	387,226	151,309	155.9%	レベルアップ	○	○	—
					21 定期利用保育事業	71,658	0	皆増	新規	—	—	—
					◆ 22 豊洲保育園改築事業	130,202	231,107	△ 43.7%	維持	—	—	—
					◆ 23 辰巳第二保育園改築事業	231,465	144,465	60.2%	維持	—	—	—
					◆ 24 大島保育園改築事業	166,331	39,136	325.0%	維持	—	—	—
					◆ 25 亀戸第二保育園改修事業	0	2,166	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
					◆ 26 東砂第三保育園改修事業	0	15,861	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
					0602多様な保育サービスの提供	180,369	172,497	4.6%				
					1 非定型一時保育事業	120,217	120,221	△ 0.0%	維持	—	—	—
					2 病児・病後児保育事業	60,152	52,276	15.1%	レベルアップ	—	○	—
					07子育て家庭への支援	15,508,172	15,686,216	△ 1.1%				
					0701子育て支援機能の充実	384,847	351,434	9.5%				
					1 こども・子育て支援事業計画推進事業	14,634	1,657	783.2%	レベルアップ	○	—	—
					2 KOTO/ハッピー子育てトレーニング事業	2,169	2,242	△ 3.3%	維持	—	—	—
					3 子ども家庭支援センター管理運営事業	304,980	287,739	6.0%	レベルアップ	—	○	—
					4 ファミリーサポート事業	23,739	23,639	0.4%	維持	—	—	—
					◆ 5 児童向け複合施設整備事業	35,056	0	皆増	新規	—	—	—
					◆ 6 南砂子ども家庭支援センター改修事業	0	31,949	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
					7 児童館子育てひろば事業	1,669	1,608	3.8%	維持	—	—	—
					8 幼稚園親子登園事業	2,600	2,600	0.0%	維持	—	—	—
					0702多様なメディアによる子育て情報の発信	7,691	5,128	50.0%				
					1 子育て支援情報発信事業	7,691	5,128	50.0%	レベルアップ	○	—	—
					0703子育て家庭への経済的支援	15,115,634	15,329,654	△ 1.4%				
					1 外国人学校保護者負担軽減事業	12,480	12,480	0.0%	維持	—	—	—
					2 児童育成手当支給事業	985,193	1,003,736	△ 1.8%	維持	—	—	—
					3 児童扶養手当支給事業	1,451,608	1,537,504	△ 5.6%	維持	—	—	—
					4 児童手当支給事業	7,637,349	7,698,778	△ 0.8%	維持	—	—	—
					5 ひとり親家庭等医療費助成事業	157,701	158,940	△ 0.8%	維持	—	—	—
					6 子ども医療費助成事業	2,866,126	2,778,877	3.1%	維持	—	—	—
					7 母子家庭等自立支援事業	17,134	16,980	0.9%	維持	—	—	—
					8 母子生活支援施設運営費補助事業	126,348	120,060	5.2%	維持	—	—	—
					9 母子緊急一時保護事業	1,440	1,440	0.0%	維持	—	—	—
					10 認可外保育施設保護者負担軽減事業	328,380	401,457	△ 18.2%	維持	—	—	—
					11 私立幼稚園就園奨励事業	271,752	276,291	△ 1.6%	維持	—	—	—
					12 幼稚園類似施設就園奨励事業	10,984	15,384	△ 28.6%	維持	—	—	—
					13 私立幼稚園等保護者負担軽減事業	473,946	493,530	△ 4.0%	維持	—	—	—
					14 幼稚園類似施設等保護者負担軽減事業	22,840	28,191	△ 19.0%	維持	—	—	—
					15 奨学資金貸付事業	38,080	47,567	△ 19.9%	維持	—	—	—
					16 私立高等学校等入学資金融資事業	0	11	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
					17 小学校就学援助事業	362,503	363,586	△ 0.3%	レベルアップ	○	—	—
					18 小学校特別支援学級等児童就学奨励事業	2,345	2,874	△ 18.4%	維持	—	—	—
					19 中学校就学援助事業	345,354	368,475	△ 6.3%	レベルアップ	○	—	—
					20 中学校特別支援学級等生徒就学奨励事業	4,071	3,493	16.5%	維持	—	—	—
					04知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり	20,970,225	28,741,173	△ 27.0%				
					08確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	7,480,180	7,060,794	5.9%				
					0801学習内容の充実	4,577,787	4,276,734	7.0%				
					1 小中一貫教育導入準備事業	0	955	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
					2 教科書採択事業	891	750	18.8%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			3	研究協力校運営事業	7,970	8,250	△ 3.4%	維持	—	—	—
			4	外国人講師派遣事業	206,383	165,948	24.4%	レベルアップ	○	○	—
			5	中学生海外短期留学事業	27,243	26,429	3.1%	維持	—	—	—
		♥	6	確かな学力強化事業	477,826	467,654	2.2%	維持	—	—	—
			7	学校力向上事業	42,149	40,971	2.9%	維持	—	—	—
			8	俳句教育推進事業	7,015	3,394	106.7%	維持	—	—	—
			9	オリンピック・パラリンピック教育推進事業	41,194	47,034	△ 12.4%	レベルアップ	○	—	—
			10	教科担任制講師配置事業	1,489	0	皆増	新規	—	—	—
			11	小学校管理運営事業	1,432,609	1,410,345	1.6%	維持	—	—	—
			12	小学校特色ある学校づくり支援事業	22,313	18,448	21.0%	維持	—	—	—
			13	小学校コンピューター教育推進事業	550,551	370,537	48.6%	維持	—	—	—
			14	小学校副読本支給事業	14,550	31,506	△ 53.8%	維持	—	—	—
			15	小学校就学事務	1,551	1,224	26.7%	維持	—	—	—
			16	小学校校務情報通信環境管理事業	358,748	415,552	△ 13.7%	維持	—	—	—
			17	中学校管理運営事業	756,184	738,970	2.3%	維持	—	—	—
			18	中学校特色ある学校づくり支援事業	9,600	9,200	4.3%	維持	—	—	—
			19	中学校コンピューター教育推進事業	283,605	194,542	45.8%	維持	—	—	—
			20	中学校副読本支給事業	8,999	8,620	4.4%	維持	—	—	—
			21	中学校就学事務	904	1,379	△ 34.4%	維持	—	—	—
			22	中学校校務情報通信環境管理事業	189,592	210,267	△ 9.8%	維持	—	—	—
			23	幼稚園管理運営事業	132,130	100,396	31.6%	維持	—	—	—
			24	幼稚園特色ある教育活動支援事業	1,600	1,600	0.0%	維持	—	—	—
			25	幼稚園就園事務	2,691	2,763	△ 2.6%	維持	—	—	—
			0802思いやりの心の育成			73,507	75,312	△ 2.4%			
			1	健全育成事業	6,905	6,713	2.9%	維持	—	—	—
			2	移動教室付添看護事業	7,825	7,515	4.1%	維持	—	—	—
			3	修学旅行付添看護事業	6,781	6,355	6.7%	維持	—	—	—
			4	日光高原学園管理運営事業	25,597	25,830	△ 0.9%	維持	—	—	—
			5	富士見高原学園管理運営事業	26,399	28,899	△ 8.7%	維持	—	—	—
			0803健康・体力の増進			2,673,077	2,572,339	3.9%			
			1	部活動振興事業	40,442	41,821	△ 3.3%	維持	—	—	—
			2	小学校プール安全対策事業	7,097	6,949	2.1%	維持	—	—	—
			3	小学校給食運営事業	1,553,890	1,470,557	5.7%	維持	—	—	—
			4	小学校保健衛生事業	287,844	277,840	3.6%	維持	—	—	—
			5	中学校プール安全対策事業	1,102	1,110	△ 0.7%	維持	—	—	—
			6	中学校給食運営事業	581,593	579,819	0.3%	維持	—	—	—
			7	中学校保健衛生事業	138,270	131,470	5.2%	維持	—	—	—
			8	幼稚園保健衛生事業	62,839	62,773	0.1%	維持	—	—	—
			0804教員の資質・能力の向上			155,809	136,409	14.2%			
			1	教職員研修事業	5,777	5,741	0.6%	維持	—	—	—
			2	教育調査研究事業	4,063	4,029	0.8%	維持	—	—	—
			3	教育センター管理運営事業	145,969	126,639	15.3%	維持	—	—	—
			09安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進			13,274,655	21,479,289	△ 38.2%			
			0901個に応じた教育支援の推進			457,690	452,004	1.3%			
			1	日本語指導員派遣事業	26,254	21,471	22.3%	維持	—	—	—
			2	学習支援事業	103,382	97,636	5.9%	維持	—	—	—
			3	土曜・放課後学習教室事業	35,010	34,161	2.5%	維持	—	—	—
		♥	4	幼小中連携教育事業	59,985	59,213	1.3%	維持	—	—	—
			5	小学校特別支援教育事業	132,135	144,569	△ 8.6%	維持	—	—	—
			6	中学校日本語クラブ運営事業	9,161	9,167	△ 0.1%	維持	—	—	—
			7	中学校特別支援教育事業	41,146	37,150	10.8%	維持	—	—	—
			8	幼稚園特別支援教育事業	50,617	48,637	4.1%	維持	—	—	—
			0902いじめ・不登校対策の充実			88,021	77,104	14.2%			
			1	適応指導教室事業	15,257	12,972	17.6%	維持	—	—	—
			2	スクールカウンセラー派遣事業	27,204	23,581	15.4%	レベルアップ	○	○	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施を 実現 の ため の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			3	スクールソーシャルワーカー活用事業	20,161	15,152	33.1%	レベルアップ	○	○	—
			4	エンカレッジ体験活動事業	912	912	0.0%	維持	—	—	—
			5	教育相談事業	24,487	24,487	0.0%	維持	—	—	—
				0903教育施設の整備・充実	12,728,944	20,950,181	△ 39.2%				
			1	私立幼稚園施設整備資金融資事業	1,764	1,983	△ 11.0%	維持	—	—	—
			2	学校施設改築等基金積立金	3,302,022	2,846,176	16.0%	維持	—	—	—
			3	学校安全対策事業	40,207	58,870	△ 31.7%	レベルアップ	○	—	—
			4	小学校校舎維持管理事業	928,191	864,963	7.3%	見直し	—	○	○
		◆	5	平久小学校増築事業	252,811	33,445	655.9%	維持	—	—	—
		◆	6	南陽小学校増築事業	276,804	301,968	△ 8.3%	維持	—	—	—
		◆	7	扇橋小学校増築事業	262,300	34,023	670.9%	維持	—	—	—
		◆	8	東川小学校増築事業	51,190	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	9	豊洲西小学校増築事業	83,634	0	皆増	維持	—	—	—
		◆	10	東雲小学校増築事業	272,171	296,914	△ 8.3%	維持	—	—	—
		◆	11	有明小学校増築事業	293,436	320,112	△ 8.3%	維持	—	—	—
		◆	12	香取小学校改築事業	1,091,510	64,451	1593.6%	維持	—	—	—
		◆	13	第五大島小学校改築事業	1,745,092	1,111,400	57.0%	維持	—	—	—
		◆	14	小学校大規模改修事業	2,012,416	1,723,476	16.8%	維持	—	—	—
		◆	15	小学校校舎改修事業	501,480	466,079	7.6%	維持	—	—	—
		◆	16	(仮称)第二有明小学校整備事業	0	5,489,113	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	17	豊洲北小学校増築事業	0	374,577	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	18	第二辰巳小学校増築事業	0	110,512	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	19	第一亀戸小学校増築事業	0	205,097	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	20	浅間堅川小学校増築事業	0	31,029	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			21	中学校校舎維持管理事業	390,213	339,712	14.9%	見直し	—	○	○
		◆	22	第二大島中学校改築事業	49,867	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	23	中学校大規模改修事業	65,712	44,571	47.4%	維持	—	—	—
		◆	24	中学校校舎改修事業	339,664	459,018	△ 26.0%	維持	—	—	—
		◆	25	(仮称)第二有明中学校整備事業	0	5,406,494	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	26	日光高原学園改修事業	51,788	0	皆増	新規	—	—	—
			27	園舎維持管理事業	30,670	29,596	3.6%	維持	—	—	—
			28	私立幼稚園等運営費扶助事業	292,727	292,143	0.2%	維持	—	—	—
		◆	29	幼稚園大規模改修事業	382,868	18,419	1978.7%	維持	—	—	—
		◆	30	園舎改修事業	10,407	26,040	△ 60.0%	維持	—	—	—
				10地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	215,390	201,090	7.1%				
				1001地域に根ざした教育の推進	33,764	25,907	30.3%				
			1	学校支援地域本部事業	33,764	25,907	30.3%	レベルアップ	○	○	—
				1002開かれた学校(園)づくり	180,860	174,429	3.7%				
			1	学校選択制度運用事業	5,330	5,219	2.1%	維持	—	—	—
			2	学校公開安全管理事業	4,223	4,000	5.6%	維持	—	—	—
			3	教育委員会広報事業	6,503	6,914	△ 5.9%	維持	—	—	—
			4	豊洲西小学校体育館棟地域開放事業	164,804	158,296	4.1%	維持	—	—	—
				1003教育関係機関との協力体制の構築	766	754	1.6%				
			1	PTA研修事業	766	754	1.6%	維持	—	—	—
				05こどもの未来を育む地域社会づくり	3,025,405	3,008,442	0.6%				
				11地域ぐるみの子育て家庭への支援	48,420	44,769	8.2%				
				1101児童虐待防止対策の推進	43,229	39,560	9.3%				
			1	児童虐待対応事業	19,611	15,851	23.7%	維持	—	—	—
			2	児童家庭支援士訪問事業	2,324	2,274	2.2%	維持	—	—	—
			3	こどもショートステイ事業	19,460	19,601	△ 0.7%	維持	—	—	—
			4	養育支援訪問事業	1,834	1,834	0.0%	維持	—	—	—
				1102地域・家庭における教育力の向上	5,191	5,209	△ 0.3%				
			1	障害児(者)の親のための講座事業	149	149	0.0%	維持	—	—	—
			2	家庭教育学級事業	5,042	5,060	△ 0.4%	維持	—	—	—
				12健全で安全な社会環境づくり	2,805,733	2,802,193	0.1%				

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 組 た め の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				1201こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	2,607,753	2,602,326	0.2%				
				♥ 1 放課後子どもプラン事業	1,707,052	1,665,164	2.5%	レベルアップ	○	○	—
				2 学校開放事業	6,328	6,020	5.1%	維持	—	—	—
				3 ウィークエンドスクール事業	6,202	6,690	△ 7.3%	維持	—	—	—
				4 児童会館管理運営事業	56,426	72,345	△ 22.0%	維持	—	—	—
				5 児童館管理運営事業	393,099	316,801	24.1%	レベルアップ	○	○	—
				6 学童クラブ管理運営事業	312,195	313,809	△ 0.5%	維持	—	—	—
				7 私立学童クラブ補助事業	40,059	49,103	△ 18.4%	維持	—	—	—
				8 こどもまつり事業	21,100	14,300	47.6%	レベルアップ	○	—	—
				◆ 9 きっずクラブ香取改築事業	21,566	0	皆増	新規	—	—	—
				◆ 10 きっずクラブ五大改築事業	4,538	3,008	50.9%	維持	—	—	—
				◆ 11 きっずクラブ二砂改修事業	39,188	0	皆増	新規	—	—	—
				◆ 12 きっずクラブ川南改修事業	0	9,931	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
				◆ 13 小名木川児童館改修事業	0	135,530	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
				◆ 14 平野児童館改修事業	0	9,625	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
				1202こどもの安全を確保する地域環境の創出	197,980	199,867	△ 0.9%				
				1 こども110番の家事業	1,651	1,166	41.6%	維持	—	—	—
				2 児童交通安全事業	196,329	198,701	△ 1.2%	維持	—	—	—
				13地域の人材を活用した青少年の健全育成	171,252	161,480	6.1%				
				1301青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	32,423	32,048	1.2%				
				1 成人式運営事業	7,908	8,055	△ 1.8%	維持	—	—	—
				2 青少年問題協議会運営事業	2,357	2,191	7.6%	維持	—	—	—
				3 青少年育成啓発事業	22,158	21,802	1.6%	維持	—	—	—
				1302青少年団体の育成や青少年指導者の養成	138,829	129,432	7.3%				
				1 青少年対策地区委員会活動事業	8,737	8,736	0.0%	維持	—	—	—
				2 青少年団体育成事業	5,296	4,290	23.4%	維持	—	—	—
				3 青少年指導者講習会事業	5,320	5,052	5.3%	維持	—	—	—
				4 青少年相談事業	5,919	5,481	8.0%	レベルアップ	—	○	—
				5 少年の自然生活体験事業	9,403	9,172	2.5%	維持	—	—	—
				6 青少年委員活動事業	6,888	5,685	21.2%	維持	—	—	—
				7 青少年交流プラザ管理運営事業	90,620	86,235	5.1%	維持	—	—	—
				8 青少年指導者海外派遣事業	6,646	4,781	39.0%	維持	—	—	—
				03区民の力で築く元気に輝くまち	8,709,243	9,115,658	△ 4.5%				
				06健全で活力ある地域産業の育成	1,186,862	1,111,482	6.8%				
				14区内中小企業の育成	919,440	901,441	2.0%				
				1401経営力・競争力の強化	250,392	169,824	47.4%				
				1 公衆浴場助成事業	32,976	30,197	9.2%	レベルアップ	○	○	—
				2 中小企業活性化協議会運営事業	27	30	△ 10.0%	維持	—	—	—
				3 中小企業景況調査事業	3,309	3,311	△ 0.1%	維持	—	—	—
				4 中小企業施策ガイド発行事業	866	868	△ 0.2%	維持	—	—	—
				5 経営相談事業	5,817	5,885	△ 1.2%	維持	—	—	—
				6 産業展事業	4,482	4,482	0.0%	維持	—	—	—
				7 中小企業団体活動支援事業	12,550	7,800	60.9%	維持	—	—	—
				8 勤労者共済支援事業	17,502	17,502	0.0%	維持	—	—	—
				9 産学公連携事業	6,350	6,350	0.0%	維持	—	—	—
				10 新製品・新技術開発支援事業	15,490	15,490	0.0%	維持	—	—	—
				11 販路開拓支援事業	25,442	25,892	△ 1.7%	維持	—	—	—
				12 江東ブランド推進事業	30,197	24,396	23.8%	レベルアップ	○	○	—
				13 産業会館管理運営事業	28,532	27,621	3.3%	維持	—	—	—
				◆ 14 産業会館改修事業	66,852	0	皆増	新規	—	—	—
				1402後継者・技術者の育成	188,351	175,906	7.1%				
				1 産業表彰事業	2,870	456	529.4%	レベルアップ	○	○	—
				2 産業スクーリング事業	6,327	6,300	0.4%	維持	—	—	—
				3 インターンシップ事業	3,048	3,058	△ 0.3%	維持	—	—	—
				4 中小企業雇用支援事業	176,106	163,672	7.6%	レベルアップ	○	○	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 する 組 た め の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			5	優良従業員表彰事業※1	0	2,420	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
			1403	創業への支援	480,697	555,711	△ 13.5%				
			1	中小企業融資事業	438,954	517,913	△ 15.2%	レベルアップ	○	—	○
			2	創業支援資金融資事業	34,241	29,889	14.6%	維持	—	—	—
			3	創業支援事業	7,502	7,909	△ 5.1%	維持	—	—	—
			15	環境変化に対応した商店街振興	237,869	180,317	31.9%				
			1501	利用しやすい商店街の拡充	98,620	66,241	48.9%				
			1	商店街連合会支援事業	16,384	14,324	14.4%	レベルアップ	○	○	—
			2	商店街活性化総合支援事業	37,205	7,574	391.2%	維持	—	—	—
			3	江東お店の魅力発掘発信事業	45,031	44,343	1.6%	レベルアップ	○	○	—
			1502	商店街イメージの改革	139,249	114,076	22.1%				
			1	商店街イベント補助事業	70,155	70,244	△ 0.1%	維持	—	—	—
			2	商店街装飾灯補助事業	10,083	15,956	△ 36.8%	維持	—	—	—
			3	魅力ある商店街創出事業	27,011	27,876	△ 3.1%	維持	—	—	—
			4	地域連携型商店街事業	32,000	0	皆増	新規	—	—	—
			16	安心できる消費者生活の実現	29,553	29,724	△ 0.6%				
			1601	消費者情報の提供の充実	6,557	6,941	△ 5.5%				
			1	消費者展事業	1,398	1,539	△ 9.2%	維持	—	—	—
			2	消費者講座事業	1,274	1,274	0.0%	維持	—	—	—
			3	消費者情報提供事業	2,625	2,868	△ 8.5%	維持	—	—	—
			4	消費者団体育成事業	1,260	1,260	0.0%	維持	—	—	—
			1602	消費者保護体制の充実	22,996	22,783	0.9%				
			1	消費者相談事業	21,187	21,197	△ 0.0%	維持	—	—	—
			2	消費者センター管理運営事業	1,603	1,586	1.1%	維持	—	—	—
			3	計量器事前調査事業	206	0	皆増	維持	—	—	—
			07	個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり	6,663,791	7,167,328	△ 7.0%				
			17	コミュニティの活性化	571,690	439,839	30.0%				
			1701	コミュニティ活動への参加の促進	109,717	105,630	3.9%				
			1	町会自治会活動事業	102,267	102,066	0.2%	維持	—	—	—
			2	コミュニティ活動支援事業	7,450	3,564	109.0%	維持	—	—	—
			1702	コミュニティ活動の情報発信	2,104	2,020	4.2%				
			1	コミュニティ活動情報発信事業	2,104	2,020	4.2%	維持	—	—	—
			1703	コミュニティ活動の環境整備	398,558	262,931	51.6%				
			1	広報板維持管理事業	1,238	1,208	2.5%	維持	—	—	—
			2	住居表示管理事業	5,954	4,083	45.8%	維持	—	—	—
			3	公共サイン維持管理事業	148,369	15,010	888.5%	レベルアップ	—	○	—
			4	町会自治会会館建設助成事業	22,500	22,500	0.0%	維持	—	—	—
			5	区民館管理運営事業	38,116	37,454	1.8%	維持	—	—	—
			6	地区集会所管理運営事業	14,953	14,903	0.3%	維持	—	—	—
			7	保養施設借上事業	117,770	125,297	△ 6.0%	見直し	—	—	○
		◆	8	地区集会所改修事業	49,658	42,476	16.9%	維持	—	—	—
			1704	世代、国籍を超えた交流の促進	61,311	69,258	△ 11.5%				
			1	姉妹都市・区内在住外国人交流事業	4,040	4,040	0.0%	維持	—	—	—
			2	外国人相談事業	245	240	2.1%	維持	—	—	—
			3	区民まつり事業	44,654	52,400	△ 14.8%	維持	—	—	—
			4	江東花火大会事業	11,356	11,356	0.0%	維持	—	—	—
			5	隅田川花火大会事業	1,016	1,222	△ 16.9%	維持	—	—	—
			18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	5,930,284	6,580,209	△ 9.9%				
			1801	誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	5,872,988	6,515,256	△ 9.9%				
			1	人権学習事業	887	988	△ 10.2%	維持	—	—	—
			2	生涯学習情報提供事業	237	344	△ 31.1%	維持	—	—	—
			3	少年運動広場維持管理事業	8,276	7,479	10.7%	維持	—	—	—
			4	スポーツ推進委員活動事業	7,422	6,144	20.8%	維持	—	—	—
			5	地域文化施設管理運営事業	1,337,129	1,355,403	△ 1.3%	維持	—	—	—
			6	スポーツ施設管理運営事業	2,004,429	1,933,078	3.7%	レベルアップ	○	○	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の細目	施策の実現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
			◆	7	東大島文化センター改修事業	632,086	475,437	32.9%	維持	—	—	—
			◆	8	夢の島競技場改修事業	697,585	23,190	2908.1%	維持	—	—	—
			◆	9	荒川・砂町庭球場改修事業	147,828	0	皆増	新規	—	—	—
			◆	10	深川北スポーツセンター改修事業	0	517,107	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			◆	11	新砂運動場改修事業	0	885,252	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			◆	12	夢の島野球場改修事業	0	71,569	皆減	維持	—	—	—
			◆	13	豊住庭球場改修事業	0	140,297	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
				14	知的障害者学習支援事業	13,893	13,199	5.3%	維持	—	—	—
				15	学童疎開資料室運営事業	80	221	△ 63.8%	維持	—	—	—
				16	図書館管理運営事業	1,018,704	991,482	2.7%	維持	—	—	—
				17	図書館読書活動推進事業	4,432	3,950	12.2%	維持	—	—	—
			◆	18	亀戸図書館改修事業	0	90,116	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
				1802	継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	57,296	64,953	△ 11.8%				
				1	文化・スポーツ顕彰事業	944	944	0.0%	維持	—	—	—
				2	区民スポーツ普及振興事業	43,672	51,329	△ 14.9%	レベルアップ	○	○	—
				3	江東シーサイドマラソン事業	12,350	12,350	0.0%	維持	—	—	—
				4	優秀選手及び功労者表彰事業	330	330	0.0%	維持	—	—	—
				19	男女共同参画社会の実現	161,817	147,280	9.9%				
				1901	男女平等意識の向上	3,706	3,203	15.7%				
				1	男女共同参画啓発事業	3,386	2,883	17.4%	維持	—	—	—
				2	男女共同参画苦情調整事業	320	320	0.0%	維持	—	—	—
				1902	性別によらないあらゆる活動への参加拡大	125,564	121,645	3.2%				
				1	男女共同参画推進センター管理運営事業	85,776	81,706	5.0%	維持	—	—	—
				2	男女共同参画推進センター一時保育事業	12,677	12,683	△ 0.0%	維持	—	—	—
				3	パルカレッジ事業	1,709	1,421	20.3%	維持	—	—	—
				4	男女共同参画学習事業	23,176	23,110	0.3%	維持	—	—	—
				5	男女共同参画活動援助事業	1,286	1,785	△ 28.0%	維持	—	—	—
				6	男女共同参画審議会運営事業	940	940	0.0%	維持	—	—	—
				1903	仕事と生活の調和の推進	314	314	0.0%				
				1	ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業	314	314	0.0%	維持	—	—	—
				1904	異性に対するあらゆる暴力の根絶	32,233	22,118	45.7%				
				1	男女共同参画相談事業	32,233	22,118	45.7%	レベルアップ	○	—	—
				08	地域文化の活用と観光振興	858,590	836,848	2.6%				
				20	文化の彩り豊かな地域づくり	690,044	670,381	2.9%				
				2001	伝統文化の保存と継承	309,571	314,424	△ 1.5%				
				1	文化財保護事業	33,919	34,984	△ 3.0%	維持	—	—	—
				2	文化財公開事業	15,723	12,636	24.4%	レベルアップ	○	○	—
				3	文化財講習会事業	927	931	△ 0.4%	維持	—	—	—
				4	郷土資料刊行事業	1,465	2,246	△ 34.8%	維持	—	—	—
				5	文化財保護推進協力員活動事業	1,201	1,201	0.0%	維持	—	—	—
				6	歴史文化施設管理運営事業	256,336	262,426	△ 2.3%	維持	—	—	—
				2002	芸術文化活動への支援と啓発	380,473	355,957	6.9%				
				1	江東公会堂管理運営事業	380,473	355,957	6.9%	維持	—	—	—
				21	地域資源を活用した観光振興	168,546	166,467	1.2%				
				2101	観光資源の開発と発信	113,985	108,575	5.0%				
			♥	1	観光PR事業	12,703	12,498	1.6%	維持	—	—	—
				2	観光推進事業	20,879	22,243	△ 6.1%	維持	—	—	—
				3	江東区観光協会運営補助事業	59,605	53,035	12.4%	レベルアップ	○	○	—
				4	観光イベント事業	20,798	20,799	△ 0.0%	維持	—	—	—
				2102	観光客の受け入れ態勢の整備	52,610	55,941	△ 6.0%				
			♥	1	シャトルバス運行事業	32,681	35,678	△ 8.4%	維持	—	—	—
				2	観光拠点運営補助事業	19,929	20,263	△ 1.6%	維持	—	—	—
				2103	他団体との連携による観光推進	1,951	1,951	0.0%				
				1	東京マラソンイベント参加事業	1,951	1,951	0.0%	維持	—	—	—
				04	ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	155,560,534	164,675,302	△ 5.5%				

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施を 実現 の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				09健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	6,002,726	6,121,172	△ 1.9%				
				22健康づくりの推進	2,984,629	3,107,508	△ 4.0%				
				2201健康教育、健康相談等の充実	1,610,630	1,681,893	△ 4.2%				
				1 健康増進事業	8,401	9,675	△ 13.2%	レベルアップ	○	○	—
				2 歯と口の健康週間事業	766	766	0.0%	維持	—	—	—
				3 がん対策推進事業	3,187	2,666	19.5%	レベルアップ	○	○	—
				4 衛生統計調査事業	1,754	2,275	△ 22.9%	維持	—	—	—
				5 保健相談所管理運営事業	222,074	149,125	48.9%	維持	—	—	—
				6 心身障害者施設等健康相談事業	7,522	8,730	△ 13.8%	維持	—	—	—
				7 自殺総合対策・メンタルヘルス事業	5,073	2,383	112.9%	レベルアップ	○	—	—
				8 公害健康被害認定審査事業	42,875	45,693	△ 6.2%	維持	—	—	—
				9 公害健康被害補償給付事業	1,167,891	1,170,501	△ 0.2%	維持	—	—	—
				10 公害健康リハビリテーション事業	4,332	4,680	△ 7.4%	見直し	—	○	—
				11 難病対策事業	11,090	11,474	△ 3.3%	維持	—	—	—
				12 精神保健相談事業	12,414	12,414	0.0%	維持	—	—	—
				13 健康センター管理運営事業	121,585	113,620	7.0%	維持	—	—	—
				◆ 14 健康センター改修事業	0	146,225	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
				15 栄養相談事業	1,666	1,666	0.0%	維持	—	—	—
				2202疾病の早期発見・早期治療	1,368,396	1,420,012	△ 3.6%				
				1 歯科衛生相談事業	23,045	19,724	16.8%	維持	—	—	—
				2 健康診査事業	335,109	337,270	△ 0.6%	維持	—	—	—
				3 胃がん検診事業	130,481	136,584	△ 4.5%	維持	—	—	—
				4 子宮頸がん検診事業	170,609	180,933	△ 5.7%	維持	—	—	—
				5 肺がん検診事業	59,998	58,033	3.4%	維持	—	—	—
				6 乳がん検診事業	180,765	201,147	△ 10.1%	維持	—	—	—
				7 大腸がん検診事業	317,326	308,209	3.0%	維持	—	—	—
				8 前立腺がん検診事業	6,806	7,209	△ 5.6%	維持	—	—	—
				9 眼科検診事業	19,333	18,213	6.1%	維持	—	—	—
				10 生活習慣病予防健康診査事業	8,242	8,229	0.2%	維持	—	—	—
				11 歯周疾患検診事業	66,889	69,250	△ 3.4%	維持	—	—	—
				12 保健情報システム管理運用事業	48,911	74,329	△ 34.2%	維持	—	—	—
				13 成人保健指導事業	882	882	0.0%	維持	—	—	—
				2203食育の推進	5,603	5,603	0.0%				
				1 食育推進事業	1,827	1,827	0.0%	維持	—	—	—
				2 食と健康づくり事業	3,776	3,776	0.0%	維持	—	—	—
				23感染症対策と生活環境衛生の確保	1,992,016	1,998,935	△ 0.3%				
				2301健康危機管理体制の整備	37,647	38,037	△ 1.0%				
				1 感染症診査協議会運営事業	3,096	3,096	0.0%	維持	—	—	—
				2 感染症対策事業	3,256	3,511	△ 7.3%	維持	—	—	—
				3 感染症医療給付事業	29,770	29,900	△ 0.4%	維持	—	—	—
				4 新型インフルエンザ等対策事業	1,525	1,530	△ 0.3%	維持	—	—	—
				2302感染症予防対策の充実	1,839,234	1,848,028	△ 0.5%				
				1 公害健康インフルエンザ助成事業	2,388	2,485	△ 3.9%	維持	—	—	—
				2 予防接種事業	1,820,414	1,829,318	△ 0.5%	維持	—	—	—
				3 エイズ対策事業	2,157	2,157	0.0%	維持	—	—	—
				4 結核健診事業	13,829	13,595	1.7%	維持	—	—	—
				5 結核DOTS事業	446	473	△ 5.7%	維持	—	—	—
				2303生活環境衛生の確保	115,135	112,870	2.0%				
				1 環境衛生監視指導事業	18,747	18,475	1.5%	維持	—	—	—
				2 環境衛生教育事業	300	300	0.0%	維持	—	—	—
				3 食品衛生監視指導事業	42,365	39,555	7.1%	維持	—	—	—
				4 食中毒対策事業	5,832	5,826	0.1%	維持	—	—	—
				5 食品衛生教育事業	1,381	1,393	△ 0.9%	維持	—	—	—
				6 狂犬病予防事業	4,199	4,507	△ 6.8%	維持	—	—	—
				7 動物愛護啓発事業	6,281	6,584	△ 4.6%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組む実施の現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				8 そ族昆虫駆除事業	30,816	31,001	△ 0.6%	維持	—	—	—
				9 医事・薬事衛生監視指導事業	3,711	3,801	△ 2.4%	維持	—	—	—
				10 給食施設指導事業	1,503	1,428	5.3%	維持	—	—	—
				24保健・医療施策の充実	1,026,081	1,014,729	1.1%				
				2401保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	163,925	164,582	△ 0.4%				
				1 土曜・休日医科診療・調剤事業	101,740	101,026	0.7%	維持	—	—	—
				2 休日歯科診療事業	20,402	19,922	2.4%	維持	—	—	—
				3 こどもクリニック事業	17,874	17,874	0.0%	維持	—	—	—
				4 在宅医療連携推進事業	16,565	18,416	△ 10.1%	維持	—	—	—
				5 歯科保健推進事業	4,822	4,822	0.0%	維持	—	—	—
				6 医療相談窓口事業	2,522	2,522	0.0%	維持	—	—	—
				2402母子保健の充実	862,156	850,147	1.4%				
				1 地区母子連絡会運営事業	170	170	0.0%	維持	—	—	—
				2 妊娠出産支援事業	93,217	93,108	0.1%	維持	—	—	—
				3 両親学級事業	17,975	13,905	29.3%	見直し	—	—	○
				4 新生児・産婦訪問指導事業	26,468	26,791	△ 1.2%	維持	—	—	—
				5 身体障害児療育指導事業	5,073	5,060	0.3%	維持	—	—	—
				6 母子健康手帳交付事業	2,122	2,022	4.9%	維持	—	—	—
				7 未熟児及び妊娠高血圧症候群等医療給付事業	37,004	37,004	0.0%	維持	—	—	—
				8 療育医療給付事業	697	838	△ 16.8%	維持	—	—	—
				9 乳児健康診査事業	90,511	90,244	0.3%	維持	—	—	—
				10 一歳六か月児健康診査事業	64,074	63,526	0.9%	維持	—	—	—
				11 三歳児健康診査事業	38,507	36,706	4.9%	維持	—	—	—
				12 妊婦健康診査事業	441,715	444,382	△ 0.6%	維持	—	—	—
				13 心の発達相談事業	4,703	4,502	4.5%	維持	—	—	—
				14 母親栄養相談事業	1,782	1,740	2.4%	維持	—	—	—
				15 特定不妊治療費助成事業	38,138	30,149	26.5%	維持	—	—	—
				10誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進	149,557,808	158,554,130	△ 5.7%				
				25総合的な福祉の推進	50,013,624	46,176,254	8.3%				
				2501相談支援体制の充実・手続きの簡素化	805,592	795,948	1.2%				
				1 民生委員推薦会運営事業	383	376	1.9%	維持	—	—	—
				2 民生・児童委員活動事業	41,592	41,860	△ 0.6%	維持	—	—	—
				3 介護給付費等支給審査会運営事業	6,256	7,135	△ 12.3%	維持	—	—	—
				4 地域自立支援協議会運営事業	440	436	0.9%	維持	—	—	—
				介 5 地域包括支援センター運営事業	755,004	742,723	1.7%	維持	—	—	—
				護 6 地域ケア会議推進事業	1,917	3,418	△ 43.9%	維持	—	—	—
				2502在宅支援サービスの拡充	30,754,946	28,545,285	7.7%				
				1 社会福祉協議会事業費助成事業	158,749	160,533	△ 1.1%	維持	—	—	—
				2 裁判員制度参加支援事業	79	132	△ 40.2%	維持	—	—	—
				3 身体障害者緊急通報システム設置事業	1,064	1,340	△ 20.6%	維持	—	—	—
				4 重度脳性麻痺者介護事業	28,448	31,291	△ 9.1%	維持	—	—	—
				5 心身障害者紙おむつ支給事業	34,474	35,927	△ 4.0%	維持	—	—	—
				6 心身障害者福祉電話事業	2,120	2,411	△ 12.1%	見直し	—	○	○
				7 心身障害者寝具乾燥消毒・水洗い事業	939	1,238	△ 24.2%	維持	—	—	—
				8 心身障害者出張調髪サービス事業	5,710	5,710	0.0%	維持	—	—	—
				9 緊急一時保護事業	3,532	3,984	△ 11.3%	維持	—	—	—
				10 心身障害者家具転倒防止器具取付事業	210	315	△ 33.3%	維持	—	—	—
				11 重度障害者等在宅リハビリテーション支援事業	9,265	9,265	0.0%	維持	—	—	—
				12 重症心身障害児(者)在宅レスパイト支援事業	5,712	6,030	△ 5.3%	維持	—	—	—
				13 介護給付等給付事業	7,480,986	7,194,740	4.0%	維持	—	—	—
				14 高額障害福祉サービス費給付事業	4,473	4,425	1.1%	維持	—	—	—
				15 相談支援給付事業	93,608	123,315	△ 24.1%	維持	—	—	—
				16 自立支援医療費給付事業	749,367	789,626	△ 5.1%	維持	—	—	—
				17 療養介護医療費給付事業	77,652	79,884	△ 2.8%	維持	—	—	—
				18 心身障害者日常生活用具給付事業	93,319	89,440	4.3%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実施する	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
					19 身体障害者住宅設備改善給付事業	13,362	12,847	4.0%	維持	—	—	—
					20 認知症高齢者支援事業	748	906	△ 17.4%	維持	—	—	—
					21 訪問介護利用者負担軽減事業	159	159	0.0%	維持	—	—	—
					◆ 22 小規模多機能型居宅介護施設整備事業	70,020	0	皆増	維持	—	—	—
					23 高齢者寝具乾燥消毒・水洗い事業	2,000	2,596	△ 23.0%	維持	—	—	—
					24 高齢者出張調髪サービス事業	21,879	21,780	0.5%	維持	—	—	—
					25 高齢者紙おむつ支給事業	184,998	170,969	8.2%	維持	—	—	—
					26 出張三療サービス事業	10,318	10,782	△ 4.3%	維持	—	—	—
					27 食事サービス事業	66,054	81,970	△ 19.4%	見直し	—	—	○
					28 高齢者福祉電話事業	29,607	33,545	△ 11.7%	維持	—	—	—
					29 非常ベル及び自動消火器設置事業	1,280	1,469	△ 12.9%	維持	—	—	—
					30 補聴器支給事業	17,968	18,699	△ 3.9%	維持	—	—	—
					31 高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業	994	1,266	△ 21.5%	維持	—	—	—
					32 家族介護慰労金支給事業	500	300	66.7%	維持	—	—	—
					33 高齢者日常生活用具給付事業	12,751	12,593	1.3%	維持	—	—	—
					34 高齢者住宅設備改修給付事業	131,692	136,231	△ 3.3%	維持	—	—	—
					35 高齢者家具転倒防止器具取付事業	2,794	2,802	△ 0.3%	維持	—	—	—
					36 法人立施設短期入所送迎助成事業	7,004	9,762	△ 28.3%	維持	—	—	—
					37 高齢者緊急通報システム設置事業	11,469	20,088	△ 42.9%	維持	—	—	—
					38 シルバーステイ事業	32,717	32,650	0.2%	維持	—	—	—
					39 介護保険施設管理事業	120,390	226,964	△ 47.0%	維持	—	—	—
					40 地域密着型介護施設管理運営事業	107,293	104,514	2.7%	維持	—	—	—
					◆ 41 古石場高齢者在宅サービスセンター改修事業	0	86,032	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
					42 精神・育成自立支援医療費給付事業	12,991	14,811	△ 12.3%	維持	—	—	—
				(介護保険会計分)	43 居宅介護サービス給付費	17,560,680	15,622,370	12.4%	維持	—	—	—
					44 居宅介護福祉用具購入費	57,720	51,060	13.0%	維持	—	—	—
					45 居宅介護住宅改修費	62,223	69,856	△ 10.9%	維持	—	—	—
					46 居宅介護サービス計画給付費	1,516,800	1,363,500	11.2%	維持	—	—	—
					47 介護予防サービス給付費	516,084	409,479	26.0%	維持	—	—	—
					48 介護予防福祉用具購入費	20,184	17,280	16.8%	維持	—	—	—
					49 介護予防住宅改修費	51,615	59,160	△ 12.8%	維持	—	—	—
					50 介護予防サービス計画給付費	95,400	122,400	△ 22.1%	維持	—	—	—
					51 特定入所者介護予防サービス費	960	358	168.2%	維持	—	—	—
					52 介護予防・生活支援サービス事業	1,016,967	1,012,767	0.4%	レベルアップ	—	○	—
					53 介護予防ケアマネジメント事業費	195,929	212,902	△ 8.0%	維持	—	—	—
					54 介護予防把握事業	887	716	23.9%	維持	—	—	—
					55 介護予防普及啓発事業	5,077	6,011	△ 15.5%	維持	—	—	—
					56 一般介護予防教室事業	4,758	11,154	△ 57.3%	維持	—	—	—
					57 介護予防グループ活動事業	3,339	3,304	1.1%	維持	—	—	—
					58 地域介護予防活動支援事業	4,821	2,567	87.8%	維持	—	—	—
					59 地域リハビリテーション活動支援事業	2,088	0	皆増	新規	—	—	—
					60 高齢者家族介護教室事業	2,040	2,040	0.0%	維持	—	—	—
					61 高齢者生活支援体制整備事業	13,138	21,085	△ 37.7%	維持	—	—	—
					62 認知症高齢者支援事業	11,143	10,211	9.1%	レベルアップ	○	○	—
					63 在宅医療・介護連携推進事業	402	454	△ 11.5%	維持	—	—	—
					64 住宅改修支援事業	720	720	0.0%	維持	—	—	—
					65 総合事業審査支払手数料	3,276	2,550	28.5%	維持	—	—	—
					2503入所・居住型施設の整備・充実	11,640,040	10,641,905	9.4%				
					1 ミドルステイ事業	3,458	3,468	△ 0.3%	維持	—	—	—
					2 心身障害者入所措置事業	2,893	3,306	△ 12.5%	維持	—	—	—
					3 知的障害者入所更生施設(恩育成園)整備事業	3,750	3,750	0.0%	維持	—	—	—
					4 知的障害者入所更生施設(バサージュいなど)整備事業	1,500	1,500	0.0%	維持	—	—	—
					5 知的障害者入所更生施設(愛幸)整備事業	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—
					6 知的障害者入所更生施設(やすらぎの杜)整備事業	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—
					7 知的障害者ショートステイ推進事業	949	949	0.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				8 障害者グループホーム援護事業	17,890	21,087	△ 15.2%	維持	—	—	—
				9 リバーハウス東砂管理運営事業	56,941	35,559	60.1%	維持	—	—	—
				10 心身障害者生活寮運営費助成事業	16,130	16,130	0.0%	維持	—	—	—
				11 精神障害者グループホーム運営費助成事業	11,842	10,550	12.2%	維持	—	—	—
				◆ 12 特別養護老人ホーム等(らん花園)整備事業	19,400	19,400	0.0%	維持	—	—	—
				◆ 13 特別養護老人ホーム等(コスモス)整備事業	17,800	17,800	0.0%	維持	—	—	—
				◆ 14 特別養護老人ホーム等(三井陽光苑)整備事業	14,200	14,200	0.0%	維持	—	—	—
				◆ 15 特別養護老人ホーム等(あじさい)整備事業	9,600	9,600	0.0%	維持	—	—	—
				◆ 16 特別養護老人ホーム等(芳香苑)整備事業	2,000	2,000	0.0%	維持	—	—	—
				◆ 17 特別養護老人ホーム等(カメリア)整備事業	2,000	2,000	0.0%	維持	—	—	—
				◆ 18 認知症高齢者グループホーム整備事業	220,650	0	皆増	維持	—	—	—
				◆ 19 都市型軽費老人ホーム整備事業	100,000	0	皆増	維持	—	—	—
				20 民営化介護保険施設運営支援事業	450,000	465,000	△ 3.2%	維持	—	—	—
				◆ 21 特別養護老人ホーム等(深川愛の園)整備事業	0	10,800	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
				◆ 22 特別養護老人ホーム(すずうらホーム)整備事業	0	1,700	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
				23 養護老人ホーム入所措置事業	243,233	240,861	1.0%	維持	—	—	—
				24 特別養護老人ホーム入所措置事業	1,416	1,416	0.0%	維持	—	—	—
				25 特別養護老人ホーム入所調整事業	1,700	1,707	△ 0.4%	維持	—	—	—
				介 26 施設介護サービス給付費	9,504,288	8,962,278	6.0%	維持	—	—	—
				27 特定入所者介護サービス費	932,400	790,844	17.9%	維持	—	—	—
				2504 質の高い福祉サービスの提供	6,813,046	6,193,116	10.0%				
				♥ 1 福祉サービス第三者評価推進事業	72,078	58,815	22.6%	維持	—	—	—
				2 社会福祉法人認可・指導検査事業	1,064	788	35.0%	レベルアップ	—	○	—
				3 認定調査等事業	31,131	31,152	△ 0.1%	維持	—	—	—
				4 障害者計画進行管理事業	640	3,443	△ 81.4%	維持	—	—	—
				5 高齢者保健福祉計画進行管理事業	4,480	16,337	△ 72.6%	維持	—	—	—
				6 介護サービス利用者負担軽減事業	6,199	7,880	△ 21.3%	維持	—	—	—
				7 介護保険会計繰出金	5,042,142	4,623,117	9.1%	レベルアップ	○	○	—
				8 介護保険運営事業	18,137	18,370	△ 1.3%	維持	—	—	—
				9 国民健康保険連合会負担金	259	275	△ 5.8%	維持	—	—	—
				10 賦課徴収事務	52,877	52,279	1.1%	維持	—	—	—
				11 介護認定審査会運営事業	50,402	56,306	△ 10.5%	維持	—	—	—
				12 認定調査等事業	251,060	230,449	8.9%	維持	—	—	—
				13 被保険者啓発事業	6,996	6,694	4.5%	維持	—	—	—
				14 審査支払手数料	28,836	31,032	△ 7.1%	維持	—	—	—
				15 高額介護サービス費	827,560	737,412	12.2%	維持	—	—	—
				16 高額医療合算介護サービス費	183,150	89,600	104.4%	維持	—	—	—
				17 財政安定化基金拠出金	1	1	0.0%	維持	—	—	—
				18 高額介護予防サービス費	1,800	600	200.0%	維持	—	—	—
				19 高額医療合算介護予防サービス費	2,500	750	233.3%	維持	—	—	—
				20 介護費用適正化事業	15,129	14,806	2.2%	維持	—	—	—
				21 介護給付費準備基金積立金	1,605	1,010	58.9%	維持	—	—	—
				22 第一号被保険者保険料還付金	15,000	12,000	25.0%	維持	—	—	—
				23 返納金	200,000	200,000	0.0%	維持	—	—	—
				26 地域で支える福祉の充実	1,216,649	1,759,986	△ 30.9%				
				2601 高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	1,066,014	1,646,025	△ 35.2%				
				1 シルバー人材センター管理運営費補助事業	61,981	59,835	3.6%	維持	—	—	—
				2 敬老の集い事業	10,772	10,556	2.0%	維持	—	—	—
				3 敬老祝金支給事業	67,993	64,831	4.9%	維持	—	—	—
				4 ふれあい入浴事業	121,420	112,399	8.0%	維持	—	—	—
				5 老人クラブ支援事業	50,104	48,738	2.8%	維持	—	—	—
				6 高齢者代表訪問事業	465	311	49.5%	維持	—	—	—
				7 高齢者総合福祉センター管理運営事業	64,074	110,447	△ 42.0%	維持	—	—	—
				8 老人福祉センター管理運営事業	183,624	158,764	15.7%	維持	—	—	—
				9 福祉会館管理運営事業	140,303	114,442	22.6%	レベルアップ	○	—	○

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 する 組 た め の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				10 児童・高齢者総合施設管理運営事業	351,178	347,975	0.9%	維持	—	—	—
				11 福祉部作業所管理事業	100	100	0.0%	維持	—	—	—
				12 地域交流サロン運営費助成事業	14,000	14,000	0.0%	維持	—	—	—
				◆ 13 深川老人福祉センター改修事業	0	603,627	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
				2602福祉人材の育成	98,007	62,921	55.8%				
				1 ボランティアセンター運営費助成事業	37,981	35,459	7.1%	維持	—	—	—
				2 手話通訳者・協力員養成事業	5,480	3,975	37.9%	レベルアップ	○	○	—
				3 障害者特定相談支援事業所就業・定着促進事業	7,720	8,523	△ 9.4%	維持	—	—	—
				4 介護従事者確保支援事業	45,461	13,506	236.6%	維持	—	—	—
				5 シニア世代地域活動あと押し事業	1,365	1,458	△ 6.4%	維持	—	—	—
				2603地域ネットワークの整備	52,628	51,040	3.1%				
				1 ヘルプカード発行事業	12	17	△ 29.4%	維持	—	—	—
				2 声かけ訪問事業	10,670	10,215	4.5%	維持	—	—	—
				3 電話訪問事業	5,625	5,657	△ 0.6%	維持	—	—	—
				♥ 4 高齢者地域見守り支援事業	36,311	35,137	3.3%	維持	—	—	—
				5 高齢者あんしん情報キット配布事業	10	14	△ 28.6%	維持	—	—	—
				27自立と社会参加の促進	98,327,535	110,617,890	△ 11.1%				
				2701権利擁護の推進	50,821	44,888	13.2%				
				♥ 1 権利擁護推進事業	34,166	27,898	22.5%	維持	—	—	—
				♥ 2 成年後見制度利用支援事業	6,888	6,451	6.8%	維持	—	—	—
				♥ 3 心身障害者区長申立支援事業	733	733	0.0%	維持	—	—	—
				4 障害者虐待防止事業	389	400	△ 2.8%	維持	—	—	—
				♥ 5 高齢者区長申立支援事業	1,369	1,161	17.9%	維持	—	—	—
				6 高齢者虐待防止事業	6,938	7,907	△ 12.3%	維持	—	—	—
				♥ 7 精神障害者区長申立支援事業	338	338	0.0%	維持	—	—	—
				2702障害者の社会参加の推進	4,730,821	4,964,346	△ 4.7%				
				1 勤労障害者表彰事業	134	134	0.0%	維持	—	—	—
				2 身体・知的障害者相談事業	931	965	△ 3.5%	維持	—	—	—
				3 高次脳機能障害者支援促進事業	5,417	5,336	1.5%	維持	—	—	—
				4 点訳サービス事業	1,003	1,143	△ 12.2%	維持	—	—	—
				5 障害者就労支援庁内実習事業	216	218	△ 0.9%	維持	—	—	—
				6 心身障害者福祉手当支給事業	1,648,478	1,608,785	2.5%	維持	—	—	—
				7 人工肛門用装具等購入費助成事業	2,025	2,360	△ 14.2%	維持	—	—	—
				8 障害者就労・生活支援センター運営事業	12,136	11,916	1.8%	維持	—	—	—
				9 障害福祉サービス・障害児通所支援事業運営費助成事業	255,199	245,235	4.1%	維持	—	—	—
				10 障害者日中活動系サービス推進事業	280,451	260,382	7.7%	維持	—	—	—
				11 障害者常設販売コーナー庁内出店事業	973	1,062	△ 8.4%	維持	—	—	—
				12 障害者福祉大会事業	2,632	2,632	0.0%	維持	—	—	—
				13 リフト付福祉タクシー運行事業	30,000	28,547	5.1%	維持	—	—	—
				14 福祉タクシー利用支援事業	275,067	273,529	0.6%	維持	—	—	—
				15 自動車燃料費助成事業	21,944	22,295	△ 1.6%	維持	—	—	—
				16 中等度難聴児補聴器給付事業	1,370	1,370	0.0%	維持	—	—	—
				17 障害者(児)施設安全対策整備費補助事業	9,600	57,000	△ 83.2%	維持	—	—	—
				18 パラリンピック促進事業	6,500	0	皆増	新規	—	—	—
				19 臨海部障害児通所支援施設整備事業	5,000	0	皆増	新規	—	—	—
				20 補装具給付事業	92,462	90,733	1.9%	維持	—	—	—
				21 移動支援給付事業	457,194	246,930	85.2%	レベルアップ	○	○	—
				22 更生訓練費給付事業	666	1,206	△ 44.8%	維持	—	—	—
				23 手話通訳者派遣事業	14,727	14,763	△ 0.2%	維持	—	—	—
				24 要約筆記者派遣事業	1,153	1,153	0.0%	維持	—	—	—
				25 自動車改造費助成事業	1,339	1,339	0.0%	維持	—	—	—
				26 自動車運転教習費助成事業	660	660	0.0%	維持	—	—	—
				27 地域活動支援センター事業	91,902	82,240	11.7%	レベルアップ	○	○	—
				28 障害者福祉センター管理運営事業	289,997	287,928	0.7%	レベルアップ	○	○	—
				29 障害児(者)通所支援施設管理運営事業	1,170,561	1,137,001	3.0%	レベルアップ	○	○	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
国民健康保険会計分	国民健康保険	国民健康保険	◆ 30	ワークセンターつばさ改修事業	51,084	0	皆増	新規	—	—	—
			◆ 31	東砂福祉プラザ改修事業	0	577,184	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			32	育成医療補装具給付事業※2	0	300	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
			2703	健康で文化的な生活の保障	93,545,893	105,608,656	△ 11.4%				
			1	基礎年金事業	4,026	4,313	△ 6.7%	維持	—	—	—
			2	在日無年金定住外国人等特別給付金支給事業	1,630	1,630	0.0%	維持	—	—	—
			3	国民健康保険基盤安定繰出金	1,305,916	1,301,644	0.3%	維持	—	—	—
			4	保険者支援分国民健康保険基盤安定繰出金	728,521	745,972	△ 2.3%	維持	—	—	—
			5	旧軍人及び戦没者遺族等援護事業	353	388	△ 9.0%	維持	—	—	—
			6	行旅死・病人取扱事業	15,817	15,803	0.1%	維持	—	—	—
			7	婦人相談事業	17,943	16,107	11.4%	維持	—	—	—
			8	中国残留邦人生活支援事業	490,959	507,970	△ 3.3%	維持	—	—	—
			9	受験生チャレンジ支援貸付相談事業	8,568	8,536	0.4%	維持	—	—	—
			10	生活困窮者自立相談等支援事業	56,502	55,566	1.7%	維持	—	—	—
			11	まなびサポート事業	21,153	15,169	39.4%	レベルアップ	—	○	—
			12	臨時福祉給付金事業	0	1,515,563	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			13	後期高齢者医療保険基盤安定繰出金	819,252	758,992	7.9%	維持	—	—	—
			14	入院助産事業	18,509	19,604	△ 5.6%	維持	—	—	—
			15	家庭・ひとり親相談事業	22,647	26,866	△ 15.7%	維持	—	—	—
			16	生活保護事務	97,123	95,440	1.8%	維持	—	—	—
			17	入浴券支給事業	31,050	34,007	△ 8.7%	維持	—	—	—
			18	就労促進事業	35,159	34,369	2.3%	維持	—	—	—
			19	生活自立支援事業	17,509	16,242	7.8%	維持	—	—	—
			20	生活保護事業	20,410,745	20,482,608	△ 0.4%	維持	—	—	—
			21	国民健康保険会計繰出金	2,280,115	4,519,650	△ 49.6%	レベルアップ	—	○	—
			22	後期高齢者医療会計繰出金	4,252,039	4,117,874	3.3%	維持	—	—	—
			23	国民健康保険運営事業	221,003	276,884	△ 20.2%	維持	—	—	—
			24	国民健康保険運営協議会運営事業	582	591	△ 1.5%	維持	—	—	—
			25	被保険者啓発事業	22,591	22,498	0.4%	維持	—	—	—
			26	国民健康保険団体連合会負担金	4,355	4,631	△ 6.0%	維持	—	—	—
			27	徴収事業	38,820	37,924	2.4%	維持	—	—	—
			28	一般被保険者療養給付費	29,562,840	31,238,460	△ 5.4%	維持	—	—	—
			29	退職被保険者等療養給付費	486,813	722,970	△ 32.7%	維持	—	—	—
			30	一般被保険者療養費	668,300	707,645	△ 5.6%	維持	—	—	—
			31	退職被保険者等療養費	12,844	17,543	△ 26.8%	維持	—	—	—
			32	審査支払手数料	106,038	112,305	△ 5.6%	維持	—	—	—
			33	一般被保険者高額療養費	4,707,070	4,485,856	4.9%	維持	—	—	—
			34	退職被保険者等高額療養費	95,768	134,791	△ 29.0%	維持	—	—	—
			35	一般被保険者高額介護合算療養費	8,000	8,000	0.0%	維持	—	—	—
			36	退職被保険者等高額介護合算療養費	534	536	△ 0.4%	維持	—	—	—
			37	一般被保険者移送費	1,026	1,026	0.0%	維持	—	—	—
			38	退職被保険者等移送費	513	513	0.0%	維持	—	—	—
			39	出産育児一時金	264,600	264,600	0.0%	維持	—	—	—
			40	支払手数料	133	133	0.0%	維持	—	—	—
			41	葬祭費	56,000	56,000	0.0%	維持	—	—	—
			42	結核・精神医療給付金	42,415	41,224	2.9%	維持	—	—	—
			43	一般被保険者医療給付費分納付金	11,190,447	0	皆増	新規	—	—	—
			44	退職被保険者等医療給付費分納付金	85,529	0	皆増	新規	—	—	—
			45	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	3,222,588	0	皆増	新規	—	—	—
			46	退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	24,700	0	皆増	新規	—	—	—
			47	介護納付金分納付金	1,345,778	0	皆増	新規	—	—	—
			48	財政安定化基金拠出金	1	0	皆増	新規	—	—	—
			49	退職者医療共同事業拠出金	18	18	0.0%	維持	—	—	—
			50	高額医療費共同事業拠出金	0	1,811,407	皆減	廃止	○	—	—
			51	保険財政共同安定化事業拠出金	0	13,152,861	皆減	廃止	○	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点				
										目的 妥当性	有効 性	効率 性		
					(国民健康保険会計分)	52	高額医療費共同事業事務費拠出金	0	686	皆減	廃止	○	—	—
					53	保険財政共同安定化事業事務費拠出金	0	643	皆減	廃止	○	—	—	
					54	健診・保健指導事業	446,932	458,718	△ 2.6%	維持	—	—	—	
					55	保養施設開設事業	3,818	3,953	△ 3.4%	維持	—	—	—	
					56	医療費通知事業	40,017	23,751	68.5%	レベルアップ	—	○	—	
					57	訪問保健指導事業	10,625	5,703	86.3%	維持	—	—	—	
					58	財政安定化基金償還金	1	0	皆増	新規	—	—	—	
					59	一般被保険者保険料還付金	109,256	71,087	53.7%	維持	—	—	—	
					60	退職被保険者等保険料還付金	1,000	1,200	△ 16.7%	維持	—	—	—	
					61	保険給付費等交付金償還金	1	0	皆増	新規	—	—	—	
					62	その他償還金	622,931	0	皆増	新規	—	—	—	
					63	返納金及び還付金	0	3,000	皆減	廃止	○	—	—	
					64	後期高齢者支援金※3	0	6,207,966	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—	
					65	後期高齢者関係事務費拠出金※4	0	445	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—	
					66	前期高齢者納付金※5	0	28,393	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—	
					67	前期高齢者関係事務費拠出金※6	0	430	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—	
					68	老人保健事務費拠出金	0	177	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—	
					69	介護給付費納付金※7	0	2,431,611	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—	
					(後期高齢者医療会計分)	70	後期高齢者医療制度運営事業	40,975	23,197	76.6%	維持	—	—	—
						71	徴収事業	29,360	28,971	1.3%	維持	—	—	—
						72	葬祭費	196,700	190,400	3.3%	維持	—	—	—
						73	療養給付費負担金	3,469,725	3,349,160	3.6%	維持	—	—	—
						74	保険料等負担金	4,216,938	3,911,422	7.8%	維持	—	—	—
						75	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	819,252	758,992	7.9%	維持	—	—	—
						76	審査支払手数料負担金	109,265	106,831	2.3%	維持	—	—	—
						77	財政安定化基金拠出金負担金	1	1	0.0%	維持	—	—	—
						78	保険料未収金補てん分負担金	6,393	14,071	△ 54.6%	維持	—	—	—
						79	保険料所得割減額分負担金	6,957	6,467	7.6%	維持	—	—	—
						80	葬祭費負担金	142,500	138,000	3.3%	維持	—	—	—
						81	後期高齢者医療広域連合事務費分賦金	156,990	151,156	3.9%	維持	—	—	—
						82	高齢者健康診査事業	298,886	287,697	3.9%	維持	—	—	—
						83	保養施設助成事業	152	151	0.7%	維持	—	—	—
						84	保険料還付金	8,500	8,500	0.0%	維持	—	—	—
						85	還付加算金	876	148	491.9%	維持	—	—	—
						86	広域連合交付金返納金	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—
05住みよさを実感できる世界に誇れるまち						8,965,898	8,403,950	6.7%						
11快適な暮らしを支えるまちづくり						6,742,835	6,114,486	10.3%						
28計画的なまちづくりの推進						19,089	70,119	△ 72.8%						
2801計画的な土地利用の誘導						5,136	26,818	△ 80.8%						
1都市計画審議会運営事業						1,364	1,364	0.0%	維持	—	—	—		
2国土利用計画法届出経由等事業						70	70	0.0%	維持	—	—	—		
3都市計画調整事業						3,702	3,286	12.7%	維持	—	—	—		
4土地利用現況調査事業						0	22,098	皆減	廃止(隔年実施)	—	—	—		
2802区民とともに行うまちづくり						8,135	35,486	△ 77.1%						
1まちづくり推進事業						4,565	31,905	△ 85.7%	維持	—	—	—		
2水彩都市づくり支援事業						570	581	△ 1.9%	維持	—	—	—		
3環境まちづくり推進事業						3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—		
2803魅力ある良好な景観形成						5,818	7,815	△ 25.6%						
1屋外広告物許可事業						161	221	△ 27.1%	維持	—	—	—		
2違反屋外広告物除却事業						2,434	2,434	0.0%	維持	—	—	—		
3都市景観形成促進事業						3,223	5,160	△ 37.5%	維持	—	—	—		
29住みよい住宅・住環境の形成						372,566	430,150	△ 13.4%						
2901多様なニーズに対応した住まいづくり						301,193	357,788	△ 15.8%						
1区営住宅維持管理事業						72,633	87,877	△ 17.3%	レベルアップ	○	○	—		
◆ 2区営住宅改修事業						77,968	79,345	△ 1.7%	維持	—	—	—		

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 策を 実現 する ため の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			3	区営住宅整備基金積立金	1,627	2,050	△ 20.6%	維持	—	—	—
			4	都営住宅募集事業	1,675	1,675	0.0%	維持	—	—	—
			5	高齢者住宅管理運営事業	129,045	128,131	0.7%	維持	—	—	—
			6	優良民間賃貸住宅借上事業	14,563	52,667	△ 72.3%	維持	—	—	—
			7	お部屋探しサポート事業	3,682	6,043	△ 39.1%	維持	—	—	—
				2902良質な既存住宅への支援・誘導	13,151	13,061	0.7%				
			1	マンション共用部分リフォーム支援事業	1,318	1,838	△ 28.3%	維持	—	—	—
			♥ 2	マンション計画修繕調査支援事業	9,189	9,154	0.4%	維持	—	—	—
			3	マンション管理支援事業	1,874	1,255	49.3%	維持	—	—	—
			4	住宅修築資金融資あっせん事業	545	589	△ 7.5%	維持	—	—	—
			5	住宅リフォーム業者紹介事業	225	225	0.0%	維持	—	—	—
				2903良好な住環境の推進	58,222	59,301	△ 1.8%				
			1	みんなでまちをきれいにする運動事業	56,791	57,034	△ 0.4%	維持	—	—	—
			2	アダプトプログラム事業	1,084	1,635	△ 33.7%	維持	—	—	—
			3	美化推進ポスターコンクール事業	236	255	△ 7.5%	維持	—	—	—
			4	マンション等建設指導・調整事業	111	377	△ 70.6%	維持	—	—	—
				30ユニバーサルデザインのまちづくり	95,833	81,424	17.7%				
				3001ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	7,774	6,796	14.4%				
			♥ 1	ユニバーサルデザイン推進事業	7,774	6,796	14.4%	レベルアップ	○	○	—
				3002誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	88,059	74,628	18.0%				
			◆ 1	だれでもトイレ整備事業	59,670	52,971	12.6%	維持	—	—	—
			◆ 2	公衆便所洋式化事業	19,859	19,859	0.0%	維持	—	—	—
			3	ユニバーサルデザイン整備促進事業	1,864	1,798	3.7%	維持	—	—	—
			4	鉄道駅総合バリアフリー推進事業	6,666	0	皆増	新規	—	—	—
				31便利で快適な道路・交通網の整備	6,255,347	5,532,793	13.1%				
				3101安全で環境に配慮した道路の整備	4,728,038	4,003,613	18.1%				
			1	公共用地調査測量事業	7,699	7,731	△ 0.4%	維持	—	—	—
			2	道路事務所管理運営事業	56,705	55,672	1.9%	維持	—	—	—
			3	道路台帳管理事業	15,392	17,048	△ 9.7%	維持	—	—	—
			4	道路区域台帳整備事業	26,816	34,973	△ 23.3%	維持	—	—	—
			5	地籍調査事業	20,157	31,687	△ 36.4%	維持	—	—	—
			6	無電柱化推進計画策定事業	19,000	0	皆増	新規	—	—	—
			7	道路維持管理事業	316,373	323,636	△ 2.2%	維持	—	—	—
			8	道路清掃事業	213,377	210,466	1.4%	維持	—	—	—
			◆ 9	道路改修事業	761,781	726,660	4.8%	維持	—	—	—
			◆ 10	都市計画道路補助115号線整備事業	250,081	306,991	△ 18.5%	維持	—	—	—
			◆ 11	都市計画道路補助199号線整備事業	17,997	0	皆増	新規	—	—	—
			◆ 12	東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業	685,473	506,318	35.4%	維持	—	—	—
			◆ 13	仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業	24,595	0	皆増	維持	—	—	—
			◆ 14	東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線遮熱性舗装整備事業	179,934	88,474	103.4%	維持	—	—	—
			15	音楽道路事業	0	40	皆減	廃止	○	—	—
			16	私道整備助成事業	100,000	120,000	△ 16.7%	維持	—	—	—
			17	橋梁維持管理事業	25,708	25,708	0.0%	維持	—	—	—
			◆ 18	橋梁塗装補修事業	142,564	146,948	△ 3.0%	維持	—	—	—
			◆ 19	橋梁耐震調査事業	32,865	30,780	6.8%	維持	—	—	—
			◆ 20	清水橋改修事業	600	25,343	△ 97.6%	維持	—	—	—
			◆ 21	新高橋改修事業	63,300	108,900	△ 41.9%	維持	—	—	—
			◆ 22	東富橋改修事業	40,176	0	皆増	新規	—	—	—
			◆ 23	弁天橋改修事業	600	45,468	△ 98.7%	維持	—	—	—
			◆ 24	御船橋改修事業	294,915	400	73628.8%	維持	—	—	—
			◆ 25	雲雀橋改修事業	248,000	505,400	△ 50.9%	維持	—	—	—
			◆ 26	豊島橋撤去事業	0	80,020	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			27	街路灯維持管理事業	278,171	313,127	△ 11.2%	維持	—	—	—
			◆ 28	街路灯改修事業	565,419	148,619	280.4%	維持	—	—	—
			29	防犯灯維持管理助成事業	19,305	19,304	0.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施を 実現 の ため	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				30 交通安全施設維持管理事業	76,660	79,060	△ 3.0%	維持	—	—	—
				31 掘さく道路復旧事業	44,682	42,760	4.5%	維持	—	—	—
				32 移管道路改修事業	199,693	0	皆増	維持	—	—	—
				33 新木場地区移管道路改修事業※8	0	2,080	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
				3102 通行の安全性と快適性の確保	480,972	511,703	△ 6.0%				
				1 交通傷害保険事業	2,851	2,906	△ 1.9%	維持	—	—	—
				2 交通災害見舞金支給事業	1,000	1,000	0.0%	維持	—	—	—
				3 交通安全普及啓発事業	13,154	13,109	0.3%	維持	—	—	—
				4 道路占用許可事業	1,679	11,140	△ 84.9%	維持	—	—	—
				5 公有地等管理適正化事業	15,633	15,633	0.0%	維持	—	—	—
				6 道路監察指導事業	7,322	7,416	△ 1.3%	維持	—	—	—
				7 公益事業者占用管理事業	4,697	8,262	△ 43.1%	維持	—	—	—
				8 放置自転車対策事業	193,360	188,002	2.8%	維持	—	—	—
				9 自転車駐車場管理運営事業	56,121	42,794	31.1%	維持	—	—	—
				10 民営自転車駐車場補助事業	10,000	10,000	0.0%	維持	—	—	—
				11 自転車通行空間整備事業	116,008	159,924	△ 27.5%	維持	—	—	—
				12 コミュニティサイクル推進事業	59,147	51,517	14.8%	レベルアップ	○	○	—
				3103 公共交通網の充実	1,046,337	1,017,477	2.8%				
				1 地下鉄8・11号線建設促進事業	1,013	3,770	△ 73.1%	維持	—	—	—
				2 地下鉄8号線建設基金積立金	1,000,000	1,000,000	0.0%	維持	—	—	—
				3 江東区コミュニティバス運行事業	45,324	13,707	230.7%	レベルアップ	○	—	—
				12 安全で安心なまちの実現	2,223,063	2,289,464	△ 2.9%				
				32 災害に強い都市の形成	1,496,744	1,564,268	△ 4.3%				
				3201 耐震・不燃化の推進	1,251,338	1,335,106	△ 6.3%				
				♥ 1 民間建築物耐震促進事業	893,976	974,844	△ 8.3%	レベルアップ	○	○	—
				◆ 2 細街路拡幅整備事業	143,997	118,807	21.2%	維持	—	—	—
				♥ 3 不燃化特区推進事業	213,365	241,455	△ 11.6%	レベルアップ	○	○	○
				3202 水害対策の推進	222,719	209,156	6.5%				
				1 水防対策事業	26,470	21,885	21.0%	維持	—	—	—
				2 下水道整備受託事業	136,470	144,354	△ 5.5%	維持	—	—	—
				3 高潮対策事業	110	110	0.0%	維持	—	—	—
				4 水門維持管理事業	36,854	34,604	6.5%	維持	—	—	—
				5 公園橋・樋管耐震調査事業	14,613	0	皆増	維持	—	—	—
				6 排水場維持管理事業	8,202	8,203	△ 0.0%	維持	—	—	—
				3203 災害時における救援態勢の整備	22,687	20,006	13.4%				
				1 防災・備蓄倉庫維持管理事業	21,715	19,099	13.7%	維持	—	—	—
				2 船着場維持管理事業	972	907	7.2%	維持	—	—	—
				33 地域防災力の強化	614,241	605,383	1.5%				
				3301 防災意識の醸成	46,476	27,002	72.1%				
				1 危機管理訓練事業	25,351	17,703	43.2%	維持	—	—	—
				2 危機管理啓発事業	21,125	9,299	127.2%	レベルアップ	○	○	—
				3302 災害時における地域救助・救護体制の整備	146,756	163,497	△ 10.2%				
				1 被災者支援事業	4,813	4,813	0.0%	維持	—	—	—
				2 防災会議運営事業	6,575	4,659	41.1%	維持	—	—	—
				3 職員危機管理態勢確立事業	6,064	5,635	7.6%	維持	—	—	—
				4 消防団育成事業	9,453	9,389	0.7%	維持	—	—	—
				♥ 5 民間防災組織育成事業	56,460	57,213	△ 1.3%	維持	—	—	—
				6 災害対策資機材整備事業	34,266	34,867	△ 1.7%	レベルアップ	○	○	—
				7 消火器整備事業	14,183	14,310	△ 0.9%	維持	—	—	—
				8 防災基金積立金	34	1,583	△ 97.9%	維持	—	—	—
				9 地区別防災カルテ推進事業	3,818	3,818	0.0%	維持	—	—	—
				10 災害救助活動事業	855	855	0.0%	維持	—	—	—
				11 国民保護協議会運営事業	2,821	2,819	0.1%	維持	—	—	—
				12 小災害り災者応急援助事業	2,096	1,906	10.0%	維持	—	—	—
				13 災害弔慰金支給事業	5,000	5,000	0.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			14	災害援護資金貸付事業	59	3,229	△ 98.2%	維持	—	—	—
			15	避難行動支援事業	259	13,401	△ 98.1%	維持	—	—	—
			3303	災害時の避難所等における環境整備	421,009	414,884	1.5%				
			1	災害情報通信設備維持管理事業	305,084	312,732	△ 2.4%	維持	—	—	—
		◆	2	災害情報通信設備整備事業	36,060	55,860	△ 35.4%	維持	—	—	—
			3	備蓄物資整備事業	47,374	46,292	2.3%	維持	—	—	—
			4	拠点避難所公衆無線LAN維持管理事業	32,491	0	皆増	新規	—	—	—
			34	事故や犯罪のないまちづくり	112,078	119,813	△ 6.5%				
			3402	地域防犯力の強化と防犯環境の整備	112,078	119,813	△ 6.5%				
		♥	1	生活安全対策事業	112,078	119,813	△ 6.5%	維持	—	—	—
			06	計画の実現に向けて	13,013,712	13,735,916	△ 5.3%				
			41	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	337,938	387,767	△ 12.9%				
			41 02	積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	337,938	387,767	△ 12.9%				
			1	情報公開・個人情報保護制度運営事業	2,962	2,447	21.0%	維持	—	—	—
			2	外部監査事業	9,057	9,057	0.0%	維持	—	—	—
			3	区報発行事業	166,611	167,108	△ 0.3%	維持	—	—	—
			4	広報誌発行事業	6,675	14,829	△ 55.0%	維持	—	—	—
			5	CATV放送番組制作事業	118,919	128,500	△ 7.5%	維持	—	—	—
			6	FM放送番組制作事業	5,963	5,905	1.0%	維持	—	—	—
			7	法律・行政相談事業	5,203	5,202	0.0%	維持	—	—	—
			8	広聴事業	2,557	2,040	25.3%	維持	—	—	—
			9	ホームページ運営事業	10,162	10,349	△ 1.8%	維持	—	—	—
			10	こうとう情報ステーション運営事業	1,978	30,544	△ 93.5%	維持	—	—	—
			11	こうとうPRコーナー運営事業	3,010	2,395	25.7%	維持	—	—	—
			12	広報事務	4,841	5,651	△ 14.3%	維持	—	—	—
			13	世論調査事業	0	3,740	皆減	廃止(隔年実施)	—	—	—
			42	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	7,189,872	6,690,356	7.5%				
			42 01	施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	7,143,984	6,650,908	7.4%				
			1	区政功労者表彰事業	5,561	5,557	0.1%	維持	—	—	—
			2	永年勤続職員感謝状贈呈事業	1,215	990	22.7%	維持	—	—	—
			3	庁有車管理事業	40,898	39,933	2.4%	維持	—	—	—
			4	総務事務	216,822	216,122	0.3%	維持	—	—	—
			5	文書事務	71,672	56,703	26.4%	維持	—	—	—
			6	営繕事務	18,310	26,906	△ 31.9%	維持	—	—	—
			7	緊急雇用創出事業	8,738	11,353	△ 23.0%	維持	—	—	—
			8	オリンピック・パラリンピック開催準備事業	30,270	24,896	21.6%	レベルアップ	○	○	—
			9	職員福利厚生事業	64,968	65,874	△ 1.4%	維持	—	—	—
			10	職員安全衛生事業	114,199	117,000	△ 2.4%	維持	—	—	—
			11	職員公務災害補償事業	40,069	39,725	0.9%	維持	—	—	—
			12	職員寮維持管理事業	1,169	1,418	△ 17.6%	維持	—	—	—
			13	人事事務	186,555	156,019	19.6%	維持	—	—	—
			14	給与事務	1,021	1,231	△ 17.1%	維持	—	—	—
			15	契約・検査事務	1,298	5,940	△ 78.1%	維持	—	—	—
			16	会計事務	34,025	33,382	1.9%	維持	—	—	—
			17	用品事務	13,348	13,230	0.9%	維持	—	—	—
			18	庁舎維持管理事業	646,564	498,859	29.6%	維持	—	—	—
			19	総合区民センター維持管理事業	119,645	137,492	△ 13.0%	維持	—	—	—
			20	豊洲シビックセンター維持管理事業	300,327	322,356	△ 6.8%	維持	—	—	—
			21	駐車場管理事業	18,395	5,041	264.9%	維持	—	—	—
			22	財産管理事業	29,972	17,548	70.8%	維持	—	—	—
			23	土地開発公社負担金	150	159	△ 5.7%	維持	—	—	—
			24	電子自治体構築事業	1,005,991	960,860	4.7%	維持	—	—	—
		♥	25	SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業	25,979	22,908	13.4%	レベルアップ	○	—	—
			26	国際交流員活用事業	6,160	5,915	4.1%	維持	—	—	—
			27	電子計算事務	2,659,839	2,453,473	8.4%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施を 実現の ための 施策	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				28 出張所管理運営事業	53,122	51,773	2.6%	維持	—	—	—
				29 証明書自動交付サービス事業	36,923	64,846	△ 43.1%	維持	—	—	—
				30 総合窓口事業	180,136	176,134	2.3%	維持	—	—	—
				31 区民部管理事務	1,161	1,270	△ 8.6%	維持	—	—	—
				32 個人番号カード交付事業	551,843	586,833	△ 6.0%	維持	—	—	—
				33 戸籍管理事業	9,283	8,593	8.0%	維持	—	—	—
				34 住民記録事業	21,292	18,109	17.6%	維持	—	—	—
				35 印鑑登録事業	3,465	2,619	32.3%	維持	—	—	—
				36 統計調査事務	948	1,332	△ 28.8%	維持	—	—	—
				37 基幹統計調査事業	25,729	11,846	117.2%	維持	—	—	—
				38 地域振興管理事務	2,241	708	216.5%	レベルアップ	○	○	—
				39 監査委員運営事業	22,930	22,679	1.1%	維持	—	—	—
				40 監査事務局運営事業	2,156	2,407	△ 10.4%	維持	—	—	—
				41 福祉部管理事務	10,434	11,141	△ 6.3%	維持	—	—	—
				42 障害者福祉事務	17,681	16,661	6.1%	維持	—	—	—
				43 高齢者福祉事務	10,534	5,216	102.0%	維持	—	—	—
				44 児童福祉事務	3,852	3,450	11.7%	維持	—	—	—
				45 入園事務	52,134	27,730	88.0%	レベルアップ	○	—	—
				46 保健所事務	41,116	38,776	6.0%	維持	—	—	—
				47 環境清掃部管理事務	1,967	1,968	△ 0.1%	維持	—	—	—
				48 清掃事務	1,052	926	13.6%	維持	—	—	—
				49 商工管理事務	1,917	1,892	1.3%	維持	—	—	—
				50 土木管理事務	13,336	12,642	5.5%	維持	—	—	—
				51 公共建設統計調査事業	453	606	△ 25.2%	維持	—	—	—
				52 交通対策事務	801	571	40.3%	維持	—	—	—
				53 道路橋梁管理事務	1,661	1,661	0.0%	維持	—	—	—
				54 都市整備事務	2,966	3,398	△ 12.7%	維持	—	—	—
				55 建築確認・指導等実施事業	26,031	26,235	△ 0.8%	維持	—	—	—
				56 建築審査会運営事業	2,108	2,161	△ 2.5%	維持	—	—	—
				57 建築紛争調停委員会運営事業	969	971	△ 0.2%	維持	—	—	—
				58 教育委員会運営事業	13,547	13,648	△ 0.7%	維持	—	—	—
				59 教育委員会事務局運営事業	19,971	19,914	0.3%	維持	—	—	—
				60 学校跡地施設管理事業	547	547	0.0%	維持	—	—	—
				61 学校施設管理事務	74,121	16,847	340.0%	維持	—	—	—
				62 教育指導事務	191,568	173,079	10.7%	維持	—	—	—
				63 放課後支援管理事務	829	829	0.0%	維持	—	—	—
				64 国庫支出金返納金	20,000	20,000	0.0%	維持	—	—	—
				65 都支出金返納金	60,000	60,000	0.0%	維持	—	—	—
				4203 政策形成能力を備えた職員の育成	45,888	39,448	16.3%				
				1 職員研修事業	32,783	29,724	10.3%	レベルアップ	○	○	—
				2 職員報発行事業	1,399	1,399	0.0%	維持	—	—	—
				3 職員提案制度事業	3,706	325	1040.3%	維持	—	—	—
				4 職員自主企画調査事業	8,000	8,000	0.0%	維持	—	—	—
				43 自律的な区政基盤の確立	5,485,902	6,657,793	△ 17.6%				
				4301 自律的な区政基盤の強化	861,024	964,074	△ 10.7%				
				1 議会運営事業	607,971	636,093	△ 4.4%	維持	—	—	—
				2 行政調査事業	252	2,024	△ 87.5%	維持	—	—	—
				3 政務活動事業	100,800	105,600	△ 4.5%	維持	—	—	—
				4 区議会だより発行事業	17,690	18,031	△ 1.9%	維持	—	—	—
				5 区議会事務局運営事業	40,103	16,845	138.1%	レベルアップ	○	○	—
				6 人権推進事業	12,644	11,668	8.4%	維持	—	—	—
				7 平和都市宣言趣旨普及事業	2,320	2,220	4.5%	維持	—	—	—
				8 長期計画進行管理事業	14,991	4,608	225.3%	レベルアップ	○	○	—
				9 港湾・臨海部対策事業	2,048	1,719	19.1%	維持	—	—	—
				10 企画調整事務	8,380	8,718	△ 3.9%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			11	選挙管理委員会運営事業	12,928	13,102	△ 1.3%	維持	—	—	—
			12	選挙管理委員会事務局運営事業	463	495	△ 6.5%	維持	—	—	—
			13	明るい選挙推進委員活動事業	2,166	2,068	4.7%	維持	—	—	—
			14	選挙啓発ポスターコンクール事業	268	267	0.4%	維持	—	—	—
			15	選挙執行事業	37,999	140,615	△ 73.0%	維持	—	—	—
			16	特別区競馬組合分担金	1	1	0.0%	維持	—	—	—
				4302安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	4,624,878	5,693,719	△ 18.8%				
			1	財政調整基金積立金	1,200,527	1,203,683	△ 0.3%	維持	—	—	—
			2	減債基金積立金	191,070	204,942	△ 6.8%	維持	—	—	—
			3	公共施設建設基金積立金	411	2,727	△ 84.9%	維持	—	—	—
			4	東京オリンピック・パラリンピック基金積立金	800,000	300,000	166.7%	レベルアップ	○	—	—
			5	予算事務	10,763	13,707	△ 21.5%	維持	—	—	—
			6	自動車臨時運行許可事業	20	122	△ 83.6%	維持	—	—	—
			7	納税功労者表彰事業	335	337	△ 0.6%	維持	—	—	—
			8	納税奨励事業	3,553	3,623	△ 1.9%	維持	—	—	—
			9	過誤納税金還付金及び還付加算金	190,000	210,000	△ 9.5%	維持	—	—	—
			10	賦課事業	163,285	145,328	12.4%	維持	—	—	—
			11	徴収事業	135,492	132,843	2.0%	維持	—	—	—
			12	特別区債元金	1,570,426	3,097,508	△ 49.3%	維持	—	—	—
			13	特別区債利子	354,923	371,513	△ 4.5%	維持	—	—	—
			14	一時借入金利子	2,425	2,425	0.0%	維持	—	—	—
			15	特別区債管理事務	1,648	4,961	△ 66.8%	維持	—	—	—
				07給与費等	27,409,448	26,932,890	1.8%				
				08予備費	870,000	870,000	0.0%				
				総計	291,324,000	303,369,000	△ 4.0%				

長期計画 30年度主要ハード・ソフト事業予算額

(単位: 千円)

	ハード事業 ◆ 〔施設事業〕	ソフト事業 ♥ 〔非施設事業〕	合計
01水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	740,214	1,686,174	2,426,388
02未来を担う子どもを育むまち	11,467,182	2,244,863	13,712,045
03区民の力で築く元気に輝くまち	1,594,009	45,384	1,639,393
04ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	506,754	151,883	658,637
05住みよさを実感できる世界に誇れるまち	3,645,854	1,292,842	4,938,696
06計画の実現に向けて	0	25,979	25,979
合計	17,954,013	5,447,125	23,401,138

※1 平成30年度より、産業表彰事業に統合

※2 平成30年度より、精神・育成自立支援医療費給付事業に統合

※3 平成30年度より、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金、退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金に統合

※4 平成30年度より、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金、退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金に統合

※5 平成30年度より、一般被保険者医療給付費分納付金に統合

※6 平成30年度より、一般被保険者医療給付費分納付金に統合

※7 平成30年度より、介護納付金分納付金に統合

※8 平成30年度より、移管道路改修事業に統合

4. 事業の見直し

(平成30年度当初予算)

平成29年度行政評価の結果を受け、平成30年度当初予算において各事業の見直しを行い、効果的・効率的な区政運営に努めていきます。

※ 本項における見直し内容は、事業内の個別の取り組みに関する見直し等を含んでいるため、事業全体の改善方向を評価する事務事業評価結果とは一致していない場合があります。

1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

事業名	ごみ収集運搬事業
見直し内容	技能系職員の退職不補充により、委託作業員を拡大。
事業費	1,661,017 千円 （見直し影響額： △ 4,204 千円）

2 未来を担う子どもを育むまち

事業名	保育所管理運営事業〔区立保育園の民営化〕
見直し内容	南砂第四保育園の民営化を実施。
事業費	4,680,007 千円 （見直し影響額： △ 32,602 千円）

事業名	保育所管理運営事業〔給食調理業務の民間委託〕
見直し内容	新たに区立保育所2園の給食調理業務を委託。
事業費	4,680,007 千円 （見直し影響額： △ 4,200 千円）

事業名	小学校校舎維持管理事業
見直し内容	退職不補充により、用務業務委託校を2校追加。
事業費	928,191 千円 （見直し影響額： △ 28,279 千円）

事業名	中学校校舎維持管理事業		
見直し内容	退職不補充により、用務業務委託校を1校追加。		
事業費	390,213 千円	(見直し影響額:	△ 4,822 千円)

3 区民の力で築く元気に輝くまち

事業名	保養施設借上事業		
見直し内容	宿泊施設の年間借上げ室数を見直し。		
事業費	117,770 千円	(見直し影響額:	△ 7,603 千円)

4 とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

事業名	公害健康リハビリテーション事業		
見直し内容	ぜん息児教室(小児)を廃止。		
事業費	4,332 千円	(見直し影響額:	△ 222 千円)

事業名	心身障害者福祉電話事業		
見直し内容	新規申請受付を廃止。		
事業費	2,120 千円	(見直し影響額:	△ 291 千円)

事業名	食事サービス事業		
見直し内容	事業者への委託単価を見直し。		
事業費	66,054 千円	(見直し影響額:	△ 15,916 千円)

5. 参考資料

江東区行政評価実施要綱

平成 22 年 7 月 1 日

22 江政企第 996 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策（以下単に「施策」という。）に対する行政評価の実施について必要な事項を定め、もって行政資源を有効活用するとともに、区民にわかりやすい行政運営を実施することを目的とする。

(対象)

第 2 条 行政評価の対象は、江東区長期計画における次に掲げる事項とする。

- (1) 施策
- (2) 事務事業
- (3) その他区長が必要と認める事項

(施策評価)

第 3 条 施策を主管する部長（以下「主管部長」という。）は、施策に属する事務事業等を所管する部長（以下「関係部長」という。）と調整のうえ、施策を対象とする評価（以下「施策評価」という。）の一次評価（以下「一次評価」という。）を実施する。

2 江東区外部評価委員会設置要綱（平成 22 年 4 月 23 日 22 江政企第 416 号）により設置された江東区外部評価委員会は、一次評価の結果のうち、区長が必要と認める施策について、施策評価の外部評価（以下「外部評価」という。）を実施する。

3 区長は、外部評価の結果（外部評価を実施しない施策については一次評価の結果）を経て、施策評価の二次評価（以下「二次評価」という。）を実施する。

(二次評価の取扱い)

第 4 条 政策経営部企画課長（以下「企画課長」という。）は、二次評価の結果の原案を作成する。

2 二次評価の結果の原案は、江東区長期計画推進委員会設置要綱（平成 22 年 5 月 26 日 22 江政企第 222 号）により設置された長期計画推進委員会

における審議を経た後、江東区庁議等の設置及び運営に関する要綱（昭和40年4月1日）により設置された経営会議に提出し、審議を行う。

3 前項の審議を経て、江東区庁議等の設置及び運営に関する要綱により設置された庁議において、施策評価を決定する。

4 主管部長及び関係部長は、施策評価に基づき、施策の実現に向けた取組みのあり方の見直しを図るものとする。

（事務事業評価）

第5条 長期計画における施策に定める「施策を実現するための取り組み」の主管課長（以下「主管課長」という。）は、事務事業を所管する課長（以下「関係課長」という。）と調整のうえ、事務事業を対象とする評価（以下「事務事業評価」という。）の一次評価（以下「事務事業一次評価」という。）を実施する。

2 企画課長は、事務事業一次評価の結果を踏まえ、事務事業評価の二次評価（以下「事務事業二次評価」という。）を実施する。

3 事務事業二次評価の結果は、長期計画推進委員会における審議を経た後、経営会議に提出し、審議を行う。

4 前項の審議を経て、事務事業評価は、庁議において決定する。

5 関係課長は、事務事業評価に基づき、事務事業の見直しを図るものとする。

（区民への公表）

第6条 区長は、行政評価の終了後行政評価の結果を区民へ公表するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

江東区長期計画の展開 2018

平成30年3月 印刷物登録番号(29)88号

編集発行 江東区政策経営部企画課
東京都江東区東陽4-11-28
電話(3647)9111(代表)

印刷所 エビス印刷工業株式会社
東京都江東区清澄3-9-10
電話(3641)8014